

内部資料

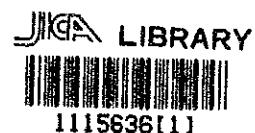
先進国援助機関調査

国際協力事業団

国際協力総合研修所

IIC
S.C

先進国援助機関調査



国際協力事業団
国際協力総合研修所



はじめに

我が国が本格的な政府開発援助（ODA）を開始して40年、国際協力事業団（JICA）が設立されて20年を経過したが、この間我が国は、累次にわたる中期目標の設定、ODA大綱の閣議決定等を通じ、ODAの量の拡大と質の向上に努力を傾注してきている。1989年以降は90年を除き、それまでトップドナーの地位にあったアメリカに代わり、我が国がトップドナーの地位を占めるに至っている。このことは、とりもなおさず、援助供与国21ヶ国により構成されるDAC（開発援助委員会）を初めとし、今後の世界の援助動向について、我が国のODAが従来以上に大きな影響力を持ち、かつイニシアティブの発揮が期待されていることを意味しよう。

現在、開発途上国の開発課題は、地球的規模の開発課題に加え、市場経済化、民営化、人口・エイズ等の新規開発課題が増加し、多様化してきており、援助供与国側においては、新たなスキーム、新たな手法の開発等による総合的なかつ効果的な援助の実施が求められてきている。

かかる現状に鑑み、今後ますます重要となるドナー間協調及び連携の推進を図るために基盤を整備することを目的として、平成5年度に主要先進国の援助動向、実施体制、予算に関する包括的な調査を実施した。その結果を踏まえ、本年度は補足調査として援助政策の大幅な変更の検討がなされているアメリカ及びイギリスの最新の援助動向を調査し、2年度分の調査結果を合体して本報告書に取り纏めた。

過去、先進国援助機関に関する調査が様々な機関により実施され、報告書に取り纏められているが、特定の目的や特定の課題、特定の機関に限定した調査結果を取り纏めたものがほとんどであり、国単位、援助機関単位の包括的な調査はなされてこなかった。この意味で、今回の調査研究は主要先進国及びその中の主要援助機関、特に技術協力に焦点をあて、同一期間に共通様式、共通項目を用い、包括的に調査を行ったところに特徴がある。

調査対象の主要先進国としては、DAC加盟21ヶ国の中のアメリカ、フランス、ドイツ、英国、カナダ及びスウェーデンの6ヶ国とした。

各国の調査に際しては、アメリカ、フランス、カナダ、オーストリア、英國の各JICA在外事務所の協力を得て、資料・情報を収集し、当研修所にて加工のうえ、共通様式に取り纏めた。なお、構成は2部構成となっており簡潔さに配慮した共通様式による国別要覧編と解説、データ及び図表を中心に取り纏めた国別詳細編とに分けて編集した。また、今後データの更新や追加情報の挿入に際しての利便性を考慮して、バインダー方式を採用した。

本報告書が先進各国の援助政策、実施体制、重点地域、重点分野等の理解の促進に寄与し、ひいては、我が国ODAの拡充・改善の一助となることを期待するものである。

最後に、本調査の実施に際し、ご協力・ご支援を頂いた関係者各位に感謝の意を表したい。

平成6年10月

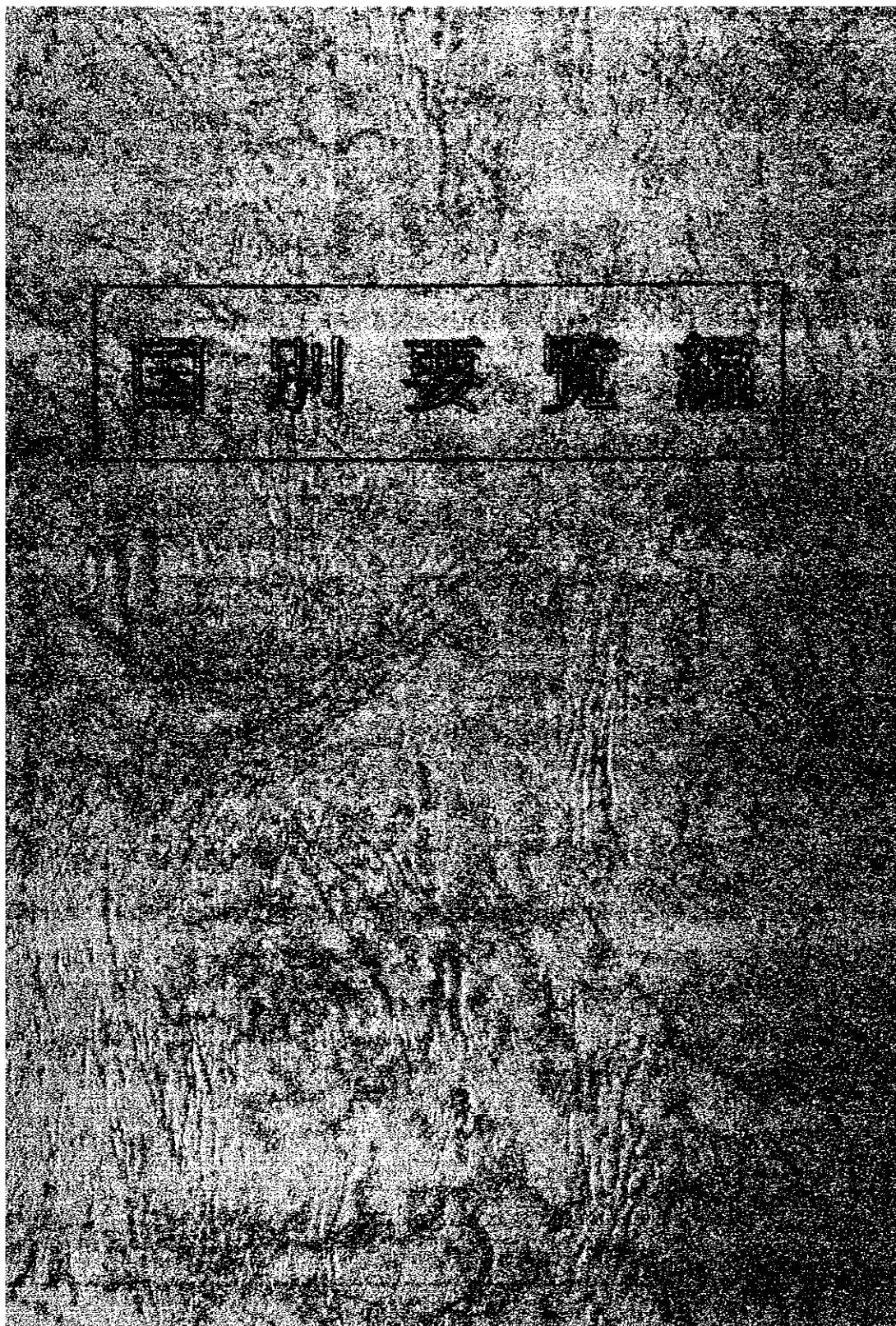
国際協力事業団
国際協力総合研修所
所長 岩波和俊

國 別 要 覧 編

先進国援助機関調査（アメリカ）

I. 援助の目的と制度

A 開 発 援 助 政 策	<p>1. 法的枠組</p> <p>対外援助は1961年に施行されたForeign Assistance Act (F A A) に規定されるが、冷戦の終了後世界情勢の変化に対応しきれなくなっているため、新援助法が議会に上程され、審議中である。</p> <p>F A Aは、災害援助、国際機関への拠出金を含む経済援助を規定する第1部、安全保障関係を規定する第2部、U S A I D (Agency for International Development) 等の組織運営を規定した第3部の3部構成となっている。</p>												
2. 目的と理念	<p>1994年1月に援助機関U S A I Dが発表した新援助戦略「持続可能な開発のための戦略」では、下記の5項目のタイトルで援助目標を定めている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①環境の保護</td> <td style="width: 50%;">④広範囲の経済成長の促進</td> </tr> <tr> <td>②民主主義の育成</td> <td>⑤人道的援助と移行経済支援</td> </tr> <tr> <td>③世界人口の安定化と健康保持</td> <td></td> </tr> </table> <p>審議中の新援助法案では、以下の6つの目的のもとにプログラムが構成されている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①持続可能な開発</td> <td style="width: 50%;">④人道的援助の提供</td> </tr> <tr> <td>②民主主義の育成</td> <td>⑤貿易・投資を通じての成長の促進</td> </tr> <tr> <td>③平和の追求</td> <td>⑥外交の促進</td> </tr> </table>	①環境の保護	④広範囲の経済成長の促進	②民主主義の育成	⑤人道的援助と移行経済支援	③世界人口の安定化と健康保持		①持続可能な開発	④人道的援助の提供	②民主主義の育成	⑤貿易・投資を通じての成長の促進	③平和の追求	⑥外交の促進
①環境の保護	④広範囲の経済成長の促進												
②民主主義の育成	⑤人道的援助と移行経済支援												
③世界人口の安定化と健康保持													
①持続可能な開発	④人道的援助の提供												
②民主主義の育成	⑤貿易・投資を通じての成長の促進												
③平和の追求	⑥外交の促進												
3. 援助の重点政策	<p>新援助戦略における重要政策：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 持続可能な参加型の開発を支援すること - パートナーシップを強調すること - 統合的なアプローチと手法を用いること 												
4. 援助対象国	<p>新援助戦略における対象国</p> <ul style="list-style-type: none"> ①持続可能な開発を目指す国（包括的な援助パッケージが必要な国） ②政治体制の変化、自然災害等により緊急な援助が必要な国 ③USAIDのプレゼンスが小さく、N G O等の機関の活用可能性が高い国 <p>重点国：毎年U S A I Dが政治的要因、安全保障上の要因を考慮して国別配分案を作成し、最終的議会で国別配分が決定される。</p> <p>国別援助戦略文書(Country Development Strategy Statement: C D S S)が作成され、一般に公開されている。（主要援助対象国：別添1参照）</p>												



先進国援助機関調査（アメリカ）

I. 援助の目的と制度

A 開 発 援 助 政 策	<p>1. 法的枠組</p> <p>対外援助は1961年に施行されたForeign Assistance Act (F A A) に規定されるが、冷戦の終了後世界情勢の変化に対応しきれなくなっているため、新援助法が議会に上程され、審議中である。</p> <p>F A Aは、災害援助、国際機関への拠出金を含む経済援助を規定する第1部、安全保障関係を規定する第2部、U S A I D (Agency for International Development) 等の組織運営を規定した第3部の3部構成となっている。</p>												
2. 目的と理念	<p>1994年1月に援助機関U S A I Dが発表した新援助戦略「持続可能な開発のための戦略」では、下記の5項目のタイトルで援助目標を定めている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①環境の保護</td> <td style="width: 50%;">④広範囲の経済成長の促進</td> </tr> <tr> <td>②民主主義の育成</td> <td>⑤人道的援助と移行経済支援</td> </tr> <tr> <td>③世界人口の安定化と健康保持</td> <td></td> </tr> </table> <p>審議中の新援助法案では、以下の6つの目的のもとにプログラムが構成されている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①持続可能な開発</td> <td style="width: 50%;">④人道的援助の提供</td> </tr> <tr> <td>②民主主義の育成</td> <td>⑤貿易・投資を通じての成長の促進</td> </tr> <tr> <td>③平和の追求</td> <td>⑥外交の促進</td> </tr> </table>	①環境の保護	④広範囲の経済成長の促進	②民主主義の育成	⑤人道的援助と移行経済支援	③世界人口の安定化と健康保持		①持続可能な開発	④人道的援助の提供	②民主主義の育成	⑤貿易・投資を通じての成長の促進	③平和の追求	⑥外交の促進
①環境の保護	④広範囲の経済成長の促進												
②民主主義の育成	⑤人道的援助と移行経済支援												
③世界人口の安定化と健康保持													
①持続可能な開発	④人道的援助の提供												
②民主主義の育成	⑤貿易・投資を通じての成長の促進												
③平和の追求	⑥外交の促進												
3. 援助の重点政策	<p>新援助戦略における重要政策：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 持続可能な参加型の開発を支援すること - パートナーシップを強調すること - 統合的なアプローチと手法を用いること 												
4. 援助対象国	<p>新援助戦略における対象国</p> <ul style="list-style-type: none"> ①持続可能な開発を目指す国（包括的な援助パッケージが必要な国） ②政治体制の変化、自然災害等により緊急な援助が必要な国 ③USAIDのプレゼンスが小さく、N G O等の機関の活用可能性が高い国 <p>重点国：毎年U S A I Dが政治的要因、安全保障上の要因を考慮して国別配分案を作成し、最終的議会で国別配分が決定される。</p> <p>国別援助戦略文書(Country Development Strategy Statement: C D S S)が作成され、一般に公開されている。（主要援助対象国：別添1参照）</p>												

B 開 発 援 助 予 算	1. 概要と 特徴	予算上、対外援助は多国間援助、二国間援助、二国間軍事援助、輸出支援の4つに分類され、そのうちODAに分類されるのは多国間援助と二国間援助の大部分である。ODAと非ODAが予算上混在しており区分けが難しいが、DACの統計によると1992年のODA実績は107.6億ドルで、DAC諸国全体の17.5%を占め、日本に次いで第2位である。1993年の対外援助歳出予算額は262.6億ドルとなっている。（別添2参照）。
	2. 無償資金 協力	PL 480食糧援助の一部が有償資金援助であるのを除き全て贈与である。資金協力と技術協力は一体化されており、予算上、資金協力と技術協力の区別はない。なお、食糧援助にはタイトルI、II、IIIの3種類があり、タイトルIが借款による食糧援助、タイトルIIが無償の緊急食糧援助、タイトルIIIはタイトルIにより借款で供与されたものが、援助対象国の国際収支を目的として無償化されるものである。
	3. 技術協力	技術協力と資金協力の予算上の区別はないが、DAC資料によると1991年度の実績で技術協力がODAに占める割合は31%で、DAC諸国中第3位、金額で第1位となっている。無償資金協力と技術協力は明確な区分がなく、通常援助は資金供与、機材供与、施設建設、専門家派遣、研修員受入等の業務が一体となったプロジェクトとして実施される。
	4. 借款	PL 480食糧援助のタイトルIが借款による食糧不足国に対する食糧援助である。これ以外の援助は全て贈与である。タイトルIの借款の返済条件は返済期間10~30年、返済猶予期間7年、金利最高4%となっている。
	5. 多国間 援助	1994年度予算では国際機関を通じての非ODAを含む援助総額は17.8億ドルとなっている。1993年の支出では総額142億ドルで、その内訳は別添2のとおりである。

C 国 レ ベ ル 実 施 体 制	1. 全体の 機構	米国の開発援助政策の企画立案及び実施は、国際開発協力庁（International Development Cooperation Agency : IDCA）が中心となり、関係各省庁の協力により行われている。ただし、IDCAは実体のある組織ではないため、実際に立案から実施までを担当しているのは、米国国際開発庁（USAID）である。（別添3参照）
	2. 政策立案 体制と実 施機関の 関係	開発援助（Development Assistance : DA）は特別な外交上の配慮を必要としないものに限り、USAIDが立案から実施までを全て決定する。経済支援援助（ESF）は、援助対象国、援助額について国務省が関与し、具体的なプロジェクト、援助形態等についてUSAIDが決定、実施する。多国間援助については国際開発金融機関を財務省、国連機関を国務省が所掌する。食糧援助は農務省が担当するが、USAIDが調査、提案を行う。
	3. 技術協力 実施機関 概略	<p>a) 関連技術協力機関とその関連機構図</p> <pre> graph TD IDCA[国際開発協力庁 IDCA] --- TDA[TDA] IDCA --- USAID[USAID] IDCA --- OPIIC[OPIIC] IDCA --- PC[平和部隊] </pre> <p>TDA : Trade and Development Agency OPIIC : Overseas Private Investment Corporation</p> <hr/> <p>b) 機関別概要およびその役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ① USAID : IDCAの一機構。技術協力を含む二国間援助の立案・実施を行う。 ② TDA（貿易開発庁） : IDCAの一機構。輸出促進のためF/S調査、計画事業に対する援助を行う。 ③ OPIIC : IDCAの一機構。海外直接投資、投資保険、投資保証業務を行う。 ④ 平和部隊 : 独立機関。発展途上国の自助努力を促し、相互理解を深めるための草の根レベルでの協力を理念とし、ボランティアを派遣している。

II. 主要援助機関の概要と実施システム

A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	実施機関名	U S A I D (米国国際開発庁)
	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	U S A I Dは、1961年F A A (Foreign Assistance Act)により対外援助、特に発展途上国への援助を担当する行政機関として設立された。設立当初の目的は、共産主義の脅威に対抗することと、貧困国の開発を支援することにあったが、U S A I Dは冷戦の終焉による世界情勢の変化に対応した対援助戦略の“持続可能な開発のための戦略”を本年1月に発表した。
	2. 所掌業務	①開発援助 (Development Assistance : D A) ②アフリカ開発基金 (Development Fund for Africa : D F A) ③経済支援援助 (Economic Support Fund : E S F) ④特別援助イニシアティブ (Special Assistance Initiatives : S A I) ⑤P L 480食糧援助タイトルⅡとタイトルⅢの無償援助
	3. 機構	a) 本部 1993年10月の組織改革による新組織は、別添4の組織図のとおりである。 b) 海外事務所 海外事務所の所在地は別添5のとおりであるが、一部の事務所の閉鎖を含めた組織の削減が計画されている。本部／海外の職員数を別添する。(別添6)
	4. 方針・重点項目・実績等	新戦略 “持続可能な開発のための戦略”における重点分野: — 環境の保護 — 民主主義の育成 — 世界人口増加の安定化と健康保持 — 広範囲の経済成長の促進 — 人道的援助と移行経済支援 1994年度の地域別予算配分で、アフリカ・中近東は現状維持、中南米とアジアが減少、ロシア、東欧が増加している。

B 意 思 決 定 と 実 施 シ ス テ ム	<p>1. 意思決定システムと役割</p>	<p>a) 本部</p> <p>U S A I DはI D C Aの一機関であるがI D C Aが組織としての実体のない法的存在であることから、U S A I Dが政策・立案から実施までを担当する。海外事務所への権限委譲が進んでおり、ほとんどの業務が海外事務所に任せられている。本部は重要事項の検討・承認、予算等全体に関する業務を行う。</p> <hr/> <p>b) 海外事務所</p> <p>海外事務所の担当官は本部の国・地域担当とともに、実施国に対する援助全体を監督している。具体的な業務は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被援助国政府との政策対話と国別援助方針の作成 ②個別案件の選定とNew Project Description (N P D) の作成 ③N P Dの本部承認後のProject Identification Document (P I D) の作成 ④政治的・技術的問題のない 2,000万ドル未満のプロジェクトの承認 ⑤実施予定案件のAnnual Budget Submission (A B S) の作成 ⑥支出法案の議会可決後の予算配分と援助対象国との協定締結 ⑦プロジェクト実施中のモニタリングと評価
	<p>2. 外部機関との契約等</p>	<p>U S A I Dは基本的に資金を提供する機関であり、プロジェクトの実施は全て民間のコントラクター等との契約により行われ、直営による建設工事は行わない。契約にはU S A I Dが契約する場合と、援助対象国が契約する場合があるが、U S A I Dが契約する場合にはFederal Acquisition Regulation (F A R) の規定に従わねばならない。援助対象国の契約の場合F A Rの適用はなく、U S A I Dの承認のもとに契約される。この場合のディスバースメントの方法は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設建設の場合 工事の進捗状況に応じ、援助対象国から書類を出させ、契約業者に直接支払う。 ② 資機材供与の場合 資機材輸入の援助の場合、直接サプライヤーに支払われる。援助受入国が代金を支払い購入した場合は、リインバース方式により援助受入国政府に支払われる。 ③ ローカルコスト、リカレントコスト支援の場合は、援助対象国の特定の口座に一定額の資金を用意しておくアドバンス・ペイメント方式がとられる。

C 関 係 機 関 と の 連 携	1. 関連機関との関係	U S A I Dと他の政府機関との関係はI-C-2記載のとおりである。U S A I DにはJ I C Aにとっての国際協力センター（J I C E）、国際協力システム（J I C S）のような機関は存在しない。U S A I Dがその活動で密接な関係を有るのは平和部隊、大学・研究機関及びN G Oである。平和部隊は独立した機関だが、草の根レベルで発展途上国の開発に協力しており、平和部隊出身者がU S A I Dにとり重要な人材供給源となっている。
	2. N G Oとの連携	<p>a) 協力関係にあるN G Oの種類</p> <p>①緊急援助のみならず、長期のプロジェクトを実施している大組織</p> <p>②現地の組織を通じて草の根レベルの活動をしているもの</p> <p>③他の組織のために資金を集める組織</p> <p>④広報活動を行う教育開発のグループ</p> <hr/> <p>b) 当該援助機関との関係</p> <p>U S A I Dは参加型の開発援助を重点施策としており、今後N G Oの参加が大きな役割を果たすことが期待される。N G OがU S A I Dと共同で援助を実施する場合、必要資金の25%を自己調達しなければならない。</p>
	3. 地方自治体との関係	U S Aの援助プログラムに地方自治体が関与するケースはない。
	4. 外国機関、国際機関との連携	援助協調は援助側の限られた人的、財政的資源を有効に活用するためにも援助国にとって重要な課題であり、U S Aにおいては、予算面では国連グループのような国際機関への支援は国務省が担当し、世銀、I D Bのような国際金融機関への出資は財務省が担当する。援助協調におけるU S A I Dの関与は主として、プロジェクト、プログラムレベルでの実施面にあり、特に海外ミッションレベルで世銀、U N E P、U N D P、U N I C E F、W F P等との協調が行われている。

III. 主要援助機関における技術協力

A 技 術 協 力 実 績	技術協力は資金協力と一体化しており、その間に具体的な区分はないため、技術協力のみの実績を示す資料はないが、D A Cの資料によると1991年のO D A実績10,952百万ドルのうち 2,921百万ドルが技術協力で、これはD A C諸国中第一位の支出額となっている。研修等の技術援助は海外ミッション（海外事務所）レベルで実施されており、費用の負担に関しても特定のガイドラインは設定されておらず、海外ミッションの裁量に任せられている。	
B 技 術 協 力 サ イ ク ル	1.入 口	米国の二国間援助の案件発掘から実施までのプロセスを別添7に示す。この過程で、海外事務所に大きな権限が与えられているのが特徴である。
	2.実 施	米国は援助対象国との間で二国間協定を結び、事務所の設置、免税措置等一般的な取決めを行っているが、援助案件の実施に当たっては、別途合意文書を交わし、①プロジェクトの定義 ②供与限度額 ③供与期限 ④ディスバース手続きの要件 ⑤プロジェクトの評価 ⑥調達先 ⑦ディスバース ⑧その他 を限定する。
	3.出 口	U S A I Dにおける援助プロジェクトの評価は海外事務所、本部地域局、本部計画政策局とレベル毎に行われる。

C P R O J E C T 等 の 運 営 管 理 手 法	プロジェクト実施段階でのモニタリングと評価は海外事務所により行われるが、これに加え本部より調査団が派遣され、調査団のプロジェクト・エバリュエーション・オフィサーとUSAIDのプロジェクト・オフィサーによってプロジェクトの進行状況、主な出来事、問題点、未解決事項からなるPES(Project Evaluation Summaries)が準備される。これにより、必要に応じ、計画の調整、追加支援が可能となる。USAIDのプロジェクト管理手法としてログ・フレームと称する手法が使用される。これはプロジェクトの各段階でインプットとアウトプットを予測するとともに、達成度の測定方法、所要期間等を想定するもので、これに基づき評価を行い、必要に応じ実施途中でも調整される。		
D 専 門 家 等 の 援 助 要 員	1. 技術協力 要員養成 ・確保	a) 養成	(1)養成機関 多くの大学・大学院が国際開発分野を重視し、人材養成のための組織を作り、研究所、研究者、教育者を確保している。 ----- (2)養成システム USAIDのForeign Service (FS) 職員の採用に、インターン・プログラムがある。これはインターンとしてワシントンと海外での研修、語学研修を行い、5年以内にキャリア職員としての採用を決めるものである。
		b) 確保	(1)人材状況 FS職員、CS(Civil Service)職員とともに応募者は多い。この背景にUSAIDの待遇がよいこと、開発に従事する人々の社会的評価が高いことがある。 ----- (2)確保システム FS職員採用には、二つの方法がある。 ①インターンプログラム…大学・大学院教育を受けた後、2年以上の専門分野での経験を有するもの ②中途採用…8年以上の専門家としての経験を有するもの

D 専 門 家 等 の 援 助 要 員	<p>2. 専門家及び職員の安全対策及び福利厚生</p> <p>a) 過去の被害状況 未調査。</p> <p>b) 安全対策の方針：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務所等の物的安全対策 ②入館者のスクリーニング等の安全処置 ③通信設備 ④住宅の安全対策 ⑤海外警護プログラム <p>c) 保障制度 U S A I Dの職員に対する保護制度は連邦公務員保障法により下記を保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療保障 ②給与支払の継続 ③所得保障 ④就業訓練 ⑤死亡給付
E 資 金 協 力 と の 連 携	<p>3. 第3国専門家等の活用状況</p> <p>a) 特徴および活用システム 職員としての雇用は米国籍を有する者に限られる。専門家にはU S 市民優先政策を採っておらず、多くの第三国専門家がU S A I Dのために働いている。米国籍専門家と第三国専門家の間にステータス上の差はないが、米国製品の免税購入、メイルバウチの使用及び医療等の便宜は第三国専門家には与えられない。</p> <p>b) 実績 実績に関する統計はない。</p>
E 資 金 協 力 と の 連 携	資金協力と技術協力は一体化されている。開発援助（D A）の場合、専門技術の提供と技術移転を効果的に行うために機器、施設、人件費等に要する資金を提供するもので、技術協力、資金協力といった区別はなく、これらは有機的に結びついている。経済支援援助（E S F）の場合は、純粹に政治的な意図で行われ、ほとんどが米国にとって戦略上重要な国の国際収支バランスの解消に使われている。

IV. 開発援助調査研究

A 主 要 な 研 究 機 関	1. 研究機関 概要	主として大学にて開発援助に関する調査研究が活発に行われている。 (別添 8 リスト参照)
	2. 研究内容	ほとんどが大学系で、独立機関は少ない。 (別添 8 リスト参照)
B 援 助 機 関 と 研 究 機 関 と の 関 係	大学の教授陣、研究者に第一級の開発援助研究の専門家が数多く見られる。この背景にUSAIDのプロジェクトの事前調査に始まり、プロジェクトの設計、モニタリング、評価に至るプロジェクト・サイクルの各段階で彼らが重要な役割を果たしていることがある。また、大学が契約ベースでUSAIDの訓練プログラムを実施している。さらに、USAIDと大学との間の特別な協定で教授がUSAIDのために一定期間、コンサルタントとして働くようにもしている。このようなUSAIDと大学との関係によりUSAIDは大学側の専門知識を集中的に利用することが可能であり、大学側はUSAIDのプロジェクト・サイクルに直接関与することにより一層援助プログラムの問題を知ることができるという相互利益がもたらされている。USAにおける開発援助研究機関は象牙の塔でなく、実施機関の活動面でのパートナーであり、国の援助プログラムの鍵を握る重要な役割を果たしている。	

V. 新しい援助課題と今後の展望

A 地 球 的 課 題 ・ 新 規 課 題 へ の 対 応	<p>W I Dに対する配慮は先進国の援助機関の中でも早い時期から行われており、W I D担当部署により援助プロジェクト、プログラムの女性に対する配慮をチェックするとともに、全ての地域局にW I Dのワーキンググループを、また各海外事務所にW I D専門家を配置して対応している。</p> <p>環境保全に関しては、特に熱帯雨林の保全、都市および産業公害対策、水資源と沿岸資源の保全、環境に配慮したエネルギー開発と使用、および環境に配慮した農業の実践を重視している。</p>
B 現 体 制 の 問 題 点	<p>F A Aが施行された1961年は冷戦のさなかにあり、冷戦終結により世界情勢は全く違ったものとなっている。F A Aはこのような世界情勢を反映しておらず、度重なる修正により援助の目標も多岐にわたり、明確さと一貫性を欠くものになってきている。このような状況下、援助政策の再構築の必要性が言われてきたが、クリントン政権によりこの検討が開始された。主な問題点は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 限られた資金に対し、目的が多すぎる。 — イヤーマークが多すぎて、フレクシビリティに欠ける。 — 議会のコントロールが強すぎて、大統領が援助を外交手段として効果的に使えない。 — U S A I Dの官僚化。
C 今 後 の 対 応	<p>新援助法案が議会に上程され、審議中である。新法案の特徴は、①1961年の对外援助法(FAA)が廃止される。1985年の国際安全保障開発協力法は一部を除き廃止され、新法案に統合される。②援助を目的別に設定されたプログラムにより区分し、予算もプログラム毎に配分される。贈与、借款、技術援助等の援助形態は限定されていない。③38項目によよぶ議会への報告・通告の規定がある。さらに、国別及び分野別の予算配分の報告書の提出義務が規定されている。④国務長官がこの法律の実施の全体的な方向を監督する。実施機関はU S A I D及び大統領が定める機関となる。⑤大統領の支出権限が弾力的になっている。例えば、一項目の予算の10%以内を他の項目に移して用いることが認められている。⑥援助不適格国が整理され、パキスタン以外は特定国を規定せず、「共産主義国」「人権侵害国」といったカテゴリーで規定している。</p> <p>(新援助法案による援助プログラムの区分は、別添9のとおり)</p>

〔アメリカ別添1〕

米国の二国間ODA上位10ヶ国

(支出純額ベース、単位：100万ドル、%)

順位	国名	1970年 ODA計 (シェア)	国名	1980年 ODA計 (シェア)	国名	1991年 ODA計 (シェア)
1	サイエトナム	418.0 (15.3)	エジプト	834.0 (19.1)	イスラエル	1,261.0 (16.7)
2	インド	418.0 (15.3)	イスラエル	780.0 (17.9)	エジプト*	1,109.0 (14.7)
3	パキスタン	211.0 (7.7)	トルコ	265.0 (6.1)	ニカラグア	379.0 (5.0)
4	インドネシア	186.0 (6.8)	バンダラティッシュ	174.0 (4.0)	イラク	336.0 (4.5)
5	韓国	175.0 (6.4)	インドネシア	117.0 (2.7)	トルコ	225.0 (3.0)
6	ブラジル	120.0 (4.4)	太平洋 諸島(米)	108.0 (2.5)	フィリピン	224.0 (3.0)
7	コロンビア	109.0 (4.0)	インド	83.0 (1.9)	エルサルバドル	182.0 (2.4)
8	トルコ	95.0 (3.5)	ニカラグア	79.0 (1.8)	バンダラティッシュ	129.0 (1.7)
9	ラオス	53.0 (1.9)	ポルトガル	69.0 (1.6)	パキスタン	114.0 (1.5)
10	太平洋 諸島(米)	48.0 (1.8)	スーダン	60.0 (1.4)	ホンジュラス	112.0 (1.5)
10位の合計		1,833.0 (67.2)		2,569.0 (58.8)		4,071.0 (54.0)
二国間ODA計		2,726.0 (100.0)		4,366.0 (100.0)		7,533.0 (100.0)

注：エジプトへの軍事債務救済分（1,854百万ドル）を除く。

(アメリカ別添2)

Foreign Aid Spending

(US\$1,000)

Fiscal 1993 Appropriation

Multilateral Aid

World Bank

Paid-in capital	62,180
Global Environment Facility	30,000
Limitation on callable capital	(2,010,513)
International Development Association	1,024,332
International Finance Corp.	35,762
Inter-American Development Bank	76,738
Limitation on callable capital	(2,202,040)
Enterprise for the Americas	90,000
Asian Development Bank	38,014
Asian Development Fund	62,500
African Development Fund	103,893
European Development Bank	60,000
State Department international programs (一部ODA)	310,000
U.S. quota, International Monetary Fund (非ODA)	12,313,857
TOTAL, multilateral aid	14,207,276

Bilateral Aid

Agency for International Development(AID)

Development Assistance	1,387,480
Sub-Saharan Africa development aid	800,000
Sub-Saharan Africa disaster aid	100,000
International disaster aid	48,965
AID operating expenses	551,316
Debt restructuring	50,000
Economic Support Fund	2,670,000
Rescission	—
Multilateral aid for Philippines	40,000
Assistance for Eastern Europe	400,000
Assistance for ex-Soviets (一部ODA) (1993 supplemental)	417,000
Other	123,099

Subtotal, Aid

6,587,860

State Department

International narcotics control (一部ODA)	147,783
Migration and refugee aid (一部ODA)	669,949
Anti-terrorism assistance (一部ODA)	15,555
Subtotal, State Department	833,287
Peace Corps	218,146
Overseas Private Investment Corp. (loan levels)	(650,000)
Other	65,793

TOTAL, bilateral aid

7,705,086

Bilateral Military Aid (appropriated to the president) (非ODA)

Foreign military financing (grants)	3,300,000
Subsidy appropriation for PMF loans	149,000
Estimated loan program	(855,000)
International military education and training	42,500
Special defense acquisition fund (limitation on obligations)	(225,000)
Fund elimination	—
Other	27,366

TOTAL, military aid

3,518,866

Export Assistance (非ODA)

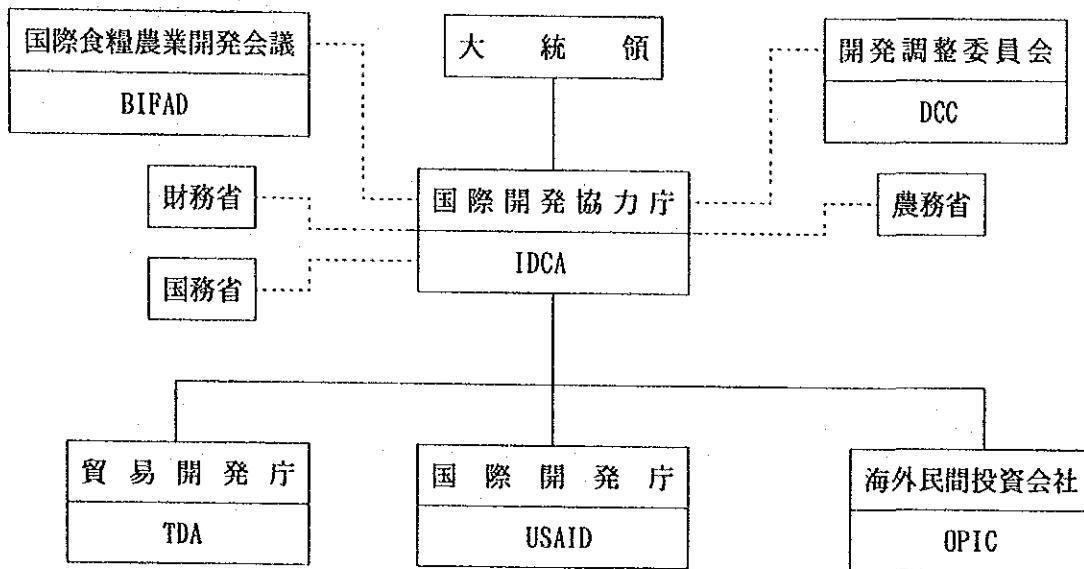
Export-Import Bank	786,150
Export assistance (loan levels)	(15,500,000)
Trade and development	40,000

GRAND TOTAL

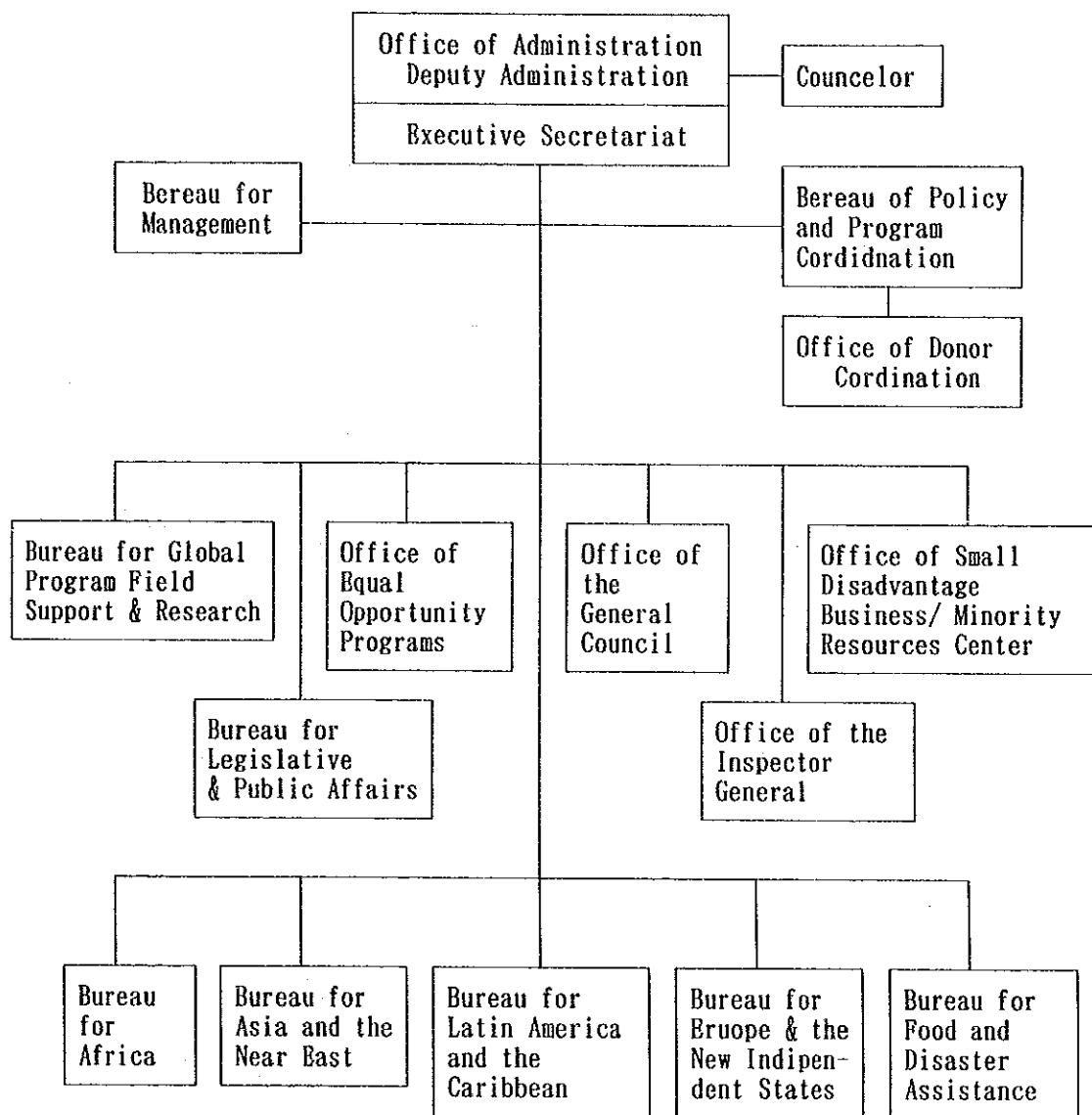
26,257,378

(アメリカ別添3)

開発援助政策の機構図



U S A I Dの本部機構図



(アメリカ別添5)

USAID MISSIONS WITH U. S. PRBSBNCE

Country	Comments	Country	Comments
1. Benin	Closing	52. Thailand	Closing bi-lateral, leaving regional
2. Botswana		53. Tunisia	Closing
3. Burkina Faso		54. West Bank/Gaza	
4. Burundi		55. Yemen	
5. Cameroon		56. Albania	
6. Cape Verde		57. Armenia	
7. Chad		58. Croatia	
8. Ethiopia		59. Czech Republic	
9. Gambia		60. Estonia	
10. Ghana		61. Georgia	New post to open in FY 1995
11. Guinea		62. Hungary	
12. Guinea-Bissau		63. Kazakhstan	
13. Ivory Coast	Closing bi-lateral leaving regional	64. Kyrgyzstan	New post to open in FY 1995
14. Kenya		65. Latvia	
15. Lesotho	Closing	66. Lithuania	
16. Liberia		67. Moldova	New post to open in FY 1995
17. Madagascar		68. Poland	
18. Malawi		69. Romania	
19. Mali		70. Russia	
20. Mozambique		71. Skopje	
21. Namibia		72. Slovakia	
22. Niger		73. Tajikistan	New post to open in FY 1995
23. Nigeria		74. Ukraine	
24. Rwanda	Currently in evacuation status	75. Uzbekistan	New post to open in FY 1995
25. Senegal		76. Barbados	
26. Somalia		77. Barbados	Closing
27. South Africa		78. Belize	Closing
28. Sudan		79. Bolivia	
29. Swaziland		80. Brazil	
30. Tanzania		81. Chile	
31. Togo	Closing	82. Colombia	
32. Uganda		83. Costa Rica	
33. Zaire	Closing	84. Dominican Republic	
34. Zambia		85. Ecuador	
35. Zimbabwe		86. El Salvador	
36. Afganistan	Closing	87. Guatemala	
37. Bangladesh		88. Haiti	
38. Cambodia		89. Honduras	
39. Egypt		90. Jamaica	
40. India		91. Mexico	
41. Indonesia		92. Nicaragua	
42. Jordan		93. Panama	
43. Lebanon		94. Paraguay	Closing
44. Mongolia		95. Peru	
45. Morocco		96. Uruguay	Closing
46. Nepal		97. Germany	IG only
47. Oman	Closing	98. Singapore	IG only
48. Pakistan	Closing		
49. Philippines			
50. South Pacific	Closing		
51. Sri Lanka			

In addition to the above, we have staff in France, Italy, Switzerland and Japan which are required for donor coordination and participation in various international organizations.

(アメリカ別添 6)

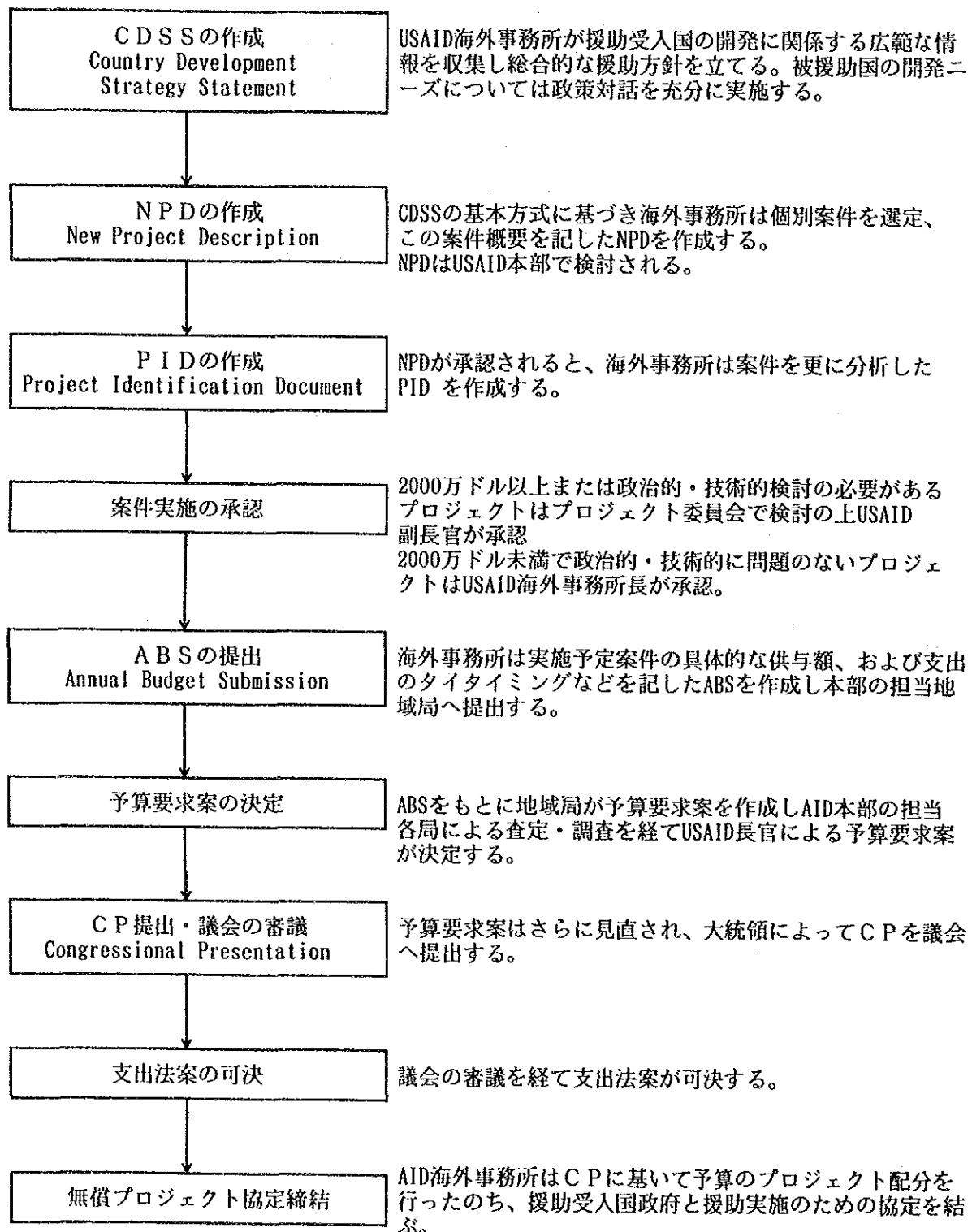
U S A I D 職員数

		常勤職員数
本 部		2,177
海外	本部派遣職員	1,107
	ローカル・スタッフ	943
合 計		4,277

(1993.6.23 現在)

(アメリカ別添7)

二国間援助の案件発掘から実施までのプロセス



出典：『主要先進国の無償援助』(1989)

(アメリカ別添8)

主要研究機関

- 1) Harvard Institute for International Development(HIID)(開発経済)
- 2) Yale University(開発経済、環境)
- 3) International Food Policy Research Institute(農業／食糧政策)
- 4) Ohio State University(農業)
- 5) Michigan State University(農業)
- 6) Boston University(アフリカ研究)
- 7) State University of New York at Albany(法制開発)
- 8) Bookings Institute (国際開発)
- 9) Cornell University(食糧問題、農村開発、総合開発)
- 10) Rand Corporation(国際開発)
- 11) University of California at Barkeley(アジア研究)
- 12) UCLA(アフリカ研究)
- 13) Columbia University(公共管理／開発)
- 14) Institute for International Research(開発教育)
- 15) Johns Hopkins University(食糧問題)

新援助法案による援助プログラムの区分

①「持続可能な開発」プログラム

- ・広い基盤にたった経済成長の促進
- ・地球環境の保護
- ・民主的参加の支援
- ・世界的人口増加の安定化

②「民主主義の育成」プログラム

- ・民主的な制度発展の支援
- ・民主制移行期における政治、経済、人道的な要請への対処
- ・民主化の過程を阻害する安全保障上の脅威への対処

③平和促進の追求プログラム

- ・PKOまたは国際平和と安全維持のための活動の費用負担（人道的援助を含む）
- ・兵器不拡散・軍縮基金
- ・地域平和、安全保障、防衛協力
- ・国際的な麻薬犯罪・テロリズムの防止

④人道的援助の提供

- ・難民支援、災害援助、緊急食糧援助（PL 480）

⑤ 貿易・投資を通じての成長の促進

- ・国際約束に基づき、開発途上地域及び市場経済への移行期にある国に対して、米国の民間資本及び技術による開発への協力促進

⑥ 外交推進

特定のプログラム内容は定められていない。

先進国援助機関調査（フランス）

フランス

I. 援助の目的と制度

A 開 発 援 助 政 策	<p>1. 法的枠組</p> <p>現在フランスには援助に係る基本法はなく、援助全体を統一する単一省庁もない。現在の援助機構の基礎が整備されるに至った法令は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①援助協力基金（FAC） 1959年 3月27日付政令59-462～467号、7月25日付政令 887～889号 ②協力省 1961年 5月18日付政令61-491号 ③フランス開発金庫（CFD）（経済協力中央金庫：CCCEから改称） 1959年 3月27日付政令59-462号 ④経済財政省国庫総局 1961年 8月13日付法令60-859号（FACやCCCE管轄外の国への援助開始）
2. 目的と理念	<p>フランスの開発援助の目的は次の3点に集約される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①開発途上国との連帯責任を果たすこと。 ②途上国の信頼獲得を通した政治的・経済的な面での国益確保。 ③フランス語・文化の維持および普及。
3. 援助の重点政策	<p>フランスのODAは従来から技術協力に重点が置かれ、中でも教育・研修に力が入れられている。しかし近年この傾向に変化が見られ、代わりに相手国の構造調整努力支援、財政支援を目的としたノン・プロジェクト型の援助が急速に増加している。</p> <p>また、フランスのODAの伝統的優先政策（農業・教育・保健・文化）に以下の分野が新たに加えられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境 ②組織・制度開発 ③貧困対策 ④債務問題
4. 援助対象国	<p>フランスはかつて旧宗主国であったという過去と、その大多数が未だ最貧国であるという現実から、アフリカ諸国、特にサハラ以南の旧植民地を最重点国としている。</p> <p>1991年度の二国間ODA上位10ヶ国は、①象牙海岸 ②仏領ポリネシア ③ニューカレドニア ④モロッコ ⑤セネガル ⑥カ梅ルーン ⑦アルジェリア ⑧エジプト ⑨中国 ⑩マダガスカル、の順となっている。</p> <p>地域別では、アフリカ51.1%、中近東14.5%、大洋州10.9%、アジア8.8%、中南米 5.4%となっている。</p>

B 開 発 援 助 予 算	1. 概要と 特徴	予算は単年度制で、年度内にコミットした案件を合計した枠が決められるが、次年度に繰越も可能。ODA予算は通常の予算編成の中で行われる。1992年度のODA実績は、総額82.83億ドル（海外県を除く）、対GNP比0.63%、贈与比率（1990-91年平均）70.8%、グラント・エレメント（1990-91年平均）は86.2%（債務救済を除く）。
	2. 無償資金 協力	1992年の無償資金協力は32億7960万フラン（US\$619 million）である。 協力省が実施する無償資金協力は①援助対象国側主体のプロジェクト調査と②フランス側主体の調査・研究事業や文化・教育活動に供与され、その対象セクターは農村開発、インフラ整備、社会、教育等である。 無償資金協力を実施する援助協力基金（FAC）の援助は協力対象国に行われているが、以下の4機関との協調援助の比率が高い。 ①経済協力中央金庫等フランスの援助機関 ②世銀、国連などの国際機関 ③他の二国間援助機関 ④OPECなどアラブ産油国の機関 また、文化無償援助、小規模無償資金協力も実施している。
	3. 技術協力	技術協力の実施機関は協力省とフランス開発金庫（CFD）が主に協力対象国を担当し、残りを外務省文化科学技術関係総局が担当している。 1992年度の技術協力は103億フラン（US\$ 1945.6 million）（ODA総額の23.5%、二国間援助の31%）となっている。このうち46%がサハラ以南アフリカ諸国を対象としており、分野別では教育・研究関係が一番多く、1992年には66億1,770万フラン（US\$1250 million）となっている。
	4. 借款	借款はCFDと経済財政省国庫総局の国庫援助により実施されている。1992年の投資用借款総額は62億7,640万フラン（US\$1185.57 million）、その内国庫総局のカトコル融資は49億1,410万フラン（US\$928.24 million）である（国庫援助は通常公的および民間の輸出信用と一緒に供与される混合借款の形を取っている）。なお、混合借款全体としては、グラント・エレメントが20%以上になるよう国庫援助民間借款の比率・金額が設定されている。
	5. 多国間 援助	近年の多国間援助の増額は顕著であり、1991年の91億300万フラン [=US\$ 1618.2 mil. : IMF 1991年平均交換レート(1US\$=5.6421フラン) 参考] は、1992年には104億1,600万フラン（US\$ 1967.5 mil.）へと増加した。 ①国連機関：金融部門以外のフランスの貢献度は比較的小さい。 （DAC諸国中第11位） ②EC：多国間援助の半分はこのECの協力政策に供与されている。 1992年の総額は47億9,300万フラン（US\$ 905.4 million）。 ③国際金融機関：1992年に地域開発銀行や多国間開発基金に支払われた金額は38億6,800万フラン（US\$ 730.6 million）。

C 国 レ ベ ル 実 施 体 制	1. 全体の 機構	<p>フランスの援助機構は援助形態や地域により複数の機関が担当している。 (二国間援助)</p> <p>①協力省…「協力対象国」を対象とした技術協力、財政援助、食糧援助、規約による資金協力</p> <p>②C F D…協力省の所管地域を中心としたプロジェクト型資金援助（借款）と構造調整支援資金援助</p> <p>③外務省…協力省の担当地域以外の地域への無償資金協力および技術協力</p> <p>④国庫総局…C F D対象地域以外の地域に対する有償・無償の資金協力 (多国間援助)</p> <p>①外務省…国連専門機関</p> <p>②経済・財政・予算省…国連専門機関を除くその他の援助（E Cを含む）</p>
	2. 政策立案 体制と実 施機関の 関係	<p>①関係各省庁との関係</p> <p>基本的に各機関はそれぞれ自立して活動しており、各省庁間の調整は政治面では大統領府と首相官房が行う。その他F A C運営委員会、C F D監督審議会ほか各種委員会等で調整が行われている。</p> <p>②外務省と協力省</p> <p>両省の関係は理念上では外交と援助の違いであるが、実際には援助対象国の違いとなっている。</p> <p>③協力省とC F D</p> <p>協力省のF A Cの会計、支払業務はC F Dが担当している（但し法的には具体的な役割上の規定はない）。</p>
	3. 技術協力 実施機関 概略	<p>a) 関連技術協力機関とその関連機構図 別添1を参照のこと。</p> <hr/> <p>b) 機関別概要およびその役割</p> <p>①A U D E C A M…アフリカ関係の映像資料を管理する協力省のライブライナー</p> <p>②BDPA-SCTARGRI…農村地域の開発に関する調査・活動全般</p> <p>③B E P T O M…郵便・通信分野の技術協力活動支援</p> <p>④B R G M…地下資源の探索・開発、土木関連プロジェクト調査、環境保護</p> <p>⑤C E F E B…途上国の経済・金融分野の人材養成</p> <p>⑥C E P I A…仏企業の投資対象となる途上国の産業部門の育成</p> <p>⑦C F D T…農業・畜産分野の開発及び農産物の加工・製品化</p> <p>⑧C H E A M…途上国の社会・政治・経済・文化の研究</p> <p>⑨O R S T O M…熱帯地方を対象とした現地研究者との共同研究 上記の他にも各種機関がある。</p>

II. 主要援助機関の概要と実施システム

実施機関名		外務省											
A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	<p>1810年12月25日設立。協力省とは1966～1974年、1981～86年の両期間を通して合併していたが、現在のところ協力省は外務省から独立している。</p> <p>目的は①開発政策全体、②フランスの援助対象国に対する援助政策問題、③協力省担当外地域への技術・科学・文化協力、④国連専門機関への多国間援助を担当すること、である。</p> <p>法的根拠は1945年11月24日付法令45- 01号と1953年 3月14日付政令53-192号である。</p>											
	2. 所掌業務	<p>多国間援助…国連・国際機関局に加え、人道行動部やN G O関係ミッションが多国間援助を実施している。</p> <p>二国間援助…文化科学技術総局が協力省の担当国以外の国々を対象に無償資金協力・技術協力を実施している。</p>											
	3. 機構	<p>a) 本部</p> <table> <thead> <tr> <th colspan="2"><u>職員数 (1993年12月31日現在)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員総数</td> <td>9,171名</td> </tr> <tr> <td>うち本国 本省中央管理部</td> <td>2,988名</td> </tr> <tr> <td>海外 外交・領事文化部、国際機関代表</td> <td>5,119名</td> </tr> <tr> <td>海外県部門</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>文化・研究施設、言語・教育機関</td> <td>1,059名</td> </tr> </tbody> </table> <p>本部機構図は別添 2 を参照のこと。</p>	<u>職員数 (1993年12月31日現在)</u>		職員総数	9,171名	うち本国 本省中央管理部	2,988名	海外 外交・領事文化部、国際機関代表	5,119名	海外県部門	5名	文化・研究施設、言語・教育機関
<u>職員数 (1993年12月31日現在)</u>													
職員総数	9,171名												
うち本国 本省中央管理部	2,988名												
海外 外交・領事文化部、国際機関代表	5,119名												
海外県部門	5名												
文化・研究施設、言語・教育機関	1,059名												
b) 海外事務所等	各地域に大使館を開設している。												
4. 方針、重点項目、実績等	二国間援助では、協力省の担当国以外の国を対象に無償協力、技術協力を実施している。												

実施機関名		協力省																
A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	1961年 5月18日設立。1966年には外務省対外協力担当局となり、1974年再独立、1981年外務省と合併して対外関係省となり、1986年再度協力省として独立した。 目的は旧植民地諸国を中心に技術協力・無償援助を実施すること。 法的根拠は、1959年 3月27日付政令59-462号と1961年 5月18日付政令61-491号である。																
	2. 所掌業務	サハラ以南アフリカ、カリブ海、インド洋諸国の旧植民地を中心とする「協力対象国」37ヶ国に対して技術協力と援助協力基金（F A C）による無償資金協力を実施する。 また協力対象国内のフランス大使館に協力・文化活動ミッション（M C A C）を派遣、新しいプロジェクトの発掘や実施等を行っている。																
	3. 機構	<p>a) 本部</p> <table> <thead> <tr> <th colspan="2"><u>協力省人員総数（1994年度）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁中央管理部</td> <td>661人</td> </tr> <tr> <td>協力員（技術協力）</td> <td>1,230人</td> </tr> <tr> <td>公務員</td> <td>2,483人</td> </tr> <tr> <td>契約公務員</td> <td>911人</td> </tr> <tr> <td>軍人</td> <td>210人</td> </tr> <tr> <td>国民服務協力員</td> <td>626人</td> </tr> <tr> <td>海外駐在員（協力ミッション）</td> <td>589人</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお協力省の機構図は、別添3を参照。</p> <hr/> <p>b) 海外事務所等</p> <p>海外駐在員（協力ミッション）は、1994年度で589人となっている。</p>	<u>協力省人員総数（1994年度）</u>		本庁中央管理部	661人	協力員（技術協力）	1,230人	公務員	2,483人	契約公務員	911人	軍人	210人	国民服務協力員	626人	海外駐在員（協力ミッション）	589人
<u>協力省人員総数（1994年度）</u>																		
本庁中央管理部	661人																	
協力員（技術協力）	1,230人																	
公務員	2,483人																	
契約公務員	911人																	
軍人	210人																	
国民服務協力員	626人																	
海外駐在員（協力ミッション）	589人																	
	4. 方針、重点項目、実績等	サハラ以南アフリカ、カリブ海、インド洋諸国の旧植民地を中心とする協力対象国37ヶ国に対して開発援助を行う。																

実施機関名		経済財政省国庫総局
A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	<p>1960年に国庫援助が開始される。</p> <p>経済財政省は C F D 担当外地域への経済協力を担当しているが、国庫総局が同援助を直接担当し、国庫特別勘定を通じて供与している。</p> <p>法的根拠は1960年 8月13日付法令60-859号および1967年12月21日付法令67-1114号である。</p>
	2. 所掌業務	<p>①国庫の管理</p> <p>②金融システムの監督</p> <p>③貯蓄政策、経済活動融資</p> <p>④公共企業の国側株主としての役割</p> <p>⑤国際経済関係舞台での役割</p> <p>特に開発援助に関わる業務には以下のものがある。</p> <p>①融資協定</p> <p>… 援助協力基金（F A C）対象地域以外への有償・無償資金協力</p> <p>②サハラ以南アフリカ諸国のフラン圏諸国との通貨協力</p> <p>… 構造調整援助のための三者財政評価ミッションのアフリカ派遣。</p> <p>③多国間援助</p> <p>… フランスの加盟している国際金融機関の活動の事後調査。</p> <p>④債務取消から生じる公債整理合意の他、関連機関との交渉推進（パリクラブ）。</p>
	3. 機構	<p>a) 本部</p> <p>国庫総局の管理機構は、金融通貨局、投融資局、国際業務局の三局から構成される。パリ勤務の職員数は1993年 1月 1日現在で416 名。なお、経済財政省の機構図は別添 4 、国庫総局の機構図は別添 5 を参照のこと。</p> <p>-----</p> <p>b) 海外事務所等</p> <p>該当せず。</p>
	4. 方針、重点項目、実績等	未調査。

実施機関名		フランス開発金庫 (Caisse Française de Développement: CFD)						
A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	<p>1958年12月30日設立。国が 100%資出している。</p> <p>前身は海外フランス中央金庫であり、1958年に経済協力中央金庫（C C C E）に改組、1960年正式に旧植民地援助機関となり、1992年現在のフランス開発金庫に改組となった。</p> <p>協力省担当地域を中心とするプロジェクト型資金協力と構造調整支援資金協力を担当している。また、CFDグループが形成されている。</p>						
	2. 所掌業務	<p>①経済全分野における公共・民間の生産的投資への融資</p> <p>②構造調整プログラム支援として政府へ融資</p> <p>③技術協力、幹部職員の再教育（CFDの幹部社員を海外の金融機関に期限付で派遣。CFDの活動対象地域諸国からの研修員受入。）</p> <p>④外務省に対する種々の開発プロジェクトの助成金供与</p> <p>⑤経済財政省が直接合意した資本援助の管理への参加</p> <p>⑥協力省のためのF A C等公的基金の支払機関としての機能</p>						
	3. 機構	<p>a) 本部</p> <p>機構図については別添 6 を参照のこと。</p> <hr/> <p>b) 海外事務所等</p> <p>アフリカ、インド洋、カリブ海、南太平洋、インド洋諸国等に40ヶ所以上の海外支店を展開している。</p>						
	4. 方針、重点項目、実績等	<p>1991年3月の新たなCFDの計画は、①開発政策の決定への参加、および②CFDグループの機能強化・拡充である。</p> <p>開発領域における指針の中で、優先分野として次のものが挙げられる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">a. 都市開発の結果への対処</td><td style="width: 50%;">d. 財政システムの再建</td></tr> <tr> <td>b. 民間分野の発展支援</td><td>e. 環境保護</td></tr> <tr> <td>c. 住民参加による農村開発</td><td></td></tr> </table> <p>CFDの契約総額は1991年の105.55億 Francから1992年の129.41億 Francへと増加している。</p>	a. 都市開発の結果への対処	d. 財政システムの再建	b. 民間分野の発展支援	e. 環境保護	c. 住民参加による農村開発	
a. 都市開発の結果への対処	d. 財政システムの再建							
b. 民間分野の発展支援	e. 環境保護							
c. 住民参加による農村開発								

注：これ以降の記述はフランスの国としての記述であり、特定の機関について述べる場合は、その旨を記載することにする。

B 意 思 決 定 と 実 施 シ ス テ ム	1. 意思決定 シス テム と その役割	<p>a) 本部</p> <p>各援助実施機関はそれぞれ自立的に活動し、それぞれの機関固有の意思決定と実施システムを持っているため、共同融資のプロジェクトでない限り、各機関は独自に自己のプロジェクトを発掘・運営している。</p> <hr/> <p>b) 海外事務所等</p> <p>該当せず。</p>
	2. 外部機関 との契約 等	<p>①契約主体</p> <p>一般無償…機材供与、施設建設は援助対象国の担当機関が契約主体となる。</p> <p>技術協力…技術協力用の供与機材は協力省が調達する。</p> <p>②調達の条件</p> <p>F A C 援助は調達適格国をフランスおよびフラン圏諸国に限定する部分 アントイドであるが、実際はほとんどフランス企業が受注しており、タイ ドに近くなっている。</p> <p>また、公開調達を実施していない随意契約も多い。</p> <p>コンサルタント、建設などの現地企業はフランス企業のサブコントラク トの形でプロジェクトに参加している。</p>

C 関 係 機 関 と の 連 携	1. 関連機関との関係	フランスの開発援助は、関係諸官庁の役割や担当地域別の分担などにより援助全体の機能は統一されておらず、各援助機関間の連携もない。
	2. NGOの連携	<p>a) 協力関係にあるNGOの種類</p> <p>NGOは①緊急 ②開発 ③ボランティア の3つに主に分類されるが、開発途上国援助を目的とするNGOだけを統計したものはない。</p> <p>現在公的な資金援助を受けているNGOは約240団体ある。</p> <p>政府機関との主な交渉窓口となっているのがC L O S I (開発途上国関連のフランスの250団体の間で結成された組織)である。</p> <hr/> <p>b) 当該援助機関との関係</p> <p>NGO関係への融資の一般会計が省庁レベルでは存在しないため、近年増えているとはいえ、公的援助は少ない。NGOによって実施されたODAの割合は、OECD18ヶ国中、フランスは15番目である。現在、NGOは非政府援助部による共同融資しか受けていない。</p>
	3. 地方自治体との関係	<p>地方自治体の協力活動は、商工会議所・手工業会議所・P E M - P M I ・各種文化社会団体・研修機関・NGO等のオペレーターの支援を受けて、地方自治体が直接実施する。その内容を大別すると以下の3つになる。</p> <p>①姉妹関係提携・協力…途上国の自治体との交流・連帯活動</p> <p>②都市間技術協力…資金面や人的側面での協力</p> <p>③民間企業と制度的パートナー(病院・学校・会議所等)との合同による相互発展協力…地方レベルでは企業協力に力を入れている。</p> <p>また、さらにより総合的にこの種の協力活動を推進するため、1989年に「開発のための地方分権協力委員会」が創出されている。</p>
	4. 外国機関、国際機関との連携	<p>フランスの多国間援助の主要な部分はE C 援助に向けられており、連携面でもE C 機関やその加盟国と行うことが多い。</p> <p>研究機関レベルでは、1992年にC I R A D (フランス)、N R I (イタリア)、K I T (オランダ)、I I C T (新カナダ)の4機関から2,000名以上の科学者が集まり、E C A R T (熱帯農学研究ヨーロッパ・コンソーシアム)が結成された。</p>

III. 主要援助機関における技術協力

注：本項の記述はフランスの国としての記述であり、特定の機関について述べる場合は、その旨を記載することにする。

A 技 術 協 力 実 績	<p>(第二国研修・第三国研修)</p> <p>①協力省…1992年度、協力省は総額 2億 548万 9,000 フランの奨学金を 4,972名に給付した。また海外への派遣人員数は全部で 7,486名である。</p> <p>②C F D…C F Dグループで研修を担当する C E F E B は、1961年の創立以来世界61カ国から 2,312名の研修員を受け入れてきている（1992年度は 451名）。また海外の金融機関に自己の幹部社員を期限付で派遣している。</p> <p>③O R S T O M…1992年には全部で 565名の開発途上国の研修者を支援した。</p> <p>④C I R A D…1992年に研修を受けた研究者は全部で 490名（うちフランス人 215名と他のヨーロッパ諸国の14名を除いた 261名は途上国となっている。）。</p> <p>(専門家の人員派遣)</p> <p>①協力省…1992年の海外への派遣人員数は全部で 7,486名で、国別に見ると象牙海岸(1,261名)とセネガル(866名)が群を抜いて多い。</p> <p>②C F D…C F Dは自己の幹部社員を海外の金融機関に管理者あるいはその顧問として期限付で、1992年末時点では15名派遣している。</p>
B 技 術 協 力 サ イ ク ル	<p>技術協力サイクルは個々の機関や状況に応じて多様に変化するため、予め定まった形での技術協力サイクルといったものは存在しない。</p> <p>ただし一部定式化されている F A C 運営委員会や C F D における案件採用の過程は、別添7、別添8のフローチャートに示す通りとなっている。</p> <p>プロジェクト完成後の評価は協力省の事後評価室が行っている。評価方法は事後評価室の担当者による現地調査の結果を検討し、問題点とその解決方法をプロジェクトの責任者と共に探る。その結果を報告書として取りまとめ、セクターごとの分析結果はその後の参考となる。</p>

C プロ ジェ クト等 の運 営管 理手 法	<p>フランスのコンサルタントの業務監督については、基本的に任命された担当官が事務所を通じて行っており、必要に応じて本部のエンジニアの応援を受け、業務の遂行をチェック、指示している。</p> <p>コンサルタント・フィーの支払についても、現地事務所が主体となってチェックを行っている。</p>		
	1. 技術協力 要員養成 ・確保	a) 養成	<p>(1)養成機関</p> <p>①C H E A M (現代アフリカ・アジア高等教育センター) 1936年設立の高等教育の公的機関</p> <p>②C I E D E L (地方開発調査センター) 開発援助に携わる人材を要請する研修機関</p> <hr/> <p>(2)養成システム</p> <p>協力省内部では協力員人事課 (B F C) が担当。</p> <p>フランスあるいは国外における公的ないし民間機関による人材要請に関する入札公示が、年間を通して行われている。援助員は一般的に最長3ヶ月間の養成／再養成用研修を受けることができる。夏期休暇期間中には協力省の政策を普及し、各自の経験を交換する合同研修会が開かれる。</p>
D 専 門 家 等 の 援 助 要 員		b) 確保	<p>(1)人材状況</p> <p>協力省募集の技術協力要員は以下の3種類に分けられる。</p> <p>①公務員…関連省庁、病院、地方自治体などから派遣される。</p> <p>②国民服務協力員 (C S N) …兵役の代わりのナショナル・サービスを実施する。(主に教員)</p> <p>③一般民間人…ミッション期間中だけ公務員の資格を得る。 なお、いずれもフランス国籍の所有者でなければならない。</p> <hr/> <p>(2)確保システム</p> <p>①広報上に募集廣告を掲載。</p> <p>②ミニテル (フランス特有の新情報システム) を通した募集採用が決定された者は、協力省との間で個人契約を結ぶことになる。</p>

D 専 門 家 等 の 援 助 要 員	2. 専門家及び職員の安全対策及び福利厚生	<p>a) 過去の被害状況 未調査。</p> <p>b) 安全対策 未調査。</p> <p>c) 保障制度 協力員の手当には①基本給、②職能手当、③技術手当（必要に応じて） ④家族追加金から構成される。 住居は受入れ先政府側が提供する。年間行政休暇は研修日を含む就業1ヶ月分につき4日間である。また2ヶ月間の猶予期間をもつ事前通告で協力員契約を破棄することもでき、場合により賠償金が支払われる。</p>
	3. 第3国専門家等の活用状況	<p>a) 特徴および活用システム コンサルタントの活用状況は以下の通り。</p> <p>①契約適格条件 C F D…F／Sの場合はほとんどフランス国籍。 グラン…フランス語圏のコンサルタント。 ローン…コンサル登録が必要。</p> <p>②契約 競争を原則とするが、契約の大小により随意（特命）契約もある。 ※コンサルタント、建設などの現地企業はフランス企業のサブコントラクトの形でプロジェクトに参加している。</p> <p>b) 実績（地域別、国籍、形態別） 未調査。</p>
E 資 金 協 力 と の 連 携		未調査。

IV. 開発援助調査研究

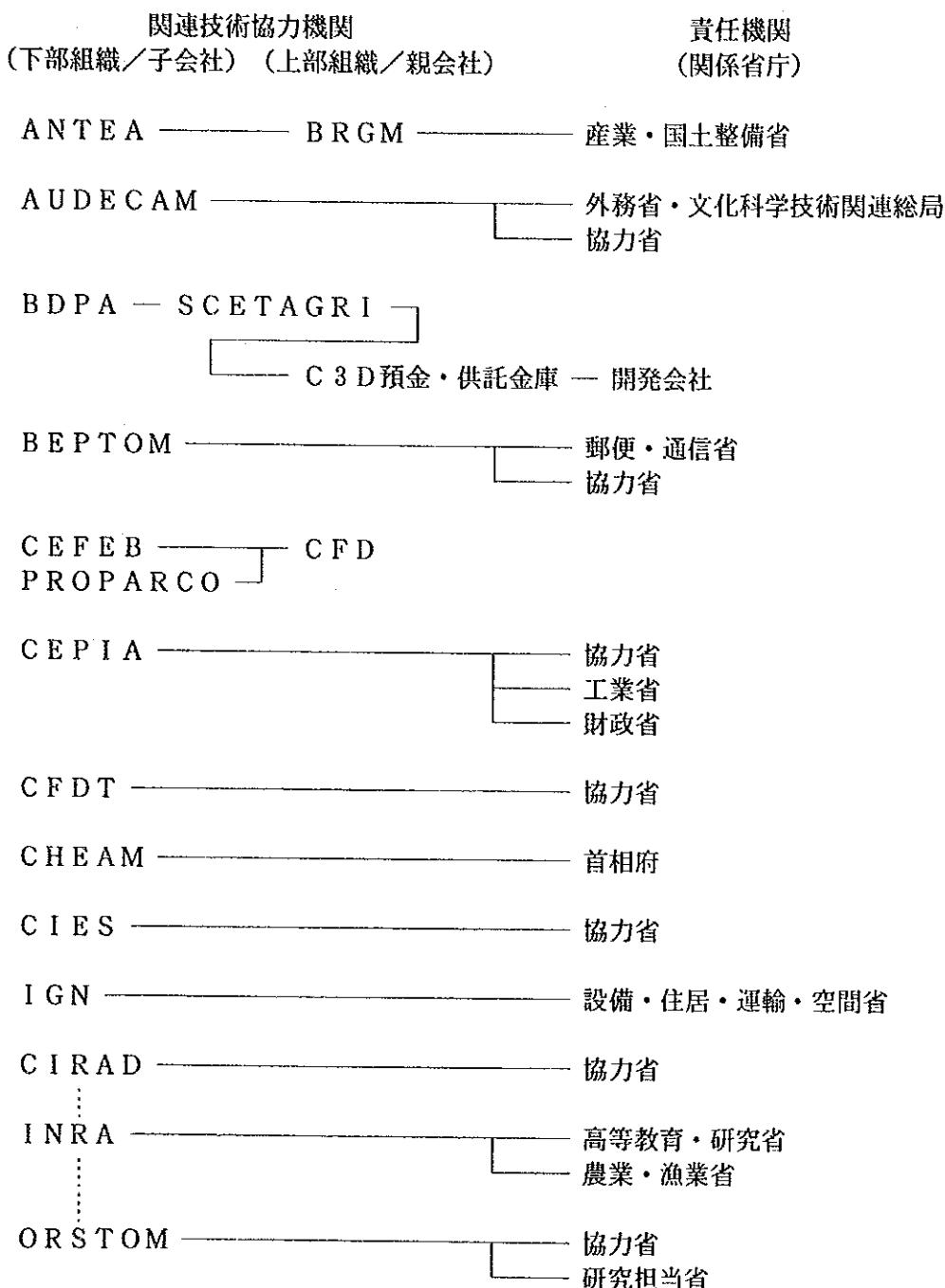
A 主 要 な 研 究 機 関	1. 研究機関 概要	<p>① O R S T O M (海外科学技術研究局) 協力省と研修関連諸省を上部責任機関とする科学技術的公的機関。約40ヶ国にネットワークを持つ。現在約10億の予算を持ち、職員総数約2600名でそのうち 800名は開発途上国の職員である。約1500名の研究者・技師・技術者のうち 600名がフランス人、 500名が開発途上国の技術者である。</p> <p>② C I R A D (国際農業開発研究センター) 協力省を上部責任機関とする。熱帯・亜熱帯地方の農業専門の研究組織で予算は約10億フラン。職員総数1800名。1992年末現在で 365名の科学者が様々な機関に派遣されている。</p> <p>③ I N R A (国立農業研究所) 高等教育・研究省と農業・漁業省が共同責任機関の科学技術的公的機関でフランス全土に22ヶ所の研究センターをもつ。1993年の予算は 30.26億フラン。1993年度職員総数は 8,626名、うち 1,760名が科学者、 2,057名が技師・技師補佐、 3,988名が技術者、 技術者補佐である。</p>
	2. 研究内容	<p>① O R S T O M …環境とマクロ生態系、熱帯の脆弱な環境下での農業、環境と保健、人間と変貌する社会の 4つの主要テーマに関する研究プログラムと成果を提供。</p> <p>② C I R A D …農業分野の研究・試験的実践を通して熱帯・亜熱帯地方の諸国の発展に貢献するため、内部の他相手国機関の研究者・技術者の研修も実施。定期刊行物の発行等も行う。</p> <p>③ I N R A …物理的環境と農学、植物生産、動物生産、農産物加工業、社会科学、農業開発の 6つの科学局から構成され、派遣、研修、共同研究が行われている。</p>
B 援 助 機 関 と 研 究 機 関 と の 関 係	未調査。	

V. 新しい援助課題と今後の展望

A 地 球 的 課 題 ・ 新 規 課 題 へ の 対 応	<p>①民主化への援助</p> <p>近年の民主化の波の中で、多くのアフリカ諸国において暴動が発生し、逆に政治体制が脆弱・不安定化していることから、今後は「安定性」を増大させる方向への政治的移行に協調していく傾向がうかがえる。</p> <p>②環境問題</p> <p>二国間援助では以下のような形で環境問題に配慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 公式に融資されたプロジェクトは系統的に環境影響調査を実施。 b. 水の分野においては、種々政府（インドネシア、ブラジル）と共に、貯水池融資局を設置して水道料金を徴収し、その資金を技術獲得や施設建設に充てている。 c. マクロ経済学の視点に立った環境行動国家計画により、開発プロジェクトの評価基準を確立。 d. 債務調整プログラムに平行した債務の環境とのスワッププログラム。 <p>フランスはUNCEDの準備段階において、地球規模の環境問題に関し、開発途上国も参加出来るよう、特殊融資機関の創出を提案した。他の多数の先進国の賛同を得て、1990年11月に世界環境基金（GEF）が創出された。フランスは現在ドイツと並んで第一番目の出資国となっている。</p>
B 現 体 制 の 問 題 点	未調査。
C 今 後 の 対 応	<p>1993年9月3日の協力大臣の演説では厳しい政治・経済状況の中で、アフリカ諸国に要求される厳格さ、フランス本国自体の経済危機故の自己に対する厳格さ、すなわち、援助の結果が確実なものである事、が「安定性」の他に述べられている。</p> <p>こうした現状を踏まえ、以下の3つの基本が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①フランス協力の一体化…民事協力と軍事協力、外交網と民事網の協調関係。 ②援助政策における優先分野の確立…教育、保健、農村開発、生産的投資、フランス語の実践。 ③自らの努力により発展を開始し始めた中間所得国にも優先度を与える。

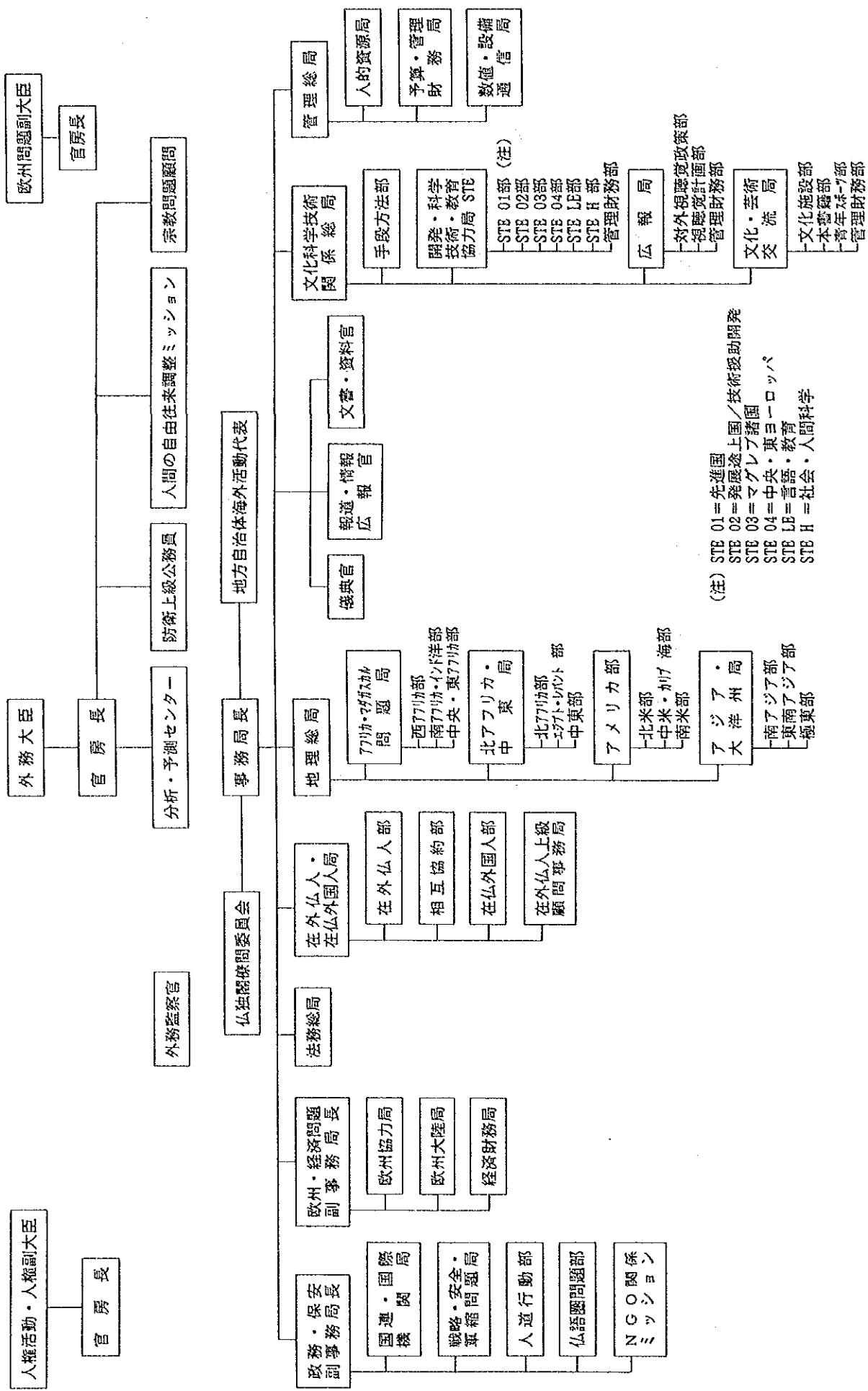
[フランス別添1]

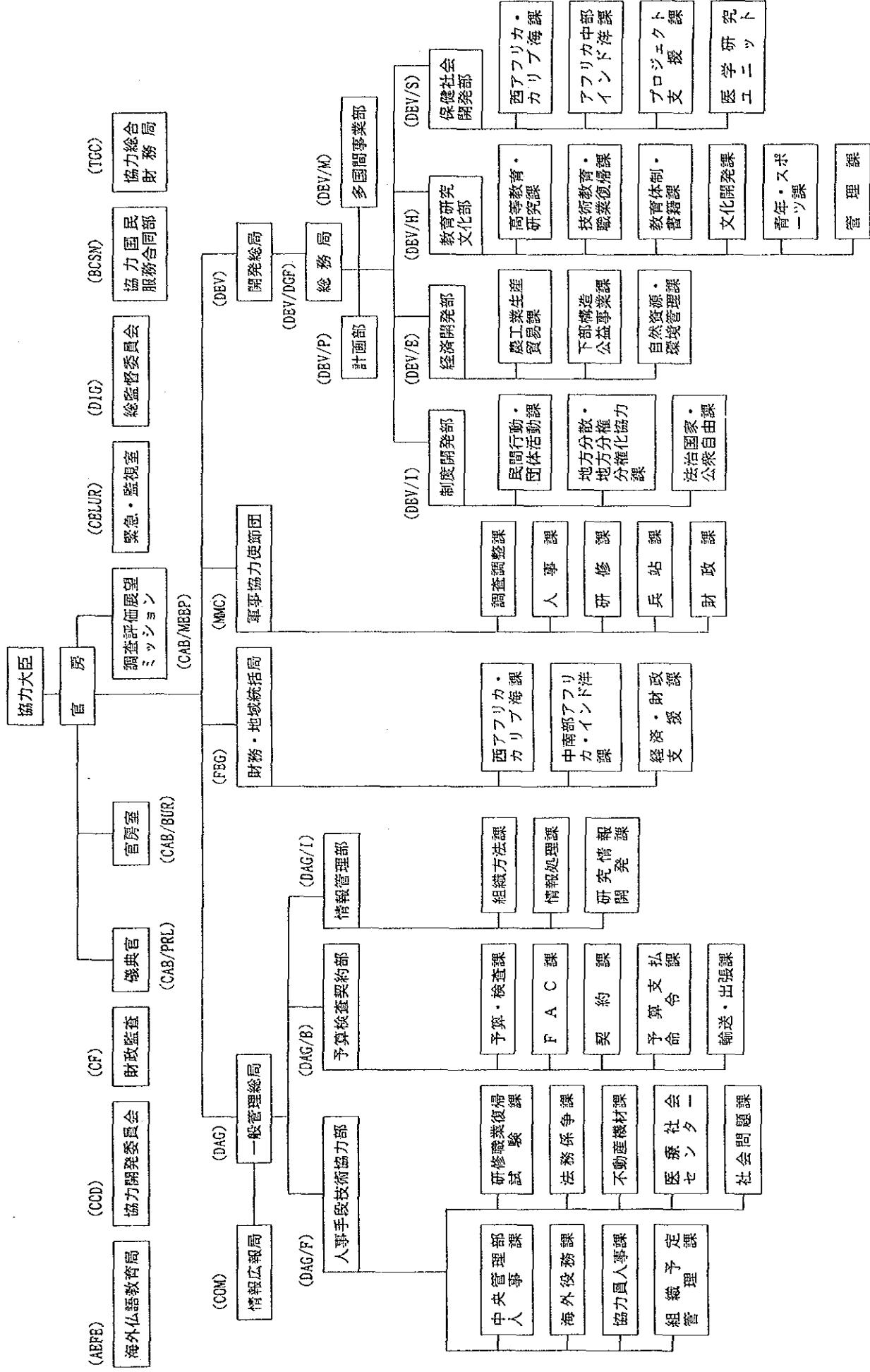
主要関連技術協力機関とその上部責任機関



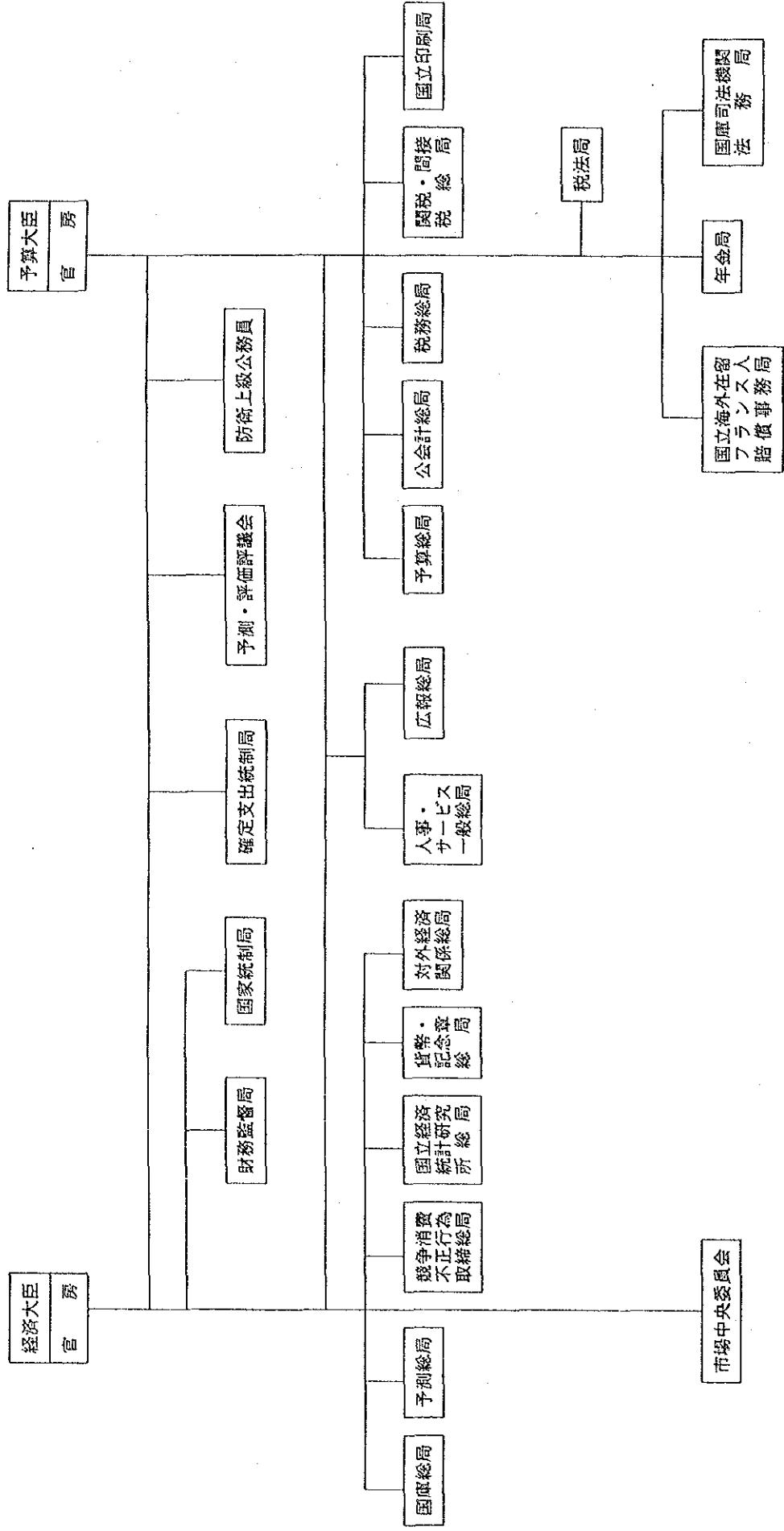
〔フランス別添2〕

外務省且銭圖



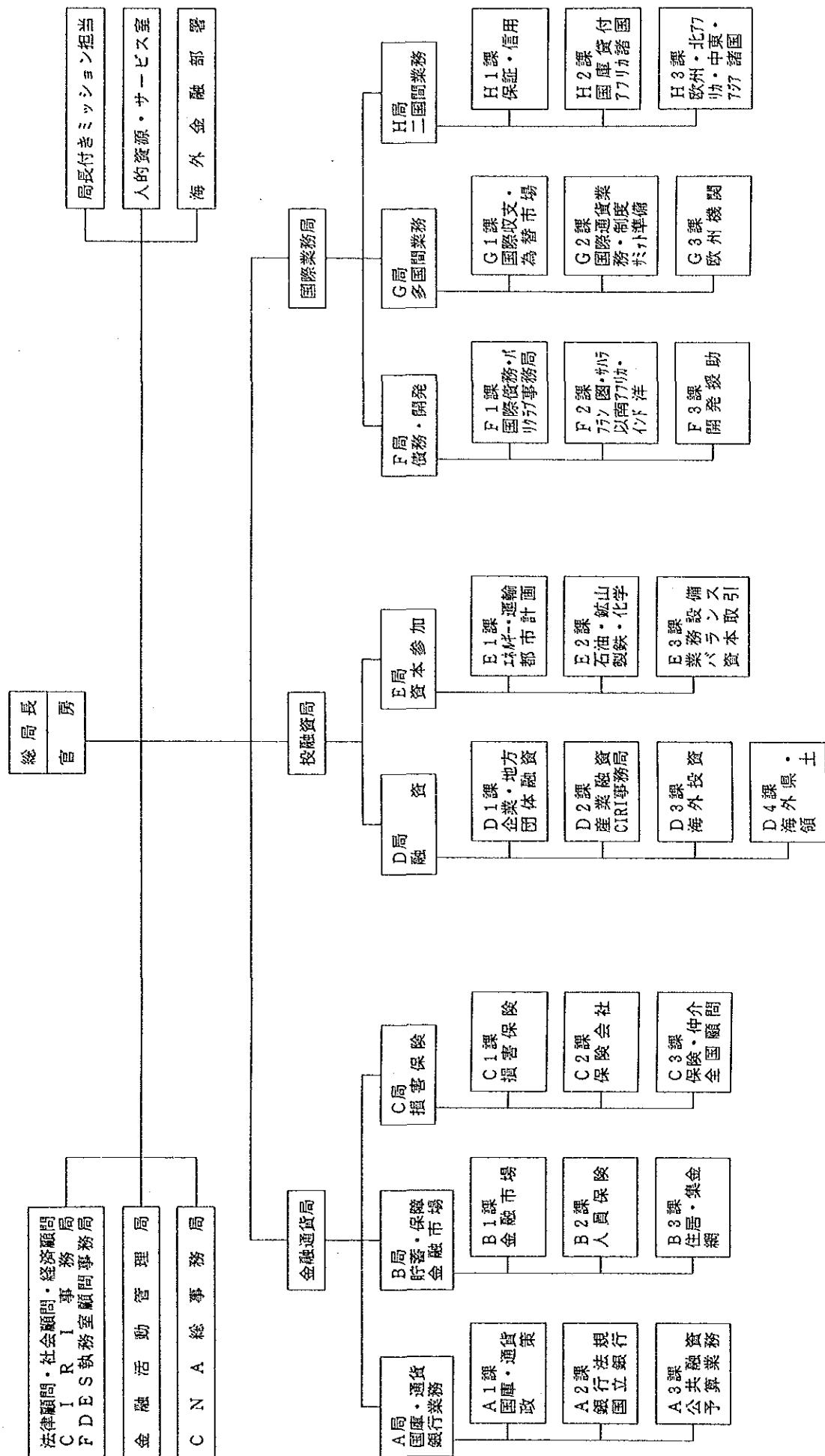


経済・財政予算省組織図



〔フランス別添5〕

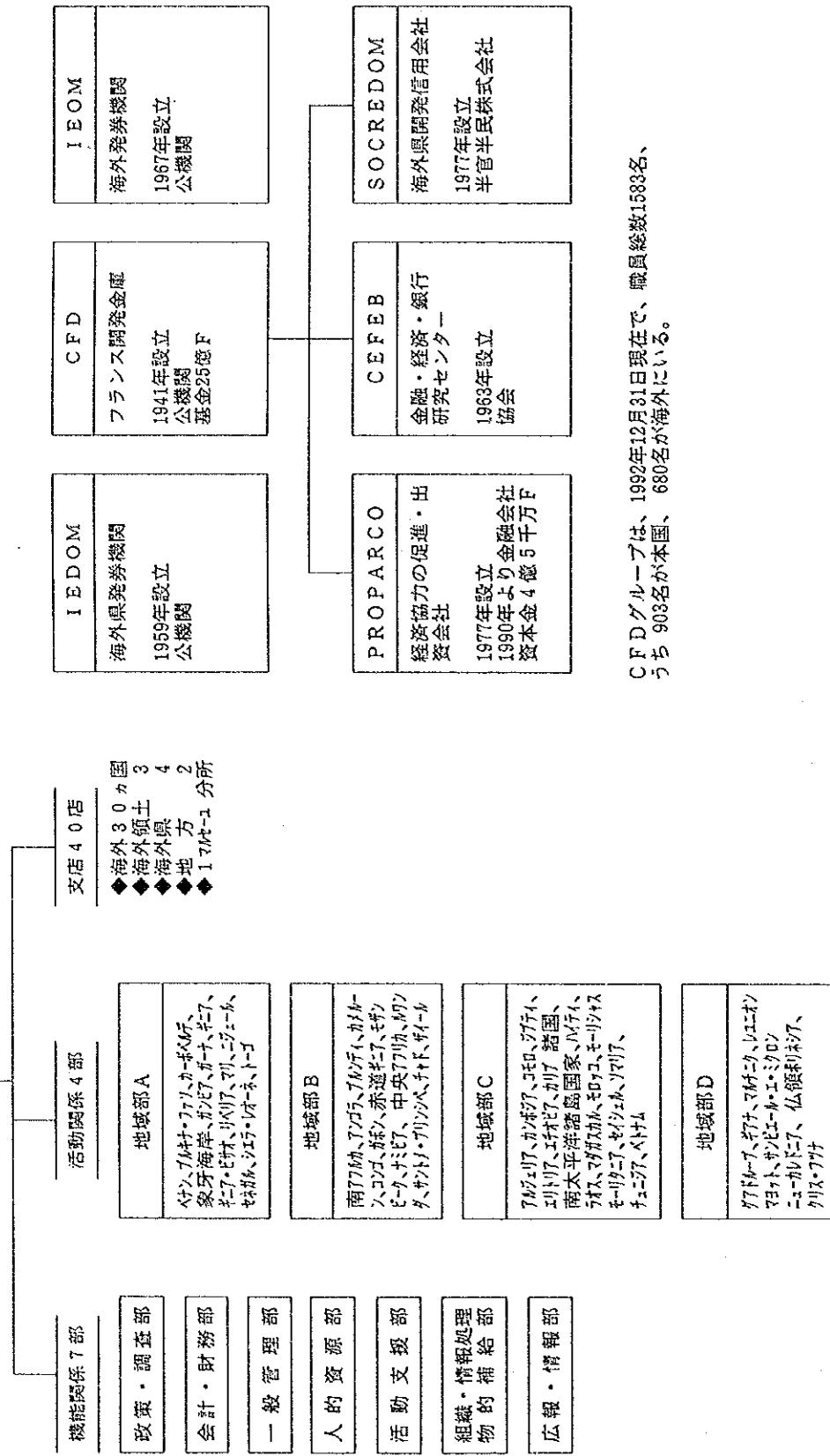
圖 繩 索 組 縱 縱 總 工 庫



フランス開発金融庫規則各圖

監督審議会	機能関係7部
議長 政府代表 専門家員 下院議員 上院議員 CFD職員代表	活動関係4部
総裁 副総裁 総裁補	地域部A 会計・財務部 一般管理部
1名 6名 3名 2名 1名 2名	地域部B 人的資源部 活動支援部 組織・情報処理部 広報・情報部
6名 3名 2名 1名 2名	地域部C 地域部D

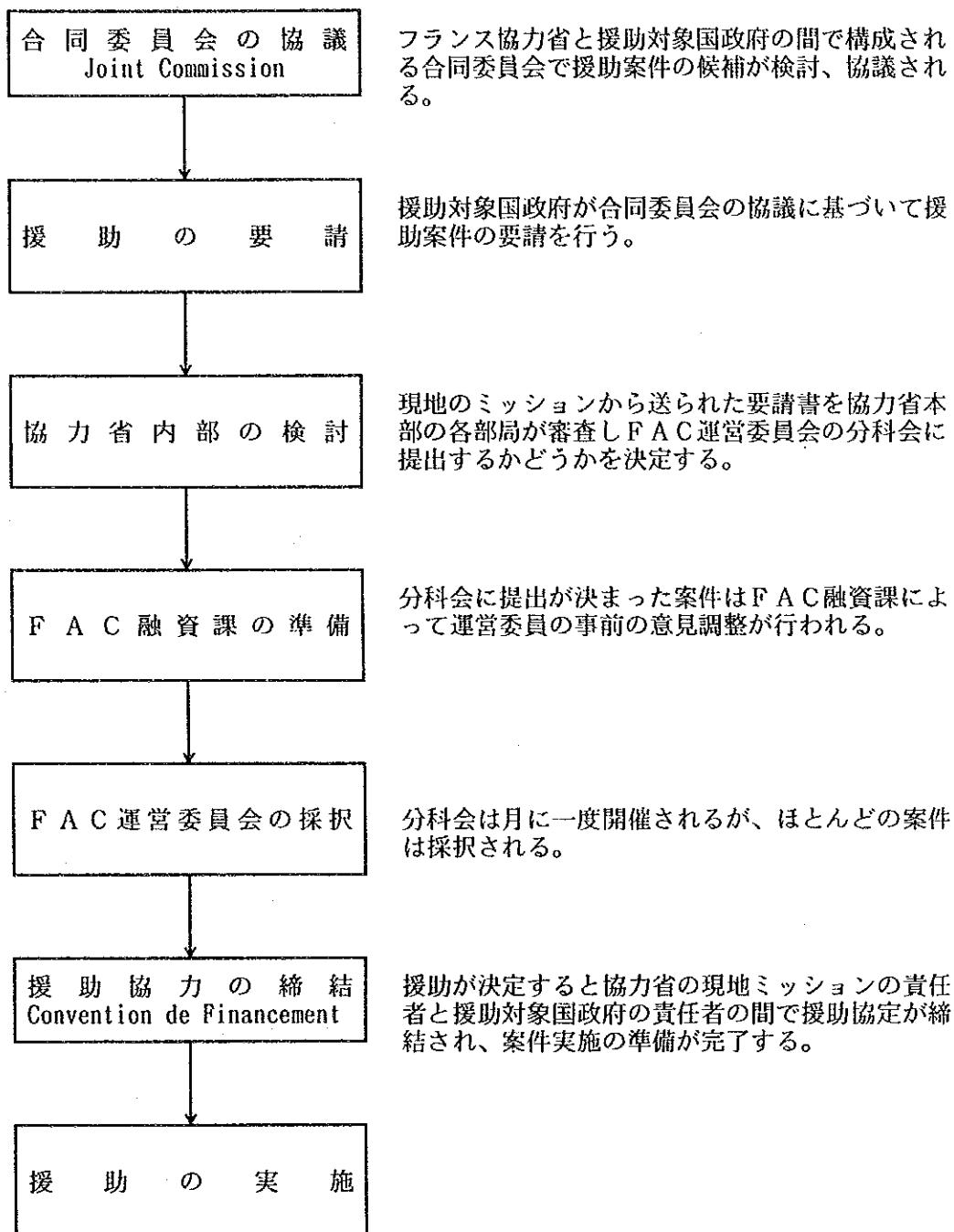
CDFグループ



CDFグループは、1992年12月31日現在で、職員総数1533名、うち903名が本国、680名が海外にいる。

(フランス別添7)

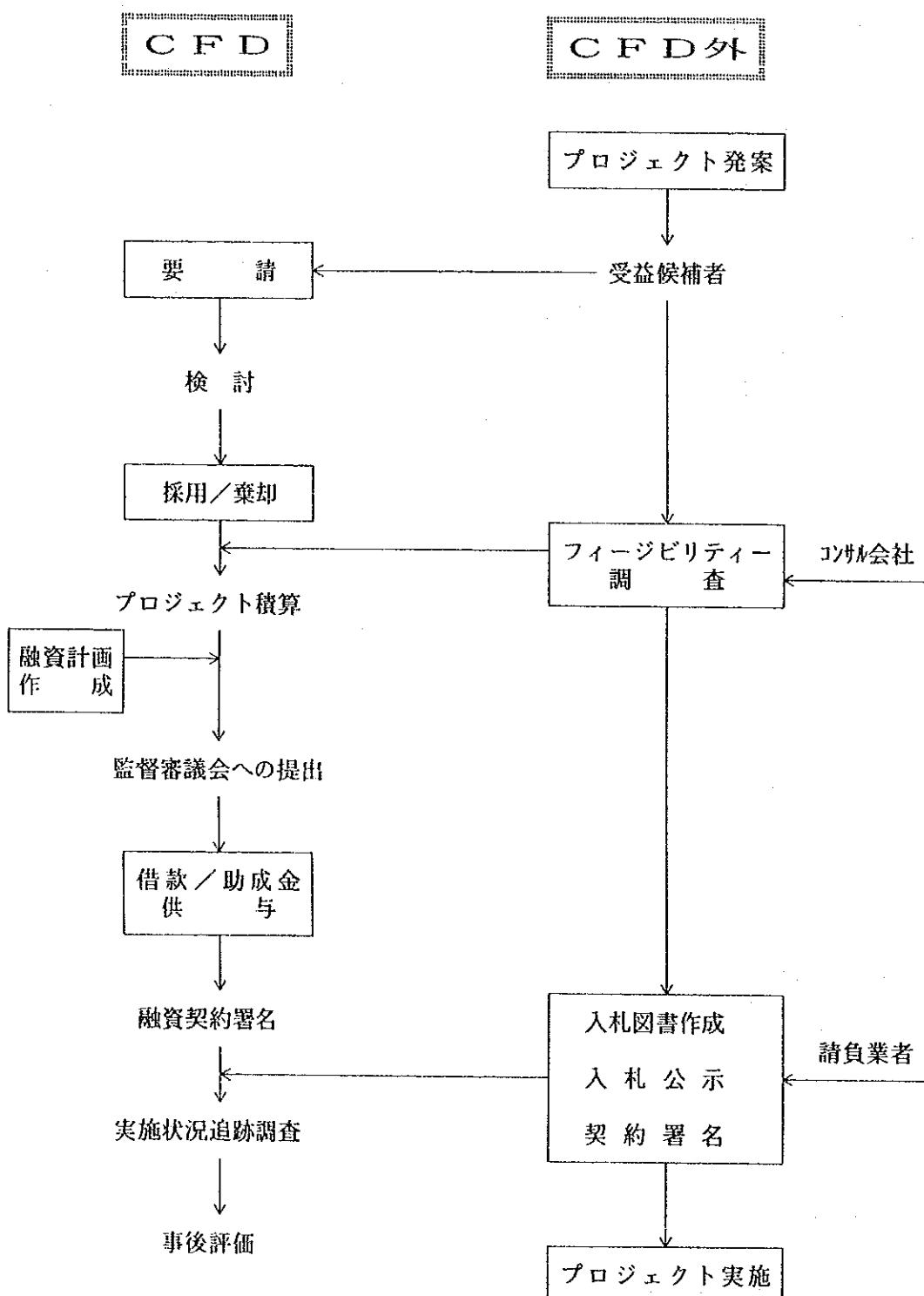
F A Cの援助案件の発掘から実施までのプロセス



出典：『主要先進国の無償援助』(1989)

(フランス別添8)

CFDにおける案件採用のフローチャート



先進国援助機関調査（ドイツ）

1. 援助の目的と制度

A 開 発 援 助 政 策	1. 法的枠組	開発政策の基本方針は、様々な公式文書で表明されているが、法的に強制力のある全体的な方針は制定されておらず、援助配分の唯一の法的根拠は毎年の財政（予算）法となっている。援助政策は経済協力省（BMZ）が立案し、内閣の承認を受ける。1986年3月には「連邦政府開発政策指針」を制定した。連邦政府は援助政策に関して、一連の基本的な決議を採択しており、BMZはその中で重要な分野やコンセプトについては、セクター別にアウトラインを設定している。
	2. 目的と理念	<ul style="list-style-type: none"> ①二国間関係の重視 ②地理的、部門別配分の「撒水タンク(Wataring Can)原則」（資金を広範な国、部門／活動領域に配分すること。） ③「自助を助ける」原則 ④「民間優先」原則 ⑤プロジェクト援助重視
	3. 援助の重点政策	<p>1991年10月にBMZにより出された新たな援助基準は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人権の尊重 ②政策決定過程への住民参加 ③法の支配 ④市場指向型経済の創出 ⑤貧困緩和 <p>上記に加えて、途上国の過度の防衛費削減を推進するため、援助対象国の軍事支出と社会インフラの関連予算とバランス、そして輸入に占める武器輸入の割合の管理強化の必要性を強調している。</p>
	4. 援助対象国	<p>二国間援助の地域的配分については、アフリカ、アジアの最貧国が中心的な受取国であり、援助予算の平均して約3分の1はサハラ以南アフリカ向けであり、対アジア援助は約20%強となっている。</p> <p>分野別では、環境保護、民間部門の振興、構造調整が重視されている。</p> <p>国別援助計画は現在、BMZが約40ヶ国を対象に試験的に作成しているがこの計画に従って案件が発掘されている訳ではなく、政策決定のための準備資料的色彩が強い。同計画はBMZの内部資料のため、公開されていない。</p>

ドイツ

B 開 発 援 助 予 算	1. 概要と特徴	<p>援助予算は原則として単年度制であり、基本的に多国間援助と二国間援助に分かれている。二国間援助は更に資金協力と技術協力に分かれ、資金協力は更にプロジェクト型とノン・プロジェクト型に分けられる。</p> <p>1992年度のODA実績は、対前年比11.8%増の75.72億ドル、対GDP比は0.39%。多国間援助がODAに占める割合は30%前後で一定している。</p> <p>二国間援助では技術協力の比率が高く、全体の約1/3を占めている。二国間援助の約15%は混合借款供与となっているため、贈与比率は72.2%と高くないが、借款条件緩和を進めているため、グラント・エレメントは85.3%(1990-91年平均)となっている。</p>							
	2. 無償資金協力	<p>1992年度の二国間援助の無償資金協力は、69.387億マルク(69%)を占めている。無償資金協力と有償資金協力の実質的な区別ではなく、無償資金協力は元本・利息(返済)がゼロの借款として位置付けられている。</p> <p>LDCに対しては無償資金協力を原則としており、借款は供与していない。実際にどの国に供与するかは、BMZおよび外務省等の政策的判断に基づいている。なお、特別な形態として、途上国の各公館に年間6万マルクの小規模無償が認められている。</p>							
	3. 技術協力	<p>1992年の二国間援助の技術協力額は、31.032億マルク(19.871億ドル)である。技術協力の形態は次のものに大別される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①専門家の派遣 ②原材料の供給 ③その他サービス(特に研修) ④カウンターパート向けの基幹要員のプロジェクトに直結した訓練 <p>1992年度のODAに占める技術協力予算は、26%の31.032億マルクである。</p>							
	4. 借款	<p>1978年以降、借款援助は返済義務のない無償援助が制度化され、LDCにも適用可能となっている。</p> <p>1992年度ODAに占める借款(及びその他の資金協力)の割合は約10%であり、金額は12.363億マルク(7.916億ドル)である(輸出信用は除く)。</p>							
	5. 多国間援助	<p>国際機関への資金協力については、機関の援助効果に加えて、その機関の開発政策がドイツの開発政策の目標と一致しているかどうかが基準となる。</p> <p>1990年度の多国間協力フローは次の様な配分となっている。</p> <table> <tbody> <tr> <td>国連機関</td> <td>12.8%</td> <td>世銀グループ</td> <td>28.9%</td> </tr> <tr> <td>EC</td> <td>42.6%</td> <td>地域銀行</td> <td>10.7%</td> </tr> </tbody> </table>	国連機関	12.8%	世銀グループ	28.9%	EC	42.6%	地域銀行
国連機関	12.8%	世銀グループ	28.9%						
EC	42.6%	地域銀行	10.7%						

C 国 レ ベ ル 実 施 体 制	1. 全体の 機構	<p>(政策担当) B M Z…援助計画の立案・決定・管理および他省庁の方策との調整 (援助実施担当)</p> <p><u>政府系機関レベル</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • K f W、D E G…資金協力 • G T Z…技術協力 • D S E…研修員受入 • D E D…ボランティア・プログラム • D I E…開発研究、助言、将来の開発行政担当官の訓練 <p><u>民間レベル</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 民間部門の機関（コンサルタント） • 非政府機関（N G O） <p>なお、全体の援助体制については、別添1を参照のこと。</p>
	2. 政策立案 体制と実 施機関の 関係	<p>B M Zが援助政策の企画・立案を所掌しており、個々のプロジェクトの決 定に当たっては、外交政策の面から外務省と、予算面から大蔵省と、その 他案件ごとに経済省等の省庁と協議する。実施は資金協力については復興 金融公庫（K f W）、技術協力についてはドイツ技術協力公社（G T Z） が中心となって行っている。</p> <p>連邦政府とK f W、連邦政府とG T Zは「一般契約」を結んで援助を実施 している。</p>
	3. 技術協力 実施機関 概略	<p>a) 関連技術協力機関とその関連機構図</p> <p>K f WとG T Zの関係については、業務区分の調整、協力体制はB M Zの 指示に従っている。G T Zは主として無償の技術協力を実施するための政 府系株式会社であり、K f Wは有償資金協力を行う公的金融機関である。</p> <hr/> <p>b) 機関別概要およびその役割</p> <p>① 経済協力省（B M Z） 開発協力における全ての資金／技術面にて責任を持ち、援助計画の立案・ 調整・管理等を行う。（援助実施は行わない。）</p> <p>② 復興金融公庫（K f W） 1948年に公的企業として設立。B M Zの下、借款、無償を通して資金供与 の実施に責任を持つ。</p> <p>③ 技術協力公社（G T Z） 1975年、民間株式会社として設立（ただし、政府資金100%）。技術協力で 最大の責任を負う。</p>

II. 主要援助機関の概要と実施システム

実施機関名		経済協力省 (Das Bundesministerium für Wirtschaftliche Zusammenarbeit: BMZ)
A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	1961年1月設立。設立当時は調査業務のみに機能が限られていた。 1972年12月25日の首相告示および議会での首相声明により、BMZは経済協力に関する最高機関として権限が強化、経済協力関係予算をほぼ一元化し、二国間の資金協力及び技術協力、多国間援助の殆どを掌握している。
	2. 所掌業務	BMZの業務には、資金協力、技術協力に関する政策の企画立案、決定、G TZおよびK f Wへの業務委託・監督等がある。その主な業務内容は次の通りである。 ①経済協力政策策定 ②二国間援助窓口 ③先進国間、国際機関との援助調整 ④経済協力関係予算の確保
	3. 機構	a) 本部 人員構成等については別添2、組織図については別添3を参照のこと。
	b) 海外事務所	海外事務所はなく、すべて在外公館、国連、O E C D、E C等の国際機関に派遣されており、いずれも外交官待遇を受けている。
4. 方針、重点項目、実績等	I. A. 3で述べているように、1991年10月新たな援助基準が打ち出された。その基準は①人権の尊重、②政策決定過程への住民参加、③法の支配、④市場指向型経済の創出、⑤貧困克服、の5つである。 BMZは約40ヶ国を対象に試験的に国別援助計画を作成しているが、この計画に従って案件が発掘されているわけではない。	

実施機関名		復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau : K f W)										
A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	第二次世界大戦後の国内産業復興のため、中・長期資金を供給する目的で1948年11月、K f W設置法により設立された政府系金融機関。当初は西独の経済復興のみを目的としていたが、1958年に外国政府への直接借款を開始し、1961年10月のK f W法改正により開発途上国に対する資金協力を担当する中心的金融機関となった。										
	2. 所掌業務	K f Wの業務のうち約61%は国内向けの融資、18%は輸出信用・アンタイドローンで、残りの約20%がODAである。K f Wは援助プロジェクトの効果を技術的観点から検討し、それを元にBMZが実施案件を決定する。K f Wが実施する資金協力は連邦政府からの委託に基づく実施業務で、連邦政府との間に「一般契約」を締結する。1992年承諾実績中資金協力は19%を占め、うち有償が60%、無償が40%であった。										
	3. 機構	<p>a) 本部</p> <p>K f Wの援助実施体制は調整局、地域局、技術局の担当者が一つのワーキング・グループとして資金協力手続きの全過程を担当している。</p> <p><u>K f W要員数(1992年現在)</u></p> <table> <tr> <td rowspan="3">職員 1109 名</td> <td>管理・スタッフ部門</td> <td>375 名</td> </tr> <tr> <td>国内金融、輸出・投資金融等部門</td> <td>370 名</td> </tr> <tr> <td>途上国援助部門</td> <td>364 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">うち援助関係専門職員</td><td>約 300名</td> </tr> </table> <p>機構図については、別添4を参照のこと。</p> <hr/> <p>b) 海外事務所等</p> <p>外交の二元化を避けるため、海外事務所の設置は基本的に認められていない。</p>	職員 1109 名	管理・スタッフ部門	375 名	国内金融、輸出・投資金融等部門	370 名	途上国援助部門	364 名	うち援助関係専門職員		約 300名
職員 1109 名	管理・スタッフ部門	375 名										
	国内金融、輸出・投資金融等部門	370 名										
	途上国援助部門	364 名										
うち援助関係専門職員		約 300名										
	4. 方針、重点項目、実績等	<p>1992年度上位10ヶ国は①エジプト ②インド ③イスラエル ④中国 ⑤バングラデシュ ⑥ザンビア ⑦イエメン ⑧ガーナ ⑨フィリピン ⑩ボリビア、の順となっている。</p> <p>同年の分野別援助実績は、経済インフラ（電力、道路、鉄道）が8.07億万ルピー(35%)、社会インフラ（保健、水道）5.68億万ルピー(25%)、生産セクター（工業、農業、漁業）7.04億万ルピー(31%)、その他（林業）1.96億万ルピー(9%)となっている。</p>										

実施機関名		技術協力公社 (Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit : G T Z)
A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	開発援助事業団 (B f E) と開発途上国援助促進公社 (G A W I) が合併して1975年1月に設立された全額政府出資の非営利会社。B M Zの委託を受けて、政府ベースの技術協力の大半を実施している。 G T Zの組織形態は民法(private law) によって規定されている。
	2. 所掌業務	G T Zの主要業務は以下の通りとなっている。 ①技術協力プロジェクトの計画、審査、実施、調査 ②他の援助機関（内外、公民）に対する技術的助言 ③技術協力専門家の養成、確保、派遣 ④経済協力実施に必要な機材の調達 ⑤有償技術協力
	3. 機構	a) 本部 G T Zの要員構成については別添5を、機構については別添6を参照のこと。 b) 海外事務所等 K f Wと同様、外交の二元化を避けるため基本的には認められておらず、50数カ所の海外事務所は援助プロジェクト調整事務所として設置されているものがほとんどである。その形態は以下のとおり。 ①プロジェクト管理事務所(Project Administration Services) …本部と連絡を取りながら受入国機関と協議 ②プロジェクトサービス事務所(Project Service Offices) …主として現地における便宜供与、連絡等を担当
	4. 方針、重点項目、実績等	"Annual Report 1991"に見られるG T Zの重点事項は、①貧困緩和 ②環境保護 ③自助努力重視 ④持続的発展及び適正技術重視 ⑤制度面の改善 ⑥他の援助機関との協調 等が挙げられる。 国別・地域別の実績は別添7の通り。

(注) これ以降の援助実施機関に関する記述はドイツ国としてのものであり、特定の機関について述べる場合はその旨を明記することにする。

B 意 思 決 定 と 実 施 シ ス テ ム	1. 意思決定 システム と役割	<p>a) 本部</p> <p>各援助実施機関のⅡ. A. 3. a) 及び b) を参照のこと。</p> <hr/> <p>b) 海外事務所等</p> <p>各援助実施機関のⅡ. A. 3. a) 及び b) を参照のこと。</p>
	2. 外部機関 との契約 等	<p>①調達の条件</p> <p>一般的に国際競争入札が原則となっているが、ドイツを営業拠点とするドイツ国籍企業のみに限った入札もある（特に船舶、航空機）。小規模調達や技術的理由で調達先を途上国に限定するケースもある。また、技術的・経済的理由により随意契約とする場合もある。コンサルタントについてはタイドが原則となっているため、国内企業間の競争入札によって契約されている。</p> <p>②ディスバースメント</p> <p>ディスバースメントには次の方針がKfWにより採用・実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. リインバース方式 b. ダイレクトペイメント方式 c. L/C方式 <p>また、施設建設の場合には、出来高払いが原則となっている。</p>

C 関 係 機 関 と の 連 携	1. 関連機関 との関係	I. C. 1 参照
	2. NGOと の連携	<p>a) 協力関係にあるNGOの種類</p> <p>ドイツのNGOは教会・政党系開発援助財団およびその他の数百の民間援助団体に分類され、現在約200～270団体が活動を行っており、1991年には約3,100名がボランティアとして海外に派遣された。活動分野は、教会は主に教育関係、医療、厚生、農林・水産業開発を、政党の開発援助団体は政治財團の援助や労働組合の組織化促進を、その他の私的団体は農地開発、基礎医療援助等を中心に実施している。</p> <hr/> <p>b) 当該援助機関との関係</p> <p>NGOが行う開発協力や第三世界支援のロビー活動に対しては連邦政府から多額の補助金（1989年で6.7億マク=3.6億ドル*）が出されているが、その補助率は一般規則上は75%で残りの25%についてはNGOの自己負担となっている。</p> <p>* IMF 1989年平均交換レート(1US\$=1.88マク)を参考。</p>
	3. 地方自治 体との関係	特に法的な根拠や規則等はないが、連邦政府は財政法上、地方政府の活動に対して資金援助を行う事を許されていない。基本的に開発援助は連邦政府の責任であるが、州政府もBMZと調整しながらGTZからアドバイスを受けて技術協力を実施している。教育と文化に関しては州の独自性が高いため、この分野では州が開発途上国の専門家の訓練に大きな役割を果たしている。その他、州は国の開発協力活動に専門家を出向させて連邦政府を支援したり、開発途上国で独自のプロジェクトも実施している。ドイツの主要援助機関に補助金も出している。
	4. 外国機関、 国際機関 との連携	<p>ドイツの開発援助は、国際機関では第2の、ECにとっては第1の資金供与国として貢献しているものの、財政面を除いてイニシアティブを取っていない。これは過去の歴史の教訓と従来からの二国間援助指向のためである。</p> <p>多国間援助がドイツのODA総額に占める割合は、1970年代から30%前後をずっと推移しており、多国間援助の中では世銀を重視、特にIDA（国際開発協会）に深く関わっている。</p>

III. 主要援助機関における技術協力

(注) これ以降の援助実施機関に関する記述はドイツ国としてのものであり、特定の機関について述べる場合は、その旨を明記することにする。

A 技術 協 力 実 績	二国間技術協力の地理的配分						
	1991			1992			
	DM mil.	US\$ mil.	* ショ% セ	DM mil.	US\$ mil.	* ショ% セ	
サブサハラ	449.8	271.0	37.0	499.0	319.5	41.6	
アジア・中近東	332.0	200.1	27.3	293.8	188.1	24.5	
中南米・ヨーロッパ・マグレブ	341.8	206.0	28.0	271.7	174.0	22.6	
その他	93.6	56.4	7.7	136.3	87.3	11.3	
合計	1,217.2	709.8		1,200.8	768.9		

出典: *Annual Report 1992, GTZ*
 * IMF平均交換レート 1991年1 U S \$ = 1,6595マルク
 1992年1 U S \$ = 1,5617マルクを参考に算出

B 技 術 協 力 サ イ ク ル	<p>①プロジェクト案(Idea) 開発途上国とドイツ政府はプロジェクトに合意した後、外交ルートを通して途上国側がBMZに援助プロポーザルを提出する。BMZは開発政策に関する仮の決定を行い、GTZに対し、第一回目の審査結果とプロジェクト評価のためのプロポーザルの提出を求める。</p> <p>②プロジェクト審査と決定 提出されたプロポーザルを基に外務省と調整し、BMZはGTZとプロジェクト評価の契約を行う。GTZは関係する専門家用に業務内容の準備を行い、現地で作業する可能性のあるカウンターパートとともに計画されているプロジェクトの徹底した詳細な調査を行う。更に具体的なプロジェクトの細部が共同のワークショップの枠組みの中で検討される。この共同プロジェクト・プランニングの結果を元に、BMZに評価レポート／プロジェクト実施のプロポーザルが提出される。BMZはプロジェクト評価の審査を行い、各省庁との調整後、GTZとプロジェクト実施の契約を結ぶ。</p> <p>③政府の合意 技術協力実施に関する政府合意が相手国との間で締結される。この中でプロジェクトの共通概念（目標、サービスと業務、スケジュール）が出される。技術協力に適用される一般的な条件（特に現地専門家と現地パートナーの権利や責任など）は通常別途締結される一般協定で決められている。従ってプロジェクト実施に関する協定では、個々のプロジェクトの固有の問題についての合意がなされる。</p> <p>④実施と管理 GTZはカウンターパート機関の責任者と共同で技術協力の実施を指示、監督する。必要とあれば、GTZはカウンターパート機関によるモニタリング、評価、報告といったプロジェクト管理を支援する。 GTZは人材と物資を提供し、費用の管理を行う。BMZはGTZからの定期レポートを基に、プロジェクトの実施状況を管理し、必要に応じて評価または検査を行う。</p>
---	---

C P R O J E C T 等 の 運 営 管 理 手 法	G T Zは全プロジェクトの中にZ O P P（目的指向プロジェクト・プランニング）方式を採用することが義務付けられている。これは、プロジェクトの全過程で関係する諸団体（特に地方政府、N G O、ターゲット・グループ）が協議し、問題の解明及び解決方法を模索し、互いの妥協点を見出すように努めるというもので、もし、問題解決の為に関連諸団体の間で妥協点がどうしても見つからなかった場合には、当該プロジェクトからG T Zが一次撤退することもある、といった徹底したものである。		
D 專 門 家 等 の 援 助 要 員	1. 技術協力 要員養成 ・確保	a) 養成	<p>(1)養成機関 K f W、G T Z以外に研修を実施している機関 ①ドイツ国際開発基金（D S E） ②ドイツ開発政策研究所（D I E）</p> <p>(2)養成システム ドイツ国際開発基金（D S E）…ドイツ人専門家の派遣前研修 ドイツ開発政策研究所（D I E）…経済技術分野の開発行政官の養成、大卒者対象研修コース（36週間） K f W…1年間のO J T G T Z…後継者養成プログラムに、①学生のための実務研修計画 ②プロジェクトへの学生ゲスト制度。若手人材登用制度として、③プロジェクト・アシスタント制度 ④新任現場スタッフへの派遣前研修がある。</p> <p>b) 確保</p> <p>(1)人材状況 K f W…通常、一度期限なしの契約を交わすとキャリアを通してK f Wで働き続けるため毎年の新規・中途採用者は少ない。 G T Z…海外で援助プロジェクトに携わるG T Z要員のほとんどが2～5年の期限付コントラクト保持者である。このG T Z要員の海外プロジェクト参加数は現地の人材活用を推進する方針に基づき減少傾向にある。専門家およびN G Oの数については別添8を参照。</p> <p>(2)確保システム K f W…新規・中途共に人事担当部が採用担当。新聞広告やD I Eでの説明会を通じて採用される。 G T Z…本部、海外とも欠員が生じた場合、人事部が採用を担当。新聞広告、内部指名等募集形式は多様化している。 D I E…欠員が生じた時のみ募集。試用期間終了時点で終身雇用となる。新聞広告、大学・研究機関や個人的ネットワークを通じて募集。</p>

D 専 門 家 等 の 援 助 要 員	2. 専門家及び職員の安全対策及び福利厚生	<p>a) 過去の被害状況 未調査</p> <p>b) 安全対策 法的、対人的な問題は外務省の領事部と在外公館の所掌範囲となっている。在外公館は“Home Agencies”として個人レベルの諸問題に取り組んでいる。専門家は緊急時には大使館と緊密な連絡を取るようにしている。“The Development Assistance Law”は、開発援助に携わる人を全て対象とし、保護する法律である。開発援助関係者の法的保護は、その他の法律によって補足されている。</p> <p>c) 保障制度 G T Zは、雇用条件について被雇用者の利益を代表する公務員、交通運輸労働者組合およびドイツ給与所得者労働組合と3者協定を結んでおり、専門家との個々の雇用契約書についてもこの協定内容が準用される。それに社会保険、休暇、つなぎ手当等、詳細な雇用条件が規定されている。</p>
	3. 第3国専門家等の活用状況	<p>a) 特徴および活用システム 第三国専門家についての特別な規定はない。国籍による差別はなく、通常の契約と全く変わらない。G T Zの開発調査等への外国人コンサルタントの割合は10%程度で、ローカルコンサルタントも必要に応じて活用している。</p> <p>b) 実績 第三国専門家の活用実績に関する資料は入手不可。 III. D. 1. b) (1)参照</p>
E 資 金 協 力 と 連 携		資金協力と技術協力の連携については、実施担当がそれぞれK f WとG T Zとなっているため困難な場合が多い。 そのため、資金協力を実施している案件を、より効果的に推進する上で技術協力が不可欠と判断される場合には、資金協力によってファイナンスされる枠内で技術協力が実施される。

IV. 開発援助調査研究

A 主 要 な 研 究 機 関	1. 研究機関 概要	ドイツでは開発援助に関する調査・研究は各大学およびベルリンのドイツ開発政策研究所（D I E）のような研究所において実施されている。
	2. 研究内容	収集した資料ではデータ入手不可。
B 援 助 機 関 と 研 究 機 関 と の 関 係	収集した資料ではデータ入手不可。	

V. 新しい援助課題と今後の展望

A 地 球 的 課 題 ・ 新 規 課 題 へ の 対 応	<p>①W I D</p> <p>政府は女性に対するネガティブな影響をできるだけ防ぐことを目的とし、1986年に発布した "Guideline on Development Policy" の中で、W I Dを優先項目の一つとし、BMZ内にW I D局を設置した。また、W I D分野の二国間援助の割合増加が図られている。G T Zでも貧困、W I D等の分野の概念およびワーク・プランを開発し、G T Zの機構・実施過程に取り込み、今後効果的に実施する目的で、"Poverty Reduction, Socio Cultural Issues, Women in Development"というユニットを2年間限定で設置している。</p> <p>②環境</p> <p>BMZは実施されている全ての環境影響評価をもとに、今後二国間援助プロジェクトの環境との適合性を評価する手法を有しており、1988年 "Environmental Impact Assessment" の手順がプロジェクト計画、評価、モニタリングの全段階に取り入れられている。</p>
B 現 体 制 の 問 題 点	未調査
C 今 後 の 対 応	<p>貧困緩和、環境保護、教育改善といった、ドイツの1992年度の主要目標が同年のU N C E Dで採択された行動計画 "アジェンダ21" とも相まって、今後のドイツの開発政策の方向性を示すものになっている。</p> <p>しかし、予算の面から見ると、中期的展望ではドイツのG N Pに対するO D Aの割合がここ数年は減少する可能性がある。</p>

[ドイツ別添1]

ドイツの援助実施体制（カッコ内は監督機関）

関係省庁

B M W i 連邦経済省	B M F 連邦大蔵省	B M Z 連邦経済 協力省	A A 連邦外務省	B M F T 連邦研究 技術者	B M A 連邦労働省
------------------	----------------	----------------------	--------------	------------------------	----------------

政府系実施機関

主として資本援助	主として技術援助
K f W 資金援助	D E G 借款及び開発途上 国企業への参加
G T Z 技術援助	P T B 技術開発かくわい (B M F T)
B G R 地質・自然資源かく わい(B M W i)	

準政府機関

D E D ドイツ開発 奉仕部隊 (B M Z)	D S E 主として開 発途上国の 行政官の訓 練(B M Z)	C D G 主として開 発途上国企 業のための 訓練(政府 ・産業界)	Goethe- Institut 訓練後の發 展途上国に おける接觸 (A A)	D A A D 開発途上国 の高等教育 の訓練及び スタッフ派 遣(A A)	D I E 研究及びド イツ人大学 卒業生の訓 練(B M Z)
-----------------------------------	--	--	---	---	--

政治財団

協会組織

その他組織

人員補給 機材補給

政府資金を受け取っているNGO

K A S (C D U)	F E S (S P D)	D U (カテスタン)	E Z E (カテスタン)	D W H H ドイツ・飢餓からの自由運動
F N S (F D P)	H S S (C S U)	A G E H (カトリック)	Z E H (カトリック)	D F K ドイツ赤十字
				Terre des Hommes
				Welt-friedens dienst 世界平和運動

出典：日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策(1992)

〔ドイツ別添2〕

BMZの人員構成等

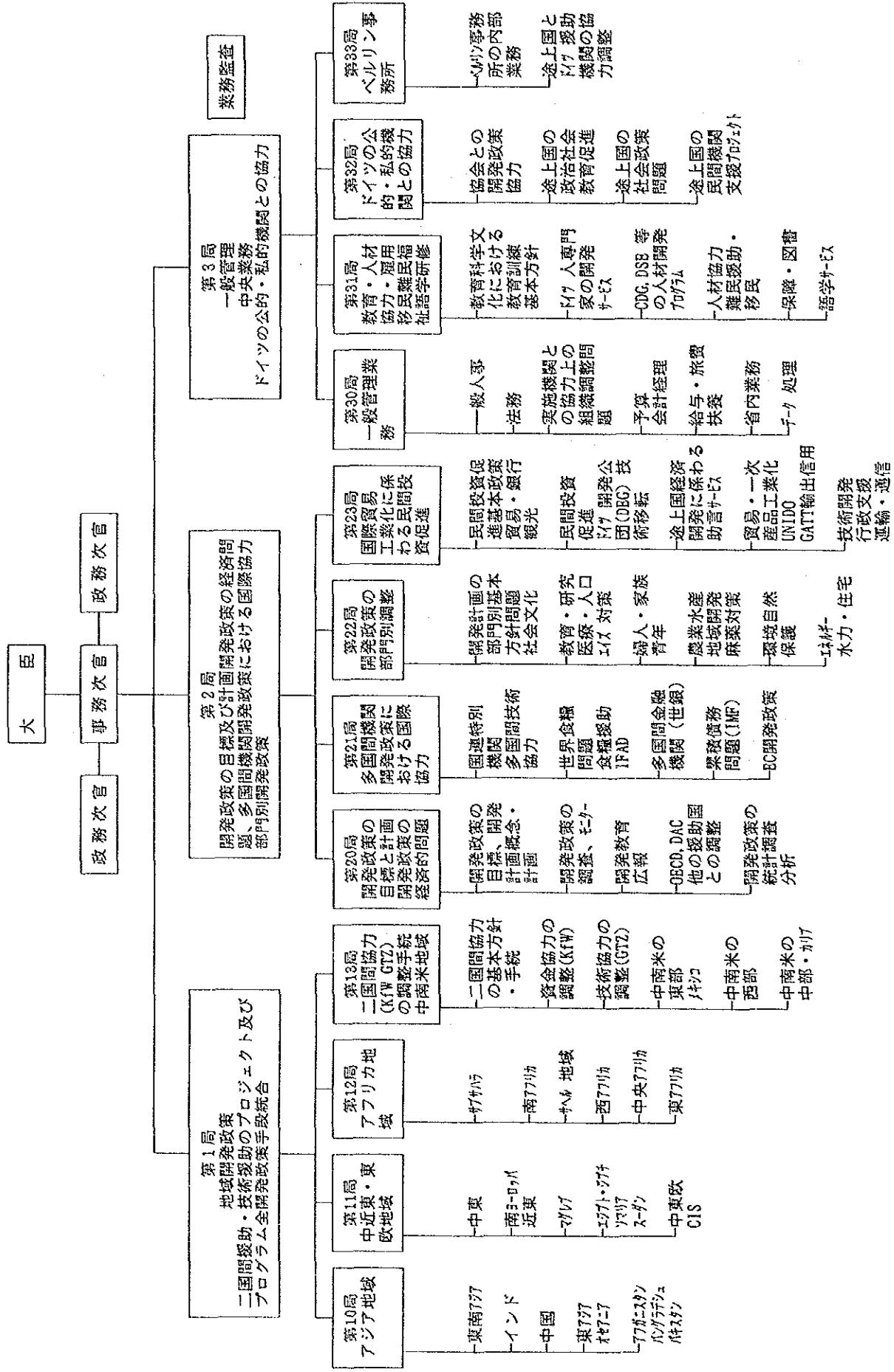
機 構	担 当 業 務	職 員
第1局 (4部21課) 〔地域担当局〕	地域開発政策、二国間経済技術協力計画、同調整	(1)行政官 約 360人 二国間 加シエト 1局 約 120人 2局 約 120人 3局 約 120人
第2局 (4部21課) 〔セカイ担当局〕	開発政策の目標・計画、多国間協力、部門別国際協力	(2)その他 (秘書等) 約 232人
第3局 (4部19課)	一般管理(人事、法務、予算・会計等) 国内公的・私的機関との連絡	計 約 592人

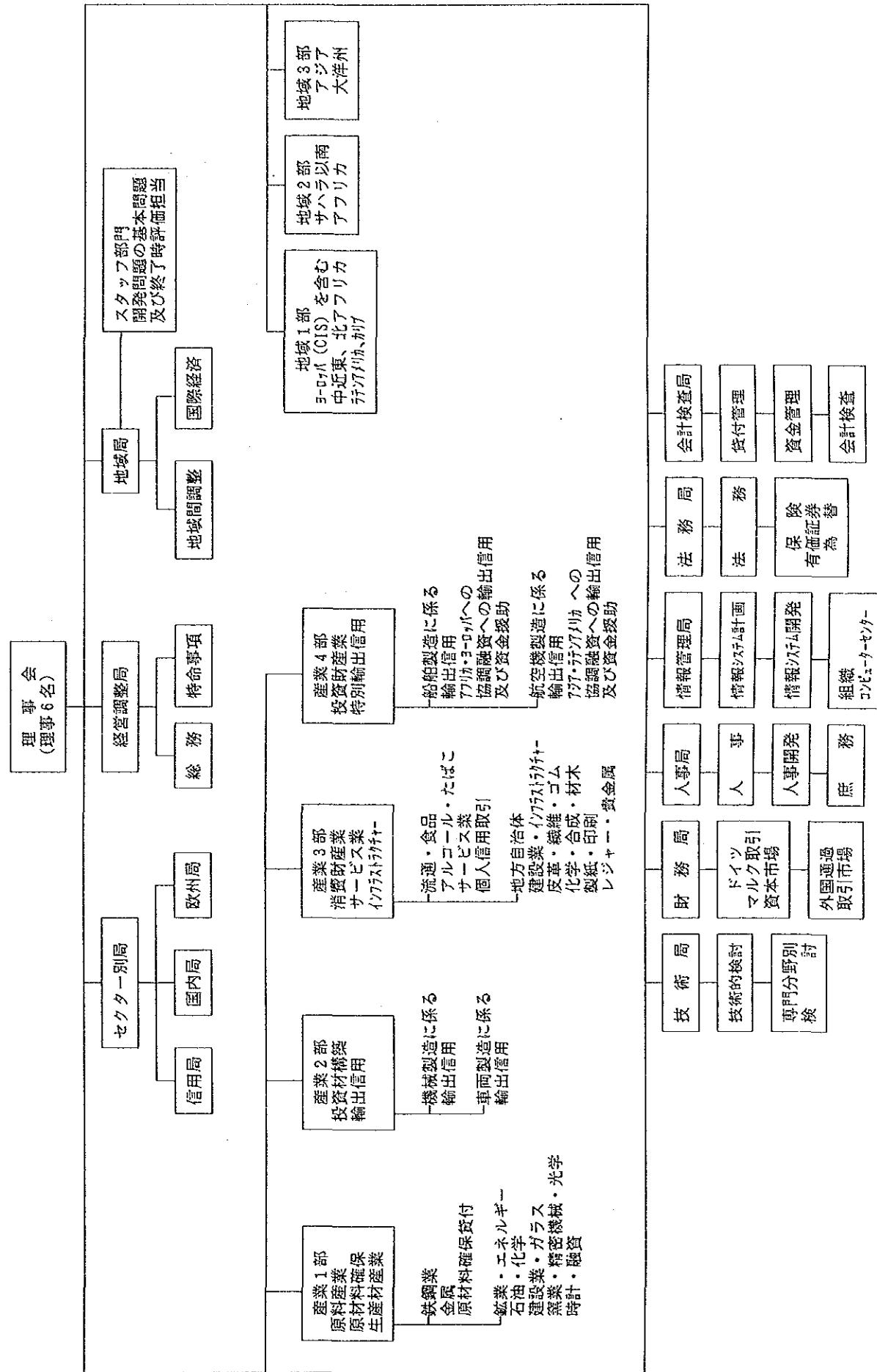
注: 海外／インドネシア、ケニア等、主な援助対象国外公館（全体で約15ヵ国程度）及び国連、O E C D、E C等の代表部BMZ職員を派遣。
(外交官待遇)

BMZを含む在外公館における経済協力関係部局員数は 217人である。
(1992年12月現在)

〔ドライツ—別添3〕

ドライシソ経済協力省BMZの組織図(1992年6月現在)

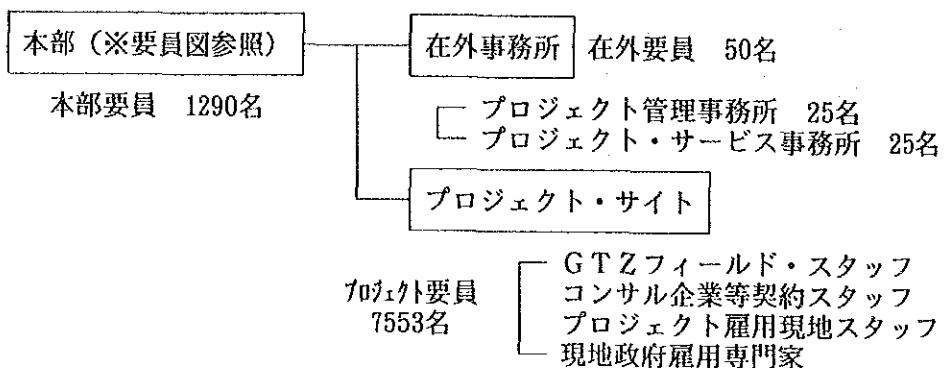




[ドイツ別添 5]

G T Zの組織・要員構成

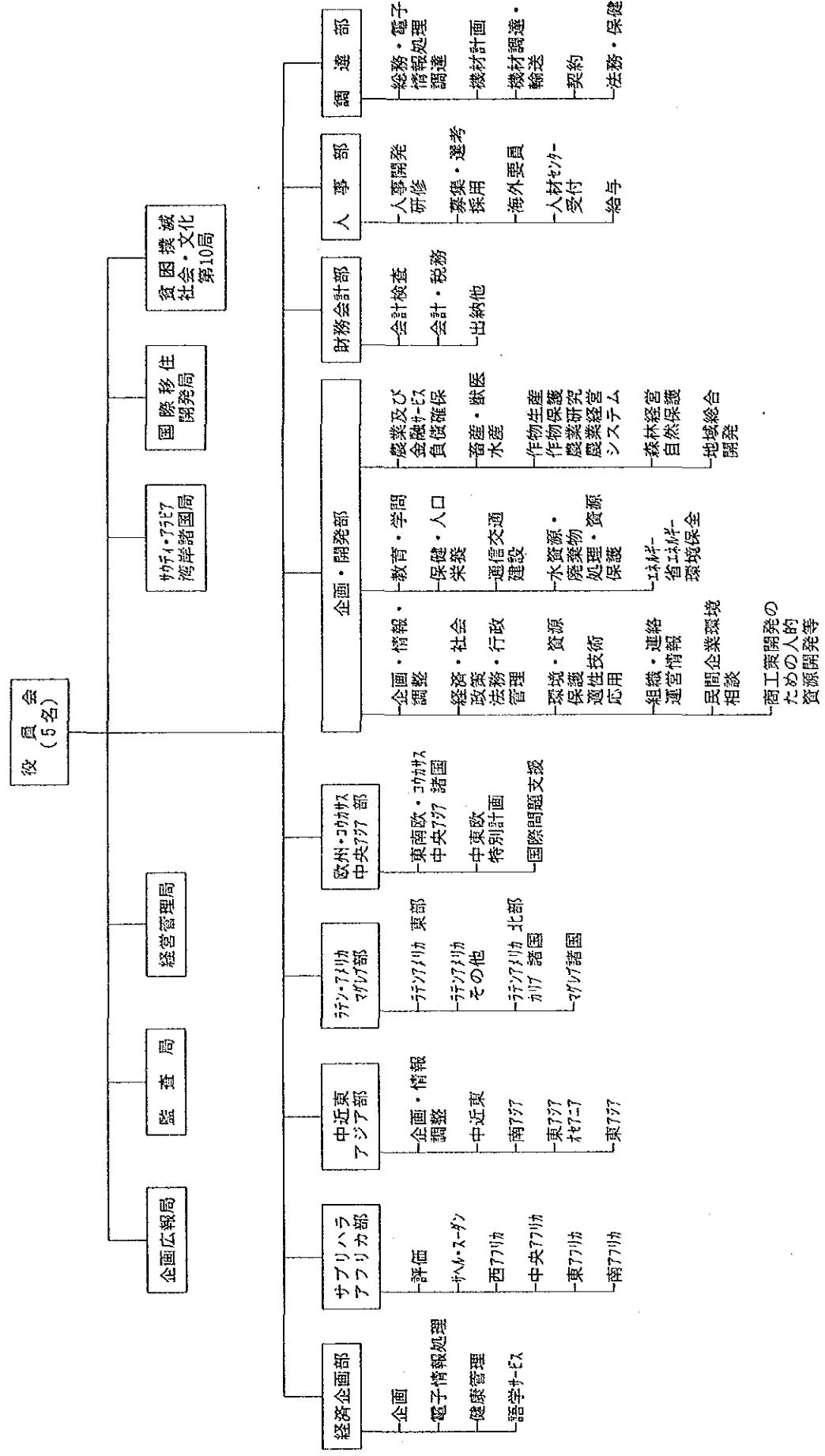
(人数: 1992年現在)



G T Zの本部要員の状況

部 門	雇用形態別人員数(人)			職種別構成(%)	
	職 員		研修生 (学生/ 企業)		
	終 身	期 限 付 き			
役員付き、 総務局	124	26	1	管理職 19.1 特務担当職員（プロジェクト管理企画、情報処理等） 24.1	
有償技術協力局	16	1		専門職（一般業務）（技術計画等） 23.3 専門職（特殊業務）（会計等） 8.8	
国別事業部 計画・開発部	491	78	16	秘書等 5.7	
調達、法務、 財務、経理	354	12	2	事務一般、外派員等 15.9 サービス 3.0	
人事部	141	10	18	計 100.0	
計	1,126	+ 127	+ 37	= 1,290	

ドイツ技術協力公社（GTA）の組織図（1993年5月現在）



[ドイツ別添7]

G T Z の地域別、国別援助実績および形態別援助実績

1. G T Z の地域別援助実績

	1992年		シヤツ (%)
	DM million	US\$ mill.*	
アフリカ	542.0	347.1	37.1
アジア・オセアニア	382.4	244.9	26.2
ラテンアメリカ	237.6	152.1	16.3
ヨーロッパ	298.3	191.0	20.4

出典: *Annual Report 1992 GTZ*

2. G T Z の国別援助実績

	1992年	
	DM million	US\$ mill.*
中国	59.5	38.1
クロアチア	50.0	32.0
C I S	37.4	23.9
インドネシア	31.5	20.2
フィリピン	30.4	19.5
タンザニア	29.9	19.1
パキスタン	29.8	19.1
ケニア	29.5	18.9
インド	28.3	18.1
ボリビア	28.3	18.1

出典: *Annual Report 1992 GTZ*

3. G T Z の援助形態別実績

	1992年	
	DM million	US\$ mill.*
二国間技術協力	1,200.8	768.9
ビジネス協力	34.7	22.2
食料援助プログラム	40.8	26.1
世界食糧計画	30.0	19.2
専門家養成	63.9	40.9
その他	182.7	117.0
(小計)	1,552.9	994.4
有償技術協力	144.8	92.7
合計	1,697.7	1,087.1

出典: *Annual Report 1992 GTZ*

* IMF 1992年平均交換レート(1US\$=1,5617 マル)を参考に算出。

[ドイツ別添8]

ドイツODAによる専門家およびボランティア活用数の推移

	1990	1991
1. ドイツボランティア機関よりの専門家		
ドイツ開発奉仕部隊(DBD)	954	1,057
カトリック開発援助協会(AGEEH)	320	301
ガロエント海外サービス(DU)	186	185
国際キリスト教奉仕団(BIRENE)	23	24
世界平和奉仕団(WFD)	15	10
国際キリスト専門家集団(CFI)	22	33
その他(個人)	691	771
小計	2,211	2,381
2. 政府援助実施機関等よりの専門家		
ドイツ技術協力公社(GTZ)	1,412	1,406
地球科学・原材料庁(BGR)	85	50
物理技術庁	5	1
民間コンサルタント	388	353
政党財團		
・コンラート・アデナウア財團(KAS)	76	75
・フリードリヒ・エーベルト財團(FES)	115	122
・フリードリヒ・ナウマン財團(FNS)	54	65
・ハインツ・ザイベル財團(HSS)	53	53
その他民間機関	52	54
小計	2,240	2,179
3. 復興金融公庫によるプロジェクト専門家	2,000	1,856
(内現地雇用専門家)	(900)	(980)
4. 途上国からの雇用専門家		
途上国からの訓練専門家	221	283
途上国における訓練専門家	140	140
途上国からの給与補填専門家	94	43
途上国におけるプロジェクトアシスタント	1	2
小計	456	468
5. GTZプロジェクトガルテン		
熟練専門家	3,006	3,398
補助スタッフ	1,641	2,173
民間機関補助金スタッフ	31	65
民間ローン補助スタッフ	289	57
小計	4,620	5,571

先進国援助機関調査（英国）

1. 援助の目的と制度

A 開 発 援 助 政 策	1. 法的枠組	1929年には、“The Colonial Development Act”によって、英國政府の所有する植民地に対する継続的な責任が初めて確認された。
	2. 目的と理念	途上国の生活水準を改善し、貧困を緩和するため継続した経済的、社会的開発と、「良い政府（Good Government）」を促進することである。
	3. 援助の重点政策	<p>援助政策の主な重点は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経済改革の促進 ②「良い政府」の支援 ③貧困の緩和 ④人材育成、教育、保健（家族計画を含む）の促進 ⑤環境問題への取組み
	4. 援助対象国	<p>過去に植民地や自治領を有した歴史から、現在でも英連邦諸国に対する援助を重視している。特に最貧国重視の政策から、80年代を通じてサハラ以南のアフリカに対する割合が増加しており、91年には39.1%にまで上っている。従来の援助重点地域であった南アジアの配分は逕減しており、この結果アジア全体で22.6%まで下がっている。また、最近では旧共産圏も重視してきており、1989年以後、中東欧ヨーロッパ、旧ソ連地域の民主化、市場経済化支援を目的として、ノウハウプログラムを実施している。</p> <p>現在、国別の援助政策は18カ国程度の重要な援助対象国に関してのみ外務・英連邦省（F C O）と海外開発庁（O D A）内部で“Country Policy Review Papers”を作成しており、特定のプロジェクトが達成されるための手段、特にAid Framework*による援助金額の用途が明確にされている。このペーパーをもとにO D Aが援助実施のプライオリティーを決定する。</p> <p>*Aid Framework…… F C O、大蔵省、貿易産業省、イギリス銀行による協議の後、O D Aによって作成されている事業別援助計画書。</p>
		英 国

B 開 発 援 助 予 算	1. 概要と 特徴	英国の予算・財政制度は単年度制で、援助予算は基本的に当該年度の支出ベースの予算である（次年度への繰越は可能）。海外援助予算は対G N P比で0.31%（1992年）、1994/95年度の援助額は前年比で4,900万ポンド（7,257万米ドル）*の増加を予定している。 英国の開発援助は原則として無償で1990/91年平均の贈与比率は98.9%と非常に高いが調達は英國企業・製品に限られることが多く、タイアップ率はDAC諸国の中でも高いといわれる（数字は入手不可）。														
	2. 無償資金 協力	91/92年度無償資金協力合計額は18億9149万2千ポンド(US\$3346.8 mil.)*。 <u>無償資金協力の援助スキーム毎の予算(1991/92年度)</u> （別添1参照） <table> <tbody> <tr> <td>①プロジェクト援助</td> <td>703,739 (US\$1,245.2 mil.)</td> </tr> <tr> <td>②資金援助 (Aid Trade Provision: ATP 除く)</td> <td>170,843 (US\$ 302.3 mil.)</td> </tr> <tr> <td>③技術協力 (ATP を除く)</td> <td>431,713 (US\$ 763.9 mil.)</td> </tr> <tr> <td>④援助貿易準備資金 (=ATP)</td> <td>101,183 (US\$ 179.0 mil.)</td> </tr> <tr> <td>⑤プログラム援助</td> <td>88,205 (US\$ 156.1 mil.)</td> </tr> <tr> <td>⑥人道的援助</td> <td>70,942 (US\$ 125.5 mil.)</td> </tr> <tr> <td>⑦債務救済</td> <td>489 (US\$ 0.9 mil.)</td> </tr> </tbody> </table>	①プロジェクト援助	703,739 (US\$1,245.2 mil.)	②資金援助 (Aid Trade Provision: ATP 除く)	170,843 (US\$ 302.3 mil.)	③技術協力 (ATP を除く)	431,713 (US\$ 763.9 mil.)	④援助貿易準備資金 (=ATP)	101,183 (US\$ 179.0 mil.)	⑤プログラム援助	88,205 (US\$ 156.1 mil.)	⑥人道的援助	70,942 (US\$ 125.5 mil.)	⑦債務救済	489 (US\$ 0.9 mil.)
①プロジェクト援助	703,739 (US\$1,245.2 mil.)															
②資金援助 (Aid Trade Provision: ATP 除く)	170,843 (US\$ 302.3 mil.)															
③技術協力 (ATP を除く)	431,713 (US\$ 763.9 mil.)															
④援助貿易準備資金 (=ATP)	101,183 (US\$ 179.0 mil.)															
⑤プログラム援助	88,205 (US\$ 156.1 mil.)															
⑥人道的援助	70,942 (US\$ 125.5 mil.)															
⑦債務救済	489 (US\$ 0.9 mil.)															
3. 技術協力	1991/92年度の技術協力には、4億9826万4千ポンド*が充てられた。 技術協力は資金援助と共に無償資金協力に含まれ、物やサービスに対して支払われるものである。その形態は人的協力、トレーニング、短期訪問、“Heads of Mission Gift Scheme”他、小規模プロジェクト・スキーム、セクター別技術協力等の形態をとる。															
4. 借款	1991/92年度の借款及び類似のフローには、1億2977万8千ポンド (US\$229.6 mil.)*が支出されている。資金協力と借款供与の区別は援助対象国の1人当たりのG N Pによって分類されている。IDA (International Development Association)の融資基準に達しない国は無償、基準を越える国は借款供与の対象国としている。ただし、この原則は二国間関係政策的見地から柔軟に対応されている。															
5. 多国間 援助	英国は様々な国際機関に貢献している。1992/93年度のODAプログラムに占める多国間協力の割合は44%であり、その中でODAが支援するのは主に下記の機関である。 <table> <thead> <tr> <th></th> <th>(£ 1,000)</th> <th>(US\$ 1,000 *)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E-ヨウル 共同体 (EC)</td> <td>399,115</td> <td>704,638</td> </tr> <tr> <td>世銀グループ</td> <td>249,681</td> <td>440,812</td> </tr> <tr> <td>地域開発銀行</td> <td>38,252</td> <td>67,534</td> </tr> <tr> <td>国連機関</td> <td>144,659</td> <td>255,395</td> </tr> </tbody> </table>		(£ 1,000)	(US\$ 1,000 *)	E-ヨウル 共同体 (EC)	399,115	704,638	世銀グループ	249,681	440,812	地域開発銀行	38,252	67,534	国連機関	144,659	255,395
	(£ 1,000)	(US\$ 1,000 *)														
E-ヨウル 共同体 (EC)	399,115	704,638														
世銀グループ	249,681	440,812														
地域開発銀行	38,252	67,534														
国連機関	144,659	255,395														

C 国 レ ベ ル 実 施 体 制	1. 全体の 機構	英国では海外開発庁(Overseas Development Administration: ODA)が援助政策の立案から実施まで、全過程の責任を有している。ただし実際の業務はクラウン・エージェンツ (Crown Agents: CA)、ブリティッシュ・カウンシル (British Council: BC)、英連邦開発公社 (Commonwealth Development Corporation: CDC) 等の機関が実施しており、ODAはこれら機関を監督している。 (別添2参照)
	2. 政策立案 体制と実 施機関の 関係	政策決定レベルでは、ODA、外務・英連邦省、貿易産業省、大蔵省が共同援助委員会を構成し、国、地域別の主要援助政策を検討している。 政策立案に関しては、ODAが中心的役割を果たしている。ODAは外務・英連邦省の傘下にあり、公式には外務・英連邦相が援助関係を含む外交全般に関して議会に責任を負っているが、実際には援助行政の殆どの権限はODAに移譲されている。
	3. 技術協力 実施機関 概略	①クラウン・エージェンツ (CA) 法律によって設立された公社。途上国政府や国際機関などの代行機関 (Agent) として援助関連の財・サービスの購入・調達等を行う。ODAとは商業ベースの委託契約を結んでいる。 ②ブリティッシュ・カウンシル (BC) 対外文化・広報活動の中心機関であるが、途上国での教育・研修分野での技術協力 (ODAからの委託) を実施している。 ③英連邦開発公社 (CDC) 1948年 Act of Parliamentにより設立。投資を通じて途上国の経済開発を促進する。CDCは予算執行面でODAの監督を受けている。 ④英國貿易校舎 (UKTA) ロンドン商工会議所に本部を置き、市場調査、貿易研修の実施、見本市への参加推進等により途上国の輸出促進業務を行う。

II. 主要援助機関の概要と実施システム

実施機関名		海外開発庁 (Overseas Development Administration : ODA)
A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	1964年10月、対外援助機構を一元化するため技術協力省と外務・英連邦省の各担当部門等が集約され、海外開発庁（ODA）が設立された。その後、政権交代の度に外務・英連邦省の外局になったり、独立した省になったりしたが、現在は外務・英連邦省の外局に戻っている。
	2. 所掌業務	①各種援助計画（二国間／多国間援助、資金援助、技術援助）の立案と調整および運営・管理 ②多国間援助機関に対する出資・拠出 ⑤保護領に対する財政援助 ③N G Oとの連携（贈与を含む） ⑥食料援助 ④債務救済 ⑦災害救済援助
	3. 機構	a) 本部 ODAにはODA長官の下、二国間・多国間援助を担当するロンドンと専門家のリクルート・派遣を担当するBast Kilbride の2ヶ所に本部がある。外郭団体として海外開発天然資源研究所（ODNRI）がある。機構図は別添3を参照のこと。 本部職員は主に管理スタッフ（ジェネラリスト）と、キャリアと専門性を有するスペシャリストから構成されている。（別添4参照） b) 海外事務所 海外事務所はケニア、マラウイ、タイ、バルバドス、バングラデシュ、南アフリカの6ヶ所に設置されている。 海外事務所の機能には、英国政府の省庁との援助に関するコンサルティングやカントリープログラムの運営や財政管理、本部からの経済・技術援助の調整、C AやB C及び国際開発機関等との協調、技術協力員やコンサルタントのリクルート支援等が挙げられる。 海外事務所には管理スタッフと援助スペシャリスト及び地域に関連した問題を扱う現地のアドバイザーグループが配置されている。（別添5参照）
	4. 方針・重点項目・実績等	ODAは保健・人口、教育、インフラ整備から農業、環境と様々な分野のプロジェクト支援を行っている。1991年の二国間援助地域配分では、アジア22.6%、中近東 9.3%、アフリカ39.1%、大洋州 1.4%、欧州 0.3%となっている。

実施機関名		クラウン・エージェンツ (Crown Agents : CA)										
A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	<p>1833年、植民地に対する物資調達、船積、海上保険等のエージェント業務を提供するために従来の機関を統合して設立された。</p> <p>1980年1月1日、「クラウン・エージェント法 1979」の公布施行に基づき、ODA傘下の国営企業として再編され、従来のエージェント業務に加えて海外開発庁（ODA）の代行機関としても活動することになった。</p>										
	2. 所掌業務	<p>クラウン・エージェンツの行っている広範な代理業務の中に、海外援助関連業務の占める割合は約50%であり、その業務内容は主に以下の二つに大別される。</p> <p>①海外開発庁（ODA）の代行機関としての業務 ②援助対象国の代行機関としての業務</p>										
	3. 機構	<p>a) 本部</p> <p>本部の機構については別添6を参照のこと。</p> <p>1992年末現在の職員数は次の通り。</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>常勤／終身</td> <td>627人</td> <td>(内海外 20人)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">} 合計 839人</td> </tr> <tr> <td>非常勤／期限付</td> <td>79人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海外事務所マネジメント</td> <td>133人</td> <td></td> </tr> </table> <p>なお、このうちODA業務に従事している要員は、フルタイム換算で約300人程度である。</p> <hr/> <p>b) 海外事務所</p> <p>クラウン・エージェンツは、海外に14ヵ所の駐在員事務所と5ヵ所の調達・検査事務所を有している。</p> <p>(駐在員事務所) バーレーン、ルクセンブルク、ガーナ、インドネシア、ケニア、マレーシア、ナイジェリア、ガニア-ギニア、シントマールテン、クバニ、タイ、カンボジア、米国、シンガポール</p> <p>(調達・検査事務所) バングラデシュ、香港、インド、シンガポール、日本</p>	常勤／終身	627人	(内海外 20人)	} 合計 839人	非常勤／期限付	79人		海外事務所マネジメント	133人	
常勤／終身	627人	(内海外 20人)	} 合計 839人									
非常勤／期限付	79人											
海外事務所マネジメント	133人											
	4. 方針・重点項目・実績等	未調査。										

実施機関名		ブリティッシュ・カウンシル (The British Council : BC)													
A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	1934年、外国との文化交流の促進（特に英語の普及）および海外での教育プロジェクトを管理する目的で、ODAと外務・英連邦省の共同出資により設立された特殊法人。1992/93年度は、BC内部のリストラにより大規模な組織変更が行われた。													
	2. 所掌業務	英国の二国間援助プログラムの約8%はBCによって行われるが、BC内部及び外部の専門家を通じて行われるサービスには次のものがある。 ①政策、F/S、トレーニングのニーズに関する分析 ②プロジェクトの設計・準備・管理 ③Resource Identification ④Service Procurement ⑤プロジェクトの評価 ⑥国内プロジェクト管理トレーニング													
	3. 機構	a) 本部 BC本部の機構図は別添7を参照のこと。要員は次の通りとなっている。 <table> <tbody> <tr> <td>(本部) — 職員数(関係要員数)</td> <td>3,135人(約200人)</td> </tr> <tr> <td>— その他 常勤／終身</td> <td>2,885人</td> </tr> <tr> <td> 非常勤／期限付</td> <td>約250人</td> </tr> <tr> <td>(海外) — 職員数(関係要員数)</td> <td>3,403人(約300人)</td> </tr> <tr> <td>— その他 本部派遣正職員</td> <td>310人(行政・管理部門) 語学教師等契約社員 1,518人(英國から派遣)</td> </tr> <tr> <td> ローカルスタッフ</td> <td>1,578人</td> </tr> <tr> <td>職員数合計(関係要員数合計)</td> <td>6,538人(約500人)</td> </tr> </tbody> </table> b) 海外事務所 BCは海外99ヶ国に事務所を設置、長年にわたってこの地球規模的ネットワークを通して、各国の様々な組織および機関との連絡をとっている。	(本部) — 職員数(関係要員数)	3,135人(約200人)	— その他 常勤／終身	2,885人	非常勤／期限付	約250人	(海外) — 職員数(関係要員数)	3,403人(約300人)	— その他 本部派遣正職員	310人(行政・管理部門) 語学教師等契約社員 1,518人(英國から派遣)	ローカルスタッフ	1,578人	職員数合計(関係要員数合計)
(本部) — 職員数(関係要員数)	3,135人(約200人)														
— その他 常勤／終身	2,885人														
非常勤／期限付	約250人														
(海外) — 職員数(関係要員数)	3,403人(約300人)														
— その他 本部派遣正職員	310人(行政・管理部門) 語学教師等契約社員 1,518人(英國から派遣)														
ローカルスタッフ	1,578人														
職員数合計(関係要員数合計)	6,538人(約500人)														
4. 方針・重点項目・実績等	BCは世界的規模のパートナーシップを築き、国際的な理解を深めるため教育、トレーニング、書籍、英語、芸術、科学、技術等の便宜供与を行い協力の促進を図っている。それと同時に、1992/93年のBC内部のリストラに見られるように、BCの資金の3分の1強がODAと外務・英連邦省から出されていることからも、従来の教育分野とともにODAのエージェントとして英國の援助プログラムの実施（特に人権、女性、環境等）に力を入れる方針を示している。 地域別及び活動分野については別添8を参照のこと。														

注：これ以降の援助実施機関に関する記述は、ODAのみを対象としている。

B 意 思 決 定 と 実 施 シ ス テ ム	1. 意思決定 システム と役割	<p>a) 本部</p> <p>本部は二国間、多国間援助を担当するロンドンと、専門家のリクルート・派遣業務等を行うEast Kilbride の2カ所に分かれている。</p> <p>援助案件は、英國大使館やODA海外事務所の日常業務通过对して発掘され、それに従い海外事務所はODA本部の担当官との検討を行い、予定案件を選定する。案件の規模により意思決定のレベルは異なっている。（2500万ポンド以上は案件評価委員会（PEC）、1500～2500万ポンドは担当地域局の次官補、1500万ポンド未満はODA本部長、大使等によって行われる。）</p>
	2. 外部機関 との契約等	<p>b) 海外事務所等</p> <p>海外事務所の業務として、援助政策の策定、案件の発掘、交渉、調整、モニタリング等が挙げられる。</p> <p>①調達の条件</p> <p>物品調達については、二国間援助では食糧援助、債務救済援助等を除き、基本的にタイドである。</p> <p>コンサルタント・サービスについては、その企業の本社が英國または援助対象国になくてはならない。ただし、英國からの調達が困難な場合には、援助対象国およびその周辺国からの調達も可能である。</p> <p>②ディスバースメント</p> <p>交換公文（E／N）締結後、援助対象国がCAに対して特別口座の開設を依頼するが、具体的なディスバースメントは次の3方式のいずれかによる。</p> <ul style="list-style-type: none">a. ダイレクト・ペイメント方式b. リインバースメント方式c. アドヴァンス・ペイメント方式 <p>英国内の調達はほとんどがa. の方式（一部b.）である。また、援助対象国内での調達はローカル資金が不足していることもあり、c. の方式がよく用いられる。</p>

C 関 係 機 関 と の 連 携	1. 関連機関との関係	ODAは外務・英連邦省、CA、BC、CDCとも、それぞれ異なった形態で協力関係を有している。（詳細はI. C. 3を参照）
	2. NGOとの連携	<p>a) 協力関係にあるNGOの種類</p> <p>100以上のNGOがあり、約1,700人が海外でのボランティア活動に従事している。活動内容から①純粋に資金援助を行う団体、②各途上国で「独自」のプロジェクトを実施する団体、③開発教育や援助関係でロビー活動を行う団体、④海外にボランティアを派遣する団体に分類される。</p>
	3. 地方自治体との関係	<p>b) 当該援助機関との関係</p> <p>ここ数年政府はNGOとの関係を強化し、彼らを通じた援助を増やしている。NGOは草の根レベルの小規模プロジェクト活動に最適との認識から、政府は費用の一部を負担するなど支援を行っており、1992年度は約1億2,400万ポンドの財政的支援を行った。ODAのNGO海外活動に対する資金援助には主に①Joint Funding Scheme (NGOのスポンサーによる長期の海外開発) 以外に関してODAがコストの50%を負担、最高500,000ポンドまで出資する。) ②Britain's Volunteer Programme、③Emergency Relief Aidの3通りの方法がある。</p> <p>しかしこのような協力関係が成立している一方、NGOは独立の組織として政府と一線を画す姿勢が見られる。</p>
	4. 外国機関、国際機関との連携	<p>ODAは国際機関との連携については、それぞれの国において共通のアプローチを必要とする場合にのみ行っている。また国際機関への専門家派遣の実績はない。他の援助国とは緊密な情報交換を行っているが、特に定期的な協議の場を設定している訳ではない。</p> <p>なお、英国の多国間協力関連の支出については、I.B.5を参照のこと。</p>

III. 主要援助機関における技術協力
(ODAのみ対象)

A 技 術 協 力 実 績	技術協力は、物資やサービス（トレーニング等の個人に対する支払いを含む）に対してODAが支払うものを指す。全てのODAの技術援助はグラントとなっている。					
	<u>1992/93年度のODA技術協力の実績</u>					
		£	US\$*		£	US\$*
	海外人員	151,908	268,194	国際NGO組織	54,452	96,135
	トレーニング	127,351	224,838	国際NGO組織	13,928	24,590
	物資	30,111	53,161	その他無償	32,469	57,324
	年金	9,051	15,980	評価	807	1,425
	技術開発／調査	58,184	102,724	その他	39,148	69,116
	各種調査	3,845	6,788	合 計	521,254	920,274
	* IMF 1992年平均交換レート(1£ = US\$1.7655)を参考に算出。					
B 技 術 協 力 サ イ ク ル	<p>①案件発掘</p> <p>大使館、ODAの海外事務所の日常業務を通じての情報により、ミッションが派遣され実施可能なプロジェクトが発掘され、ODA地域局の当該国担当官と海外事務所により実施予定案件の絞り込みが行われる。</p> <p>②援助対象国の要請と優先順位</p> <p>案件発掘段階から緊密な協議を行っているため、特に正式な要請フォームはなく、優先順位も援助対象国関係者とODA海外事務所、ODA地域局の当該国担当官との間の協議を通じて決定されている。</p> <p>③案件の選定</p> <p>個別の実施案件は基本的にODA自身が決定しており、財政当局、議会などは特に関与していない。</p> <p>④基本的合意文書</p> <p>交換公文(E/N)締結の最終決定は案件規模に応じて、案件評価委員会(Project Evaluation Committee: PEC)、ODA地域局など、各々のレベルで行われる。</p> <p>《実施》事前調査ミッションにより案件内容を具体化し、実施機関(CA、BC、CD、UKTA)に実施を委託する。</p> <p>《評価》援助の事後評価はODAの評価部によって行われている。ODAはフィードバックの方策として以下の方法を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①EV SUMと呼ばれる評価報告書要旨を作成、地域デスクに配付。 ②PECにODAと他の援助機関(世銀、ADB等)の評価結果をブリーフィング。 ③ODAの内部執務要領を評価結果に基づき隨時改定。 ④セクター・マニュアルを作成、評価結果の集大成とする。 ⑤受入国に対し、評価業務への参加を求める(受入国へのフィードバック)等。 (発掘から実施までのプロセスについては別添9参照) 					

C プロ ジ エ ク ト等 の運 営 管 理 手 法	<p>ODAの援助運営・管理には2種類の手法がある。1つは1991年に導入された“A Guide to Aid Procedures (GAP)”であり、援助プロジェクトの各部分を管理する一般的原則を規定し、その管理について詳細なガイドラインを示している。</p> <p>2つ目は一連のFinancial Instructionsで、1986年に集大成されている。</p> <p>なお、ODAは1989年3月に”Manual of Environmental Appraisal”を取り入れ、プロジェクト・サイクルの全段階において環境に対する配慮を行っており、これは同時にモニタリングや評価の指針ともなっている。</p>																
D 専 門 家 等 の援 助 要 員	1. 技術協力 要員養成 ・ 確保	a) 養成	<p>(1)養成機関</p> <p>100以上の大学や研究所が開発問題の研究や専門家の養成に携わっており、このうち開発援助の専門家養成を意図した準専門家研修計画（APOS）に基づく大学院レベルの専門教育だけでも30以上の大学・研究所で28の分野にわたって行われている。</p> <hr/> <p>(2)養成システム</p> <p>援助要員に関する研修プログラムには次のものがある。</p> <p>①専門家やボランティアに対する派遣前研修 …一週間のブリーフィングとトレーニングといった程度のもの</p> <p>②ODA及び大学で実施されている専門家養成の研修プログラム</p> <hr/> <p>b) 確保</p> <p>(1)人材状況</p> <p>1991/92年度のODA専門家の実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">①長期・常勤専門家（国際協力専門員担当）</td> <td style="width: 40%;">80人</td> </tr> <tr> <td>②個別案件ベース</td> <td>・直接契約 本国採用</td> <td>631人</td> </tr> <tr> <td>専門家等</td> <td>〃 現地採用</td> <td>N.A.</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・コンサル派遣専門家</td> <td>638人</td> </tr> <tr> <td>③給与一部補填専門家</td> <td></td> <td>532人</td> </tr> </tbody> </table> <p>人材の分類については別添10を参照。</p> <hr/> <p>(2)確保システム</p> <p>①ODAが途上国から専門家派遣の要請を受けた場合コンピュータ化された人材登録、募集広告、ODA技術顧問の人脈等により適任者を選ぶ。</p> <p>②技術協力員の場合、ODAの直接雇用となり、通常技術顧問が選定した候補者の中から任命される。</p>	①長期・常勤専門家（国際協力専門員担当）	80人	②個別案件ベース	・直接契約 本国採用	631人	専門家等	〃 現地採用	N.A.		・コンサル派遣専門家	638人	③給与一部補填専門家		532人
①長期・常勤専門家（国際協力専門員担当）	80人																
②個別案件ベース	・直接契約 本国採用	631人															
専門家等	〃 現地採用	N.A.															
	・コンサル派遣専門家	638人															
③給与一部補填専門家		532人															

D 専 門 家 等 の 援 助 要 員	2. 専門家および職員の安全対策及び福利厚生	<p>a) 過去の被害状況 未調査。</p> <p>b) 安全対策 安全対策の予算はないが、最寄りの大蔵省在外公館にてアドバイスを受けることができる。</p> <p>c) 保障制度 医療サービスでは援助対象国負担を原則とする。保険制度では、専門家が海外において業務遂行中に災害を被った場合の特別の補償措置は講じられていない。 ただし、CA派遣の専門家の業務中災害については、一定の限度額で支払われる保険にCAとして加入している。</p>
	3. 第3国専門家等の活用状況	<p>a) 特徴および活用システム イギリスは専門家派遣を雇用対策の一環としてとらえているので、原則的には英国人に限定している。 外国コンサルティング企業の活用については、特別な技術が必要とされる場合、下請として活用することはあるが、調査等では活用されていない。 ただし、ローカル・コンサルトの場合はローカルな知識が業務の成果アップにつながることから、調査等で活用されている。</p> <p>b) 実績 1991/92年度ODA任命専門家のうち、クラウン・サービス（専門家、個人との労働契約によりODAが直接雇用するもの）の第三国専門家の人数実績は631人、Contract for Services（業務実施契約により専門家を派遣するもの）は638人である（在外で雇用された専門家数は除く）。被援助国任命専門家の実績は532人である。</p>
E 資 金 協 力 と の 連 携		ODAでは、それぞれの援助対象国担当のプロジェクト・マネージャーが該当国の開発ニーズ、二国間関係を勘案して総合的に援助全体を調整しており、援助対象国の技術レベルなども考慮して援助効果が最大限引き出せるよう、案件の必要性に応じて資金協力と技術協力を調整して供与している。

IV. 開発援助調査研究

A 主 要 な 研 究 機 関	1. 研究機関 概要	<p>①The Natural Resources Institute (N R I)</p> <p>1988~1990 年に 3 つの O D A の研究機関が 1 つになって設立された。第 1 次産業の運営面において、調査、助言、コンサルティング等を、本部の各部や E C 、世銀などの国際機関を対象に契約ベースで実施している。</p> <p>②その他の機関</p> <p>O D A から資金援助を受けながら、開発援助関係の研究、調査活動を行っている機関にはサセックスの開発研究所 (I D S) と、ロンドンの海外開発研究所 (O D I) がある。また、同様に O D A の資金援助を受けているイギリスの約 30 の科学・技術分野の機関には、The Agricultural Food Research Council Institute of Engineering Research (A F R C / I E R) や、The Oxford Forestry Institute (O F I) 等がある。</p>
	2. 研究内容	<p>N R I の目的は、科学技術を駆使した天然資源の生産性と持続可能な開発の改善によって、開発途上国の貧困その他の状況を援助することである。 N R I のサービスは目的によって以下の主な分野に分かれている。</p> <p>①土地、水資源のアセスメント</p> <p>②統合的な害虫管理、穀物および動物の加工、保存・マーケティング分野の応用研究</p> <p>③パイロット・ケースの開発プロジェクト</p> <p>④開発プロジェクトの環境に及ぼす結果の調査</p>
B 援 助 機 関 と 研 究 機 関 と の 関 係	<p>N R I は O D A の研究機関であり、 O D A 各部の他、 E C 、世銀等の国際機関を対象に調査・助言・コンサルティング等を実施している。</p> <p>イギリスでは途上国に係る研究テーマを審査し、研究費を英国人研究者に与えているほか、大学、研究機関、コンサルタント等への委託研究も実施している。サッチャー政権以後政府による大学予算の削減が行われたため、近年大学側は専門家派遣事業にあまり積極的ではないものの、依然として大学は協力人材、援助要員の養成面で大きな役割を果たしている。</p>	

V. 新しい援助課題と今後の展望

A 地 球 的 課 題 ・ 新 規 課 題 へ の 対 応	<p>①WID 1988年に「ODAのWIDに対する政策に関する戦略」が出されて以来、ODAの政策は経済・社会開発に対する女性の貢献の評価が取り入れられるべきとの信念の下、ODAのプロジェクトでは立案、設計、実施の全ての段階でWIDの視点が導入されている。</p> <p>②環境 ODAでは開発プロジェクトが環境に与える影響を評価しており、1989年には全職員向けの環境評価マニュアルを導入した。ODAのNatural Resources Divisionでは、環境や天然資源問題の政策や調査方法を監督しており、アドバイザーが環境政策の形成やプロジェクト・マネージャーへの技術的アドバイスを与えている。また環境問題に関する政策、合意、他の諸活動も各種国際機関、NGOと共にしている。</p> <p>③Good Government 1992/93年度にはこの分野に関連したプロジェクトに£56 million(US\$99 mil.) * 以上が使われている。また司法の独立や法的手続きの促進により、行政の公正さを改善するプロジェクト支援をBCを通して資金援助している。</p> <p>④移行経済 イギリスは世銀主導の特別援助プログラムの中で、アフリカの低所得国に対して国際収支の援助を行っている。またインド、ガイアナ、バングラデシュに対する調整プログラム支援も行っている。</p>
B 現 体 制 の 問 題 点	未調査
C 今 後 の 対 応	未調査

(英國－別添1)

1991/92 年度イギリス開発援助の公的支出の内訳

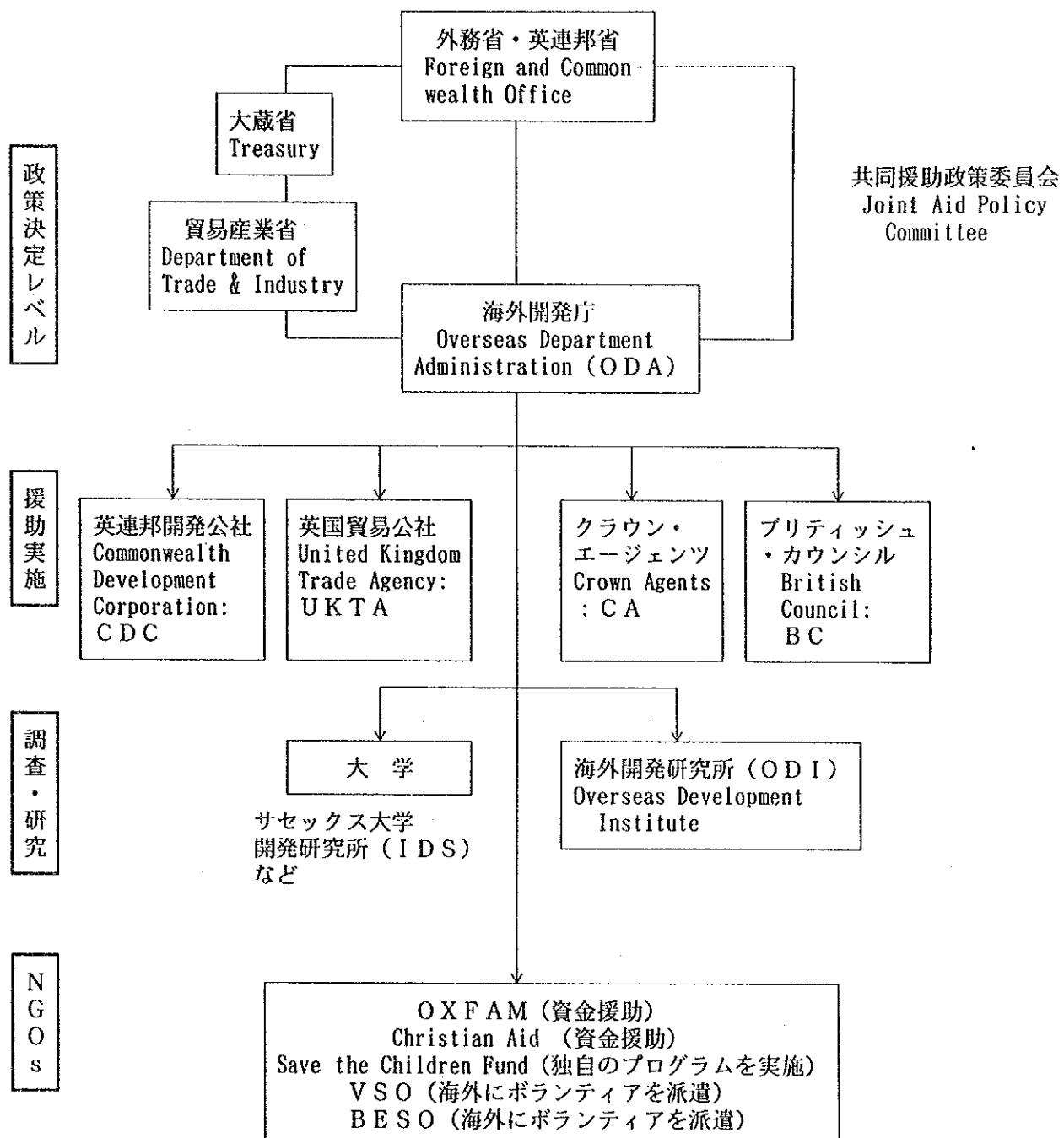
	金額	
	£1,000	US\$ Million *
開発途上国向け二国間援助		
ODAプログラム		
プロジェクト援助	703,739	1,245.2
資金援助 (ATPを除く)	170,843	302.3
技術協力 (ATPを除く)	431,713	763.9
(注) ATP	101,183	179.0
プログラム援助	88,205	156.1
人道的援助	70,942	125.5
債務救済	489	0.9
その他技術協力	59,582	105.4
その他プログラム		
プロジェクト援助	125,136	221.4
債務救済	31,655	56.0
開発途上国向け多国間援助		
ODAプログラム		
E C	413,422	731.5
世銀グループ	228,194	403.8
地域開発銀行	33,826	59.9
国連機関	131,206	232.2
その他	17,637	31.2
その他プログラム		
国連機関	28,988	51.3
E C	22,903	40.5
その他技術協力(Tech. Co-operation)	1,366	2.4
ODA運営費	49,135	86.9
その他運営費	14,845	26.3
開発途上国向け公的支出総額	<u>2,021,270</u>	3,576.4
条件 (Terms)		
無償資金協力		
資金	1,329,248	2,352.0
技術協力(Tech. Co-operation)	498,264	881.6
運営費	63,980	113.2
無償資金協力合計	<u>1,891,492</u>	3,346.8
借款及び類似のフロー		
政府間	6,351	11.2
連邦開発協力 (C D C)	109,474	193.7
Equity Participation (C D C)	13,953	24.7
借款及び類似のフロー合計	<u>129,778</u>	229.6

注 : ATP = Aid Trade Provision (援助貿易準備資金)

* IMF 1991年平均交換レート(1£=US\$1.7694) を参考に算出。

出典 : British Aid Statistics 1987/88-1991/92

イギリスにおける主要援助機関関連図



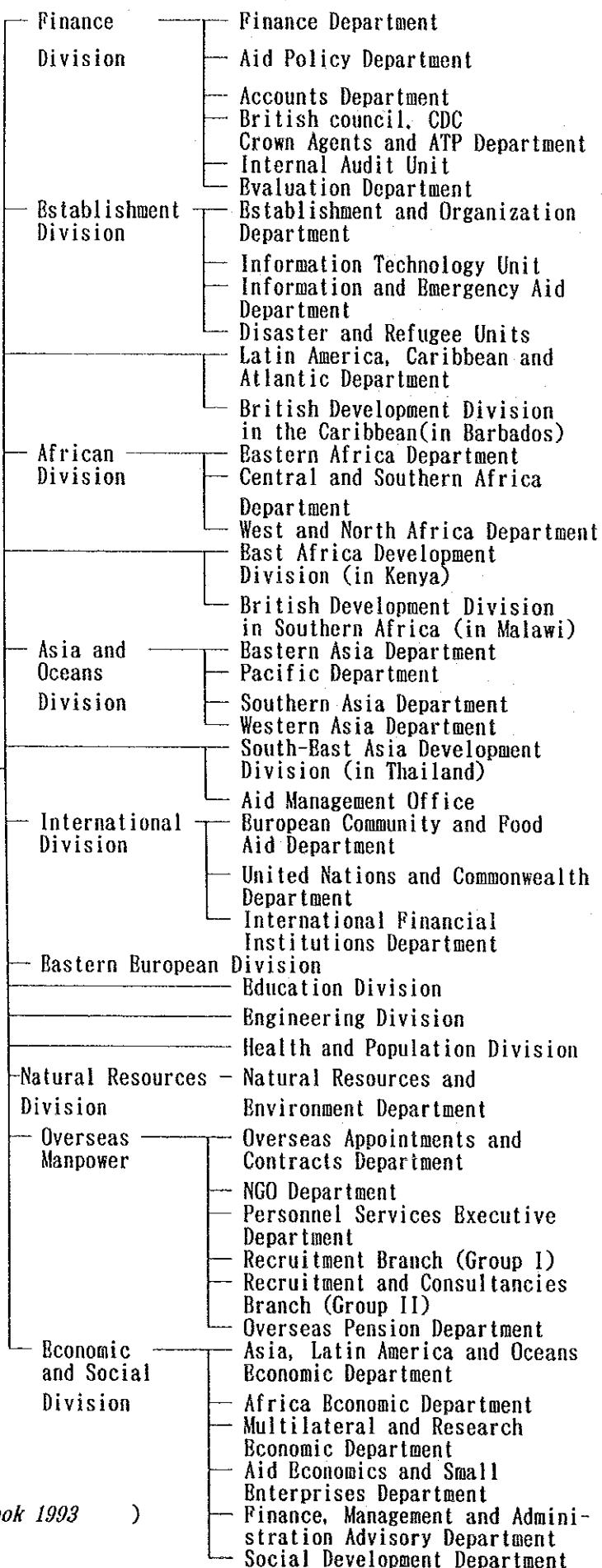
出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)を元に作成

(英國一別添3)

ODA機構図

Minister of State for
Foreign and Commonwealth
Affairs and Minister for
Overseas Development
Permanent Secretary
Deputy Secretary

Project and Evaluation
Committee (PBC)
• The Deputy Secretary
(Chairman)
• The Principal
Finance Officer
(Deputy Chairman)
• The Head of the
Economic and Social
Division
• The Heads of the
Three Geographical
Divisions



出典 : JICA内部資料

(Civil Service Yearbook 1993)

(英國一別添4)

ODAの職員状況

Staff in Post (counted)

Headquarters	<u>Permanent</u>	<u>Casual</u>	<u>Agency</u>	<u>EHB</u>
London	649.8	17.0		0
EK	506.8	22.5		
DevDivs	45.0			
Sub-total	1,201.6	39.5		0
HRI	436.0	36.0	1	36
GRAND TOTAL	1,637.6	75.5	1	36

Total staff in post 1,713.1

Staff deployed elsewhere (not counted)

Headquarters	OSAS/TC	DS	HCS	SLWOP (Assign)	SLWOP (Other)
London	10	17	0	15	14
EK	9	1	0	4	17
DevDivs					
Sub-total	19	18	0	19	31
HRI	40	0	0	4	6
GRAND TOTAL	59	18	0	23	37

Total staff deployed elsewhere 137

※オリジナルでも小数点の数字が出ているため、これは人数を算出する際の計算法により生じたものだと思われる。

出典：JICA内部資料
(Overseas Development Administration Man Power Statistic)

ODA 海外事務所所在地

British Development Division
in the Caribbean
Collymore Rock
St Michael (PO Box 167)
Bridgetown
Barbados
Tel : Barbados 4369873
Fax : Barbados 4262194
Telex: WB 2236 (a/b DEV
DIV BAR WB 2236)

British Development Division
in the Central Africa Overseas
Development Administration
PO Box 30059
Capital City
Lilongwe 3
Malawi
Tel : Lilongwe 782400
Fax : Lilongwe 781010
Telex: 44727 (a/b 4727
UKRBLI MI)

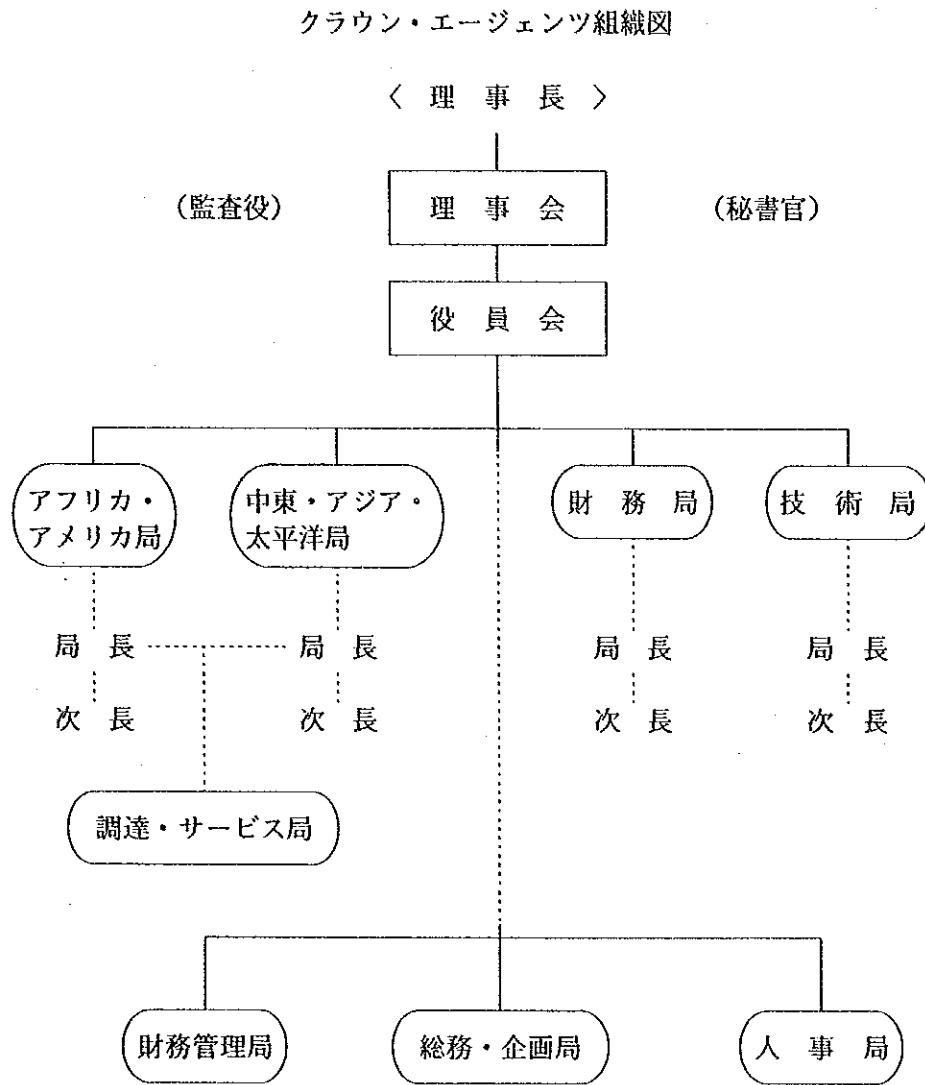
British Development Division
in Eastern Africa Overseas
Development Administration
c/o British High Commission
PO Box 30465
Bruce House
Standard Street
Nairobi
Kenya
Tel : Nairobi 335944
Fax : Nairobi 340260
Telex: NAIROBI 22219
(a/b 4727 UKRBP NRB)

South East Asia Development
Division Overseas Development
Administration
SEADD
c/o British Embassy
1031 Wireless Road
Bangkok 10330
Thailand
Tel : Bangkok 253-0191
Fax : Bangkok 253-7124
Telex: 82263 (a/b
PRODROM TH)

Aid Management Office
British High Commission
United Nations Road
Baridhara
Dhaka
Bangladesh
Tel : 880-2-882705

British Development Division
in Southern Africa (Pretoria)
Overseas Development
Administration
Suite 303
Infotech Building
1090 Arcadia Street
Hatfield 0083
Pretoria
South Africa
Tel : 010-27-12-3423360
Fax : 010-27-12-3423429

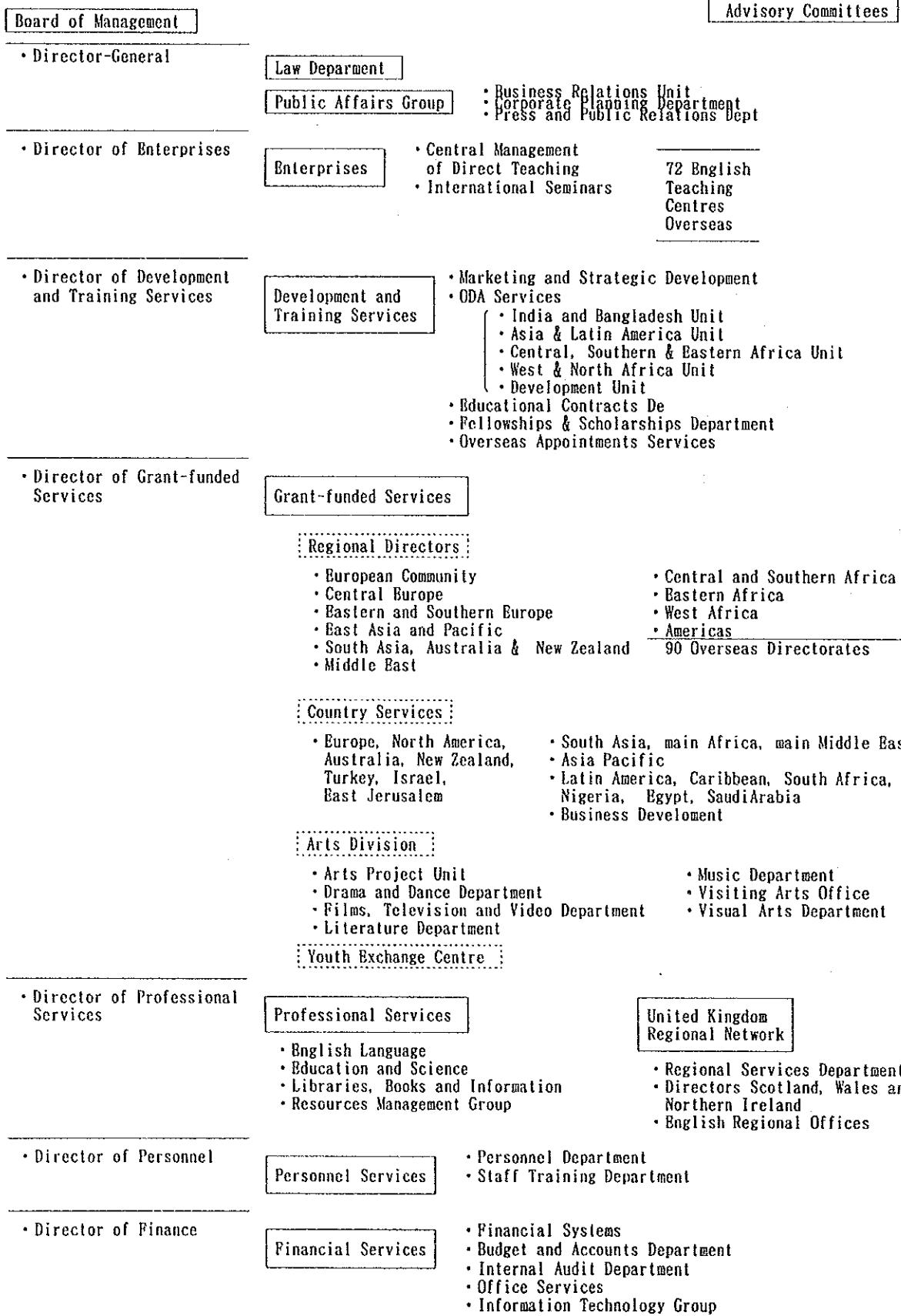
出典： *British Overseas Aid Annual Review 1992* を元に作成



出所：『基金調査季報』(No. 50 1985)

(英國－別添7)

Corporate Structure (as of 1 Oct. 1993)



出典 :The British Council Annual Report and Accounts 1992/93

B C 地域別・分野別活動の内訳

Expenditure by Region 1992/93 (estimate)

Total expenditure £408 million (US\$ 720 million)*

European Community	18%
Central Europe	6%
Eastern & Southern Europe	4%
East Asia & Pacific	16%
South Asia, Australia & New Zealand	16%
Middle East	8%
Central & Southern Africa	12%
Eastern Africa	6%
West Africa	6%
Americas	8%

Expenditure by activity 1992/93 (estimate)

Total expenditure £408 million (US\$ 720 million)*

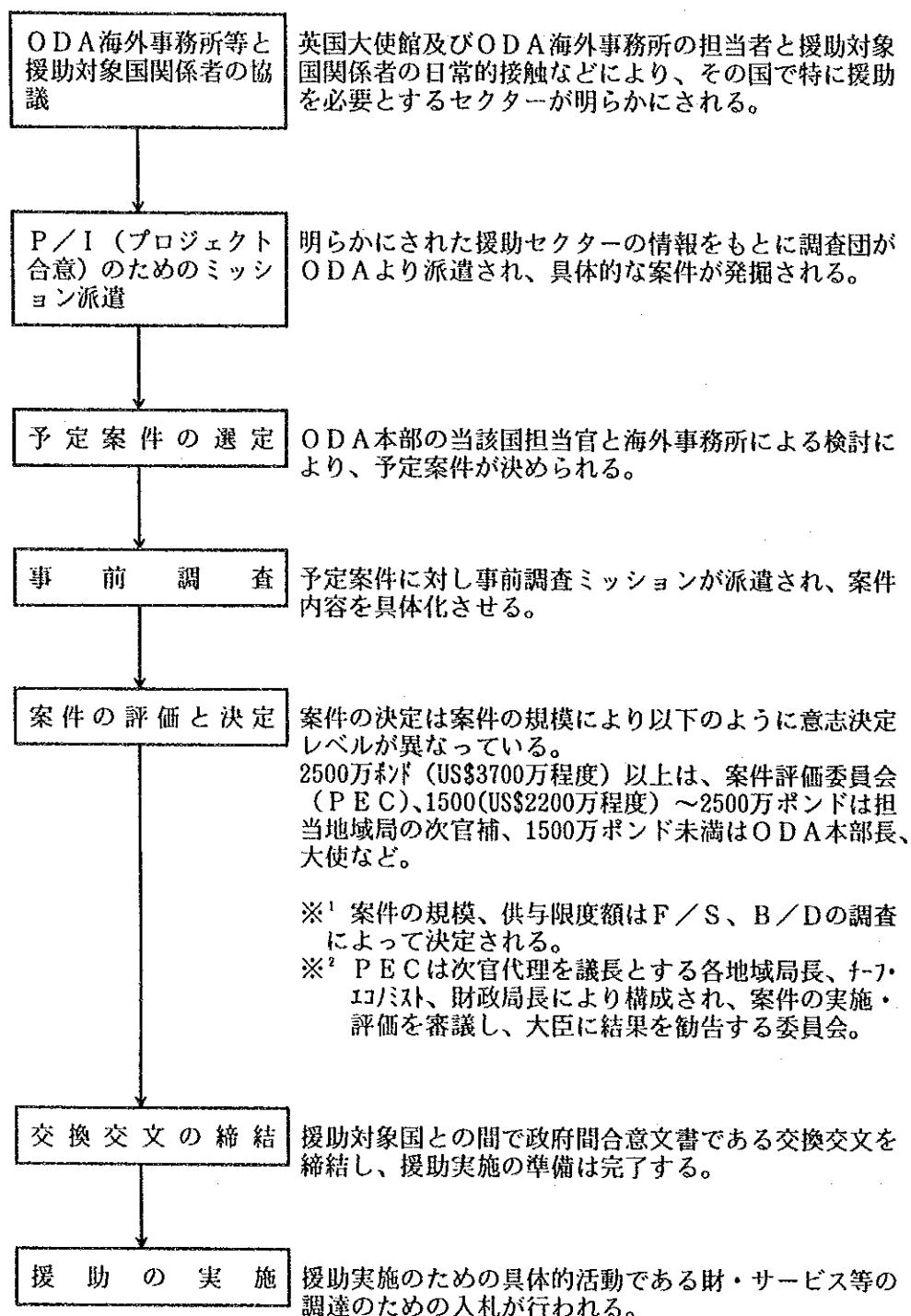
Arts	5%
Libraries, books & information	12%
Science & education	16%
English Language	17%
Interchange of people	50%

* IMF 1992 年平均交換レート(1£=US\$ 1.7655)を参考に算出。

出典 : *The British Council Annual Report and Accounts 1992/93*

(英国-別添9)

イギリスの援助案件の発掘から実施までのプロセス



出典:『主要先進国の無償援助』(1989)

英國ODAにおける専門家の基本的形態

ODAが任命する専門家（ODAが雇用または契約し派遣費用を全額負担する専門家）	Crown Service (専門家個人との労働契約によりODAが直接雇用するもの。JICAと同様、所属先のある者とない者2通りがある。)	Technical Cooperation Officers(TCOs) (ODA技術協力専門家の基本的形態で、JICA専門家と同様の制度)
		Key Cadre Appointment (特に重要な地位についてTOCsで特別な待遇と報酬を与えられるもの)
The Corps of Specialist (JICA国際協力専門員と同様ー但し国内勤務はほとんどないーの制度で、契約期間の上限は10年。現在約80人を有している。)		
Contract for Services (業務実施契約により専門家を派遣するもの。契約する相手は企業等の組織でも個人コンサルタントでもかまわない。)		

先進国援助機関調査（カナダ）

I. 援助の目的と制度

A 開 発 援 助 政 策	1. 法的枠組	開発援助政策の法的枠組となる法律は存在せず、外務大臣が外交政策の一部として開発援助政策の責任を負うことになっている。外務大臣及び開発援助実施機関であるカナダ国際開発庁(Canadian International Development Agency : CIDA)の開発援助に関する権限は、Department of External Affairs Act、Appropriations Act(各年) 及びInternational Development (Financial Development)、Assistance Act(1980)に記載されている。
	2. 目的と理念	<p>開発援助は発展途上国との協力関係を確立するための媒体であり、南北間のギャップを埋めるのがカナダの役割であるとの認識</p> <p><u>基本原則</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①貧困対策最優先 ②自然環境と調和しつつ自助努力をする人々への支援 ③援助プログラムの目的設定は開発優先順位による。さらに他の外交政策上の目標も考慮される。 ④カナダ国民と途上国の人々との連携を促進強化するために、パートナーシップが鍵となる。
	3. 援助の重点政策	<p>1988年の“Sharing Our Future”において、下記優先項目と目標が設定されている。</p> <p><u>優先項目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①貧困の緩和 ②構造調整 ③開発援助における女性参加(WID) ④開発における環境配慮 ⑤食糧自給 ⑥エネルギー自給 <p><u>目標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ODAの対GDP比率を1995年までに0.6%とし、2000年に0.7%とする。 ・LLDCに対するODAの対GDP比0.15%を維持する。 ・国際的な人道援助に対するODA供与を2%にする(1988年目標達成)。 ・全てのODAを贈与にする。 ・ODAの配分を政府主導を50%、パートナーシッププログラムを50%とする。
	4. 援助対象国	“Sharing Our Future”的援助戦略により二国間援助の75%が30の国または地域に集中される。また、全体の65%が英連邦及びフランス語圏の開発途上国に向けられる。地域別には、アフリカ45%、アジア39%、ラテンアメリカ16%の配分となる。二国間援助の戦略は公開されておらず、毎年閣議により非公開の5カ年計画の数字をもとに決められる。30の援助対象国または地域も非公開である。(1991~92年の主要援助国・援助額は別添1のとおりである。)
		カ ナ ダ

B 開 発 援 助 予 算	1. 概要と 特徴	カナダのODA予算は30億USドルに達するが、この予算はナショナル・イニシアティブ・プログラムとパートナーシッププログラムに分けて配分される。ナショナル・イニシアティブ・プログラムは、カナダ政府(CIDA)がイニシアティブをとって形成されたプロジェクトに対し援助するもので、二国間援助を中心とする。一方、パートナーシッププログラムはカナダ政府以外の機関(国際機関、NGO等)のイニシアティブによるプロジェクトに対しカナダ政府(CIDA)が資金を提供することにより協調して援助を実施するものである。これらは別添2のような構成となる。また、予算額の推移は別添3のとおりである。
	2. 無償資金 協力	カナダの援助は1986年以降、後述のEDCが行う輸出金融の一部がODAにカウントされるのを除き、全て贈与となっている。これにより、グラント・エレメントは1991-92年度で98.7%に上昇した。(1990-91年度は96.9%)
	3. 技術協力	カナダは資金協力と技術協力を一体化して供与しており、予算上でも資金協力と技術協力の区別はなく、全て贈与となっている。なお、カナダのODA予算の中で技術協力が占める比率は、DACに提出された資料によると1991-92年度では、32.1%である。 1991-92年度の技術協力の地域別、セクター別の供与額は別添4のとおりである。
	4. 借款	1986年以降、CIDAが行う援助は全て無償である。カナダの借款は、Export Development Corporation(EDC)が行う途上国向け輸出信用(一般融資とコンセッションローンによって構成される)の内訳において、コンセッションローン部分が全額の0.5%以下になる場合において、これが有償のODAとしてカウントされる。1991-92年度では30.95百万USドル(ODA全体の1.3%に相当)が支出されている。
	5. 多国間 援助	カナダの国際機関を通じてのODAはパートナーシッププログラムに含まれる。1991-92年度のディスバース・ベースのカナダの多国間援助額は、国連その他の国際機関向けが394.19百万USドル、国際金融機関向けが535.67百万USドルとなっている。 過去3年間の国際機関及び国際金融機関を通じての援助額の推移は、別添5、6のとおりである。

C 国 レ ベ ル 実 施 体 制	1. 全体の 機構	<p>援助政策の立案及び実施は CIDA (Canadian International Development Agency)によって行われる。CIDAは従来、外務大臣から権限を委譲された対外関係国際開発大臣(Junior Minister)の指揮下にあったが、1993年6月の首相交代・組閣により外務大臣が直接CIDAを担当し、議会に対し責任をもつことになった。</p> <p>(別添7 関連機構図参照)</p>
	2. 政策立案 体制と実 施機関の 関係	<p>援助予算の80~85%がCIDAに計上され、残りが外務省、財務省、国際開発研究センター(IDRC)等に計上されるが、予算全体に関し外務大臣が議会に対する責任を負っている。二国間援助、多国間援助ともCIDAが中心となり、他の省・機関と協議して政策立案、援助を実施する。CIDAの業務は、直接外務大臣が管轄するが、外務省とCIDAの間の人事交流は活発で、CIDAのプロジェクト・マネージャー・グループ(PM)の職員が海外勤務する場合は、外務省に出向した上で大使館の援助担当官として外交官待遇で派遣される。また、外務省の外交官がCIDA本部に出向し、CIDAの企画・立案を担当することがある。</p>
	3. 技術協力 実施機関 概略	<p>a) 関連技術協力機関とその関連機構図 カナダの公的な技術協力実施機関はCIDAのみであるが、その関連機関との関係は別添7のとおりである。</p> <p>b) 機関別概要およびその役割 カナダにおけるCIDA以外のODA関連機関は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外務省 ②財務省 ③International Development Research Centre(IDRC) 開発途上国の科学的、技術的研究を支援する目的で、カナダ及び援助国の大学、研究機関、NGO等の資金援助を行う。1979年の設立。 ④Petro-Canada International Assistance Corporation(PCIAC) 1991年にCIDAに統合された。 ⑤International Centre for Ocean Development(ICOD) 海洋資源開発の目的でカナダと途上国の協調を支援。1985年に設立。政府は1992年にICOD所管のプロジェクトをCIDAに移管した。 ⑥International Centre for Human Rights and Democratic Development 人権と自由の保護のためにカナダと諸外国の協調を支援する目的で、1988年に設立された。 ⑦州政府

II. 主要援助機関の概要と実施システム

実施機関名		C I D A (カナダ国際開発庁)
A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	C I D Aは1968年9月に援助業務の拡大に対処するため、それまでの对外援助庁を改組して設立された。設立は議会による立法措置ではなく、Order-in-Council P.C. 1968-1760 (閣議決定) によるものである。C I D AはFinancial Administration Act (F A A) により、省と同格とされている。
	2. 所掌業務	C I D AはO D Aに関する業務を援助政策立案から実施まで一貫して行う。主要業務は下記のとおりである。 ①二国間援助に係る一貫業務 —— 立案から実施 ②多国間援助 ③N G O等への支援 ④民間企業主導援助への支援
	3. 機構	a) 本部機構図、要員 別添 8 参照
	b) 海外事務所	C I D A職員の海外赴任は外交官のステータスで大使館等の公館へ派遣される形をとっており、C I D Aの海外事務所としての法的ステータスはない。このような公館は別添9に示すとおりであるが、C I D Aが派遣している人員を地域別に見ると、アフリカ・中東 51名、アジア 36名、中南米 31名、国際機関 4名、計122名(1994.2現在)となっている。
4. 方針・重点項目・実績等	カナダの援助はC I D Aにより立案・実施される。C I D Aの方針、重点国等1項に記述されたとおりである。	

B 意 思 決 定 と 実 施 シ ス テ ム	1. 意思決定 システム と役割	<p>a) 本部</p> <p>従来、意思決定は全て本部が行うという中央集権体制を取っていたが、1988年よりミッションの長に権限を委譲する方針に変更された。しかし、経済的な理由で分権化は進んでおらず、21ヶ国の事務所に500万カナダドル以下のプロジェクトの決定権限が認められている以外、全て本部決定されている。</p> <hr/> <p>b) 海外事務所</p> <p>CIDAは海外事務所を持たず、職員を援助担当の外交官として大使館に派遣し、500万カナダドル以下のプロジェクトの決定権限が21ヶ国のミッションの長に与えられている。また、50万カナダドル以下の小額プログラムの決定権限が在外のプログラムの責任者に与えられている。</p>
	2. 外部機関 との契約等	<p>機材、サービスの調達には、援助対象国の調達管理能力が考慮される。援助対象国に調達を任せるケースは全体の1/3程度で残りはカナダ側が調達する。カナダ側による調達にはCIDA自らが行う場合と、コンサルタントまたはカナダ政府調達庁(Department of Supply Services)が行う場合とがある。</p> <p>調達条件はLDCアントアイドでできるだけ援助対象国の物資が購入されるよう奨励している。ディスバースメントは出来高払いでの支払を担当している。</p> <p>なお、有償で技術協力が行われることはない。</p>

C 関 係 機 関 と の 連 携	1. 関連機関との関係	カナダでは資金協力と技術協力が一体化されており、技術協力は援助全体の枠組みの中で実施される。従って、CIDAが案件の立案から実施までの責任を持つ。CIDAにはJICE、JICSのような関係法人はない。CIDAの関係法人ではないが、International Development Research Centre (IDRC)、International Centre for Human Rights and Democratic Development (ICHRDD) がCIDAと緊密な連絡を保ちながら活動している。
	2. NGOとの連携	<p>a) 協力関係にあるNGOの種類</p> <p>NGOのプロジェクトのうち、約半分が教会系のNGOによるものだが、代表的な教会系のNGOとしてCCODP (Canadian Catholic Organization for Development and Peace) がある。</p> <p>また、CCIC (Canadian Council for International Co-operation)は、カナダの約130の主要なNGOを総括する組織として、常にCIDAとコントクトを取りながら、メンバーであるNGOの支援・調整、定期的な出版物の発行を行っている。</p> <p>また、CIDAはNGO以外の大学、研究機関、職業団体等のNGIへの支援を行っている。</p> <hr/> <p>b) 当該援助機関との関係</p> <p>カナダのODAのパートナーシッププログラムの中で重要な役割を果たすのが、NGONGIを経由しての援助である。CIDAは政府間ベースでは手の届かない分野への援助を実施する目的で、カナダのNGO、NGIはもとより、国際的なNGOを積極的に活用している。</p>
	3. 地方自治体との関係	CIDAはカナダの地方自治体連合 (Federation of Canadian Municipalities: FCM) の国際プログラムを通じて、地方自治体の国際援助活動を支援している。CIDAの地方自治体への援助はマッチング方式によるもので、これはコミュニティ・グループ (NGO) の資金と同額の資金を地方自治体が提供し、両方をあわせた金額と同額のものをCIDAが拠出する方式である。これにより、NGOは自ら集めて4倍の資金で援助の実施が可能となる。
	4. 外国機関、国際機関との連携	カナダは国際機関が実施するプロジェクト、プログラムの資金、国際会議の費用の拠出を行っているが、単に国際機関に資金を拠出するだけでなく、理事会、特別委員会に参加し、持続可能な開発、WID、貧困撲滅等の問題を優先的に取り上げるよう、国際機関に対し影響力を行使している。特に環境問題に関しては、世界銀行におけるこの問題のプライオリティづけに大きく貢献した。

III. 主要援助機関における技術協力

A 技 術 協 力 実 績	<p>カナダは資金協力と技術協力を一体化して供与しており、予算上の区別はない。CIDAは、外務大臣の指揮下にあるものの援助の立案から実施までに携わる援助担当省としての機能を果たしており、その実績等はⅠ項に記述されたとおりである。なお、ODAプログラムにおける研修員の数は年々増加しており、1992年度には合計22,494名に達した。そのうち、20%が学生、80%が短期の研修員となっている。</p> <p>また、1992年にODAプログラムにより海外で技術協力に従事するカナダ人の専門家は短期 4,868人、長期 2,186人、合計 7,054人に達している。</p>	
B 技 術 協 力 サ イ クル	1. 入 口	<p>援助対象国からの要請、または地域局のアイディアによる案件の中で、カナダの援助政策、CIDAのカントリープログラムに合致したものにつき、Project Teamが編成される。Project TeamはCIDAのスタッフまたはコンサルタントによるフィージビリティ・スタディを実施、プロジェクトの目的、目標、費用を確認し、Logical Framework Analysisの案を作成する。さらに、Project Identification Memorandum（PIM）を作成し、権限の承認を得る。</p>
	2. 実 施	<p>PIMの承認について、詳細なフィージビリティの評価を行い、Project Approval Memorandum（PAM）とMemorandum of Understanding（MOU）が用意され、プロジェクトの承認と援助対象国との調印が行われる。実施に当たっては、代行機関が選定され、代行機関はインセプション・レポートと定期的なプロジェクト・レポートを提出する。</p>
	3. 出 口	<p>Project Team Leader は代行機関が提出するレポートによりプロジェクトの進捗状況を把握するとともに、モニタリングを監督する。プロジェクト終了後にはコンサルタントによる評価を行い、必要に応じフォローアップアクションを探る。最後に全ての契約、協定の終了を確認し、資金を精算し、プロジェクト終了報告書を作成する。</p>

C プロ ジ エ ク ト 等 の 運 営 管 理 手 法	C I D Aはプロジェクト管理を各段階で容易に行えるよう、運営管理手法として Project Management by Activity (P M B A) を使用している。この手法の基本的な原理は、プロジェクトを結果重視のワークパッケージと捉え、プロジェクトの確認、コスト、スケジュール、組織、実施、モニタリング・コントロールを把握することによってのみ、プロジェクトの管理ができるというものである。これらの項目が完全に行われることによってのみ、プロジェクト全体の目的が達成されるということになる。この意味でW B S(Working Breakdown Structure) がP M B Aの目安とされる。 P M B Aによるアプローチにより、プロジェクトチームはプロジェクトの実施は代行機関に任せ、マクロレベルでのプロジェクト管理に専念することができる。 代行機関が作成する3種類の詳細なレポート（インセプション・レポート、プロジェクト進捗状況と財務状況に関する四半期ごとの報告、年間報告）により、C I D Aは代行機関によるプロジェクトの進捗状況を評価され、必要に応じ、適切な手段を講ずることができる。
D 専 門 家 等 の 援 助 要 員	<p>1. 技術協力 要員養成 ・ 確保</p> <p>a) 養成</p> <p>(1)養成機関</p> <p>C I D Aは職員、専門家は採用または契約前に専門技術を会得との前提で、内部のPersonnel and Training Department と The Briefing Centre による研修を行っている。</p> <p>(2)養成システム</p> <p>Personnel and Training Department : C I D A職員に対する研修コース</p> <p>The Briefing Centre : 外部の代行機関の専門家の派遣前研修、職員、途上国研修員の研修</p> <p>b) 確保</p> <p>(1)人材状況</p> <p>従来、C I D Aが直接専門家と契約していたが、現在では派遣専門家の約90%が外部の代行機関との契約によるものとなっている。</p> <p>(2)確保システム</p> <p>代行機関は、C I D Aとの契約や協定による特別な条件がない限り、自分の責任で派遣専門家の要員を確保しなければならない。C I D Aはそのためのマニュアルを用意している。</p>

D 専門家等の援助要員	<p>2. 専門家及び職員の安全対策及び福利厚生</p> <p>a) 過去の被害状況 過去に大きな被害はなく、CIDAにこの種の記録はない。</p> <p>b) 安全対策の方針： CIDAによる代行機関に対する指導 代行機関による派遣専門家に対する指導、情報提供 — 在外公館の役割、緊急時の対策 代行機関からの在外公館への連絡 — プロジェクトと要員に関する情報 専門家の在留登録</p> <p>c) 保障制度 CIDAは、専門家等の海外勤務中または海外勤務に起因する死亡、疾患、傷害等の責任を負わないが、一定条件の保険の付保を義務づけ、その保険料の50%を負担する。専門家には、帰国休暇、海外勤務手当等のベネフィットが与えられる。</p>
E 資金協力と連携	<p>3. 第三国専門家等の活用状況</p> <p>a) 特徴および活用システム 従来から、CIDAは原則としてカナダ人優先主義をとっている。しかしながら、第三国における人材開発の発展とともに、現在は特例としてカナダ人専門家では対応できない協力分野への対応において、また、語学力、適性技術の開発、途上国間協力への支援、費用効果等の理由から第三国専門家を活用する場合もある。第三国専門家はDAC国籍専門家と途上国籍専門家の両方を含む。 CIDAは殆どの場合、直接第三国専門家と契約関係を持たず、第三国専門家活用の殆どは、代行機関等を通して行われている。契約関係、報酬、対価の設定方法、支払い方法と身分保障のあり方は、その代行機関との個人交渉によって決められている。</p> <p>b) 実績 1993年の実績によると、第三国専門家は340人で、カナダ人専門家の約6%にあたる。そのうち、途上国国籍専門家はその約76%、DAC国籍専門家は約24%をしめる。</p>
	資金協力と技術協力は区別されていない。

IV. 開発援助調査研究

A 主 要 な 研 究 機 関	1. 研究機関 概要	International Development Research Centre (IDRC) The North-South Institute (NSI) International Institute for Sustainable Development (IISD)
	2. 研究内容	IDRC — ODA予算によりカナダおよび途上国の大学、研究機関、政府、NGO等による科学、技術調査・研究に資金を提供する。 NSI — 開発途上国の外交問題、特に人権問題と民主的な政府、国際金融とODA、貿易、女性開放を研究する独立の国際開発研究機関 IISD — “環境保全の可能な経済発展”のコンセプトによる調査研究を行う非営利の研究機関
B 援 助 機 関 と 研 究 機 関 と の 関 係		IIDRC — IDRCのBoard of GovernorsにCIDAも参加しており、ジョイントプロジェクトも含めた協力関係を保っている。 NSI — 活動資金の約半分をCIDAが提供している。 IISD — CIDAが予算の100万カナダドルを負担し、Boardに代表をおくっている。

V. 新しい援助課題と今後の展望

A 地 球 的 課 題 ・ 新 規 課 題 へ の 対 応	W I D : カナダは早くから援助プログラムに於けるW I Dの配慮を行ってきたが、現行の体制では各計画担当局に専門家を配置し、政策局のSenior WID Policy AdviserがC I D AにおけるW I D責任者になっている。 環境：環境分野の専門家を20名配置するとともに、各計画担当局のスタッフにも、プロジェクト等を計画・実施する際に環境問題を配慮するよう指導している。 G G : 政策局にG Gと人権問題を担当する部を創設し、この分野でのプロジェクトの計画・実施能力を高める努力がなされている。 構造調整と自由化：援助の実施の際には国際収支改善の支援、構造調整のマイナス効果である貧困の緩和、経済改革に関する政策・計画に対する協力が考慮されている。 A I D S : A I D Sに関する新政策を採択し、内外のA I D Sコントロールを支援している。
B 現 体 制 の 問 題 点	1991年のレビューに指摘された問題点 ①本来の援助目的（途上国の貧困緩和と自主自立の促進）と商業的・政治的目的との摩擦 ②新しい課題を含め援助の対象範囲が広がりすぎ、焦点が不明確になっていること。そのため、国毎の援助額が小さくなり影響力が限られてしまうこと。 ③政府の規定が多すぎて、開発そのものよりもプロセスへの配慮が必要なこと。
C 今 後 の 対 応	1993年までに下記の改革を実施した。 ①組織の効率化とサービスユニット数の削減 ②C I D Aのシステム全体の計画を担当するCorporate Management Branch の創設 ③各プログラム担当局における調達業務の統合 ④C I D Aの方針管理に協議手続きを導入することによる、より多くの人の関与 さらに、1993年政権交代にともないレビュー(Foreign Policy Review) が行われており、1995年にはそれに対する政府の対応が決められる予定であるが、問題点として財政上の理由によるO D A予算の削減、P K O増大のO D Aへの影響、O D Aと貿易の関係等がある。

(カナダ別添1)

1991～92年度の主要援助国

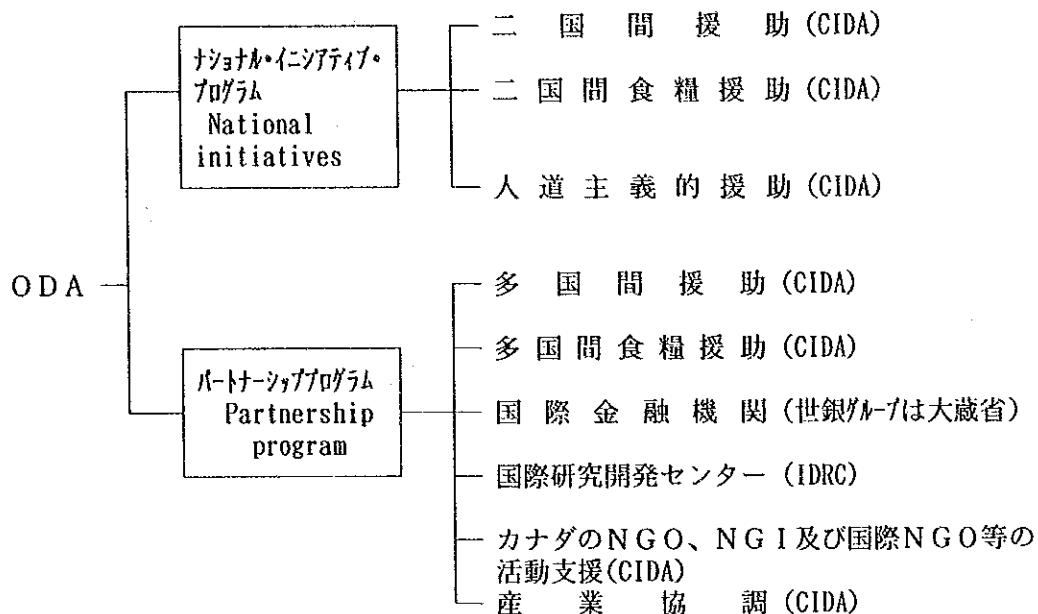
(百万US\$)

1. バングラデッシュ	108.87
2. 中国	62.35
3. ガーナ	38.68
4. エジプト	34.92
5. インドネシア	33.61
6. タンザニア	31.74
7. ペルー	30.78
8. モザンビーク	28.61
9. フィリピン	28.42
10. ジンバブエ	27.20

出典: *ANNUAL AID REVIEW 1992*

[カナダ別添2]

カナダの援助形態



カナダのODAにはこの他に外務省・対外関係省の分と州政府がNGOやカナダ国際協力協議会の活動に協力する分がある。

出典：『主要先進国の無償援助』(1989)

(カナダ別添3)

カナダの援助予算の推移

	1992-93 * ¹	1993-94 * ²		
	百万カナダドル	百万US\$	百万カナダドル	百万US\$
Partnership Programme				
<i>International Financial Institutions</i>				
CIDA	229	189	161	122
Department of Finance	265	219	264	199
Voluntary Sector Support (CIDA)	260	215	235	177
International NGOs (CIDA)	23	19	21	16
Industrial Cooperation (CIDA)	75	62	72	54
IDRC	115	95	115	87
ICOD	13	11	-	
ICHRDD (CIDA)	5	4	5	4
Multilateral Technical Cooperation (CIDA)	153	127	147	111
Multilateral Food Aid (CIDA)	151	125	140	106
<u>Grants and Contributions (Foreign Affairs)</u>	<u>46</u>	<u>38</u>	<u>54</u>	<u>41</u>
<u>Sub-total (Partnership Program)</u>	<u>1,335</u>	<u>1,104</u>	<u>1,214</u>	<u>917</u>
National Initiative Programme				
Bilateral Food Aid (CIDA)	191	158	166	125
Scholarships:				
CIDA	11	9	11	8
Foreign Affairs	11	9	10	8
PCIAC	-	-	-	
International Humanitarian Assistance (CIDA)	67	55	78	59
Development Information (CIDA)	7	6	5	4
Geographic Programs (CIDA)	983	813	938	708
<u>Supply and Services Canada</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
<u>Service Fee</u>				
<u>Sub-total (National Initiatives)</u>	<u>1,272</u>	<u>1,052</u>	<u>1,210</u>	<u>914</u>
<i>Administrative:</i>				
CIDA	113	93	113	85
Foreign Affairs	73	60	55	42
Gross ODA	2,793	2,311	2,592	1,958
<u>less: Past Year's Loans Repayment</u>	<u>60</u>	<u>50</u>	<u>60</u>	<u>45</u>
<u>Net ODA</u>	<u>2,733</u>	<u>2,261</u>	<u>2,532</u>	<u>1,912</u>

出典 : *CIDA Estimates 1993-94, 1992-93*

*1 IMF 1992 年平均交換レート(1US\$=1,2087カナダドル)を参考に算出。

*2 IMF 1993 年12月31日現在のレート(1US\$=1,324 カナダドル)を参考に算出。

(カナダ別添4)

1992年度技術援助の地域別・セクター別配分

	アフリカ		アメリカ		アジア	
	百万カナダドル	百万US\$ *	百万カナダドル	百万US\$ *	百万カナダドル	百万US\$ *
社会サービスセクター						
教 育	21.6	18.9	5.4	4.7	22.2	19.4
医 療	13.3	11.6	1.7	1.5	2.5	2.2
上下水道	4.6	4.0	1.7	1.5	2.8	2.4
その他	51.4	44.9	16.3	14.2	51.7	45.1
公共サービスセクター						
エネルギー	15.5	13.5	7.6	6.7	15.3	13.4
運輸通信	11.0	9.6	3.2	2.8	4.8	4.2
その他	1.1	1.0	0.5	0.4	1.1	1.0
生産セクター						
農 業	20.7	18.1	11.8	10.3	16.1	14.0
鉱工業・建設	8.3	7.3	6.3	5.5	7.8	7.8
その他・セクター	7.5	6.5	8.1	7.1	18.0	15.7
技術協力合計	155.0	135.3	62.6	54.7	142.3	124.2
二国間援助合計	523.7	457.1	198.2	173.0	377.7	329.6
技術協力の比率	29.5%		31.6%		37.7%	

	地域不特定		合 計	
	百万カナダドル	百万US\$ *	百万カナダドル	百万US\$ *
社会サービスセクター				
教 育	80.9	70.6	130.1	113.6
医 療	1.7	1.5	19.1	16.7
上下水道	0.1	0.1	9.2	8.0
その他	106.4	92.9	225.8	197.1
公共サービスセクター				
エネルギー	0.1	0.1	38.6	33.7
運輸通信	0.8	0.7	19.8	17.3
その他	—	—	2.7	2.4
生産セクター				
農 業	1.0	0.9	49.5	43.2
鉱工業・建設	0.6	0.5	23.0	20.1
その他・セクター	2.7	2.4	36.3	31.7
技術協力合計	194.3	169.6	554.2	483.7
二国間援助合計	624.2	544.8	1,724.7	1,505.4
技術協力の比率	31.1%		32.1%	

* IMP 1991 年平均交換レート(1US\$=1,1457カナダドル)を参考に算出。

出典: *Annual Aid Review 1992*

(カナダ-別添5)

国際機関への支出

機関名	1990-91 *1		1991-92 *2	
	百万カナダドル	百万US\$	百万カナダドル	百万US\$
CIDA Funds:				
UNDP	66.5	57.0	64.5	56.3
UNICEF	18.8	16.1	17.4	15.2
UNRPA	13.2	11.3	13.4	11.7
UNHCR	8.4	7.2	8.5	7.4
IFAD	13.2	11.3	0.3	0.3
Commonwealth	19.1	16.3	21.3	18.6
Francophone	3.3	2.8	6.5	5.6
World Food Program	1,182.1	156.1	209.4	182.8
Other	49.3	42.2	57.0	49.8
Sub-total (CIDA)	3,373.6	320.2	398.3	347.7
Foreign Affairs and other Funds :				
WHO	8.3	7.1	9.0	7.8
RAO	3.5	3.0	4.1	3.6
UN	3.8	3.2	4.1	3.6
UNIDO	3.1	2.7	3.0	2.7
ACCT	7.1	6.1	7.1	6.2
Other	12.9	11.1	26.0	22.7
Sub-total (other)	38.7	33.2	53.3	46.5
Total Canada	3,412.3	353.4	451.6	394.2

出典 : *CIDA Annual Report, 1991-91*

*1 IMF 1990年平均交換レート(1US\$=1,1668カナダドル)を参考に算出。

*2 IMF 1991年平均交換レート(1US\$=1,1457カナダドル)を参考に算出。

(カナダ別添6)

国際金融機関への支出

機関名	1990-91* ¹		1991-92 * ²	
	百万カナダドル	百万US\$	百万カナダドル	百万US\$
Department of Finance Funds:				
World Bank				
IDA	276.1	236.6	316.2	276.0
IFC	—		—	
IBRD	18.2	15.6	19.2	16.8
IMF	25.8	22.1	37.7	32.9
Sub-total (Finance)	320.1	274.4	373.1	325.6
CIDA Funds:				
AfDB	129.1	110.6	114.8	100.2
AsDB	84.7	72.6	88.6	77.3
CDB	6.0	5.1	11.3	9.8
IDB	14.5	12.5	19.8	17.3
Other	5.5	4.7	6.3	5.5
Sub-total (CIDA)	239.8	205.5	240.7	210.1
Total Canada	559.8	479.8	613.7	535.7

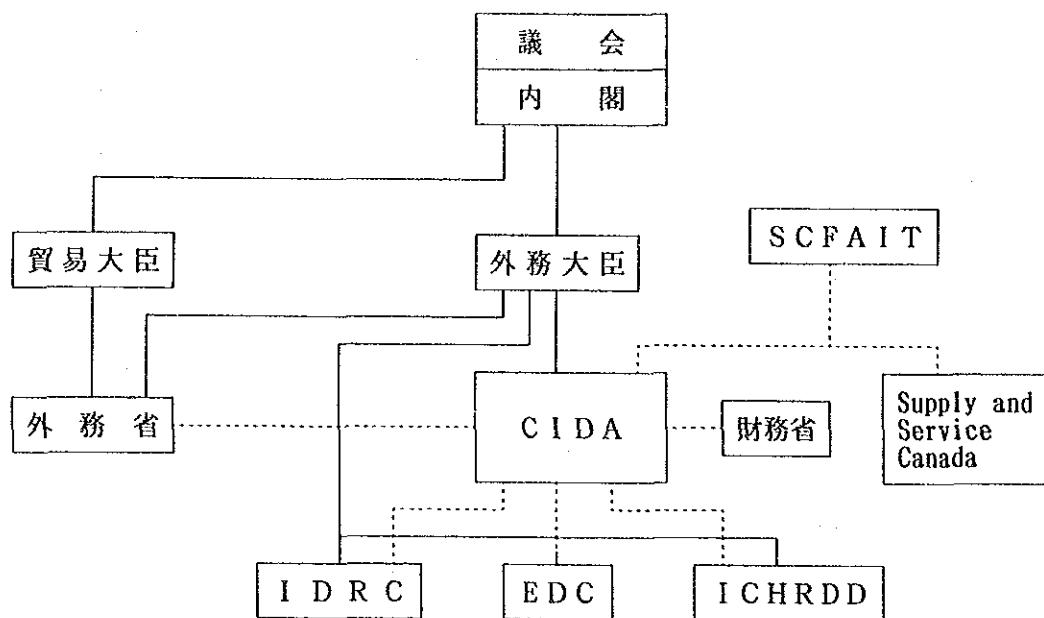
出典 : *CIDA Annual Report 1991-92*

*1 IMF 1990年平均交換レート(1US\$=1.1668カナダドル)を参考に算出。

*2 IMF 1991年平均交換レート(1US\$=1.1457カナダドル)を参考に算出。

(カナダ別添7)

CIDAと関連機関との関連機構図（政府系のみ）



IDRC : International Development Research Centre

ICHRDD : International Centre for Human Rights and Democratic Development

EDC : Export Development Corporation

SCFAIT : House of Commons Standing Committee in Foreign Affairs and International Trade

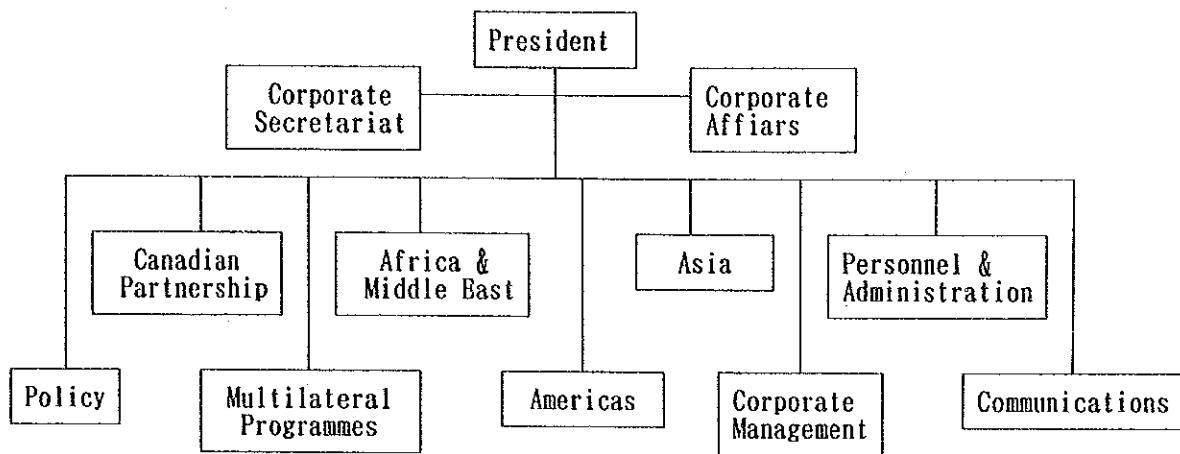
実線 : 責任関係

点線 : 協力関係

(カナダ別添 8)

CIDA本部機構図と人員

本部機構図



人 員

(1994年2月18日現在)

Branch	パーマネント・スタッフ	短期契約のスタッフ	Total
President	6	0	6
Corporate Affairs	15	2	17
Corporate Secretariat	2	0	2
Policy	63	13	76
Multilateral	44	6	50
Canadian Partnership	139	12	151
Americas	80	14	94
Africa & Middle East	178	15	193
Asia	108	10	118
Corporate Management	221	16	237
Personnel & Administration	105	12	117
Communications	27	11	38
CIDA Total	988	111	1099

(カナダ別添9)

在外ミッション所在地及び人員数

Algeria	1	Pretoria	1	India	4
Burkina-Faso	2	Tanzania	3	Indonesia	5
Cameroon	4	Tunisia	1	Malaysia	1
Cote d'Ivoire	3	Zaire	0	Nepal	1
Egypt	3	Zimbabwe	9	Pakistan	4
Ethiopia	3	Brasil	2	Philippines	3
Ghana	4	Barbados	7	Singapore	2
Guinea	2	Colombia	2	Sri Lanka	2
Jordan	1	Costa Rica	6	Thailand	3
Kenya	4	Guatemala	1	Viet Nam	1
Mali	2	Guyana	2	FAO	1
Morocco	1	Haiti	3	U.N.	1
Mozambique	1	Jamaica	3	Geneve	1
Niger	2	Peru	3	OECD	1
Rwanda	3	Bangladesh	5		
Senegal	4	China	6		

出典: J I C A在外事務所報告 CANADA'S ODA SYSTEM.

先進国援助機関調査（スウェーデン）

I. 援助の目的と制度

A 開 発 援 助 政 策	1. 法的枠組	<p>スウェーデンの開発協力政策は"Act of Parliament in 1992"によって初めて設定された。</p> <p>毎年国会に提出される援助予算案には各年度毎の援助政策の方向が記載されており、国会によって援助対象国が選定される。</p>					
	2. 目的と理念	<p>援助の基本理念は、1814年のナポレオン戦争以来の積極的な中立政策に基づいた世界の貧困に苦しむ人々との連携にあり、援助を通じ世界の平和・繁栄と真の民主主義を達成するために貢献することである。</p> <p>従ってその目的は、下記の5項目の推進にある。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>①経済成長</td> <td>④民主化</td> </tr> <tr> <td>②経済的・社会的平等の実現</td> <td>⑤環境保全</td> </tr> <tr> <td>③経済的・政治的独立</td> <td></td> </tr> </table>	①経済成長	④民主化	②経済的・社会的平等の実現	⑤環境保全	③経済的・政治的独立
①経済成長	④民主化						
②経済的・社会的平等の実現	⑤環境保全						
③経済的・政治的独立							
3. 援助の重点政策	<p>近年の援助政策では、以下の進展度が重視されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①援助対象国の民主化、人権 ②市場経済の発達 ③援助効果 ④その他 <ul style="list-style-type: none"> ・援助災害および復興作業 ・バランスのとれた人口増加 ・環境的に持続可能な開発 ・N G O 						
4. 援助対象国	<p>ODA全体の50%強がカントリー・プログラムと呼ばれる国別援助計画に基づいて行われており、その対象はアンゴラ、ボツワナ、ガーナ、ガボン、ギニアビサウ、ケニア、レバノン、モザンビーク、ナミビア、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ、ザンビア、ラオス、スリランカ、ベトナム、インド、パングラデシュ、ニカラグアの19ヶ国。</p> <p>ODAの地域別割合（多国間は除く）は、アフリカ46.6% アメリカ 11.2%、アジア20.1%、ヨーロッパ4.0%、オセアニア0.3%、その他17.8% となっている（1991/92年）。</p>						

スウェーデン

B 開 発 援 助 予 算	1. 概要と 特徴	<p>スウェーデンのODAは原則として全て贈与の形を取っている。ODA予算はディスパスマントベースの単年度予算である（予算繰越は可能）。その拠出形態はプロジェクト毎に2ヶ年間支出する予算額をコミットする形をとり、1年目と2年目は同額である。現在GNPの0.9%強が開発援助に充てられている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1993/94年度スウェーデン開発援助の政府予算額</th></tr> <tr> <th></th><th>SEK Milion</th><th>US\$ Million</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td><td>12,960</td><td>1560.4</td></tr> <tr> <td>SIDA二国間援助</td><td>6,700</td><td>806.7</td></tr> <tr> <td>SIDA多国間援助</td><td>3,148</td><td>379.0</td></tr> <tr> <td>その他開発援助</td><td>1,803</td><td>217.1</td></tr> <tr> <td>行政(Admin.)等</td><td>1,304</td><td>157.0</td></tr> </tbody> </table>	1993/94年度スウェーデン開発援助の政府予算額				SEK Milion	US\$ Million	全体	12,960	1560.4	SIDA二国間援助	6,700	806.7	SIDA多国間援助	3,148	379.0	その他開発援助	1,803	217.1	行政(Admin.)等	1,304	157.0
1993/94年度スウェーデン開発援助の政府予算額																							
	SEK Milion	US\$ Million																					
全体	12,960	1560.4																					
SIDA二国間援助	6,700	806.7																					
SIDA多国間援助	3,148	379.0																					
その他開発援助	1,803	217.1																					
行政(Admin.)等	1,304	157.0																					
2. 無償資金 協力	<p>無償資金協力と技術協力は、予算上も実施手続き上も明確に区分されてい る訳ではない。SIDAでも各プログラムの中で無償と技術協力の両方を 実施している。無償資金協力には、カントリー・プログラムに加えて次の 援助スキームがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域プログラム ②人道主義的な問題に対する援助 — ラテンアメリカ ③人道主義的な問題に対する援助 — 南部アフリカ ④NGOを通じた援助 ⑤緊急援助 ⑥特別プログラム（AIDS、環境、エネルギー） 																						
3. 技術協力	<p>スウェーデン国際技術経済協力事業団（BITS）はアジア、アフリカ、 ラテンアメリカ、及び東欧の国々に知識および技術移転を促進するため、 主にコンサルティング・サービス、トレーニング・プログラム、機関的協 力を通して援助を実施している。</p>																						
4. 借款	<p>スウェーデンは1978年のUNCTAD決議を境に、新たなODA借款は供 与していない。</p>																						
5. 多国間 援助	<p>スウェーデンのODAの約1／3が国際機関に供与されている。特に、貧 困緩和・難民救済、環境、人口、麻薬管理等を扱う国際機関に対して予算 を優先させている。また、スウェーデンはUNHCR、UNICEF、U NRWAに対する最大のドナー国となっており、それぞれ4,000万ドル、 6,800万ドル、2,500万ドルを拠出している（1992/93年度）。</p>																						

C 国 レ ベ ル 実 施 体 制	1. 全体の機構	主要援助機関として、外務省の総括の下、スウェーデン国際開発公社（SIDA）、スウェーデン国際技術経済協力事業団（BITS）がある。また、その他の機関として、スウェーデン開発途上国調査協力事業団（SAREC）、スウェーデン国際企業開発公社（SWEDECORP）、スカンジナビア・アフリカ研究所、国際開発教育におけるスウェーデン委員会がある（別添1を参照のこと）。
	2. 政策立案体制と実施機関の関係	スウェーデンの援助予算は全て外務省に計上され、援助政策の企画・立案・決定も外務省の国際開発協力局に一元化されている。しかし、実際には外務省は SIDAを中心とするスウェーデンの援助機関を監督し、政策の企画・立案・決定を SIDA のサポートを受けつつ行っている。実際の援助実施は主として SIDA が、外務省の外局として行っている。
	3. 技術協力実施機関概略	<p>a) 関連技術協力機関とその関連機構図 関連機構図については別添1を参照のこと。</p> <p>SIDA と BITS 間では緊密な連絡が取られているが、SIDA と SAREC 間および BITS と SAREC 間では仕事上のつながりは持たれていない。</p> <hr/> <p>b) 機関別概要およびその役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ① SIDA …二国間援助の計画・実施・評価を担当。国別援助計画対象国への無償による資金協力および技術協力（スウェーデンODAの約5割を担当）を行う。 ② BITS …国別援助計画対象国以外の国への技術協力および混合借款（贈与の部分のみを担当）を行う。 ③ SAREC …開発調査や国内の開発調査研究者への支援を実施。 ④ SWEDECORP …途上国の民間部門へのノウハウの提供を行う。

II. 主要援助機関の概要と実施システム

実施機関名		スウェーデン国際開発公社 (Swedish International Development Authority : SIDA)
A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	1965年、各種援助実施の効率化を図るための統一機関として設立され、援助予算の約52%を執行している最大の実施機関である。二国間技術協力はNIB(国際援助局)、二国間資金協力は大蔵省、人道援助および国際援助機関との協調融資は外務省から受け継いで、外務省の管轄の下、統合援助実施機関として設立された。
	2. 所掌業務	SIDAの主な業務は開発途上国(通常国別援助計画対象国)の開発協力プログラムの作成、実施及び評価である。また、災害救援や難民救済などの他の援助形態にも責任を有している。
	3. 機構	<p>a) 本部</p> <p>SIDAは6つの部門(Department)、11の部署(Division)、7つの事務局(Secretariat)、そして17の開発協力事務所から構成される。</p> <p>なお、要員については別添2を、機構図については別添3を参照のこと。</p> <p>b) 海外事務所等</p> <p>SIDAの援助対象国における事務所(Development Cooperation Office)は、大使館の一部となっている。しかし、事務所の機能は独立しており、プロジェクト評価のみを行っている。</p> <p>なお、海外開発協力事務所のリストは別添4①②を参照のこと。</p>
	4. 方針、重点項目、実績等	<p>SIDAは開発援助は相互のプロセスであり、SIDAの役割は援助対象国の自助努力をサポートするものであるという方針を貫いている。</p> <p>SIDAの主要援助国は国別援助計画対象国(アンゴラ、ボツワナ、エチオピア・エリトリア・ビサウ、ケニア、レバント、モザンビーク、ナミibia、タンザニア、ガンダ、サンビア、シルバエ、パラグアイ、インド、ラオス、スリランカ、ベトナム、ニカラグア)の19ヶ国に集中している。</p> <p>また、1991/92年度セクター別援助では、社会セクター(25.7%)、緊急援助(17.9%)、プログラム援助(21.2%)、インフラ整備(7.7%)、製造部門(17.9%)等となっている。</p>

実施機関名		国際技術経済協力事業団 (The Swedish Agency for International Technical and Economic Cooperation : B I T S)
A 主 要 援 助 機 関 の 概 要	1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等	B I T Sは1979年、議会の承認により設立された、外務省所管の政府機関であり、経済および社会開発の促進を委任されている。B I T Sは低・中所得国への譲許的信用を含むスウェーデンの情報／技術の移転のほか、中央・東ヨーロッパの移行プロセスと環境保護も支援している。
	2. 所掌業務	B I T Sは国別援助計画対象国以外の国に対して、主として以下の4つの機能を有している。 ①技術協力(Technical Cooperation) ②譲許的信用(Concessionary Credits : CC) ③国際トレーニングプログラム(International Training Programmes) ④中央・東ヨーロッパとの協力
	3. 機構	a) 本部 B I T SにはDirector Generalの下、36人の専門家と管理スタッフ(Administrative Officers)から構成されている。機構はDirector Generalの下、管理及び人事の他に4つの部門が配置されている。 なお、機構図は別添5を参照のこと。
	b) 海外事務所等	該当せず。
4. 方針、重点項目、実績等		1992/93年度の予算書によるとB I T Sへの予算配分は、SEK744.5 million (技術協力 SEK324.5 million、開発信用SEK420 million)である。

注：これ以降の援助機関に関する記述は、スウェーデン国としてのものであり、それ以外の機関に関する記述の場合はその旨を記載する。

B 意 思 決 定 と 実 施 シ ス テ ム	1. 意思決定 システム と役割	<p>a) 本部</p> <p>プロジェクトレベルでの SIDA の意思決定サイクルは次の通り。</p> <p>① SIDA 海外事務所によるレビューが行われる。</p> <p>② "idea-memo" が SIDA の Management Committee に提出される。</p> <p>③ SIDA の所轄部署でプロジェクトが検討される。Management Committee の検討後、認可の意味を示す "Support-Memo" を委任。それに従い、SIDA の海外事務所は援助対象国とプロジェクト合意を締結する。</p> <hr/> <p>b) 海外事務所等</p> <p>a) 本部の項を参照のこと。</p>
	2. 外部機関 との契約 等	<p>① 契約業者および調達先のタイド条件</p> <p>契約業者および調達先は基本的にアンタイドである。1991年スウェーデンの二国間ODAは、前年よりタイド率が5.2%増加して16.3%になっている。</p> <p>また、条件および手続きに関する一般協定の中では、SIDA がコンサルタントを調達する場合、指名競争入札によるよう記載されている。</p> <p>② ディスバースメントの方法</p> <p>a. 援助対象国が契約主体となりローカルコスト部分の契約を行う場合</p> <p>定期的に SIDA から援助対象国に対して必要な経費を前払いする。</p> <p>b. 援助対象国が第三国から調達する場合</p> <p>SIDA から当該サプライヤー等に支払う（出来高払い）。</p> <p>c. SIDA が調達する場合</p> <p>SIDA がサプライヤー等に直接支払う。</p>

C 関 係 機 関 と の 連 携	1. 関連機関 との関係	I. C. 1～3 及び別添1を参照のこと。
	2. NGOと の連携	<p>a) 協力関係にあるNGOの種類</p> <p>スウェーデンには約150のNGOがあり、主に4つのグループに分けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①キリスト教の聖職者団体…SMCおよび20の教会等。 ②労働および協力運動…LO/TCOおよびThe Swedish Cooperation Center等 ③人道的援助機関…The Swedish Red Cross、DIAKONIA等 ④女性団体等の各種団体…SCC他。 <p>b) 当該援助機関との関係</p> <p>近年NGOの役割を重視する動きが強まり、SIDA内でのNGO課が設けられ、NGOとの連携を強めている。</p> <p>SIDAの援助のうち、NGOを通じた援助は約1割に達している。（ただし、NGOの主体性を保つため、その活動費の最大20%まで自己負担させている。）</p>
	3. 地方自治 体との関係	未調査。
	4. 外国機関、 国際機関 との連携	<p>1992年6月、リオ・デ・ジャネイロで開催されたUNCED (United Nations Conference on Environment and Development)の見地から、途上国における生活環境の問題（保健、水質、土壤汚染、教育、都市問題等）をSIDAやSARECの活動として高い優先度を与えている。また、世銀、地域開発銀行を含む国際機関に対しても、より一層環境問題への関心を呼び起こし、UNCEDの決定が実施されているのを確認するための活動を行っている。</p> <p>また、他の北欧諸国の援助機関と政策面での協調、情報の交換について合意している。</p>

III. 主要援助機関における技術協力

注：これ以降の援助機関に関する記述は、スウェーデン国としてのものであり、それ以外の機関に関する記述の場合はその旨を記載する。

A 技 術 協 力 実 績	技術協力として分類される援助実績についての資料は入手不可。
B 技 術 協 力 サ イ ク ル	<p>①案件発掘(Project Identification)</p> <p>プロジェクトは実施中のプロジェクトの過程で派生したり、非公式なセッションや援助指針の年次レビューなどの結果からも生まれる。</p> <p>②プロジェクト・アセスメント(Initial Project Assessment)</p> <p>プロジェクト案が案件となるための基準を満たせば、SIDAは直ちに正式なプロジェクト・アセスメントを行う。まず、SIDAは援助対象国にPre-feasibility Reportの中でプロジェクト案を示すように指示する。しかし、場合によっては、SIDAがそのレポートなしにプロジェクト・アセスメントのイニシアティブを取ることもある。援助対象国内のSIDA海外事務所に援助対象国から要請が行われた時点が、正式なプロジェクト・アセスメントの開始時期となる。</p> <p>③プロジェクト形成(Project Formulation)</p> <p>援助対象国が事前にフィージビリティ・スタディを実施することもあるが、SIDAはアセスメントの結果をもとにフィージビリティ・スタディを委託実施する。SIDAはプロジェクトの目的、テクニカル・フィージビリティ、必要な機関、資金その他を詳細に審査し、またプロジェクト運営計画を策定しなくてはならないが、プロジェクト形成の最高責任は援助対象国にあり、従って、プロジェクトは援助対象国の価値とニーズに合致したものでなければならない。</p> <p>④プロジェクト審査と支援準備(Project Appraisal and Support Preparation)</p> <p>SIDAによる準備の最終段階はプロジェクト支援準備である。プロジェクトに関連したすべての情報は最終選考のため、短いサポート・メモランダムの形でSIDAのマネジメントに提出される。サポート・メモランダムによる審査は、プロジェクトのメリットや、プロジェクトに対するSIDAの支援効果について記述されている。</p>

B 技 術 協 力 サ イ ク ル	<p>⑤プロジェクトの実施(Project Implementation)</p> <p>SIDAは、援助対象国と合意を結んだプロジェクトやプログラムの実施に参加する。この段階はプロジェクト（またはプログラム）の最も長いフェーズであり、セクター支援は10年もしくはそれ以上続く場合もある。</p> <p>援助対象国機関の実施能力の弱点はできるだけ準備段階の早い時点で分析することが重要であり、スウェーデンやその他の外部の力がプロジェクトに必要だと判断すれば、その処理に関して援助対象国が責任を持たねばならない。SIDAの政策は少しずつ援助対象国の機関に資源の配分や管理責任を委譲していくこともあるため、SIDAの開発協力事務所は徐々にプロジェクト業務から離れ、そのかわり分析、モニタリング、対話に従事する。</p> <p>⑥モニタリングと評価(Monitoring and Evaluation)</p> <p>モニタリングと管理は、活動状況と与えられた資源の継続的なモニタリング、プロジェクトの年次レビューやスウェーデンの支援の延長に関する評価によって行われる。年次レビューはプロジェクトの経験について両者が対話できる最も重要な機会であり、プロジェクトの結果がここで評価され、プロジェクトの運営に必要な修正が行われる。通常のモニタリングはミーティング、経済その他のレポート、インボイス等SIDAと援助対象国のプロジェクト責任表による四半期ごとのプロジェクト・レビューによって、プロジェクトの運営管理の形で実施されている。</p> <p>SIDAはプロジェクト評価のための委託条件を作成し、有能な独立した評価専門家(Evaluators)を探し出して、契約する。評価とその結果が援助対象国で確かな支持を得るために、援助対象国は評価の責任を分担して負うことが必要で、援助対象国からも適した者が評価に加わることが重要である。</p> <p>(SIDAのプロジェクト・サイクルのチャート図は別添6を参照のこと。)</p>
---	---

C P R O J E C T 等 の 運 営 管 理 手 法	S I D A のプロジェクト管理手法として、結果重視の R O P P S (Result based planning management and monitoring) と呼ばれる方式が導入されている。その特長は、プロジェクトの形成段階から一貫して援助対象国に参加を求め、責任を分担させること、及びモニタリングと評価を重視することにある。
D 專 門 家 等 の 援 助 要 員	<p>1. 技術協力 要員養成・確保</p> <p>a) 養成</p> <p>(1)養成機関</p> <p>The Swedish University of Agriculture Sciences…熱帶農業 The Sandö Center他…言語トレーニング The SIDA Course Centre…開発援助の手法や各セクターの知識等</p> <hr/> <p>(2)養成システム</p> <p>①MFS 制度…大学、大学院レベルの学生対象の奨学金制度 ②Young trainee 制度…短期ミッションに参加、経験を積ませる。 ③Junior expert 制度…廃止されたpeace corpの代替として35歳以下の若手専門家が対象</p> <p>S I D A は専門家の派遣前研修以外の研修は、基本的にコンサルティング企業に依存している。</p> <hr/> <p>b) 確保</p> <p>(1)人材状況</p> <p>S I D A の採用した海外プロジェクト専門家数(1993. 6. 30現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約ベースの雇用者 …… 82人 ・ジュニア専門家 ………… 15人 ・短期雇用者（1年以内） … 9人 <hr/> <p>(2)確保システム</p> <p>①援助行政職員…外務公務員試験や公的選抜試験を経て採用。 ②専門家…人材登録システム（約4,000人が登録）を利用。 また、民間会社と提携して絶えず要請に応えられる体制を作っている。</p>

D 専 門 家 等 の 援 助 要 員	<p>2. 専門家及び職員の安全対策及び福利厚生</p> <p>a) 過去の被害状況 未調査。</p> <p>b) 安全対策 緊急電話番号リストはスウェーデン大使館にある。特別マニュアル(People in Crisis)は緊急時に取るべき諸行動を示している。現在深刻なアクシデントが発生した場合、適切な処置をとる責任は大使館にあり、外務省に任せられているが、各海外事務所にも安全対策の担当者がいる(SIDA雇用者)。 SIDAのあるポストについては夜間の警備を行い、自宅に警備会社を通して「パニック・ボタン」を設置している。また、SIDAは全海外雇用者に対して保健、事故、病気などに関する情勢をのせたMajor Folder Materials を配付している。</p> <p>c) 保障制度 SIDAは被雇用者に対して16~105日の医療給付を与えている。治療が赴任先で受けられない場合は、スウェーデンでの治療が可能。 "National Insurance Act"により、被保険者の海外滞在が1年以内の場合スウェーデンの住民と見なされる。また、1年を超えていても重病などの場合は、スウェーデン滞在中に特別のフィーで医療を受けられる。</p>
E 資 金 協 力 と の 連 携	<p>3. 第3国専門家等の活用状況</p> <p>a) 特徴および活用システム コンサルタントの契約条件については、スウェーデン籍を有する個人または法人が対象となっているが、スウェーデンでの調達が困難な場合は他国籍のコンサルタントとの契約もある。従って、必要に応じてローカル・コンサルタントとの契約も認められている。 SIDAのコンサルタント・リストに、登録されているコンサルタントの大多数はスウェーデン籍であるが、その他イギリスのいくつかの大学の機関を始め、米国、チリ、ブラジル、フランス、アイルランド、タンザニア、バーレーン、オーストラリア等様々な国からの登録がある。</p> <p>b) 実績 未調査</p>
	<p>SIDAは無償による資金協力および技術協力を、BITSは国別援助計画対象国以外への技術協力およびAF(Associated Financing)に伴う無償資金協力というように分野調整が明確になっている。</p>

IV. 開発援助調査研究

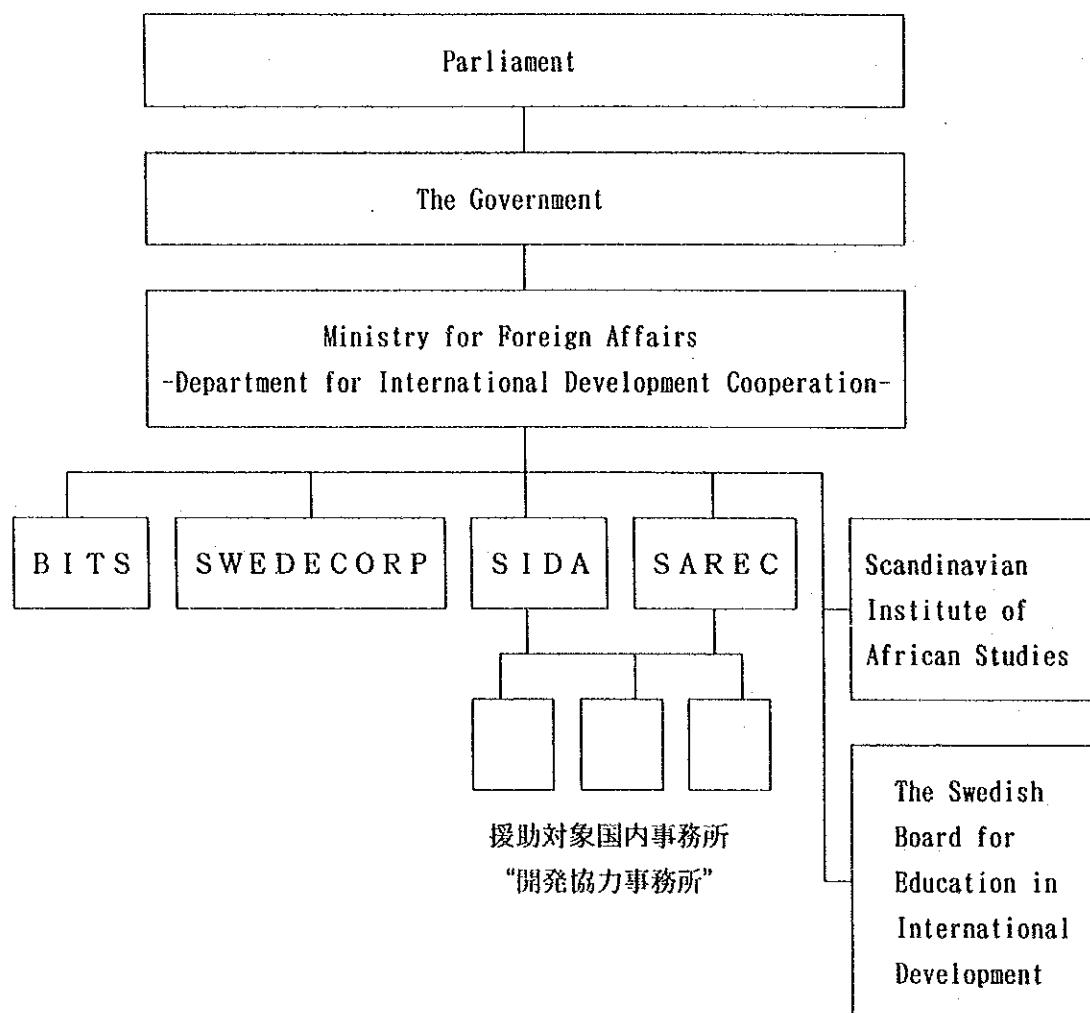
A 主 要 な 研 究 機 関	<p>1. 研究機関概要</p> <p>The Swedish Agency for Research Cooperation with Developing Countries (S A R E C) は、1979年に独立した政府機関としての地位を与えられた。</p> <p>その目的は開発途上国が自助努力によって自立や経済的・社会的発展と平等を支援するための研究を促進することである。</p>
	<p>2. 研究内容</p> <p>S A R E C では以下の 4 分野におけるプログラムを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①開発途上国との研究協力 ②開発途上国と特別研究プロジェクトにおける研究協力 ③国際研究プログラム ④スウェーデン開発研究 <p>その他、ラテンアメリカの人権と民主化のための研究グループに対する支援やアフリカでも同様のアプローチを取る放送網と N G O 援助等が実施されている。</p>
B 援 助 機 関 と 研 究 機 関 と の 関 係	<p>若い研究者の途上国研究を支援する M F S (Minor Field Studies) 制度がある。この制度は、全国の10以上の大学、研究所を中心として大学、大学院レベルのスウェーデン人を対象に、S I D A が途上国開発協力に関する課題を設定し、それに応募する学生たちに奨学金を与えるものである。</p>

V. 新しい援助課題と今後の展望

<p>A 地球的課題への対応</p> <p>①WID スウェーデンでは援助におけるWID配慮は古くから行われている。1985年5月にはSIDAが「開発援助における女性の側面についての行動計画」を策定し、全ての援助プロジェクト、プログラムにWIDの視点を充分取り入れるように決定した。SIDA内にも1979年から企画室内にジェンダー担当が設置されている。</p> <p>②環境 長期的援助を基本方針にしているスウェーデンにとって環境は欠かせない分野であり、1988年以来、開発援助の目標の一つに加えられた。スウェーデンは二国間・多国間援助や地域プログラムを通して数々の環境保全のための活動を実施している。</p> <p>③Good Governance (GG) 現在GGの重要性が高まっている。その結果、市場経済に対する支持もスウェーデンで比較的高くなっている。</p>	<p>B 現体制の問題点 スウェーデン政府は現在援助予算全体の50%以上を占めるSIDAの政治的影響力を抑える努力を始めた。現在新しい機構の下、首相が3年毎に援助対象国を訪問し交渉する。首相3年毎の活動のレビュー、分析、評価と各援助機関の取る方向性を決定すると考えると、政府が政治的主導権を取り戻したと言える。しかし、増加する情報量の収容、分析に対する外務省の収容能力には不安がある。 SIDAの海外事務所も同様に、以前は実質的に大使館からは独立していたが、1995年1月までにスウェーデン大使館に組み込まれることになる。 また、スウェーデンには独立している援助実施機関(SIDA、SAREC、BITS SWEDECORP、SWEDEFUND)が数多くあるため、援助対象国にとって各機関の要求に合わせるのに時間がかかりすぎて、混乱することが指摘されていた。スウェーデンの援助機関は完全に再構築されて、2つの開発援助組織に統合するよう求められている。つまり、長期にわたる貧困を終わらせるために重点を置いた機関と、譲許的信用、投資、貿易等を扱う機関の2つにするというものである。現在のところ各機関はこの提案に対するコメントを求められている。この提案の動向は1994年9月の選挙によって左右されると考えられている。</p>	<p>C 今後の対応 スウェーデンの主な援助対象は、同国の援助が最貧国、最貧層を主なターゲットとしている事から、今後ともサブサハラ地域であることは疑いない。 ただし、今後具体的にどの国を国別援助計画の対象にするかについては、必ずしも従来の対象国が引き続き対象となるとは限らないと思われる。これまでスウェーデンは多くの西側諸国が政策的に援助を避けてきた、ソ連寄りの社会主義諸国に人道的名目で援助を行ってきたが、冷戦構造の崩壊が加速する中で、今後は援助政策の見直し、援助対象国の可能性もあると予想される。</p>
--	---	---

[スウェーデン-別添1]

スウェーデン開発協力組織図



(スウェーデン別添2)

S I D Aの人才状況 (1993年6月30日現在)

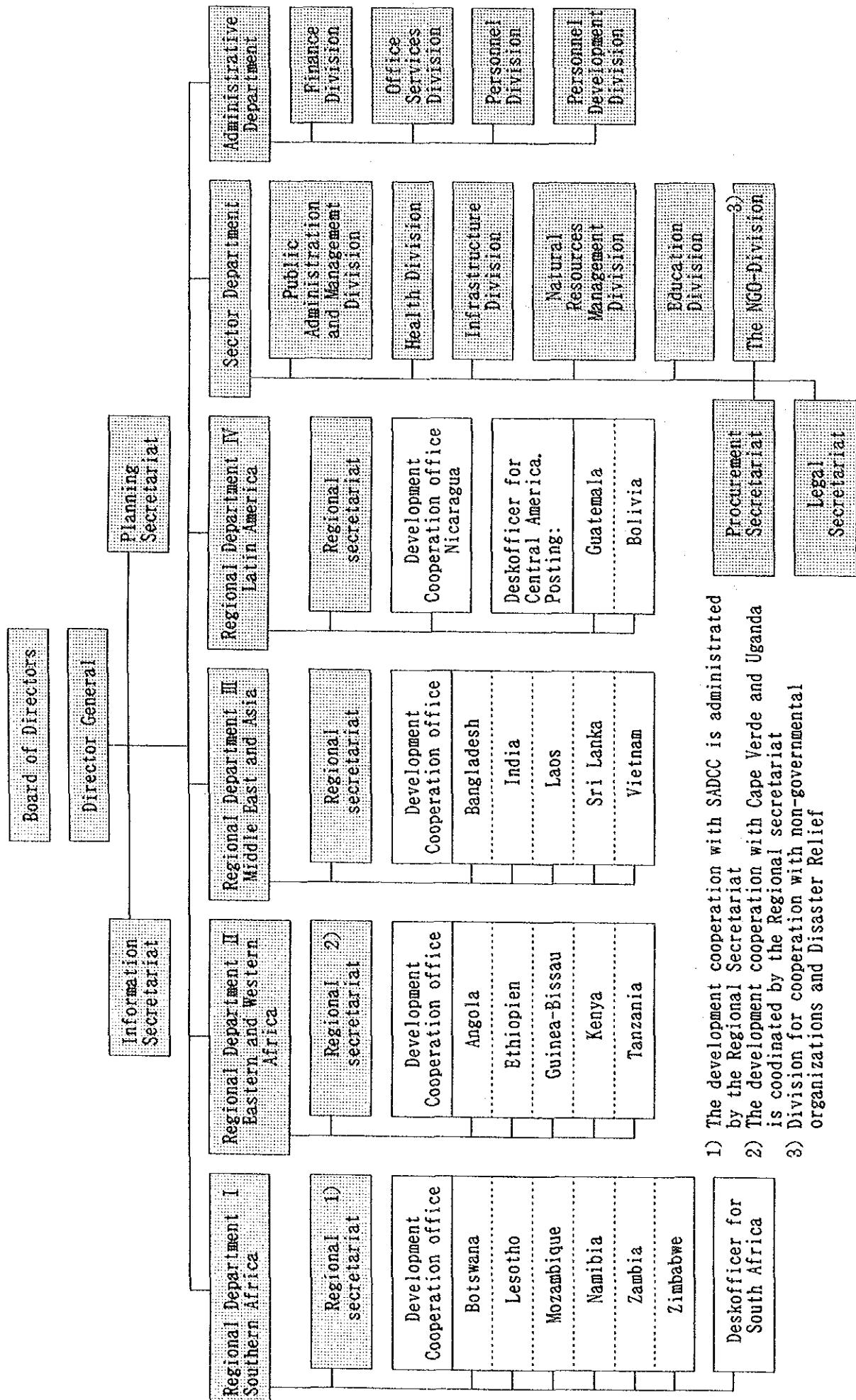
	Permanent Employees	Other Personnel at DCOS				Total
		K A P	B B E	K T A	Total	
Angola	7	13			13	20
Bangladesh	4	1	2		3	7
Botswana	6	3			3	9
Ethiopia	7	4			4	11
Guinea-Bissau	5	4	1		5	10
India	6		2		2	8
Cape Verde					0	0
Kenya	11	17			17	28
Laos	6	1	1		2	8
Lesotho	3				0	3
Mozambique	10	12		1	13	23
Namibia	6				0	6
Nicaragua	5		2	2	4	9
Sri Lanka	3	1		2	1	4
Tanzania	12	11	2	1	14	26
Uganda					0	0
Vietnam	6		1		1	7
Zambia	8	15	4		19	27
Zimbabwe	7				0	7
Others	5			5	5	10
Total DCOS	117	82	15	9	106	223
SIDA-Stockholm	428	—	—	—	—	428
Total SIDA	545	82	15	9	106	651

注: K A P = Employees by contract

B B E = Junior Professional Officer

K T A = Short-term employees

D C O = Development Cooperation Offices



- 1) The development cooperation with SADCC is administrated by the Regional Secretariat
- 2) The development cooperation with Cape Verde and Uganda is coordinated by the Regional secretariat
- 3) Division for cooperation with non-governmental organizations and Disaster Relief

Deskofficer for
South Africa

The NGO-Division

海外開発協力事務所リスト

Angola

Embaixada da Suécia
Gabinete de Cooperação para o
Desenvolvimento
CP 1130
L U A N D A
A N G O L A
Office: Rua Garcia Neto 9
Telephone: 009244-234 04 24
Telex: 009913126 SVENSK AN
Telefax: 009244-233 94 82

Guinea-Bissau

Embaixada da Suécia
Gabinete de Cooperação para o
Desenvolvimento
Apartado 52
1021 Bissau Codex
G U I N E A - B I S S A U
Office: Avenida Domingos Ramos 34
Telephone: 009245-20 10 38
Telex: 00969 243 SVENSK BI
Telefax: 009245-20 10 68

Bangladesh

Swedish Embassy
Development Cooperation Office
P O Box 304
D H A K A
B A N G L A D E S H
Office: 73, Gulshan Avenue
Telephone: 009880-288 47 61-64
Telex: 0078064 23 03 SVENSK BJ
Telefax: 009880-288 39 48

India

Swedish Embassy
Development Cooperation Office
Nyaya Marg, Chanakyapuri
N E W D E H L I -110021
I N D I A
Office: Nyaya Marg, Chanakyapuri
Telephone: 00991-116 87 57 33
Telex: 0081 317 22 14 SIDA IN
Telefax: 00991-116 88 55 40

Botswana

Swedish Embassy
Development Cooperation Office
Private Bag 0017
G A B O R O N E
B O T S W A N A
Office: Development House, 4th
floor, The Mall
Telephone: 009267-35 39 12
Telex: 00962 24 21 SWEDB BD
Telefax: 009267-35 39 42

Kenya

Swedish Embassy
Development Cooperation Office
P O Box 30600
N A I R O B I
K E N Y A
Office: International House
MaMa Ngina-Street/City Hall Way
Telephone: 009254-2 22 94 15
Telex: 00987 222 64 SVENSK NRB
Telefax: 009254-221 89 08

Ethiopia

Swedish Embassy
Development Cooperation Office
P O Box 1142
A D D I S A B A B A
E T H I O P I A
Office: Ras Abeba Aregaye Avenue
(Mexico Square)
Telephone: 009251-151 12 55
Telex: 00980 210 39 SVBNSK ADDIS
Telefax: 009251-151 58 30

Laos

Ambassade de Suède
Section de Coopération économique
et technique
Boite Postale 800
V I E N T I A N E
L A O S
Office: Route Sokpaluang
Telephone: 009856-21 29 22
Telex: 0080 443 13 SVENSK LS
(via Foreign Office Radio)
Telefax: 009856-21 91 00

Zimbabwe

Development Cooperation Office
P O Box 4110
H A R A R E Z I M B A B W E
Office: Pegasus House, 7th floor,
52 Samora Machel Avenue
Telephone: 009263-479 06 51-4
Telex: 009072 46 95 SVENSK ZW
Telefax: 009263-470 20 03

(スウェーデン別添4②)

Lesotho

Swedish Embassy
Development Cooperation Office
Private Bag A175
M A S E R U 1 0 0
L E S O T H O
Office: Lesotho Bank Center,
First floor
Telephone: 009266-31 15 55
Telex: 00963 44 32 SVBNSK LO
Telefax: 009266-31 00 69

Mozambique

Embaxida da Suécia
Gabinete de Cooperação para
Desenvolvimento
CP 338
MAPUTO
MOÇNAMB I QUE
Office: Avenida Julius Nyerere
nr 1128
Telephone: 009258-149 00 91-94
Telex: 00992-6272 SVBNS MO
Telefax: 009258-149 00 74

Namibia

Swedish Embassy
Development Cooperation Office
P O Box 23087
W I N D H O E K
N A M I B I A
Office: Sanlam Centre, 9th floor
Independence Avenue
Telephone: 00926416-22 29 05
Telex: 0090 84 63 WK
Telefax: 009 264-6122 22 74

Nicaragua

Embaraja de Suecia
Authoridad Sueca para el
Desarrollo Internacional (ASID)
Apartado Postal 2307
M A N G U A
N I C A R A G U A
Office: De Plaza Espana, 1
Cuadra abajo, 2
Cuadras al lago, 1/2 Cuadra abaj
Telephone: 009505-266 00 85
009505-266 69 10, 009505-266 27
Telex: 00375 13 53 SVBNSK
Telefax: 009505-266 67 78,
009505-266 43 32

Sri Lanka

Swedish Embassy
Development Cooperation Office
P O Box 1072
C O L O M B O
D E M O C R A T I C
S O C I A L I S T
R E P U B L I C O F
S R I L A N K A
Office: 315, Vauxhall Street
Telephone: 00994-143 58 70,
00994-12 92 61, 00994-12 88 22,
00994-144 04 79
Telex: 0080 32 12 53 SVBNSK CB
Telefax: 00994-144 88 64

Tanzania

Swedish Embassy
Development Cooperation Office
P O Box 9303
D A R E S S A L A A M
T A N Z A N I A
Office: Extecoms Building, 2nd
floor, Samora Avenue
Telephone: 009255-512 35 01-6
009255-513 35 81-4, 009255-514
65 12-13
Telex: 00989 410 13 SVBNSK
Telefax: 009255-514 69 28

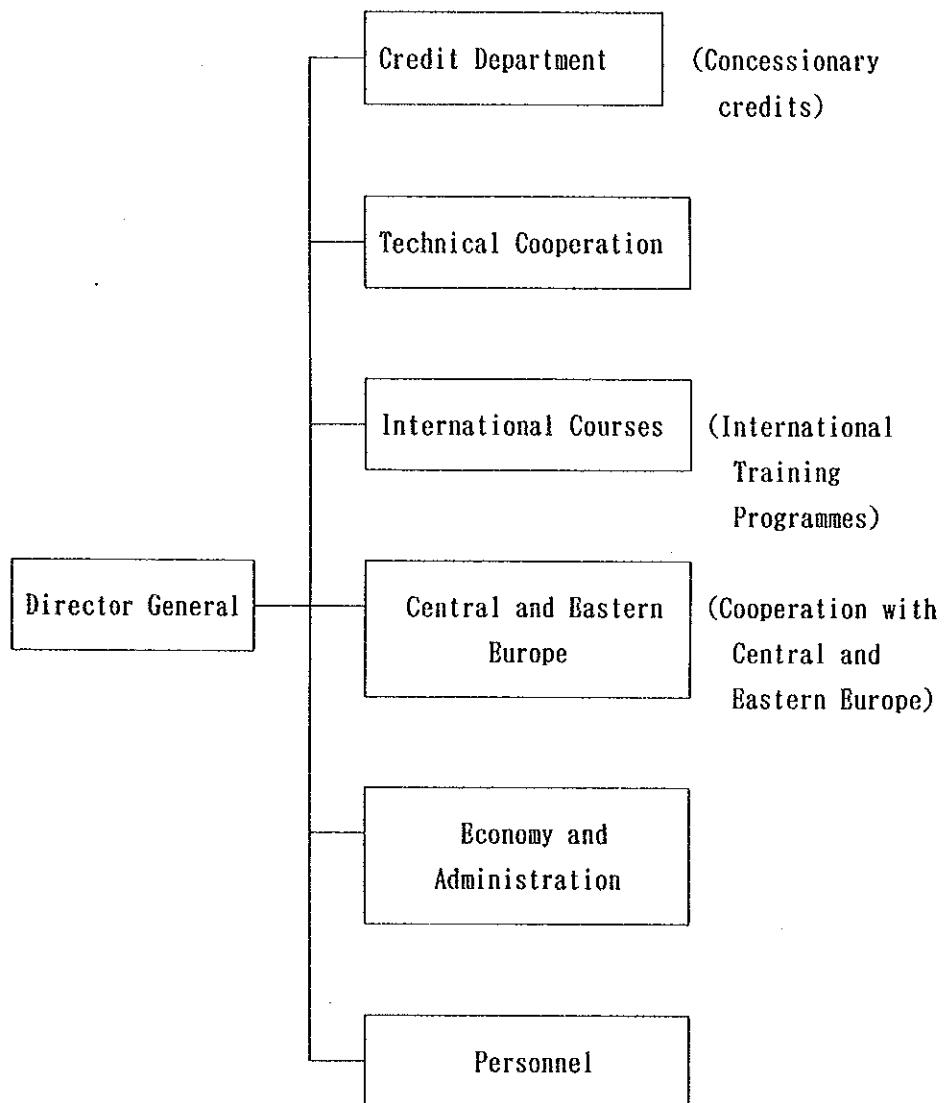
Vietnam

Swedish Embassy
Development Cooperation Office
No. 2, Street 358
H A N O I
S O C I A L I S T
R E P U B L I C O F
V I E T N A M
Office: Bá Dinh
Telephone: 00984-423 21 89,
0984-425 48 24-5
Telex: 0080541 14 20 SWBMB VT
Telefax: 00984-423 21 95

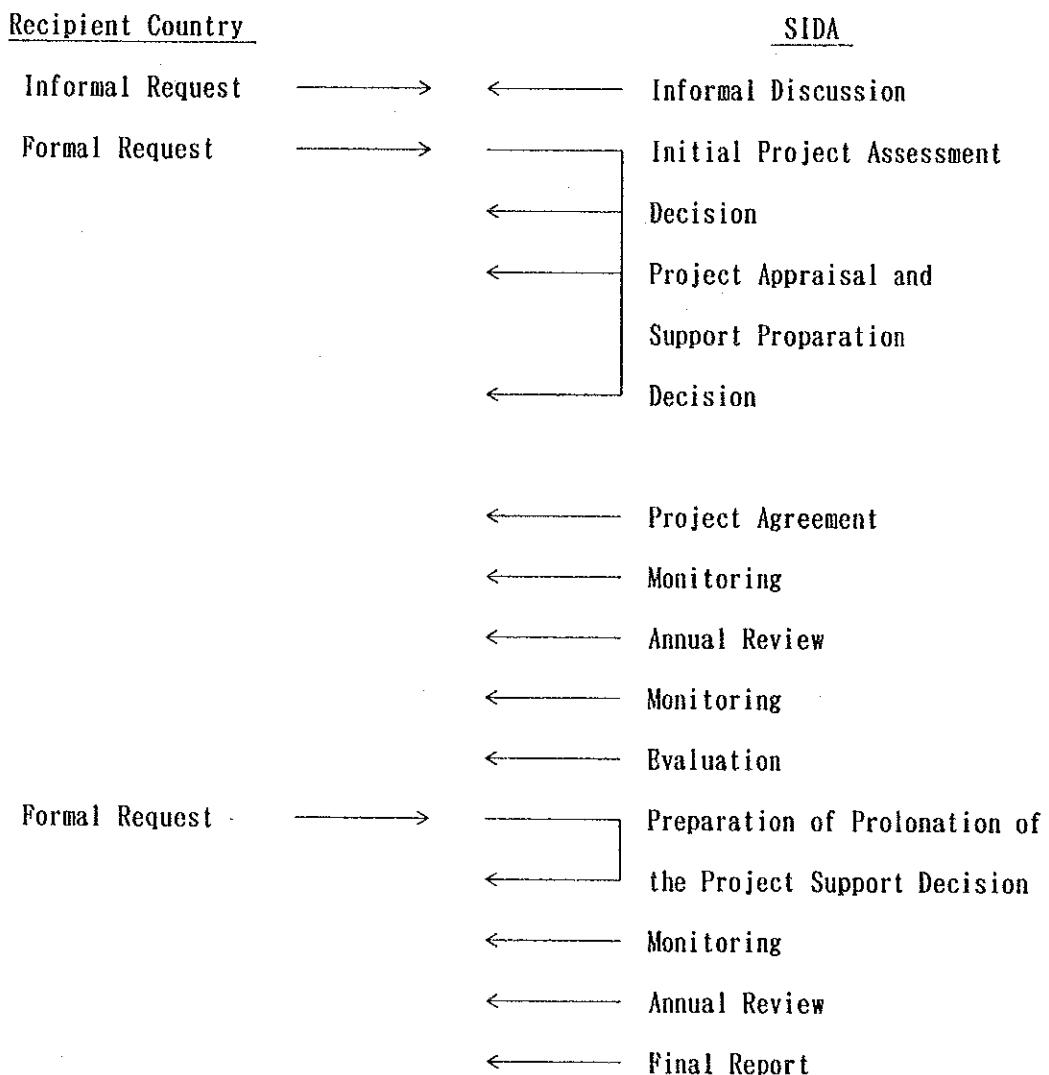
Zambia

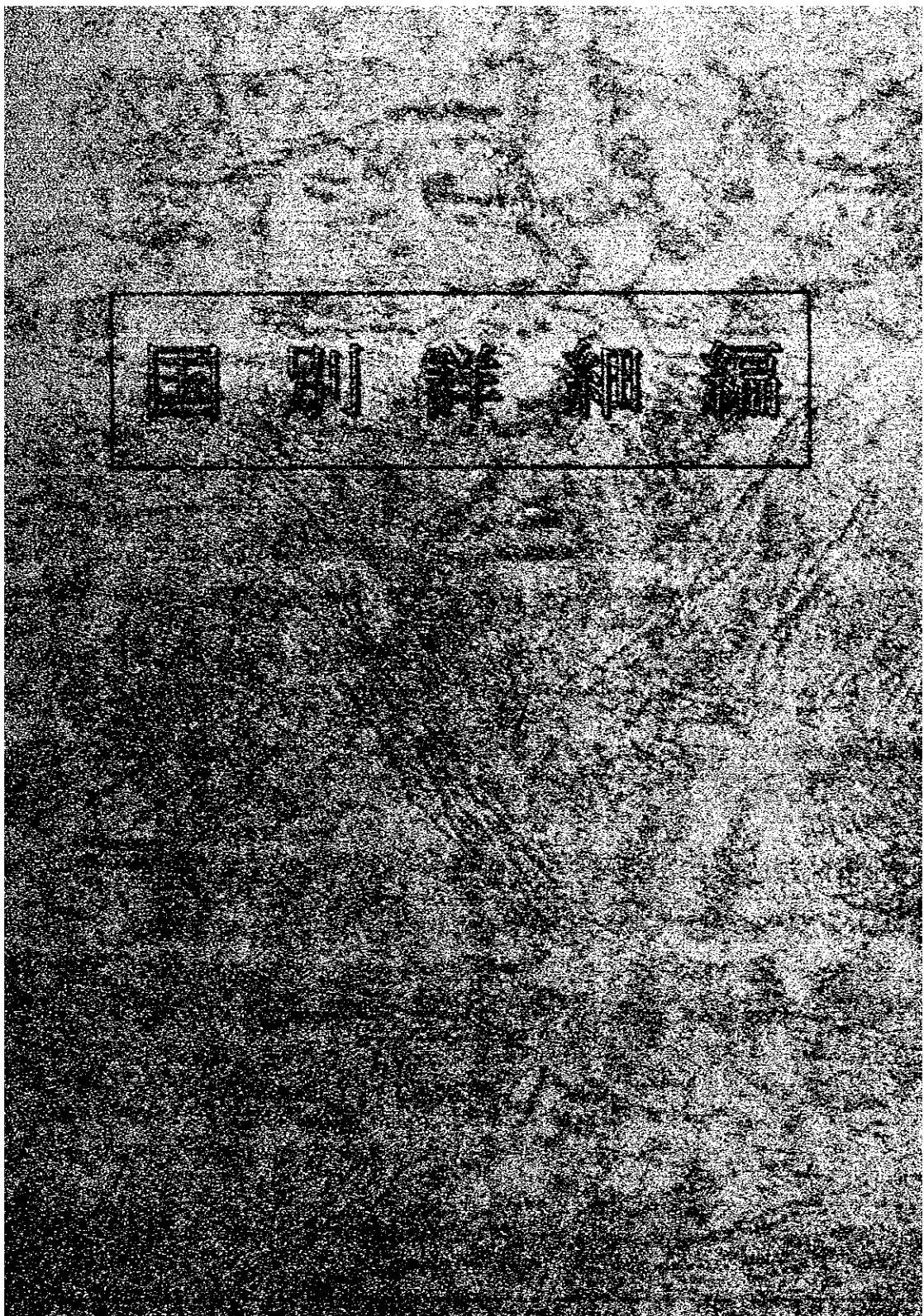
Swedish Embassy
Development Cooperation Office
P O Box 30788
101 01 L U S A K A
Z A M B I A
Office: Haile Selassie Avenue
Telephone: 009260-122 95 20,
009260-122 95 22
Telex: 0090241820 SVENSK ZA
Telefax: 009260-122 33 38

B I T S 組織図



SIDAのプロジェクト・サイクル





SIDAのプロジェクト・サイクル

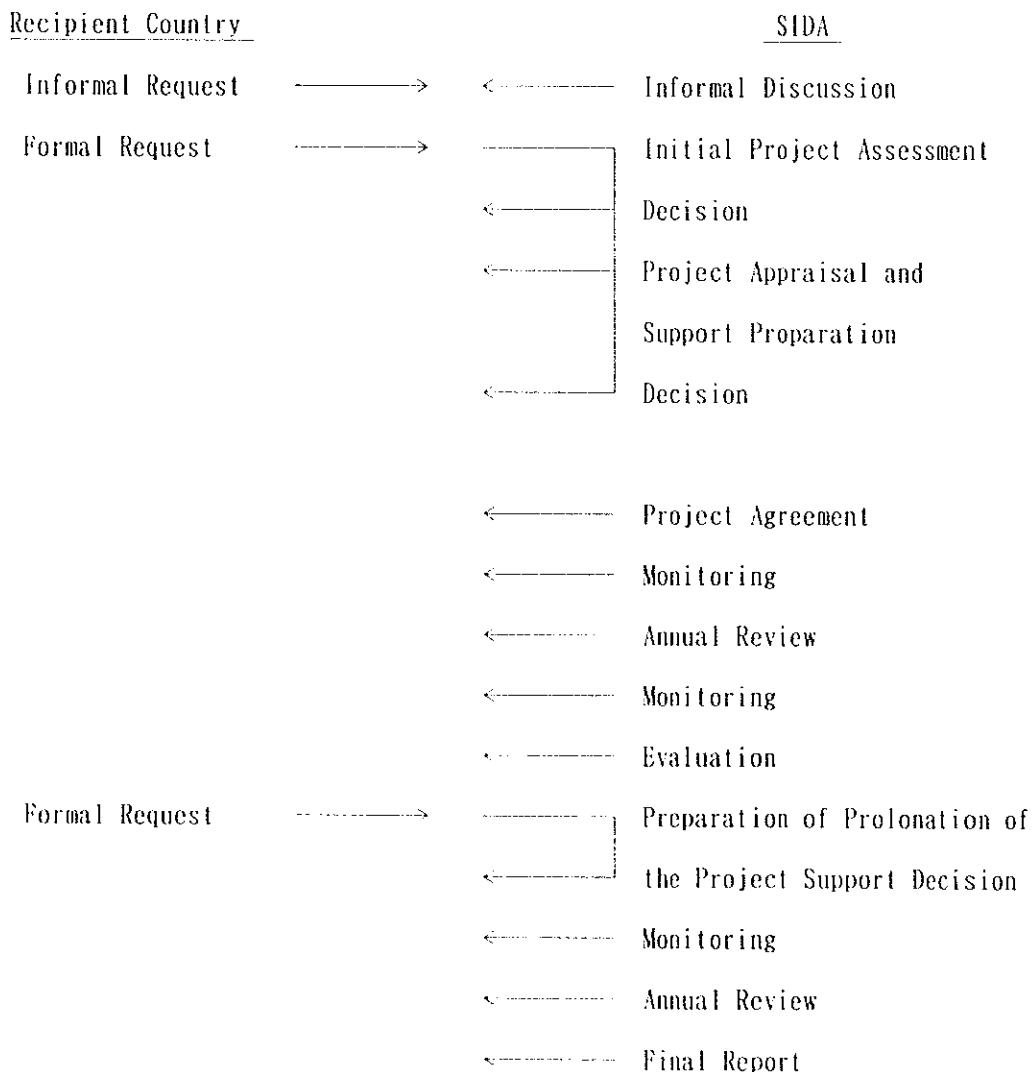


圖 別 詳 細 編

アメリカ

先進国援助機関調査（アメリカ）

I. 援助の目的と制度

A. 開発援助政策

1. 法的枠組

米国の对外援助を規定する基本的な法律は、1961年に施行されたForeign Assistance Act(FAA) (Title 22, Section 2151) である。この法律は、米国政府の对外援助と一部の軍事援助に許認可を与える目的で制定された。

FAAは次の3部により構成される。

第1部：災害援助、国際機関への拠出金を含む経済援助 ——

開発援助、貿易信用保険、国務省管轄下にある国際機関への拠出、
国際災害援助プログラムを規定。

第2部：安全保障関係の援助 ——

軍事援助、テロ対策援助、経済支援援助（ESF）を規定。

第3部：USAID (Agency for International Development) 及びTDA
(Trade Development Agency) の組織運営等について記載。

FAAは毎年見直しがれることになっており、1973年と78年の見直しによって現行の援助予算構成が制度化され、経済成長と貧困撲滅の両立を図る政策方針が採択された。また、レーガン政権により新たに、政策対話、民間セクターの活用、技術移転、組織制度作り（Institution Building）が援助の重点方針として盛り込まれた。しかしながら、冷戦終結により、1961年のFAA制定当時とは世界情勢が大きく変わったものになってきたため、クリントン政権によりFAAの全面的な改定が検討された結果、FAAに代わる新援助法が1994年2月議会に上程され、現在審議中である。

出典：「JICA在外事務所報告」(1993.8.4)

2. 目的と理念

アメリカの開発援助政策は西欧社会の価値観と安全保障上の問題意識を強く反映したものとなっており、共産主義に対する多元的価値観を認める民主主義社会構築の一環としての途上国援助という性格を持っている。米国の対外援助改正案は、1961年の対外援助法や1985年の国際安全保障開発協力法等に分かれていた経済協力、軍事協力に関する諸規程を本法案に統合したものとなっている。本法案は現在審議中のため、まだアメリカ政府の新政策となっていないが、援助関係機関の要人の発言、USAID文書からは米国の援助戦略は冷戦の終結とともに共産主義の脅威からの保護という側面は消え、市場経済、人権、麻薬対策、難民、テロ対策が強調されるようになった。

現行FAA（1994年3月）での政策目標は、①貧困国における物理的貧困の緩和、②LDCにおいて持続的成長と利益の公平な分配を可能とすること、③市民的・経済的権利を保障する開発プロセス、④開放的で公平な国際経済システムへのLDCの統合、となっている。

また、1994年1月にUSAIDが発表した「持続可能な開発のための戦略」のなかでは、以下の5項目をタイトルとして冷戦後の援助目標を定めている。

- | | |
|------------------|---------------|
| ①環境の保護 | ④広範囲の経済成長の促進 |
| ②民主主義の育成 | ⑤人道的援助と移行経済支援 |
| ③世界人口増加の安定化と健康保持 | |

現在審議中の米国の対外援助改正案では、以下の6つの目的のもとにプログラムが構成されている。

- | | |
|----------|------------------|
| ①持続可能な開発 | ④人道的援助の提供 |
| ②民主主義の育成 | ⑤貿易・投資を通じての成長の促進 |
| ③平和の追求 | ⑥外交の促進 |

出典：「JICA在外事務所報告」(1993.8.4)

Strategies for Sustainable Development

「JICA内部資料」(1994.3)

3. 援助の重点政策

- 持続可能な参加型の開発を支援すること。
- 被援助国とのパートナーシップを強調すること
- 統合的なアプローチと手法を用いること

出典 : *Strategies for Sustainable Development*

4. 援助対象国

対象国：米国の開発援助はほとんど全ての開発途上国を対象にしているが、国別の配分に関しては対外援助は外交政策の一部であるとの認識から、政治的な配慮、特に安全保障上の理由で決められる。下表は過去の主要援助対象国の推移である。

米国の二国間ODA上位10ヶ国

(支出純額ベース、単位：100万ドル、%)

順位	国名	1970年		1980年		1991年	
		ODA計 (シェア)	国名	ODA計 (シェア)	国名	ODA計 (シェア)	国名
1	ザイエトナム	418.0 (15.3)	エジプト	834.0 (19.1)	イスラエル	1,261.0 (16.7)	
2	インド	418.0 (15.3)	イスラエル	780.0 (17.9)	エジプト*	1,109.0 (14.7)	
3	パキスタン	211.0 (7.7)	トルコ	265.0 (6.1)	ニカラグア	379.0 (5.0)	
4	インドネシア	186.0 (6.8)	バングラデシュ	174.0 (4.0)	イラク	336.0 (4.5)	
5	韓国	175.0 (6.4)	インドネシア	117.0 (2.7)	トルコ	225.0 (3.0)	
6	ブラジル	120.0 (4.4)	太平洋 諸島(米)	108.0 (2.5)	フィリピン	224.0 (3.0)	
7	コロンビア	109.0 (4.0)	インド	83.0 (1.9)	エルサルバドル	182.0 (2.4)	
8	トルコ	95.0 (3.5)	ニカラグア	79.0 (1.8)	バングラデシュ	129.0 (1.7)	
9	ラオス	53.0 (1.9)	ポルトガル	69.0 (1.6)	パキスタン	114.0 (1.5)	
10	太平洋 諸島(米)	48.0 (1.8)	スーダン	60.0 (1.4)	ホンジュラス	112.0 (1.5)	
10位の合計		1,833.0 (67.2)		2,569.0 (58.8)		4,071.0 (54.0)	
二国間ODA計		2,726.0 (100.0)		4,366.0 (100.0)		7,533.0 (100.0)	

注：エジプトへの軍事債務救済分（1,854百万ドル）を除く。

“持続可能な開発のための戦略”によれば、下記の3つのカテゴリーの国を対象に重点的に援助が実施される。

- ①USAIDが包括的な援助パッケージを実施しなければならない国(=持続可能な開発を目指す援助対象国)……これらの国に対する援助は、目的と目標を含む包括的な国別の戦略に基いて実施される。
- ②政治体制の変化、自然災害等により緊急な援助を必要とする対象国
- ③USAIDのプレゼンスは小さく、NGO等の機関の活用可能性が高い国

重点国：USAIDが各年度の国別配分案を作成する段階から、政治的要因、安全保障上の要因が考慮され、最終的には議会により援助資金の国別配分が決定される。1994年度の予算案で見るとイスラエル、旧ソ連、エジプトへの援助が大きな割合を占めている。

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

Strategies for Sustainable Development

「JICA在外事務所報告」(1993.10.29)

国別援助戦略：

C D S S (Country Development Strategy Statement) =国別援助方針が作成され、一般に公開されている。

出典：「JICA在外事務所報告」(1993.8.4)

B. 開発援助予算

1. 概要と特徴

米国の予算上、対外援助は4つに分類されている。多国間援助、二国間援助、二国間軍事援助、輸出支援である。そのうち、ODAに分類されるのは多国間援助と二国間援助の大部分である。

米国の対外援助は予算上ODAと非ODAが混在しており、区分けが難しいが、DACの統計によれば、米国の1992年のODA実績は10,762百万ドルで、DAC諸国全体のODAに占めるシェアは17.5%となっている。この数字は19.3%の日本に次いで第2位であるが、対GNP比では0.18%と、0.30%の日本に比べてそれほど高くない(DAC平均は0.33%)。また、90-91年平均で、ODA全体のグラント・エレメントは76.7%、贈与比率は73.9%で、日本(グラント・エレメント 75.1%、贈与比率38.6%)を上回っている。

ODA予算の規模

1993年度(1992.10.1~1993.9.30)の対外援助歳出予算額は26,257,378千ドル(次頁資料参照)。なお、ODA全体予算額については、対外援助歳出予算額のうちODAカウントと非ODAカウントの区分けが以下のとおり非常に複雑で、歳出予算の段階での分類は不可能。

1) 非ODAカウントの費目

- ①IMFへの出資
- ②二国間軍事援助
- ③輸出援助
- ④東欧への援助

2) DACの規定に従い、部分的にODAにカウントされる費目

- ①旧ソ連への援助(中央アジア5カ国)
- ②国際麻薬対策、移民・難民援助及びテロ対策援助
- ③Overseas Private Investment Corp.
- ④State Department International Program(UNDP向け等)

3) ODAカウントにするか否か現在検討中の費目

- ①Global Environment Facility

Foreign Aid Spending

(US\$1,000)

Fiscal 1993 Appropriation

Multilateral Aid

World Bank

Paid-in capital	62,180
Global Environment Facility	30,000
Limitation on callable capital	(2,010,513)
International Development Association	1,024,332
International Finance Corp.	35,762
Inter-American Development Bank	76,738
Limitation on callable capital	(2,202,040)
Enterprise for the Americas	90,000
Asian Development Bank	38,014
Asian Development Fund	62,500
African Development Fund	103,893
European Development Bank	60,000
State Department international programs (一部ODA)	310,000
U.S. quota, International Monetary Fund (非ODA)	12,313,857
TOTAL, multilateral aid	14,207,276

Bilateral Aid

Agency for International Development(AID)	
Development Assistance	1,387,480
Sub-Saharan Africa development aid	800,000
Sub-Saharan Africa disaster aid	100,000
International disaster aid	48,965
AID operating expenses	551,316
Debt restructuring	50,000
Economic Support Fund	2,670,000
Rescission	—
Multilateral aid for Philippines	40,000
Assistance for Eastern Europe	400,000
Assistance for ex-Soviets (一部ODA) (1993 supplemental)	417,000
Other	123,099
Subtotal, Aid	6,587,860
State Department	
International narcotics control (一部ODA)	147,783
Migration and refugee aid (一部ODA)	669,949
Anti-terrorism assistance (一部ODA)	15,555
Subtotal, State Department	833,287
Peace Corps	218,146
Overseas Private Investment Corp.(loan levels)	(650,000)
Other	65,793
TOTAL, bilateral aid	7,705,086

Bilateral Military Aid (appropriated to the president) (非ODA)

Foreign military financing (grants)	3,300,000
Subsidy appropriation for FMP loans	149,000
Estimated loan program	(855,000)
International military education and training	42,500
Special defense acquisition fund (limitation on obligations)	(225,000)
Fund elimination	—
Other	27,366
TOTAL, military aid	3,518,866

Export Assistance (非ODA)

Export-Import Bank	786,150
Export assistance(loan levels)	(15,500,000)
Trade and development	40,000

GRAND TOTAL

26,257,378

1992年度 米国ODA実績

項目		
支出純額ベース		
ODA実績総額	91年(名目ベース)	96.1億ドル
	92年(名目ベース)	107.6億ドル
対GNP比	91年	0.17%
	92年	0.18%
DAC諸国全体に占めるシェア(92年)		17.5%
自国通貨建での対前年比伸び(91/92年)		▲14.4%
91年のコミット額(債務救済を含む)		182.6億ドル
多国間援助のシェア(90~91年平均)		21.6%
配分(90~91年平均) 対LLDC		16.9%
対LICS		62.3%
約束額ベース		
ODA全体のグランツエレメント (90~91年平均、除 債務救済)		76.7%
二国間借款のグランツエレメント (90~91年平均、除 債務救済)		63.7%
二国間ODA対LLDCグランツエレメント (90~91年平均、除 債務救済)		97.7%
贈与比率 (90~91年平均、除 債務救済)		73.9%
二国間の贈与比率 (90~91年平均、除 債務救済)		94.3%
二国間ODAタイイニングステータス (91年、除 行政経費)		n.a.

1994年度の対外援助予算はODA、非ODAを合わせて総額143.2億ドルで、その内訳は以下のようになっている。

多国間援助	17.8億ドル
二国間援助	86.1億ドル
軍事援助	30.4億ドル
輸出支援	8.9億ドル
合計	143.2億ドル

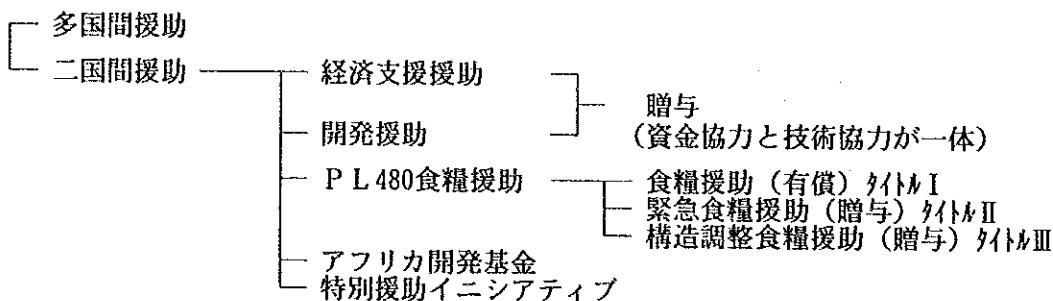
なお、米国の予算制度は基本的に単年度制であるが支出予算は年度毎の債務負担(コミット)の額を決めたものであり、支払は通常10年迄延長可能である。

出典：「先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する調査報告書」(1987)
 「主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書」(1988)
 『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)
 「JICA在外事務所報告」(1983.8.4)
 「JICA在外事務所報告」(1993.10.29)

2. 無償資金協力

P L 480食糧援助の一部が有償資金援助であるのを除き、全て贈与である。資金協力と技術協力は一体化されており、具体的な区別はない。P L 480食糧援助にはタイトルⅠ、Ⅱ、Ⅲの3種類の援助がある。タイトルⅠは食糧不足国に対する借款による食糧援助で、タイトルⅡは無償で供与される緊急食糧援助である。タイトルⅢはタイトルⅠにより借款で供与されたものが、援助対象国の国際収支改善を目的として無償化されるものである。

USAIDが担当する援助予算の主なものは下記のように分類される。



出典：『主要先進国の無償援助』(1989)
『基金調査季報』(No. 76 1993)

3. 技術協力

米国のODAには技術協力と資金協力の予算上の区別はないが、DACの資料によると、1991年度の実績で技術協力がODAに占める割合は31%で、DAC諸国中第3位、金額では第1位となっている。

無償資金協力と技術協力は明確な区分がなく、プロジェクトとして一括して表現されている。個々のプロジェクトは、資金供与、機材供与、施設建設、専門家派遣、研修員受入等の業務を一体化させた形で含むケースが多い。個々のプロジェクトは通常、Project Grant Agreementと呼ばれる援助対象国との合意文書に従って実施される。小規模プロジェクト、もしくは研修員受入のみを対象とするものとして、Grant Project Agreementがある。

USAIDの海外事務所の担当官及びワシントンの本部当該国・地域担当官が、担当する国への援助を全体として監督しているため、資金協力と技術協力は有機的に行われている。

出典：『主要先進国の無償援助』(1989)
『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

4. 借款

P L 480食糧援助のタイトル I が、借款による食糧不足国に対する食糧援助である。これ以外の援助は全て贈与である。米国の食糧援助は1954年に制定された Public Law 480に基づいており、タイトル I の有償の食糧援助は、食糧が不足し、外貨の不足のため通常の食糧輸入が出来ない途上国を対象に、米国産の食糧を輸入するための資金をソフトな返済条件で供与するものである。返済期間は10年から30年で、金利は最高 4 %、7 年の返済猶予期間付きとなっている。

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)
「JICA在外事務所報告」(1991)

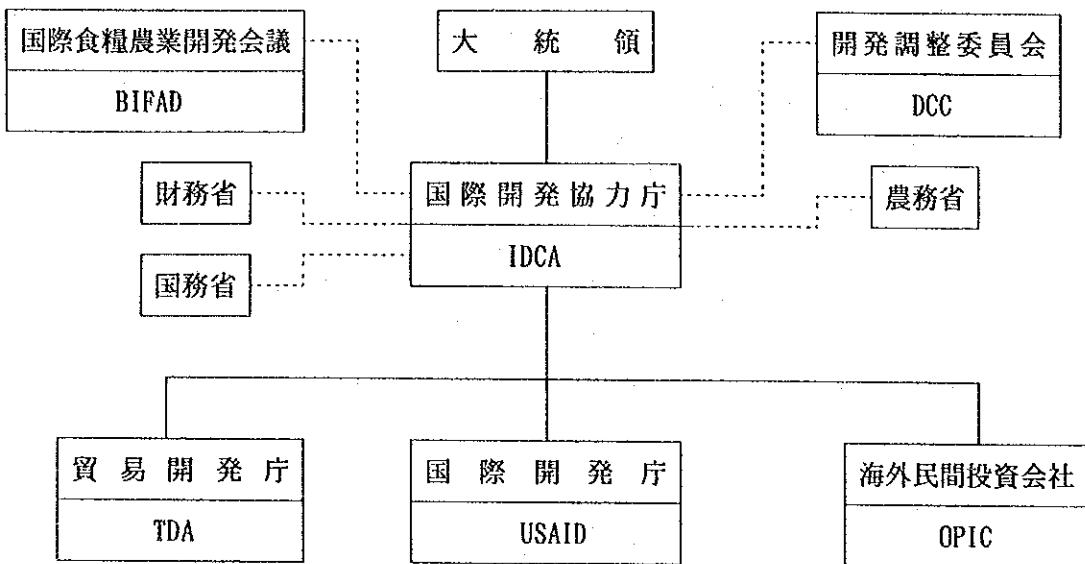
5. 多国間援助

1994年度予算では国際機関を通じての非 O D A を含む援助総額は17.8億ドルとなっている。1993年の支出では総額 142億ドルで、その内訳は 6 ページの表のとおりである。

C. 国レベル実施体制

1. 全体の機構

米国の開発援助政策の企画立案及び実施は、国際開発協力庁 (International Development Cooperation Agency : I D C A) が所掌している。I D C A は大統領直属の機関であるが、実体のある組織ではないため、実際上、国際開発庁 (Agency for International Development: U S A I D) が関係各省庁の協力を得て、援助の企画立案、実施を行っている。U S A I D は1961年 F A A (Foreign Assistance Act) により国務省の一機構として発足したが、1978年の I D C A の設立に伴い、その管轄下に移管されている。I D C A は援助政策と援助予算に対する権限をもつ独立した機関として設立されたが、財務省等の反対により法的存在に止まっている。



出典：「JICA在外事務所報告」(1993.8.4)
『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)
『主要先進国の無償援助』(1989)
『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』(1992)

2. 政策立案体制と実施機関の関係

米国の開発援助は国際開発協力庁（IDCA）が中心となり企画・立案、実施することになっているが、IDCAは組織としての実体のない法的存在であり、実際に立案から実施までを担当しているのは、米国国際開発庁（USAID）である。

USAIDと国務省の関係

USAIDは国務省の一機構として設置されたが、現在は分離されIDCAの一機構となっている。二国間援助は、外交上の一手段であることから、USAIDは国務省と密接に協力して業務を行うことになっている。二国間援助はUSAIDが立案から実施までの責任機関であるが、開発援助(Development Assistance : DA)については、特別な外交上の配慮を必要としない限り、USAIDが立案から実施まで全て決定する。経済支援援助(Economic Support Fund : ESF)は、援助対象国、援助額等について国務省が関与し、具体的な援助プロジェクト、援助形態等について、USAIDが決定・実施する。

U S A I Dと財務省の関係

U S A I Dが財務省と関係するのは、国際開発金融に関するもので、U S A I Dは多国間開発金融機関（Multilateral Development Banks : M D B）の米国理事会に職員を出向させている。

U S A I Dと農務省の関係

U S A I DはP L 480食糧援助に関し農務省と関係している。U S A I Dは援助対象国の食糧事情を調査し、援助の必要性及び金額その他の提案を行う。

U S A I Dと議会の関係

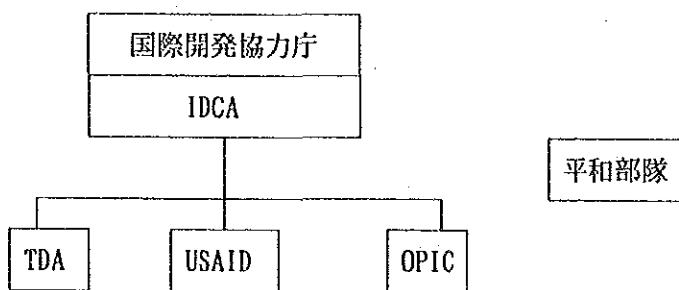
米国の援助政策決定プロセスの特徴として議会の関与がある。議会は予算承認を通じて毎年、援助額、援助対象国・地域への配分等の決定に強い影響力を行使する。予算要求はU S A I Dの海外事務所が作成する資料に基づき、U S A I Dの本部が国務省と協議の上、予算要求案としてまとめ大統領により議会に提出される。予算要求案はしばしば議会による見直しを受け、承認された最終予算は当初の要求案とはかなり異なったものになりかねない。このように議会が予算決定の権限を持っていることから、U S A I Dは議会対策を専門的に行うオフィスを設けている。

出典：「先進国援助機関、国際機関における開発調査実施方法に関する調査報告書」
(1987)

J I C A在外事務所報告 *Survey on Operations and Strategies of US Agency for International Development*

3. 技術協力実施機関概略

a) 関連技術協力機関とその関連機構図



b) 機関別概要及びその役割

① USAID

IDCAの一機構。技術協力を含む二国間援助の立案・実施を行う。

② TDA（貿易開発庁）

IDCAの一機構。USAIDから職員が出向し業務を手伝っている。米国製品及びサービスの輸出促進を目的として、F/S調査等、計画事業に対する援助を行っている。

③ OPIC（海外民間投資会社）

IDCAの一機構。USAIDの民間企業局と密接な連絡を取っている。USAIDの長官はOPIC役員会の議長を務める。海外直接投資、投資保険、投資保証業務を行っている。

④ 平和部隊

1961年国務省管轄の機関として設立され、1981年平和部隊法の改正により独立機関となった。開発途上国の自助努力を促し、相互理解を深めるための草の根レベルでの協力を理念としている。1993年までに127ヶ国に14万人のボランティアを派遣した。1994年の予算で219,745千ドルが計上されている。

出典 : *DONOR PROFILES (1990)*

II. 当該援助機関の概要と実施システム

A. 主要援助機関の概要

実施機関名：U S A I D（米国、国際開発庁）

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

U S A I Dは1961年F A A (Foreign Assistance Act)により、対外援助、特に発展途上国への援助を担当する行政機関として設立された。設立当時の目的は、①共産主義の脅威に対抗すること、②貧困国の開発と発展を支援すること、であったが冷戦の終焉により見直しが行われ、1994年1月にU S A I Dは新援助戦略“持続可能な開発のための戦略”を発表している。

2. 所掌業務

U S A I Dの主な所掌業務は下記のとおりである。

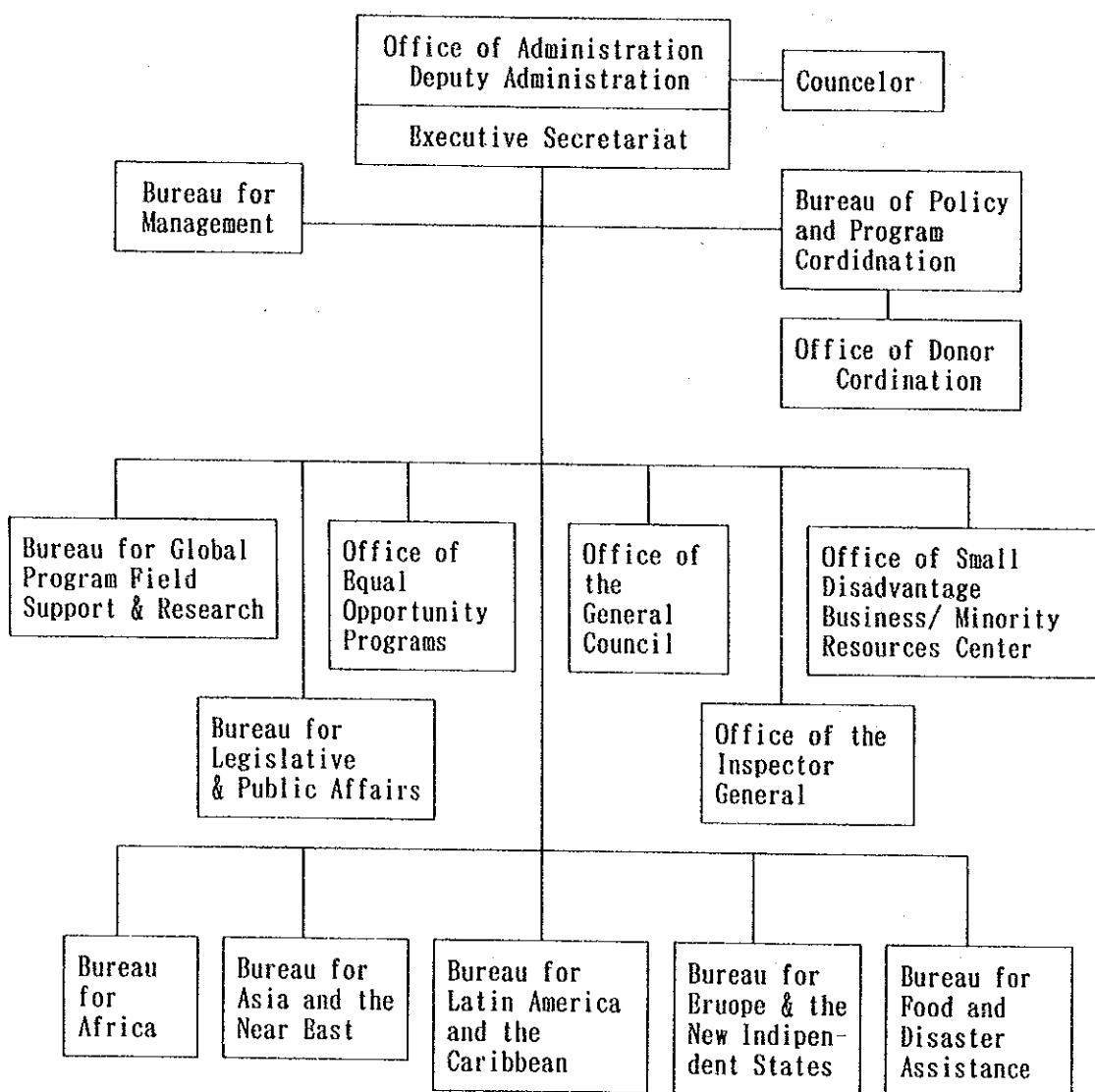
- ①開発援助（D A） — 長期の経済開発を主な目的とし、プロジェクトの形態をとることが多い。
- ②アフリカ開発基金（D F A） — アフリカ諸国が対象でD Aと同じ援助形態をとる。
- ③経済支援援助（E S F） — 国際安全保障援助の一部で、米国の安全保障にとって重要な国・地域の経済・政治・社会的安定を目的として、プロジェクト援助またはプログラム援助（商品援助又は現金供与）の形態をとる。
- ④特別援助イニシアティブ（S A I） — 自由競争市場を支援する目的で、民間企業政策のサポート、民間投資や貿易支援、中小企業向け信用供与、民営化プロジェクト等の形態をとる。
- ⑤P L 480 食糧援助 — タイトルⅡ（緊急食糧援助）とタイトルⅢ（タイトルⅠの借款による食糧援助の無償化）の無償援助

出典：「J I C A在外事務所報告」(1993.8.4)

3. 機構

a) 本部

1993年10月1日、USAIDは持続的開発の促進、危機・災害に対する迅速な対応、及びグローバルな問題に対する取組みを効率的かつ効果的に実施するための組織改革を発表した。新しい組織は下図のとおりである。



b) 海外事務所

海外事務所の所在地は下記のとおりであるが、一部の事務所の閉鎖を含めた組織の削減が検討されている。

USAID MISSIONS WITH U. S. PRESENCE

Country	Comments	Country	Comments
1. Benin	Closing	52. Thailand	Closing bi-lateral, leaving regional
2. Botswana		53. Tunisia	Closing
3. Burkina Faso		54. West Bank/Gaza	
4. Burundi		55. Yemen	
5. Cameroon		56. Albania	
6. Cape Verde		57. Armenia	
7. Chad		58. Croatia	
8. Ethiopia		59. Czech Republic	
9. Gambia		60. Estonia	
10. Ghana		61. Georgia	New post to open in FY 1995
11. Guinea		62. Hungary	
12. Guinea-Bissau		63. Kazakhstan	
13. Ivory Coast	Closing bi-lateral leaving regional	64. Kyrgyzstan	New post to open in FY 1995
14. Kenya		65. Latvia	
15. Lesotho	Closing	66. Lithuania	
16. Liberia		67. Moldova	New post to open in FY 1995
17. Madagascar		68. Poland	
18. Malawi		69. Romania	
19. Mali		70. Russia	
20. Mozambique		71. Skopje	
21. Namibia		72. Slovakia	
22. Niger		73. Tajikistan	New post to open in FY 1995
23. Nigeria		74. Ukraine	
24. Rwanda	Currently in evacuation status	75. Uzbekistan	New post to open in FY 1995
25. Senegal		76. Barbados	
26. Somalia		77. Barbados	Closing
27. South Africa		78. Belize	Closing
28. Sudan		79. Bolivia	
29. Swaziland		80. Brazil	
30. Tanzania		81. Chile	
31. Togo	Closing	82. Colombia	
32. Uganda		83. Costa Rica	
33. Zaire	Closing	84. Dominican Republic	
34. Zambia		85. Ecuador	
35. Zimbabwe		86. El Salvador	
36. Afghanistan	Closing	87. Guatemala	
37. Bangladesh		88. Haiti	
38. Cambodia		89. Honduras	
39. Egypt		90. Jamaica	
40. India		91. Mexico	
41. Indonesia		92. Nicaragua	
42. Jordan		93. Panama	
43. Lebanon		94. Paraguay	Closing
44. Mongolia		95. Peru	
45. Morocco		96. Uruguay	Closing
46. Nepal		97. Germany	IG only
47. Oman	Closing	98. Singapore	IG only
48. Pakistan	Closing		
49. Philippines			
50. South Pacific	Closing		
51. Sri Lanka			

In addition to the above, we have staff in France, Italy, Switzerland and Japan which are required for donor coordination and participation in various international organizations.

U S A I D海外事務所閉鎖計画

1994年度	①アルゼンチン(Rep. Office) ②West & Central Africa (地域事務所、在コートジボワール) ③トーゴ(Rep. Office) ④ザイール (大使館の一部局) ⑤アフガニスタン(Rep. Office)	
1995年度	⑥ウルグアイ(Rep. Office) ⑦ボツワナ ⑧ブルキナ ファソ(Rep. Office) ⑨カメルーン ⑩チャド(Rep. Office)	⑪レソト ⑫チュニジア ⑬パキスタン ⑭South Pacific (在フィジー) ⑮タイ
1996年度	⑯コスタ・リカ ⑰ベリーズ(Rep. Office) ⑱チリ(Rep. Office) ⑲Caribbean (地域事務所、在バルバドス) ⑳ケープ ベルデ(Rep. Office) ㉑オマーン(Rep. Office)	

出典：「J I C A在外事務所報告」(1993.11.17)

c. 人 員

人員の配置は下記のようになっている。

常勤職員数	本部	海 外		合計
		本部派遣職員	ローカルスタッフ	
	2,177	1,107	943	4,277

(1993.6.23 現在)

本部採用職員の職種別構成は以下のとおりである。

Civil Service		Foreign Service		計
大卒以上	短大・高卒	大卒以上	短大・高卒	
743	827	1,629	85	3,284

(1993.6.23
現在)

なお、ローカルスタッフの職業別データは本部になく、分類不可能。

出典：「J I C A在外事務所報告」(1993.8.4)

4. 方針、重要項目、実績等

クリントン政権下、AtwoodがU S A I Dの新長官に任命されて以来、ポスト冷戦後の米国の援助戦略、U S A I Dの援助プログラムの見直し、組織改革等について、検討されてきたが、1994年1月に発表された新援助戦略“持続可能な開発のための戦略”によれば、重点分野として

— 環境の保護

- 民主主義の育成
- 世界人口増加の安定化と健康の保持
- 広範囲の経済成長の促進
- 人道的援助と移行経済支援

をあげている。

1994年の地域別予算配分を見ると、アフリカ・中近東は現状維持、ラテン・アメリカとアジアは減少、ロシア・東欧向けが増加している。

出典：*Strategies for Sustainable Development*

「JICA在外事務所報告」(1993.11.30)

B. 意思決定と実施システム

1. 意思決定システムと役割

a) 本部

USAIDはIDCAの一機関であるがIDCAが組織としての実体のない法的存在であることから、USAIDが政策・立案から実施までを担当する。

b) 海外事務所

海外事務所の担当官は、本部の国・地域担当とともに当該国に対する援助全体を監督している。具体的な業務は以下のとおり。

①援助対象国政府との政策対話及び国別援助方針(Country Development

Strategy Statement : C D S S) の作成

②C D S Sの基本方針に基く個別案件の選定と案件概要を示すNew Project Description (N P D) の作成

③N P Dの本部承認後、案件を詳細に分析したProject Identification Document (P I D) の作成

④2,000万ドル未満で政治的・技術的な問題のないプロジェクトの承認

⑤実施予定案件の供与額と支出の時期を示すAnnual Budget Submission (A B S) の作成

⑥支出法案(Congressional Presentation: C P) の議会可決後、C Pに基づく予

算配分及び援助対象国との援助実施に関わる協定の締結

⑦実施中のプロジェクトのモニタリングと評価

出典：「JICA在外事務所報告」(1993.8.4)

2. 外部機関との契約等

機材、サービス、研修等全て米国又は援助対象国の中のものに限られる。

USAIDは基本的に資金を提供する機関であり、プロジェクトの実施は全て民間のコントラクター等との契約により行われ、直営による建設工事は行わない。契約にはUSAIDが契約する場合と、援助対象国が契約する場合とがあるが、USAIDが契約する場合にはFederal Acquisition Regulation (FAR) の規定に従わねばならない。援助対象国の契約の場合 FAR の適用はなく、USAIDの承認のもとに契約される。この場合のディスバースメントの方法は下記のとおりである。

①施設建設の場合

工事の進捗状況に応じ、援助対象国から書類を出させ、契約業者に直接支払う。

②資機材供与の場合

資機材輸入の援助の場合、直接サプライヤーに支払われる。援助対象国が代金を支払い購入した場合は、リインバース方式により援助対象国政府に支払われる。

③ローカルコスト、リカレントコスト支援の場合

援助対象国の特定の口座に一定額の資金を用意しておくアドバンス・ペイメント方式がとられる。

出典：『主要先進国の無償援助』(1989)

C. 関係機関との連携

1. 関連機関との関係

USAIDと他の政府機関との関係は、I-C-2に記載の通りである。

USAIDには、JICAにとっての日本国際協力センター（JICE）、日本国際協力システム（JICS）のような機関は存在しない。USAIDがその活動で密接な関係を有するのは平和部隊、大学・研究機関及びNGOである。平和部隊はUSAIDとは独立した機関だが、草の根レベルで開発途上国の開発に協力しており、平和部隊出身者がUSAIDの重要な人材供給源となっている。

2. NGOとの連携

a) 協力関係にあるNGOの種類

米国のNGOは下記の4つのグループに分けられる。

- ① CRS、CARE等の大きな組織で、緊急援助のみならず、長期のプロジェクトを実施しているもの。
- ② OXFAMのように現地の組織を通して草の根レベルの活動をしているもの。
- ③ 自らのプロジェクトのためなく、他の組織の活動のために資金を集める組織。
- ④ 政府支援のもと広報活動を行う教育開発のグループ。

主な団体を下記に示す。

A F S C (American Friends Service Committee)

・設立契機等

1917年、17世紀に創始したクエーカー教徒（キリスト教の一宗派）が第1次世界大戦による被災民の救済と再興を目的として設立。1947年ノーベル平和賞受賞。

予算：25.98百万ドル（92年）

職員：375名（うち在外約30名、また国内ボランティア数百名を擁す。）

・活動

農水産（養殖）業、適正技術、開発教育、教育・訓練、ハウジング、保険、インフラ、災害救済、小規模企業

・対象地域

中国、東アフリカ、東アジアおよび太平洋諸国、西アフリカ、南米、東南ア

ジア、南アフリカ、カリブ諸国、メキシコ、中南米、中東、南西アジア、太平洋諸国、アフリカ等22の開発途上国

Ford Foundation (国際協力部門)

・設立契機等

1936年、ヘンリー・フォードが設立。

予算：665百万ドル(92/93年)

職員：568名（うち海外 199名）

・活動

経済開発、天然資源管理、農業生産性、難民・移民援助、人権、AIDS教育、家計補助等

・対象地域

アフリカ、アジア、中南米、ヨーロッパ、カリブ諸国等

C A R E (Cooperative for American Relief Everywhere)

・設立契機等

1945年、C A R Eは第二次大戦直後の欧州の援助物資贈与の支援機関として設立。

予算：492百万ドル（92年）

職員：7450名（うち海外現地職員7200名）

・活動

環境保全、インフラ、農業開発プロジェクト、健康・栄養教育、免疫、災害活動、難民援助、中小企業開発等

・対象地域

発展途上国46ヶ国及び旧ソ連邦・東欧諸国14ヶ国の計60ヶ国

C R S (Catholic Relief Service)

・設立契機等

1943年、米国カトリック教会の公式な海外援助機関として設立。

予算：2億6千万ドル（91年）

職員：約2000名（うち海外現地職員1800名）

・活動

難民・戦争による被災民・貧困者への援助、食料・衣類・薬等の緊急援助、技術援助、地域開発

・開発途上国74ヶ国

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

DONOR PROFILES (1990)

b) 当該援助機関との関係

米国は参加型の開発を促進しており、1994年1月にUSAIDが発表した新援助戦略“持続可能な開発のための戦略”でも、USAIDが実施する援助にNGOの参加が大きな役割を果たすことを謳っている。既に米国のNGOは活発な援助活動を行っており、USAIDに登録されたNGOは359団体ある。これらのNGOが自己資金で行った援助は1991年の実績で26.6億ドルあり、前年比7.4%増となっている。USAIDとの共同出資の場合、NGOはプロジェクトに必要な金額の25%をUSAID以外から調達しなければならない。

USAIDは下記の4点をNGOとの共同プロジェクトのメリットと考えている。

- ① 単一のメカニズムで多種多様な援助が実施できること。
- ② USAIDのマネージメントの負担を軽減できること。
- ③ 通常USAIDの援助が届かないような遠隔地域への援助が可能となる。
- ④ 対費用効果が大きくなる。

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

「セクター別援助指針策定のための基礎調査（参加型開発）」(1993)

3. 地方自治体との関係

USAの援助プログラムに地方自治体が関与するケースはない。

4. 外国機関、国際機関との連携

U S A I Dは米国の財務省や国務省がそれぞれ多国間開発金融機関(Multilateral Development Banks : M D B)、国連開発機関(International Organizations : I O)への対応方針を決定するのに参画している。そのため、U S A I Dは各M D B及びI Oの米国理事会に職員を出向させている。

援助協調は援助側の限られた人的、財政的資源を有効に活用するためにも援助国にとって重要な課題となってきた。米国においては、予算面では国連グループのような国際機関への支援は国務省が担当し、世銀、I D Bのような国際金融機関への出資は財務省が担当する。援助協調におけるU S A I Dの関与は主として、プロジェクト、プログラムレベルでの実施面にあり、特に海外ミッションレベルで世銀、U N E P、U N D P、U N I C E F、W F P等との協調が行われている。

U S A I Dの援助協調に関する新しい戦略が策定されたと伝えられるが、まだ公表されていない。

出典：*DONOR PROFILES* (1990)

III. 主要援助機関における技術協力

A. 技術協力実績

U S A I Dの援助には技術協力、資金協力の区別がないため、技術協力のみの実績を示す資料がないが、D A Cの資料によると1991年の米国のO D A実績10,952百万ドルのうち2,921百万ドルが技術協力で、これはD A C諸国中第1位の支出額となっている。なお、第二、第三国研修等の技術協力は海外ミッションレベルで実施されており、費用の負担に関して、特定のガイドラインは設定されておらず、海外ミッションの裁量に任せられている。

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

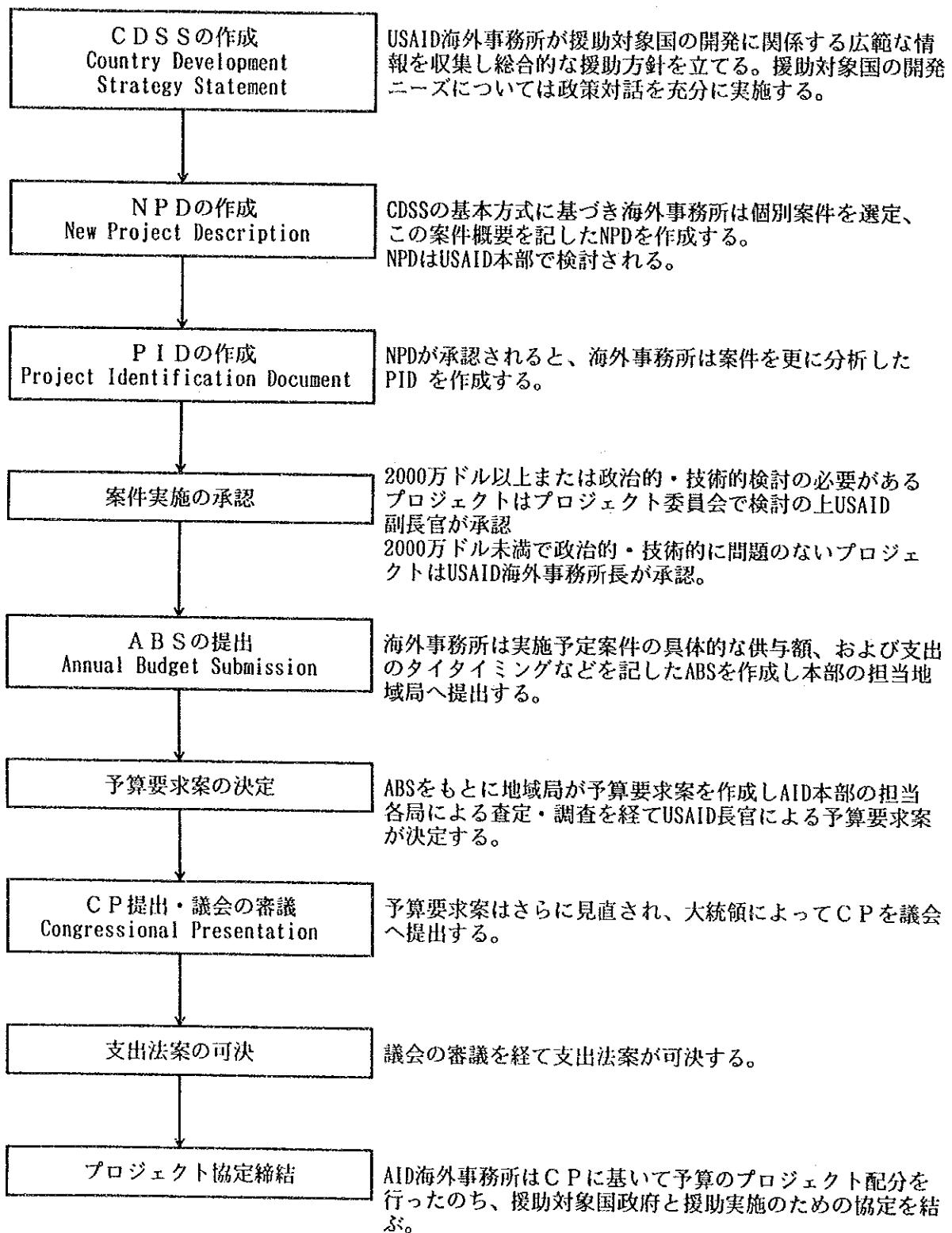
J I C A在外事務所報告 *Survey on Operation and Strategies of US Agency for International Development*

B. 技術協力サイクル

1. 入口

米国の二国間援助の案件発掘から実施までのプロセスは次ページの通りである。

米国の二国間援助の案件発掘から実施までのプロセス



出典：「主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書」(1988)
『主要先進国の無償援助』(1989)

2. 実施

米国政府は援助対象国との間で二国間協定（Bilateral Agreement）を結びUSAIDの海外事務所の設置、免税措置等一般的な取決めを行っているが、援助案件の実施に当たっては別途USAIDが合意文書を交わすことになっている。この合意文書は無償プロジェクト協定（Project Grant Agreement）とそのAnnex 1、2からなり、資金協力、技術協力の区別なく用いられ、複合プロジェクトの場合でも目的が一つであれば、一つの合意文書で施設、機材、技術協力を限定する。無償プロジェクト協定の場合は、①プロジェクトの定義、②供与限度額、③供与期限、④ディスバースメント手続の要件、⑤プロジェクトの評価、⑥調達先、⑦ディスバースメント、⑧その他を限定する。

出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

3. 出口

USAIDにおける援助プロジェクトの評価は、以下のように行われている。

①プロジェクト・オフィス

マネージメントが必要とする情報入手に見合ったモニタリングと評価のシステムを立案する。プロジェクトの評価には加わらない。

②海外事務所

下記が海外事務所の行う評価業務であるが、しばしば専任の評価担当者がおかれる。

- ・モニタリングと評価の計画・実施
- ・評価の結果とリコメンデーションのレビュー
- ・フォローアップアクションの確認
- ・年次評価計画の策定

③地域局

本部の地域局に評価の担当者又は小グループが置かれ、下記の業務を行う。

- ・海外事務所の評価業務の調整
- ・海外事務所の計画に基く年次評価計画の策定
- ・海外事務所から評価が送付され、地域局によりレビューされる手続の確定
- ・海外事務所のモニタリングと評価作業に関する指針、基準、技術協力の提供

④計画政策局（P P C）

P P Cの情報開発評価センター（C D I E）が評価に関し下記の機能をもつ。

- ・評価書類、評価結果、教訓の配布及び分権化された評価システムの調整、指針、協力。上級幹部が必要とする評価情報への対応（特に上級幹部の要求による特別な評価の実施）
- ・特定分野における評価の国別の比較検討
- ・U S A I D レベルのモニタリングと評価に関する指針、基準、技術協力の提供
- ・U S A I D の年次評価計画の策定

出典：*The A. I. D. Evaluation System*

C. プロジェクト等の運営管理手法

U S A I Dの援助の効果・効率・適正使用に対する政策として、以下のものがある。

① 援助の適正使用確保について

海外事務所によってプロジェクト実施中にモニタリング及び評価が実施される。

② プロジェクト実施上の措置

プロジェクト実施中に調査団が派遣され、調査団のプロジェクト・エバリュエーション・オフィサーとU S A I Dのプロジェクト・オフィサーによってプロジェクトの進行状況、主な出来事、問題点、未解決事項からなるP E S (Project Evaluation Summaries)が準備される。これにより、必要に応じ、計画の調整、追加支援が可能となる。U S A I Dのプロジェクト管理手法としてログ・フレームと称する手法が使用される。これはプロジェクトの各段階でインプットとアウトプットを予測するとともに、達成度の測定方法、所要期間等を想定するもので、これに基づき評価を行い、必要に応じ実施途中でも調整される。

③ 援助効果を高めるための措置

- ・ローカル・コストやリカレント・コストが必要と認められる場合、個別案件の経費に含めて支出される。
- ・既に終了した案件について、ローカル・コストやリカレント・コストが必要とされる場合、独立したプロジェクトとしてE S Fによるローカル・コスト援助が実施される。
- ・プロジェクト終了後に、事後評価を実施し今後の援助のための参考資料として活用している。

出典：『主要先進国の無償援助』(1989.8)

J I C A在外事務所報告 *Survey on Operations and Strategies of US Agency for International Development*

D. 専門家等の援助要員

1. 技術協力要員養成・確保

a) 養成

(1) 養成機関

USAID、NGO、コンサルタント会社等の開発分野で働く人材の供給源として、実務経験を通して開発に関する知識や、実務面でのプロジェクト管理技術が修得できる平和部隊と、アカデミックなバックグラウンドが得られる大学・大学院がある。ボランティアとして平和部隊で2～3年の海外における実務経験を得た後、USAIDや民間の機関で開発分野の仕事に携わる人は多く、USAIDのFS(Foreign Service)職員の15%は平和部隊出身者で占められる。アカデミックなキャリアの面では、多くの大学や大学院において、国際開発分野が重視され、人材養成のための組織が作られ、研究所、研究者、教育者が確保されている。これらの大学、大学院ではアメリカ人のみならず、世界中から多くの留学生を受入れ開発分野の人材養成にあたっている。

開発プログラムの修士課程を有する主な大学を下記に示す。

Johns Hopkins University	Harvard University
American University	Yale University
Michigan State University	Ohio State University
Columbia University	University of Wisconsin

(2) 養成システム

USAIDではForeign Service (FS) 職員の養成のため、インターンプログラムを実施している。このプログラムの重要な部分は最初のワシントンにおける1年間研修と海外での一年間の研修で、この間に語学の研修も行われる。5年以内にUSAIDのパーマネントなキャリア職員として残るか、辞めるかが決められる。

さらに、キャリア職員の教育訓練のコースと数多くのプログラムが実施されているが、代表的なものとしてDevelopment Studies Program(DSP)がある。これはミドル・クラスのキャリア職員用に開発されたもので、開発分野の教育に当たっている大学教授やコンサルタントの協力を得て、6～8週間集中的に行われる。内容的には開発における経済原理からWID、民主化、参加型の開発といった最新のテーマまで含めたものとなっている。

b) 確保

(1) 人材状況

Foreign Service (F S) 職員、Civil Service (C S) 職員共に、応募者は多い。F S 職員の場合、1987年には7,500人の応募があり、合格者は225人あったが、190人が最終的に採用されている。1988年には応募者3,400人、合格者115人、採用者55名となっている。合格して採用とならなかったものは、ウェイティング・リストに載せられ、適当なポストがみつかるのを待つことになる。この様にUSAID職員への応募者が多い背景に、USAIDが優れた能力や経験を有する人に与える待遇が非常によいことがあり、制度上でも F S として採用された場合、外交官と同じ資格が与えられる。

(2) 確保システム

USAIDは、開発援助の企画・実施には高い専門的な能力、経験が必要とされることから、人材確保に当たっては下記の2つの方法により、F S 職員の採用を行っている。

①インターン・プログラム

大学・大学院での教育を受けた後一定期間（2年以上）、専門技術分野での経験を有するもの —— ジュニア・レベルの採用

②中途採用

各分野で8年以上の専門家としての経験を有するもの —— ミドル・レベルの採用

ジュニア・レベルの採用の場合、前述のインターン・プログラムを通して、専門家として養成され、USAID のパーマネント・スタッフとして採用されるが、近年この方法による、若い人材の確保が重視される傾向にある。

なお、C S 職員の採用は米国他の省庁と同じ方式で行われている。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

2. 専門家及び職員の安全対策及び福利厚生

a) 過去の被害状況

未調査

b) 安全対策

AIDには職員の海外での安全対策を担当する部署は存在しないが、国務省との取決めで、国務省のBureau of Diplomatic Security(DS)がその役割を担当することになっている。この局から各大使館所在地にその地域での安全対策に関する事項を担当するRegional Security Officer(RSO)が派遣されるが、この担当官により、USAIDの海外事務所の安全対策がとられる。

USAIDの海外における安全対策に関する主な指針は下記のとおり。

1) 事務所、物的安全対策

爆発物、暴徒、テロ対策

コントラクターの安全対策費用は契約額に含まれる。

2) 安全処置

入館者のスクリーニング、立ち入り制限等

3) 通信設備

事務所、住居を含めた非常用無線連絡網

コントラクターの無線設備費は契約額に含まれる。

4) 住宅の安全対策

USAID職員に対しては、国務省に費用で外交官と同じ措置が取られる。

USA市民であるコントラクターに対しては、USAIDが同等の対策を取る。

5) 海外警護プログラム

国務省の所管による、海外に於けるUSA政府の業務遂行に必要な環境の保障。

c) 保障制度

連邦政府の公務員であるUSAIDの職員に対する保障制度は、Federal Employee's Compensation Act(FECA)に規定されている。この規定は、労働省のOffice of Worker's Compensation Program(OWCP)によって管理されているが、実務はUSAIDのLabor Management Relation DivisionのOffice of Medical Servicesが担当する。USAIDの職員がこの規定によって受けられる保障は下記のとおりである。

1) 医療保障

業務に関連した病気、疾患、傷害に関する医療費は全額支払われる。治療の必要性が証明されれば期間、金額の制限はない。

2) 給与支払の継続

外傷の場合、給与の100%が45日間支払われる。病気、疾患の場合は対象外。

3) 所得保障

独身者については給与の66.67%、扶養家族のあるものについては75%が補償される。金額及び期間の制限はない。さらに、重傷者で付添人が必要な場合、その費用として\$500／月が追加される。

また、体の一部または機能が永久的に失われた場合の補償がある。この補償については上限があり、頭・首・顔の場合\$3,500が上限とされる。傷害により正常な行動が制限される場合、住居・自動車の改造費用も支払われる。

4) 就業訓練

傷害によるハンディキャップで普通の職業に就けなくなった場合、OWCPにより、能力に合った職場復帰のためのリハビリテーション（就業訓練）が行われる。この費用に加え、\$200／月が支払われる。

5) 死亡給付

業務に関連する傷害、病気、疾患により死亡した場合、扶養家族に給付金が支払われる。配偶者には死亡または再婚（60才未満）まで給与の50%が支払われる。子供に対しては18才または学校教育の終了まで給与の15%が支払われるが、この場合配偶者への給付は45%となる。配偶者がいない場合、第一子に40%、第二子からは一人当たり15%で合計で最高75%まで給付される。埋葬費用として\$800を上限として実費が支払われる。さらに諸手続きの費用として\$200、業務旅行途中での死亡の場合には、遺体の輸送に係る全費用も支払われる。

AIDは短期契約のコンタラクターに対し、そのフィールド・アサインメントの期間に限り、医療保険、旅行保険を含む保険の費用を支払う。長期のフィールド・アサインメントの場合、コンサルティング会社が個々のコンサルタントに保険をかける。個人契約のコンサルタントも正社員と同じ扱いとされ、会社は保険料の一部を給与から差し引いて保険を付保する。この費用は管理費に含めてAIDに請求される。

出典：JICA在外事務所報告 *Survey on Operations and Strategies of US Agency for International Development*
「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

3. 第3国専門家等の活用状況

a) 特徴及び活用システム

1) 第三国専門家を活用する場合の基本方針

USAIDの場合、自国専門家の活用を優先するといった政策は存在せず、従って、第三国専門家活用のガイドラインと言えるものもないが、強いて一般論を述べれば、適正技術開発及び語学（例えば中近東の場合、ドイツが同地域に技術協力の経験が豊富である等）の点で、第三国専門家を活用する方が、より有効な協力が可能となる場合が考えられよう。

2) 契約関係

専門家（第三国を含む）の契約については、主に以下4種類の形態がある。

- ①Personal Services Contract（専門家個人と役務提供の契約をする場合）
- ②Institutional Contract（企業、NGO、大学等法人と請負契約をする場合）
- ③Grant（プロジェクトの性格により①②による競争入札が馴染まない場合）
- ④Participatory Agency Support Agreement（連邦政府にノウハウがあって、プロジェクトの内容により民間との競合がない等の理由で、特定の連邦政府機関とのAgreementにより専門家を派遣する場合）

このうち②については、契約相手方は米国の法人とされているが、実際に派遣される専門家個人については、上述のとおり国籍に関する規定がなく、相当数の第三国専門家が含まれていると思われる。また、④については、専門家が連邦職員であるため、原則として米国籍だが、例外的なケースとして外国籍の職員もあり得る。

3) 報酬、対価の設定方法、支払い方法

報酬、対価の設定については個々の契約によって異なるが、いずれにしても米国内で契約をする場合には、第三国専門家との報酬等の差異は特に設けていない。ただし、在外で契約を行う場合には、各事務所ごとにLocal Employee Compensation Package（仮称）なる対価表を作成しており（各事務所によって額は異なる）、原則として右対価表により契約を行っている模様。

4) 第三国専門家の特権免除、身分保障のあり方

基本的には、米国籍の専門家とほとんど差異はないが、第三国専門家の場合には、米国商品の免税購入、メールバウチの使用及び医療等の便宜は原則として認められていない。

5) 職員

USAIDは連邦政府機関であるため、US国籍を持つ者しか雇用できない。USAIDの海外事務所の職員はForeign Service Nationalsと呼ばれ、これらの職員はUSAIDの現地事務所の人事担当の職員が一定の標準的な基準により採用を決定する。コンサルタントの活用はプロジェクト発掘、形成、実施の各段階で必要に応じ行われているが、コンサルタントの委託は海外事務所によって決定される。

出典：JICA在外事務所報告 *Survey on Operations and Strategies of US Agency for International Development*

b) 実績

実績に関する統計はない。（USAID本部は、過去90数事務所に対し、本件を含む契約の実績調査を行ったことがあるが、43事務所から何らかの回答があつたのみで、包括的な数字は把握していない模様。）

出典：「JICA在外事務所報告」(1993.7.9)

E. 資金協力との連携

USAIDの援助にはJICAにあるような技術協力と資金協力の区別はない。PL 480 Title Iの借款による食糧援助を除けば、全ての援助は贈与となっている。開発援助（DA）の場合、専門技術の提供と技術移転をスムースかつ効果的に行うのに必要な全て（機器、施設、人件費）の費用を支払うための資金を提供することによって途上国への支援を行うもので、技術協力、資金協力といった区別はなく、これらは有機的に結びついている。経済支援援助（ESF）の場合は、純粹に政治的な意図で行われるもので、ほとんどが米国にとって戦略上重要な国の国際収支バランスの解消に使われている。

出典：JICA在外事務所報告 *Survey on Operations and Strategies of US Agency for International Development*

IV. 開発援助調査研究

A. 主要な研究機関（複数）

研究機関概要

開発援助に関する主な研究機関は下記のとおりである。

- 1) Harvard Institute for International Development(HIID)(開発経済)
- 2) Yale University(開発経済、環境)
- 3) International Food Policy Research Institute(農業／食糧政策)
- 4) Ohio State University(農業)
- 5) Michigan State University(農業)
- 6) Boston University(アフリカ研究)
- 7) State University of New York at Albany(法制開発)
- 8) Brookings Institute (国際開発)
- 9) Cornell University(食糧問題、農村開発、総合開発)
- 10) Rand Corporation(国際開発)
- 11) University of California at Berkeley(アジア研究)
- 12) UCLA(アフリカ研究)
- 13) Columbia University(公共管理／開発)
- 14) Institute for International Research(開発教育)
- 15) Johns Hopkins University(食糧問題)

B. 援助機関と研究機関との関係

開発援助研究機関のほとんどが大学または大学系の機関で、独立系は少ない。事実、大学の教授陣、研究者に第一級の開発援助研究の専門家が数多く見られる。この背景にUSAIDのプロジェクトの事前調査に始まり、プロジェクトの設計、モニタリング、評価に至るプロジェクト・サイクルの各段階で彼等が重要な役割を果たしていることがある。また、大学が契約ベースでUSAIDの訓練プログラムを実施している。さらに、USAIDと大学の間の特別な協定で教授がUSAIDのために一定期間、コンサルタントとして働くようにもしている。このようなUSAIDと大学との関係によりUSAIDは大学側の専門知識を集中的に利用することが可能であり、大学側はUSAIDのプロジェクト・サイクルに直接関与することにより一層援助プログラムの問題を知ることができるという相互利益がもたらされている。USAIDにおける開発援助研究機関は象牙の塔でなく、実施機関の活動面でのパートナーであり、国の援助プログラムの鍵を握る重要な役割を果たしている。

出典：JICA在外事務所報告*Survey on Operations and Strategies of US Agency for International Development*

V. 新しい援助課題と今後の展望

A. 地球的課題、新規課題への対応

U S A I Dは從来からもグローバルイシューへ積極的な取組みを実施してきたが、近年、從来の環境、W I D等の課題に加え、難民、市場経済、人権、民主化、麻薬対策、テロ対策が強調されるようになってきた。

U S A I DのW I Dに対する配慮は先進国の援助機関の中でも早い時期から行われており、W I D担当部署を設けて援助プロジェクト、プログラムの女性に対する配慮をチェックしている。また、全ての地域局にW I Dのワーキング・グループを設け、各海外事務所にも少なくともパートタイムのW I D専門家を置いている。

環境保全に関しては、特に熱帯雨林の保全、都市および産業公害対策、水資源と沿岸資源の保全、環境に配慮したエネルギー開発と使用、および環境に配慮した農業の実践を重視しており、援助にあたり①被援助国の経済・環境両面を配慮した政策の支持、②研修・技術協力の提供、草の根レベルでの努力に対する支持を通じての環境保全、③民間・公共両部門の役割分担を明確にし、公共部門が民間部門を奨励する国への援助、を実施している。

また、現在審議中の米国の対外援助改正案では以下のとおり、課題別の6つの目的のもとにプログラムが構成され、今後の課題別取り組み重視の姿勢を打ち出している。

- | | |
|----------|------------------|
| ①持続可能な開発 | ④人道的援助の提供 |
| ②民主主義の育成 | ⑤貿易・投資を通じての成長の促進 |
| ③平和の追求 | ⑥外交の促進 |

出典：J I C A在外事務所報告 *Survey on Operations and Strategies of US Agency for International Development*

B. 現体制の問題点

F A Aが施行された1961年は冷戦のさなかにあり、冷戦終結により世界情勢は全く違ったものとなっている。F A Aはこのような世界情勢を反映しておらず、度重なる修整により援助の目標も多岐にわたり、明確さと一貫性を欠くものになってきている。このような状況下、援助政策の再構築の必要性が言われてきたが、クリントン政権によりこの検討が開始された。主な問題点は下記のとおりである。

- 限られた資金に対し、目的が多すぎる。
- イヤーマークが多すぎて、フレクシビリティに欠ける。
- 議会のコントロールが強すぎて、大統領が援助を外交手段として効果的に使えない。
- U S A I Dの官僚化。

U S A I Dは新長官の下、シンプルな組織、結果重視、一貫性と独立性の原則を掲げて、1993年10月に機構改革を実施した。また、21ヶ所の海外事務所の閉鎖計画を発表している。援助法に関しては、新援助法検討案が議会の有力メンバーに提出され、新援助法の策定が検討されてきたが、1994年2月、新法案「1994年の平和、繁栄と民主主義法」案が議会に上程され、審議中である。この新法案の特徴は下記に要約される。

- 1) 1961年の対外援助法（F A A）が廃止される。1985年の国際安全保障開発協力法は一部を除き廃止され、新法案に統合される。
- 2) 援助を目的別に設定されたプログラムにより区分し、予算もプログラム毎に配分される。贈与、借款、技術援助等の援助形態は限定されていない。援助プログラムの区分は次のとおりである。
 - ①「持続可能な開発」プログラム
 - ・広い基盤にたった経済成長の促進
 - ・地球環境の保護
 - ・民主的参加の支援
 - ・世界的人口増加の安定化

②「民主主義の育成」プログラム

- ・民主的な制度発展の支援
- ・民主制移行期における政治、経済、人道的な要請への対処
- ・民主化の過程を阻害する安全保障上の脅威への対処

③平和促進の追求プログラム

- ・P K O または国際平和と安全維持のための活動の費用負担（人道的援助を含む）
- ・兵器不拡散・軍縮基金
- ・地域平和、安全保障、防衛協力
- ・国際的な麻薬犯罪・テロリズムの防止

④人道的援助の提供

- ・難民支援、災害援助、緊急食糧援助（P L 4 8 0）

⑤ 貿易・投資を通じての成長の促進

- ・国際約束に基づき、開発途上地域及び市場経済への移行期にある国に対して、米国の民間資本及び技術による開発への協力促進

⑥ 外交推進

特定のプログラム内容は定められていない。

3) 38項目におよぶ議会への報告・通告の規定がある。さらに、国別及び分野別の予算配分の報告書の提出義務が規定されている。

4) 国務長官がこの法律の実施の全体的な方向を監督する。実施機関はU S A I D及び大統領がさだめる機関となる。

5) 大統領の支出権限が弾力的になっている。例えば、一項目の予算の10%以内を他の項目に移して用いることが認められている。

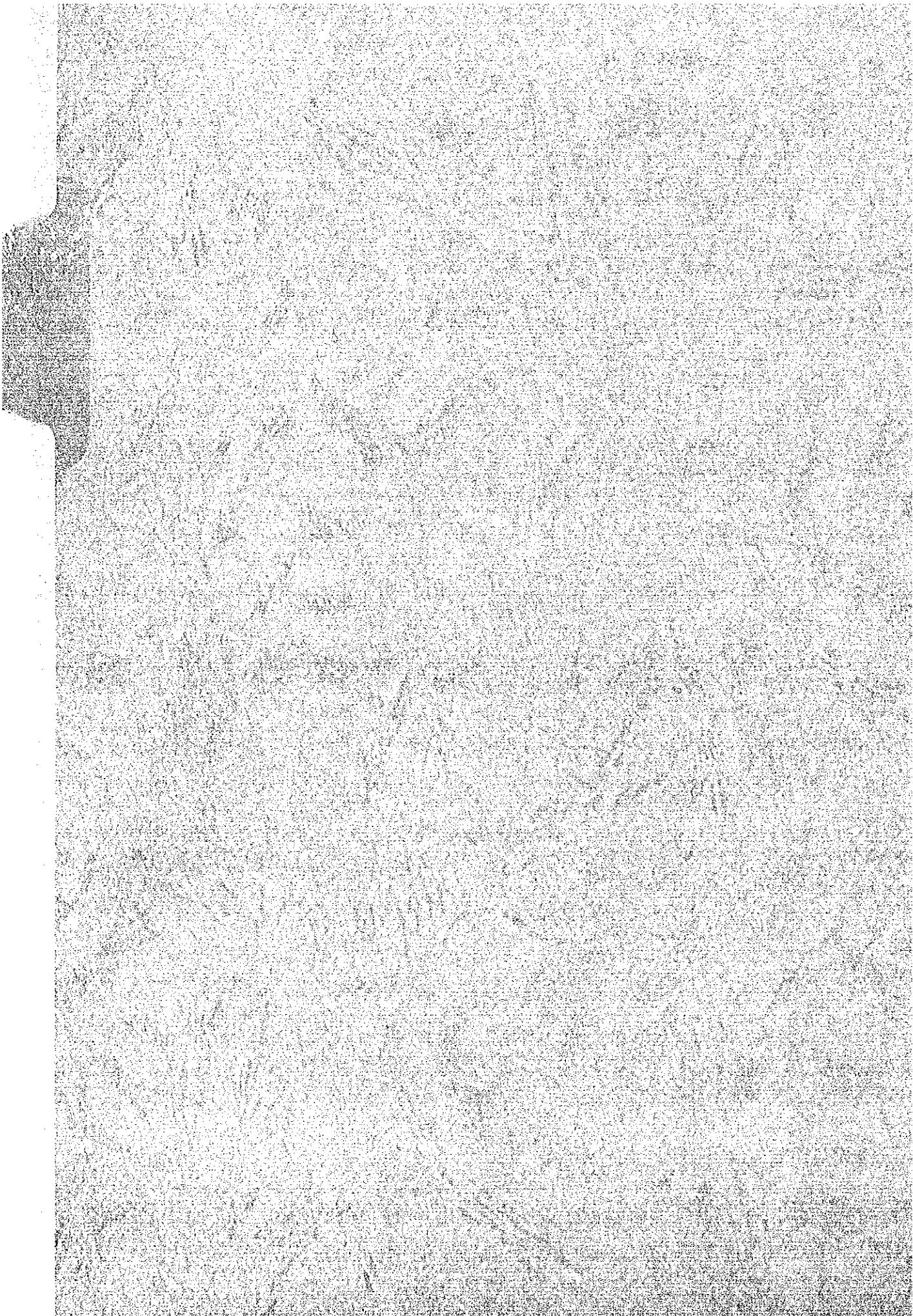
6) 援助不適格国が整理され、パキスタン以外は特定国を規定せず、「共産主義国」「人権侵害国」といったカテゴリーで規定している。

出典：J I C A在外事務所報告 *Survey on Operations and Strategies of US Agency for International Development*
「J I C A内部資料」(1994.3)

参考文献・資料リスト(アメリカ)

文 献 名	発行年	著者・発行所
我が国の政府開発援助（上巻）	1993	外務省経済協力局編 (財)国際協力推進協会発行
主要先進国の無償援助	1989	外務省経済協力局監修 (株)国際開発ジャーナル社発行
日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策	1992	山澤逸平・平田一章編 アジア経済研究所発行
基金調査季報 No. 76	1993	海外経済協力基金
先進国援助機関・国際機関における開発調査 実施方法に関する調査報告書	1987	国際協力事業団 国際協力総合研修所
主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書	1988	外務省経済協力局 無償資金協力課 国際協力事業団企画部
主要先進国における援助要員の確保に関する調査 報告書	1990	(財)国際開発センター
セクター別援助指針策定のための基礎調査 (参加型開発)	1993	(財)国際開発センター
JICA在外事務所報告(1993.8.4付)	1993	JICA
JICA在外事務所報告(1993.11.17付)	1993	JICA
JICA在外事務所報告(1993.11.30付)	1993	JICA
JICA内部資料	1994	JICA企画部
<i>Strategies for Sustainable Development</i>	1994	USAID
<i>DONOR PROFILES</i>	1990	UNDP
<i>The A.I.D. Evaluation System : Past Performance and Future Directions</i>	1990	USAID
JICA在外事務所報告 • <i>Survey on Operations and Strategies of US Agency for International Development</i>	1994	JICA
JICA在外事務所報告(1991.3.11付 US2-091)	1991	JICA

フランス



先進国援助機関調査（フランス）

I. 援助の目的と制度

A. 開発援助政策

1. 法的枠組

現在フランスには援助に係る基本法はなく、また援助全体を統一する単一の省庁も存在しない。関係諸官庁間の役割分担は、単に資金協力、技術協力といった援助形態ばかりでなく、対象地域によって担当が異なるという複雑なものである。

アフリカの旧植民地諸国が次々に独立の胎動を始めた1950年代末から60年代にかけて発効された一連の政令により現在の援助機構の基礎が整備された。とりわけ、1959年3月27日付の「共和国と他の共同体加盟国との間の援助と協力に関する」政令59-462号は、植民地の独立に伴うフランス海外省の権能の各省庁への委譲・移転と、新たな状況に見合った各種機関の創出を規定している。1959年3月27日付の政令59-462～467号および7月25日の政令887～889号によって今日の協力省の母体が形成され、ここにて援助協力基金（F A C: Fond d'Aide et de Coopération）が創出され、更に1961年5月18日付政令61-491号で協力大臣のポストが創られ協力省が生まれた。

一方1958年12月30日に発足した経済協力中央金庫（C C C E: Caisse Centrale de Coopération Economique = 現在のフランス開発金庫であるC F D: Caisse Française de Développement の前身）が上記政令59-462号によって首相と経済財政大臣の共同監督下に入ることが確認され、1961年1月より正式にアフリカ旧植民地への資金援助を開始する。また同年8月13日付法令60-859号により経済・財政・予算・省国庫総局によるF A CやC C C E管轄地域以外の国を対象とする国庫援助も開始された。

出典：「J I C A在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

2. 目的と理念

フランスの開発援助の目的は、以下の点に集約される。

- ①開発途上国との連帯責任を果たすこと
- ②途上国の信頼獲得を通じた政治的・経済的な面での国益確保
- ③フランス語・文化の維持・普及

地理的にはフランス海外県・海外領土や旧フランス植民地に重点が置かれ、形態的には経済協力よりも文化・技術協力、とりわけ教育分野が重要視されている。これはフランスの援助機構が旧植民地担当とその他の国担当の二本立てであるのと同時に、援助政策が従来の植民地政策の延長線上に位置づけられている為である。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

3. 援助の重点政策

フランスのODAは、従来から技術協力に重点が置かれており、中でも教育・研修に力が入れられている。このことは協力省が派遣する協力員のうち2／3が教育関係者、残り1／3がフランス援助のプロジェクト担当か政府機関に技術顧問として派遣された専門家や技術者であることからも明らかである。しかし、援助対象国においてすでに技術者層が広く形成され始めたことから協力員の数は減少しつつあり、二国間ODAの約60%('79年)を占めていた技術協力の一環としての教育・文化協力（教員、技術者の派遣および留学生の受入れ）の割合は、1991年には約3割程度に減少している。政府の政策としてもこの傾向を更に助長することになっており、それに代わって、相手国の構造調整努力支援、財政支援を目的としたノン・プロジェクト型の援助が急速に増加している。

フランスODAの伝統的優先政策（農業・教育・保健・文化）に加えて新たに以下の点が挙げられている。

①環境分野

特にアフリカにおける砂漠化対策・熱帯林管理・水・環境問題教育にアクセントが置かれている。

②組織・制度開発

近年のアフリカ諸国の民主化運動に好影響を与えるような制度改革の支援

③貧困対策

貧困から脱出させるような発展を促す活動（教育・保健・土地分配等）および政治的・経済的な民主化を促進させる運動の支援

④債務問題

二国間における債務取り消しだけでなく、パリクラブ（公的債務の返済繰り延べや削減に関する交渉を行う債権国会議）の主催国として、他の国々にも促し、債務国がIMFの勧告する構造調整の経済的プログラムを受け入れ易くさせる。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

4. 援助対象国

フランスはかつて旧宗主国であったという歴史的過去と、その大多数がいまだ最貧国であるという現実から、アフリカ諸国とりわけ、サハラ以南の旧植民地を、援助の最重点地域としてきている。それはフランスの援助理念であるフランス文化とフランス語圏の保護と発展という使命とも密接に関わりっている。実際1991年度の二国間援助総額の約51%がサハラ以南の諸国に、アフリカ大陸全体では63%が当てられていることからもわかる。このアフリカ重視の態度は、援助担当の省庁が、アフリカ・カリブ海の旧植民地諸国を主に担当する協力省およびフランス開発金庫（C F D）と、それ以外の発展途上国を担当する外務省および経済・財政・予算省の二本立てに分かれている点にも現れている。従って、援助対象国のプライオリティは、フランス語圏アフリカ諸国を第一優先地域、その他のアフリカ諸国を第二優先地域、中南米諸国（特にフランス領アンテル近辺）を第三優先地域にしている。

協力省の対象国は、「協力対象国」(pay du champ de la coopération)と呼ばれ、フランスとの間で協力協定を締結した国々である。当初は独立後にフランス共同体を構成した14カ国で、1959年3月27日の協力省の創出と同時に規定されたセネガル、モーリタニア、マリ、ニジェール、象牙海岸、オートポルタ（現在のブルキナ・ファソ）、トーゴ、ダホメ（現在のベナン）、チャド、中央アフリア、コンゴ、ガボン、カメルーン、マダガスカルであった。その後ギニアや旧ベルギー領のフランス語圏諸国であるブルンディ、ルワンダ、コンゴ、レオポルドビル（今のザイール）、も徐々に含まれるようになり、1970年代前半にはモーリシャスやハイチも加わった。1976年には対象国が従来のフランス語圏という枠に止まらず、カーボ・ヴェルデ、ギニア・ビサオ、サントメ・プリンシペといったポルトガル語圏諸国にまで広がるようになり、その後も1970年代を通して、セイシェル、ジブチ、コモロ、赤道ギニア

アが、1980年代にはガンビア、アンゴラ、モザンビーク、小アンティル諸島、そして90年代にはナミビアが加わり今日に至っている。

C F Dは上述の国々以外に、北アフリカ・マグレブ諸国、南太平洋、ガーナ、リベリア、シェラ・レオーネ、ソマリアをも担当している。また旧仮領インドシナ諸国にも外務省に代わって融資を担当している。

出典：「J I C A在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

なお、1991年度のフランスの二国間ODA上位10カ国、二国間援助地域別配分および分野別配分は次のとおりである。

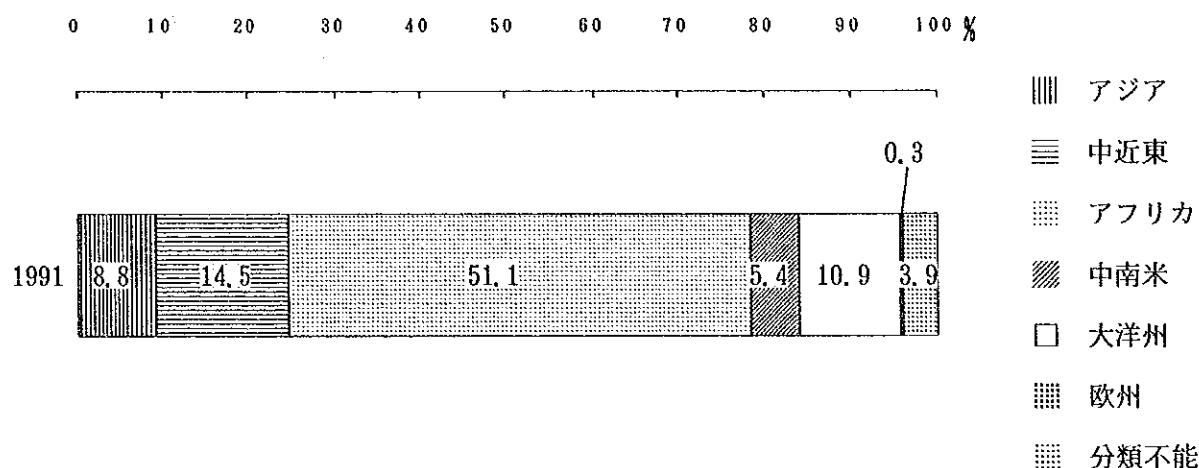
1991年度フランス二国間ODAの上位10カ国
(支出純額ペース、単位：百万ドル、%)

順位	国名	1991年	
		ODA合計	シェア
1	象牙海岸	309.65	5.36
2	仮領ポリネシア※	309.12	5.36
3	ニューカレドニア※	307.50	5.33
4	モロッコ	263.36	4.56
5	セネガル	255.97	4.43
6	カメルーン	175.72	3.04
7	アルジェリア	171.22	2.97
8	エジプト	163.60	2.83
9	中国	138.46	2.40
10	マダガスカル	138.13	2.39
10位の合計		2,232.73	38.68
二国間ODA合計		5,771.75	100.00

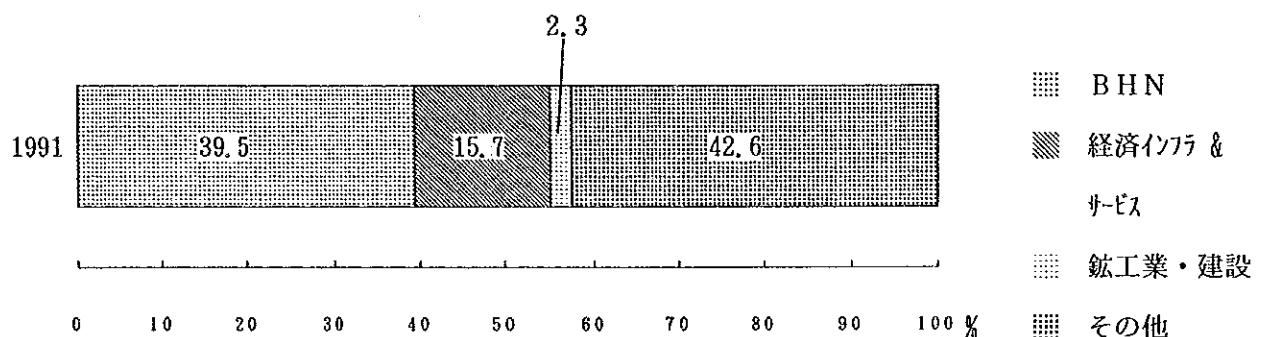
※海外領土(TOM)

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

二国間援助地域別配分



二国間援助分野別割合



出典: 『我が国の政府開発援助 上巻』 (1993)

B. 開発援助予算

1. 概要と特徴

予算は、単年度制であり、相手国政府と年度内にコミットした案件を合計した枠が決められる。また、支出できなかった予算については次年度繰越しが可能である。予算編成は予算省予算総局が行っており、ODA予算も通常の予算編成の中で行われている。議会は各省の要求を加算してODA総額を把握する。なお、1991年以降政府開発援助関係の全ての統計から海外県は除外し、海外領土だけを計算に入れるように統一している。

フランスの二国間援助の形態は無償資金協力、借款、技術協力に分けられ、それに加えて特別な形態として、輸出振興援助の色彩が濃い混合借款（借款、国庫援助と呼ばれる援助）と民間の輸出信用を合わせたものがある。二国間協力については、対象地域が「協力対象国（champ）」、「海外県（Département Français d'outre-mer: DOM）／海外領土（Territoires d'outre-mer: TOM）」、「その他（rest of the world）」の3つに分けられており、協力対象国の中心となる国がフランスODAの無償援助の大部分を受け、マグレブ諸国と共にフランスの技術援助の約80%を占めている。その他の対象地域は“treasury loans”や“soft government loans”と呼ばれ、民間、政府補償の輸出信用と常につながり、フランスの資本財の供給にタイドとなっているものを受けている。このグループの国は、フランスの対外貿易に重要となってきている。

1992年度のフランスのODA実績によると、総額 82.88億ドル（海外領土であるTOMを含み、海外県であるDOM分を除く）、対GDP比0.63%、贈与比率（1990-91年平均）70.8 %、グラント・エレメント（1990-91年平均）86.2%（債務救済を除く）となっている。詳細は次の通りである。

出典：DONOR PROFILES(1990)

『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

1992年度フランスODAの実績

※ 量的側面からの比較

支出純額ベース	
1. ODA実績総額（億ドル） 91年（名目ベース）	73.9
92年（名目ベース）	82.9
2. 対GNP比（%）（91年） (92年)	0.62 0.63
3. DAC諸国全体に占める シェア（92年、%）	13.5
4. 自国通貨建での対前年比 伸び（91→92年、%）	5.3
5. 91年のコミット額（債務 救済を含む）（億ドル）	77.4
6. 他国間援助のシェア（90～ 91年平均、%） 下段：EECに対する拠出 を除く	21.8 10.2
7. 配分（90～91年平均、%） ・対LLDC ・対LICS	26.9 56.7

※ 質的側面からの比較

約束額ベース	
1. ODA全体のグラントエリート (90～91年平均、除：債務返済)	86.2
2. 二国間借款のグラントエリート (90～91年平均、除：債務返済)	54.0
3. 対LLDC二国間ODAの グラントエリート (90～91年平均、除：債務返済)	88.1
4. 贈与比率 (90～91年平均、除：債務返済)	70.8
5. 二国間の贈与比率 (90～91年平均、除：債務返済)	69.4
6. 二国間タイイングステイクス（91年） (除：行政経費) ・アンタイド ・部分アンタイド ・タイド ・二国間借款のアンタイド状況	n.a. n.a. n.a. n.a.

注：フランスのODA実績は海外県(DOM)を除き、海外領土(TOM)向け援助を含む。

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』（1993）

2. 無償資金協力

フランスの無償資金協力は、協力対象国に対しては、協力省によって援助協力基金（F A C）援助として実施されている。このF A C援助は協調援助の比率が高く、以下の4種類の機関が協調相手となっている。

- ①経済協力中央金庫などフランスの援助機関
- ②世界銀行、国連など国際機関
- ③他の二国間援助機関
- ④O P E Cなどアラブ産油国の機関

その他の国に対しては最貧国に限り国庫援助が適用されているが、その額は非常に少なく、1992年に国庫総局より18カ国に対して行われた無償資金協力の総額は6億5640万フラン(US\$124 million)*でしかない。フランス全体では1992年の無償資金協力は32億7960万フラン(US\$619 million)*である。（* IMF 1992年平均交換レート（1US\$=5.2938 フラン）を参考）

もともとはF A Cの資金は贈与、借款、投資等様々な形で使用できるものだったが、今日そのほとんどが開発プロジェクトへの無償資金協力として使われている。

F A C融資の対象となる活動は以下の2つに大別される。

- ①政府開発プログラム（援助対象国主体）
 - …1989年のF A C資金の60.8%がこの種の活動に振り当てられた。
- ②公益プログラム(28.70%)と国家間プログラム(10.49%)の融資による諸活動（フランス側主体）
 - …N G O等のプロジェクトや教育・文化分野の断続的活動

主要対象セクターは、農村開発、道路・鉄道等インフラ整備、社会・教育などである。農村開発に関しては、技術協力とセットになった商品援助などプログラム型の援助が多く、一方、インフラ整備については道路などのローカル・コスト負担が多いプロジェクトは借款での対応が難しいことから、無償で対応している。

特別な形態の無償資金協力としてフランスは次の2種類を実施している。

①文化関係に対する無償資金協力

フランスは、フランス語の普及とフランス文化への理解を目的として、教育関係に力を入れており、フランスの文化関係の援助としてフランス語教師の派遣と共に学校建設を促進している。

②小規模無償資金協力

小規模なプロジェクト要請に関しては、現地の協力ミッションに案件採用の決定権を与え、効率のアップを図っている。なお案件の金額の限度は国によって異なっているが、50～100万フラン(9.4～18.9万ドル；IMF 1992年平均交換レート1US\$=5,2938 フランを参考に算出)の間となっている。

出典：『主要先進国の無償援助』(1989)

「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

3. 技術協力

協力省とフランス開発金庫(CFD)が主に協力対象国を担当し、それ以外は外務省文化科学技術関係総局である。その他のいわゆる技術関係省の実施する援助も、そのほとんどは技術協力である。

1992年のフランスの技術協力は103億フラン(19億4560万ドル)*であり、この数字はフランスのODA総額の23.5%、二国間援助だけについていえば31%にもあたる。しかし1987年には、この予算割当が48%であったことを考え合わせると、減少傾向であることがはっきりしている。このうち46%がサハラ以南アフリカ諸国を対象としている。分野別では教育・研究関係が一番大きなウエイトを占めており、1992年には66億1,770万フラン(12億5004万ドル)*であり、その次が農業分野である。(＊ IMF 1992年平均交換レート(1US\$=5,2938 フラン)を参考に算出。)

4. 借款

借款は、フランス開発金庫(CFD)と経済財政省国庫総局の国庫援助により実施されている。1992年のフランスの投資用借款の総額は62億7,640万フラン(11億8557万ドル)*になり、その内国庫総局のプロトコール融資は49億1,410万フラン(9億2824万ドル)*である。フランス開発金庫は以下を対象に融資を行っている。

(＊ IMF 1992年平均交換レート(1US\$=5,2938 フラン)を参考に算出。)

- ①協力対象国自らが実施した開発プロジェクト
- ②公共あるいは準公共部門での企業投資プロジェクト
- ③構造調整あるいはセクター調整プログラム

国庫援助は従来途上国の経済状況改善、開発に貢献し、フランスの輸出振興を図ることが目的であったが、近年の新方針として以下の点が挙げられている。

- ①より途上国の開発援助目的に沿うよう供与セクターを拡大
(特に農村開発などのBHN型援助)
- ②プロジェクトの実施にあたり、援助のシステム、手続きをよりフレキシブルにする
- ③国庫援助に携わる各関係機関の調整強化

国庫援助の最大の特徴は、同援助が通常、公的および民間の輸出信用と一緒に供与される「混合借款」の形態を取っていることである。国庫援助はODAのためグラント・エレメントが25%以上、通常は50%以上であるが、その一方で、混合借款全体としてはグラント・エレメントは20%以上になるように国庫援助・民間借款の比率・金額が設定されている。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

5. 多国間援助

フランスの多国間援助は主に次の機関により実施されている。

- ①経済・財政・予算省：世銀、地域開銀（ADB、AfDB等）、ECの欧洲開発基金（EDF）に対する出資、拠出を行う。
- ②对外関係省／協力開発庁：国連を通じる開発活動（UNDP等）に協力
- ③CFD：EDFに対する拠出金支払代行業務。
- ④ACTIM：国連、OECD、世銀等援助の研修員受入れ。

フランスのODAの中で、増額が一番顕著なものは多国間援助である。1991年91億300万フラン(US\$1,618.2 million)^{*1}だったものが、1992年には104億1,600万フラン(US\$1,967.5 million)^{*2}に増えた。その内訳は次頁の通りである。

*1 IMF 1991年平均交換レート(1US\$=5,64217円)を参考に算出。

*2 IMF 1992年平均交換レート(1US\$=5,29387円)を参考に算出。

a. 国連機関

金融部門以外の開発に関する国連諸機関におけるフランスの貢献度は比較的小さい。強制分担金でこそ第5位であるが、実際の支払い額では第11位で、それは任意分担金が第13位でしかない事から説明できる。そのため1989年よりこれを増やす努力が払われ、1992年には任意分担金が12%近く増加した。この任意分担金の70%が開発援助に当てられており、うち対象機関を割合の大きな順に列挙すると、(a) 国連開発計画、(b) 世界食糧計画、(c) 国連工業開発機関、(d) 国連環境計画、(e) 国連人口活動基金、となっている。

人道主義活動はフランスの重要な活動舞台となってきて、任意分担金の25%を占めている。1992年には28%以上の増加を見せ、とりわけユニセフや国連難民高等弁務官事務所に対しては50%の伸びを見せていている。

b. ヨーロッパ共同体（E C）

フランスの多国間援助の半分はE Cの協力政策に捧げられている。
1992年には総額47億9,300万フラン(US\$905.4 million)^{*1} に上るが、これは1991年の50億5,400万フラン(US\$895.8 million)^{*2} から比べると5%の減少である。その経路は、共同予算とヨーロッパ開発基金（E D F）となっている。

ヨーロッパ開発援助は、食糧援助にかなりの重点を置いているものの、中心的には経済・社会開発プロジェクトへの融資や、輸出収入安定化への援助から成っている。

c. 国際金融機構

1992年に地域開発銀行や開発基金に支払われた金額は、1991年の28億3,700万フラン(US\$520.8 million^{*3}) から38億6,800万フラン(US\$730.6 million^{*4}) へと、36%の伸びを見せた。

*1, *4 IMF 1992年平均レート(1US\$=5.294 フラン)を参考に算出
*2, *3 IMF 1991年平均レート(1US\$=5.642 フラン)を参考に算出

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

C. 国レベル実施体制

1. 全体の機構

フランスにおける援助は、一つの組織に統一されたアメリカやイギリスとは異なり、援助の形態および地域によって複数の機関が担当しているのが特徴である。その中で、中心的な役割を果たしているのは、フランス協力省であるが、主要援助機関としては以下のものが挙げられる。

機 関 名	主 要 業 務
①フランス協力省	旧フランス植民地を中心にサハラ以南アフリカ30カ国、ハイティおよびカリブ海の小国数カ国を対象に、技術協力、財政援助、食糧援助規約による資金協力
②フランス開発金庫 (C F D)	協力省の所管地域に加えて、アルジェリア、ガーナ、リベリア、シェラ・レオーネ、ソマリア、ヴァヌアツ、バングラデシュを対象に、プロジェクト型資金援助（借款）と構造調整支援資金援助
③外務省	協力省の担当地域以外の地域への無償資金協力、技術協力
④国庫総局	C F Dの対象地域以外の地域に対する有償および無償の資金援助

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

なお、多国間援助については、国連専門機関は外務省、その他（E Cを含む）は経済・財政・予算省が担当している。

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

2. 政策立案体制と実施機関の関係

①関係各省庁との関係

共同出資のプロジェクトを除いて、各機関はそれぞれ自立的に活動している。開発援助に携わる各省庁間の調整は、政治面では大統領府と首相官房が行っている。海外における出先機関の開設・閉鎖の足並みがしばしば乱れてしまう現状を鑑みて、1993年末には外務省提案により首相が主催するC I M A E F（フランス対外活動手段閣僚間委員会）の創出が決められた。

他方、決定機関であるF A C運営委員会や、C F D監督審議会は、国会議員や関係省庁の代表者によって構成されており、実施政策の統一性が図られている。

また、協力対象諸国に対しては、協力大臣が主催し、協力省・外務省・経済財政省・C F Dの責任者の参加する方針・計画化委員会(Comité d'Orientation et de Programmation)が開発援助の政策と手段の調整を行っている。

②外務省と協力省

外務省と協力省との関係は理念上では、外交と援助の違いにある。しかし実際には援助対象国の違いにある。フランスの援助機構は、本来は外務省文化技術業務局が文化技術協力を、経済財政省对外經濟關係局が経済協力を担当していた。

しかし1961年 5月18日協力大臣のポストが設けられると、外務省とは独立した協力省という省が創出される事となる。これは1950年代後半からアフリカの植民地が独立運動を開始し、60年代に入ると次々に独立していく中で、これらの新興独立国との従来からの絆を維持し、またその利害を保護する必要性に迫られたからである。こうした援助機構の二元性のもたらす弊害を避けるため、何度も両省の統合が図られたが、1986年 4月17日付法令によって、再度对外關係省は分割され、協力開発省として今日に至る。

③協力省とC F D

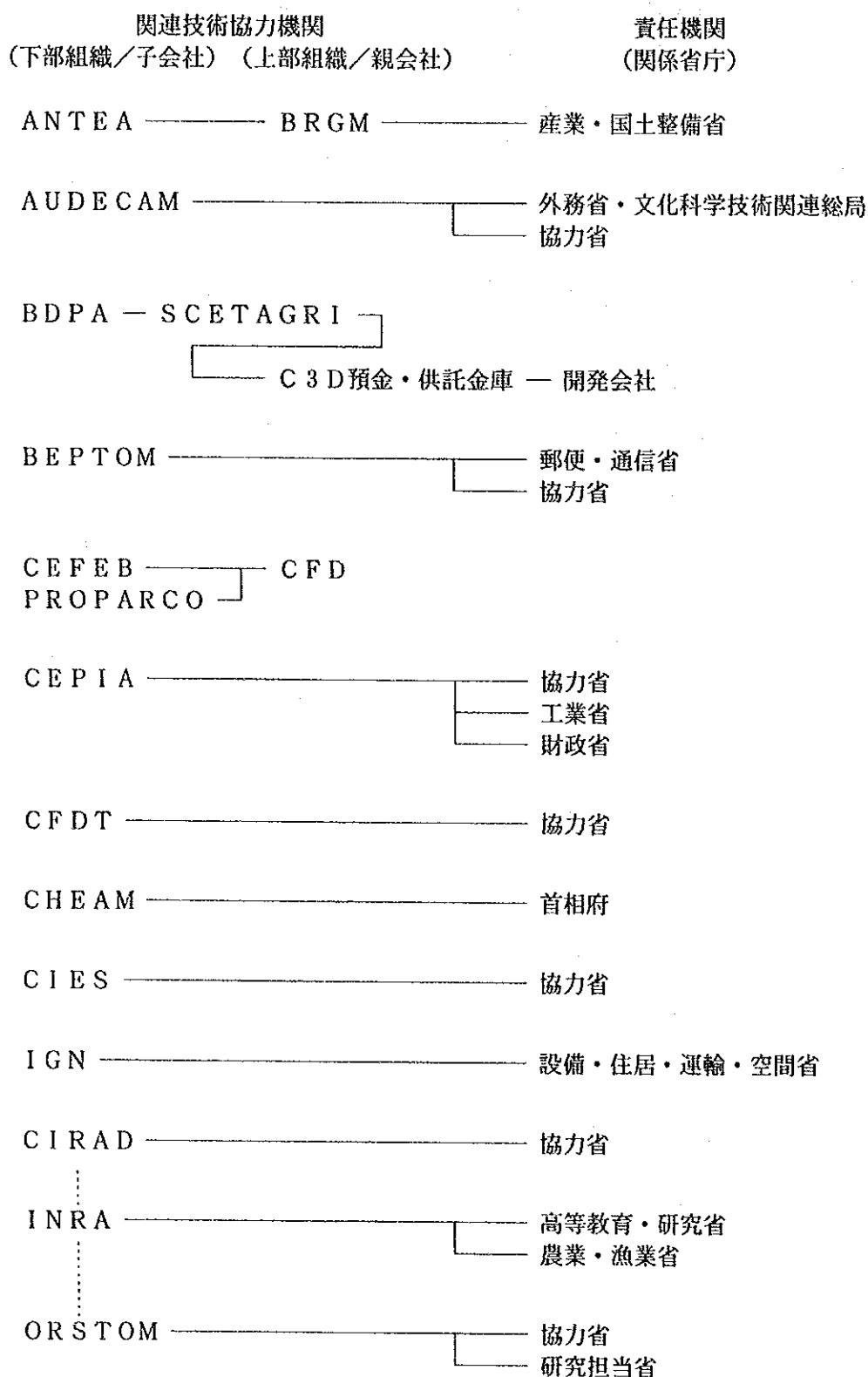
協力省のF A Cの支払業務はC F Dが担当することになっている。しかしC F Dは公的会計機関ではなく、C F D総裁は公的会計官とは違って、自分の管理する公債に対して、個人的には何の責任もない。政令によってF A Cの会計・支払機関とされてはいるが、具体的な役割を規定した法規は存在しない。したがって、今日、会計検査院の監査の下、C F DがF A Cを管理している規則は、単に慣例から成り立っている。

出典：「J I C A在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

3. 技術協力実施機関概略

a) 関連技術協力機関とその関連機構図

主な関連技術協力機関とその上部責任機関は以下の通り。



出典：「J I C A在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

b) 機関別概要およびその役割

① A N T E A

B R G Mが資本金の99%を握る1994年に設立されたばかりの子会社で、資本金8千万フランの株式会社。B R G Mの地表・地下調査部が独立してできたもので、人材・機材をそのまま引き継いでいる。A N T E A自身、ニューカレドニア（A 2 E P）、スペイン（I N G E M I S A）、モロッコ（M E D I T E R R E）に子会社を持っている。B R G Mグループにおける商業的側面を担い、水・環境・土質工学分野におけるエンジニアリングコンサルタント活動を行う。

A N T E Aの活動目的は以下の4点にまとめられる。

- －水資源の確保・安定化・最大活用を図る。
- －環境問題を考慮したプロジェクトを企画し、運営する。
- －完璧な安全性を確保した建設・整備を行う。
- －天然材料としての資源を探し出し、活用する。

② A U D E C A M (ASSOCIATION UNIVERSITAIRE POUR LE DEVELOPPEMENT, L'EDUCATION ET LA COMMUNICATION EN AFRIQUE ET DANS LE MONDE: アフリカ及び世界の開発・教育・通信大学協会)

1901年の法律により規定された非営利団体。とりわけ教育・文化分野における、外務省や協力省の活動実施のための集中仕入センターの役割を果たす。1988年以降は、協力省のフィルムライブラリーとして、アフリカ関係の映画やドキュメンタリー400本近くを管理し、非営利団体による非商業目的での上映用に貸し出されている。

③ B D P A - S C T A R G R I (BUREAU POUR LE DEVELOPPEMENT DE LA PRODUCTION AGRICOLE: 農業生産開発機関)

C 3 D預金－開発金庫会社(Compagnie Caisse des dépôts-développement C3D) の子会社で、1987年のB D P AとS C E T A G R Iの合併により生まれた、資本金36,625,576フランの株式会社。農村地域の整備・開発・多様化・農産物加工・農業従事者の研修・組織化に関するあらゆる調査や活動を行う。

④ B E P T O M (BUREAU D'ETUDES DES POSTES ET TELECOMMUNICATION D'OUTRE-MER: 海外郵便通信研究所)

行政関連の公的機関。技術協力機関として、郵便・通信分野における援助協力

活動を支援する。とりわけこの領域での技術援助の管理、研修、技術的サポートを確保する。

⑤ B R G M (BUREAU DE RECHERCHES GEOLOGIQUES ET MINIERBS: 鉱物地質研究所)

1959年設立の産業商業的性格の公的機関。D O M - T O M を含むフランス全体で29カ所の地方事務所と31カ国にわたる海外事務所網を備えている。国・市町村・民間を対象に、厳密な科学的研究を基に、その地方の地質学的知識を提供し炭化水素系を除く地下資源を探査・開発し、土木関連プロジェクトの調査や環境保護に参加する。

⑥ C E F E B (CENTRE D' ETUDES FINANCIERES ECONOMIQUES ET BANCAIRES: 金融経済銀行研究センター)

1901年の法律で規定された非営利団体で、1963年に設立。開発途上国の経済・金融に係わる公共部門や開発金融機構、官あるいは民間の企業における、現在または将来の幹部職員に対する、研修や再教育を目的とする。場所と職員はC F Dにより提供され、所在地はパリとマルセイユ。

その教育内容はあくまで職業的であり、実習とC F Dの開発金融の実際の経験に基づいた学習をベースとしており、中心的な活動内容は次のとおりである。

- 毎年約90名の研修員の受入
- フランス国内での短期のセミナー開催
- 海外での研修サービス

⑦ C E P I A (CENTRE FRANCAIS DE PROMOTION INDUSTRIELLE EN AFRIQUE: アフリカ産業促進フランスセンター)

1901年の法律で規定された非営利団体で、関連諸国と商工会議所・各種連盟・企業等の活動メンバーによって構成される協会。1972年に創出され、アフリカ諸国において、当該国の政府あるいは民間パートナーと協調して、フランスの特に中小企業の投資対象となりうる、産業部門プロジェクトの発掘・促進を図ることをその主要目的とする。この理事会は関係省庁代表（協力省、財政省、工業省）とC N P F（フランス経営者全国評議会）、各種産業連盟、商工会議所、銀行、公共および民間企業から構成されている。

⑧ C F D T (COMPAGNIE FRANCAISE POUR LE DEVELOPPEMENT DES FIBRES TEXTILES: フランス繊維開発会社)

資本金29,400,000フラン（うちF A Cがその64%を所有する）の半官半民の株式会社。農業・畜産分野の生産を発展させ、その収集・保存・加工を行う。とりわけ、繊維原材料の生産、繊維植物の関連する総合計画での種々の農業生産の発展を促す。関連製品の加工に係る産業の調査・開発へ参画する。また、当該領域における研修・技術的支援・エンジニアリング調査等を行う。

⑨ C H E A M (CENTRE DES HAUTES ETUDES SUR L' AFRIQUE ET L' ASIE MODERNES: 現代アフリカ・アジア高等教育センター)

1936年設立の高等教育公的機関。首相直轄の機関であり、協定により政治科学国立財團と結びついている。アフリカ・アジア・太平洋・カリブ海諸国の社会・政治・経済問題の研究を行い、これらの国の文化に関する知識を深める。海外滞在の準備、教育研修・再教育、講演会、出版等。とりわけ協力省職員の研修に用いられている。

⑩ C I E S (CENTRE INTERNATIONAL DES ETUDIANTS ET STAGIAIERS: 国際学生センター)

1960年、協力省の提唱により発足した非営利団体。フランス省庁・国際機関・外国政府・フランスないし外国の公営および民間企業による奨学金を受けている外国人留学生・研修生を対象に、フランスや外国における研修プログラムの実施や、行政的財政的運営を行う。その活動条件は相手側機関との合意内容による。またシンポジウム・セミナー・外国への専門家派遣ミッション・海外からの賓客接待を組織し、運営する。

⑪ C I R A D (CENTRE DE COOPERATION INTERNATIONALE EN RECHERCHE AGRONOMIQUE POUR LE DEVELOPPEMENT: 国際農業開発研究センター)

1984年に熱帯地方における農学・家畜衛生・森林・農産物加工の研究機関の合併から生まれた公的機関。研究、試験的実施、研修、科学・技術的情報等によって、熱帯・亜熱帯地方の発展に貢献することを目的とする。

⑫ I G N (INSTITUT GEOGRAPHIQUE NATIONAL:国土地理院)

行政関連公的機関。測地、精密水準測量の実施、航空写真による網羅、地図の管理・出版、国立地理学校の運営を行う。

⑬ I N R A (INSTITUT NATIONAL DE RECHERCHE AGRONOMIQUE:国立農業研究所)

科学技術的性格の公的機関。フランス全土に22カ所の研究センターをもち、農業・畜産関連の研究を行う。海外の研修員も積極的に受け入れている。

⑭ O R S T O M (OFFICE DE RECHERCHE SCIENTIFIQUE ET TECHNIQUE D'OUTRE-MER: 海外科学技術研究局)

科学技術的性格の公的機関。世界約40カ国に配置されたネットワークを通じて、熱帯地方の研究を、現地研究者と協力して推進する。またフランスや他国の若い研究者の研修も行う。

⑮ P R O P A R C O (SOCIETE DE PROMOTION ET DE PARTICIPATION POUR LA COOPERATION ECONOMIQUE:経済協力促進・出資会社)

資本金4億5千万フランの金融会社で、CFD持ち株69%の子会社。活動地域は、エジプトとリビアを除くアフリカ全域と、インド洋・太平洋・カリブ海のCFDの対象諸国、DOM-TOM。その任務は、途上国での民間企業の創造と育成の促進と援助である。

対象となる企業は以下の条件を備えていなければならない。

- たとえ少数派であろうと、その資本への民間の重要な出資の存在
- 民間企業の規則に従った運営
- 政府機関からの充分な自立性

活動地域は不動産を除く、生産・サービスの全分野。銀行規則とリスク分散化のため1企業あたり6,500万フラン以内しか介入できない。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

II. 主要援助機関の概要と実施システム

A. 主要援助機関の概要

外務省

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

1810年12月25日設立。協力省とは1966～74年、1981～1986年の両期間を通して、合併していたが、現在のところ外務省と協力省は独立を保っている。

目的は、①開発政策全体、②フランスの援助対象国に対する援助政策問題、③協力省担当外地域への技術・科学・文化協力、④国連専門機関への多国間援助、である。

法的根拠は1945年11月24日付法令45- 01号と1953年 3月14日付政令53-192号である。

2. 所掌業務

国連・国際機関局が全て政治・経済・人道等多領域にわたる多国間援助を從来から行ってきたが、最近は新たにできた人道行動部や、N G O関係ミッションが各自の領域における多国間援助を行っている。

二国間援助の方は文化科学技術総局が、協力省の担当国以外の国々を対象に、無償協力・技術協力を実施している。

3. 機構

a) 本部

1993年10月28日の外務大臣の国会演説で、外務省の近代化、適応、発動の3目標を掲げた新方針が打ち上げられた。それは2本の柱からなっていて、ひとつは機構改革である。11月 4日の法令で具体化され、新たに事務局長・政務保安副事務局長・欧州経済問題副事務局長の3つのポストが創出された。とりわけ政務保安副事務局長の下には多国間援助を担当する国連・国際機関局や、人道的活動場面での政府機関・地方自治体・民間法人の間の協調を図る人道行動部が配置された。もう一つの柱はC I M A E F (Comité Interministériel des Moyens de l' Action Extérieure de la France: フランス対外活動手段閣僚間委員会) の創設である。これは海外における各省庁間の事務所開設・閉鎖等の

行動を統一させる為のものであり、首相が主催する。

この法令の第16条で文化・科学・技術総局の役割が下記の様に再定義されている。

- －手段方法部 : 総局の活動全体の計画化を行う。
- －開発・科学技術教育協力局 : 関係諸部局と協調しつつ、科学技術分野での交流を図る。
- ・科学技術部 : 科学技術領域での先進国との協力活動の調整・実施
- ・技術協力・開発部 : 科学技術領域での発展途上国との協力活動の調整・実施
- ・中東欧部 : 科学技術・行政領域での旧ソ連を含む中東欧との協力活動の調整・実施
- ・マグレブ部 : アルジェリア・モロッコ・チュニジアに対する科学技術領域の協力活動と開発プロジェクトの調整・実施
- ・言語・教育協力部 : 海外における仏語教育活動の調査・調整・実施
- ・社会・人間科学部 : 社会・人間科学領域での協力活動の調査・調整・実施
　　海外におけるフランスの研究機関網の管理
- ・管理財務部 : 手段方法部と連係して、開発・科学技術教育協力局の諸活動を計画化の準備とその実施状況の追跡

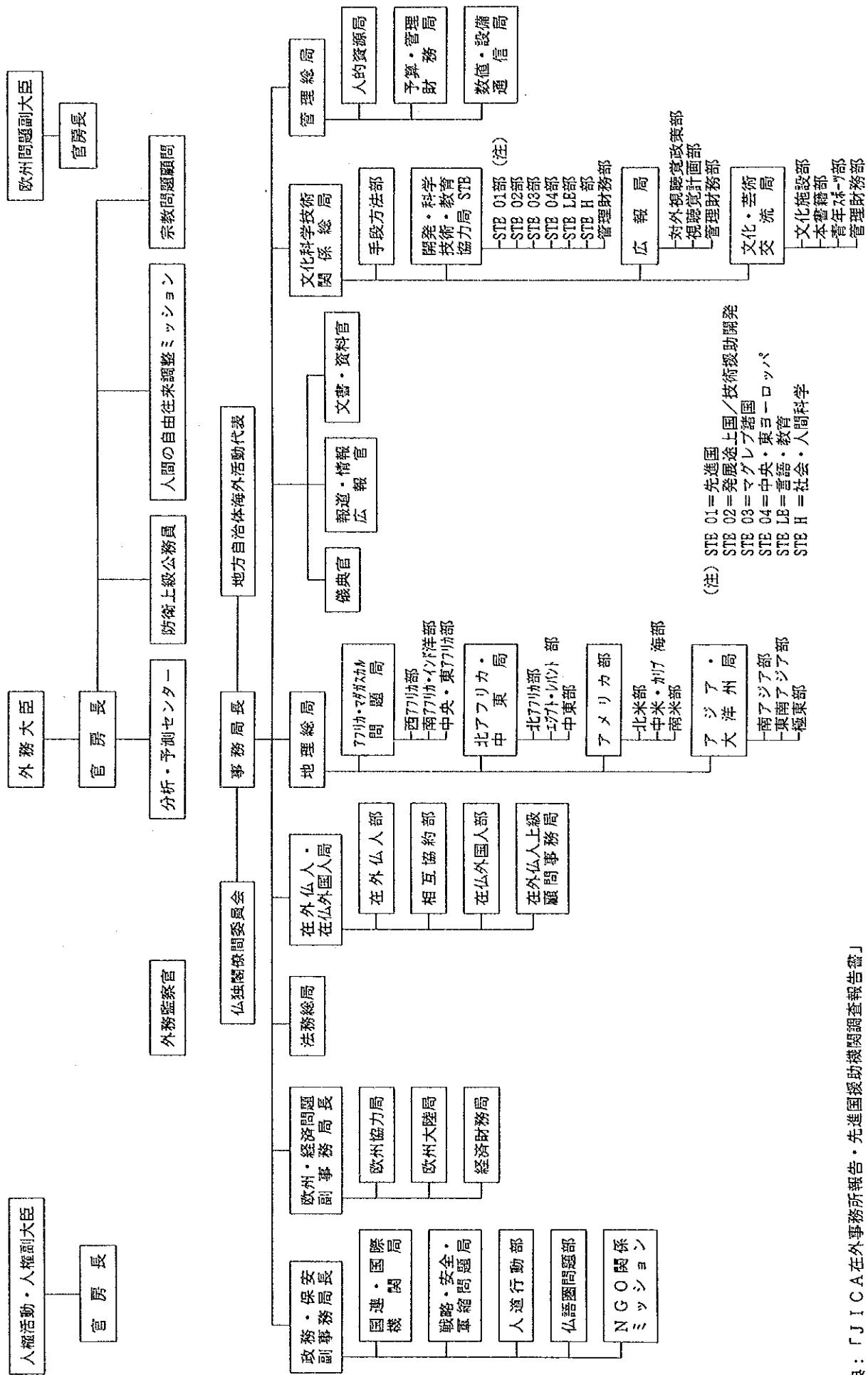
出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」
DONOR PROFILES (1990)

職員総数（1993年12月31日現在）

本国：本省中央管理部	: 2,988名
海外：外交・領事文化部、国際機関代表	: 5,119名
海外県部門	: 5名
文化・研究施設、言語・教育機関	: 1,059名
合　　計	9,171名

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

外務省圖



出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

b) 海外事務所等

現在フランスは以下の国に大使館を開設している。

北アフリカ・中東

アルジェリア、サウジ・アラビア、バーレン、エジプト、アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、チュニジア、イエメン

アフリカ・マダガスカル

南アフリカ、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンディ、カメルーン、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、コモロ、コンゴ、象牙海岸、ジブティ、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサオ、赤道ギニア、ケニア、リベリア（現在閉鎖）、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、ルワンダ、セネガル、セイシェル、シエラ・レオネ、ソマリア（現在閉鎖）、スーザン、タンザニア、チャド、トーゴ、ザイール、ザンビア、ジンバブエ

アメリカ

アルゼンチン、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、エルサルバドル、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

アジア・オセアニア

アフガニスタン（現在閉鎖）、オーストラリア、バングラデシュ、ミャンマー、ブルネイ、カンボジア、中国、韓国、フィジー、インド、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、パプア・ニューギニア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ヴァヌアツ、ベトナム

ヨーロッパ

アルバニア、ドイツ、アンドラ、アルメニア、オーストリア、ベルギー、白ロシア、ブルガリア、キプロス、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、イギリス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、カザフ、レトニア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルト、ノルウェー、ウズベキスタン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、バチカン、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、スイス、チエコ、トルコ、ウクライナ、ユーゴスラビア

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

4. 方針、重点項目、実績等

二国間協力では協力省の担当国以外の国を対象に、無償協力、技術協力を実施している。

協力省

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

1961年 5月18日設立。1966年には外務省対外協力担当局となり、1974年再独立、1981年外務省と合併して対外関係省となり、1986年再度協力省として独立した。
目的は旧植民地諸国を中心に技術協力・無償援助を実施すること。
法的根拠は、1959年 3月27日付政令59-462号と1961年 5月18日付政令61- 491号である。

2. 所掌業務

協力省は、サハラ以南アフリカ・カリブ海・インド洋諸国の旧植民地を中心とするフランスと協力協定を締結した「協力対象国」に対して、開発援助を行っており、現在その対象国は37カ国である。その援助手段は技術協力と援助協力基金（F A C）による無償資金協力の二本立てである。

1959年に創出されたF A Cは、経済発展に不可欠な投資プログラムの援助に、贈与の形で支給する機構で、協力省内にあり、その運営委員会は協力大臣が主催する。財政地域統括局がその管轄地域に関する情報を提供し、開発総局が実際にプロジェクトを作成し実施する。

協力省は、協力対象国にあるフランス大使館内に、M C A C (Mission de Coopération et d' Action Culturelle: 協力・文化活動ミッション) を派遣しており、現地にて相手国政府と協調しつつ、新しいプロジェクトの発掘や実施等を行っている。

出典：「J I C A在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

3. 機構

a) 本部

協力省人員総数（1994年度）

本府中央管理部	661人
援助員・協力派遣員（技術援助）	1,230人
公務員	2,483人
契約公務員	911人
軍人	210人
国民服務協力員	626人
海外駐在員（協力ミッション）	589人
計	6,710人

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

b) 海外事務所等

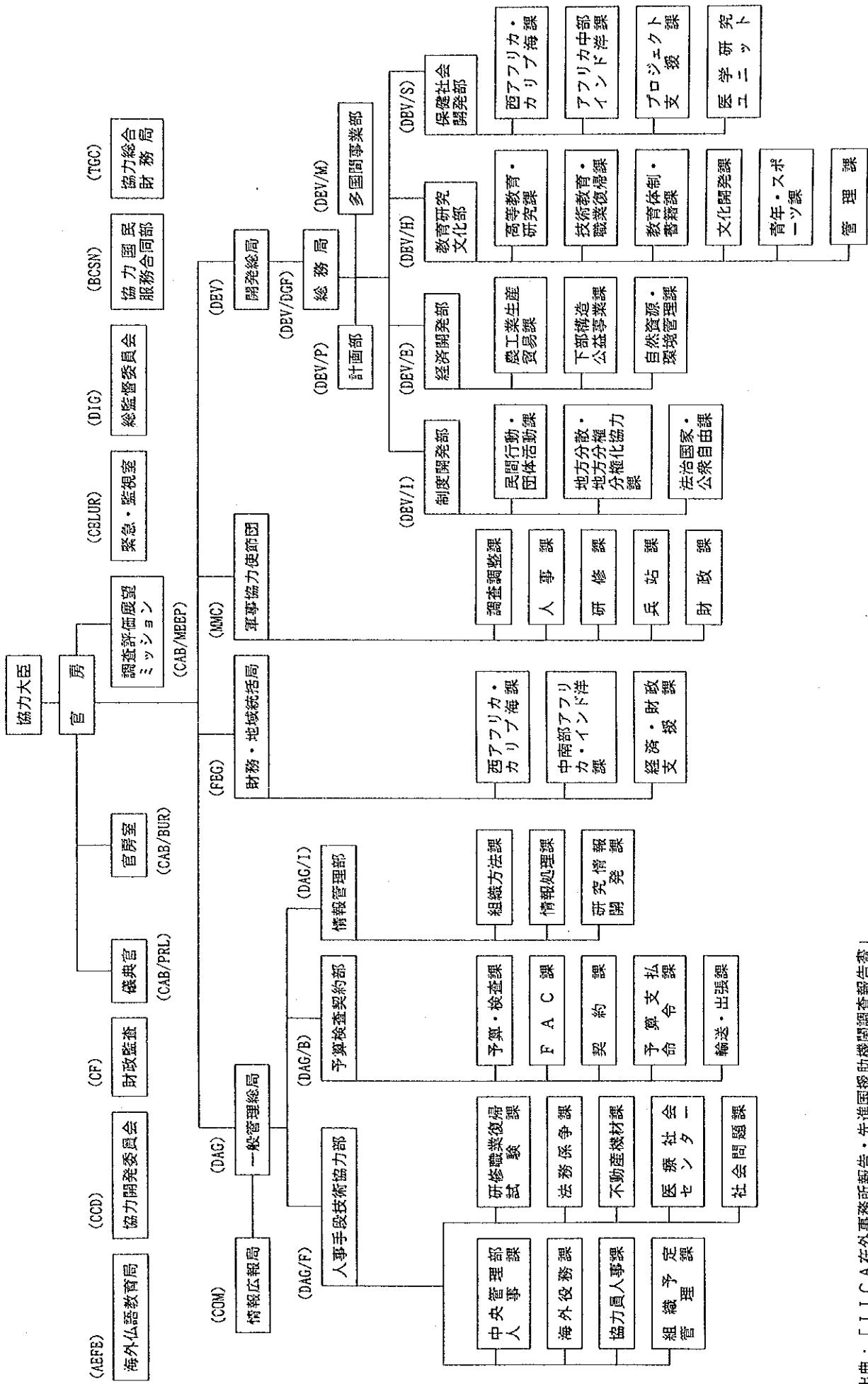
海外駐在員（協力ミッション）は、1994年度で 589人となっている。

4. 方針、重点項目、実績等

サハラ以南アフリカ、カリブ海、インド洋諸国の旧植民地を中心とする協力対象国37ヶ国に対して開発援助を行う。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

國統系綫且省力



出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

経済財政省国庫総局

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

1960年に国庫援助が開始される。

経済財政省は C F D 担当外地域への経済協力を担当しているが、国庫総局が同援助を直接担当し（長期低利融資が一般的であり、一部最貧国に対しては無償も供与している。また、同援助は公的および民間の輸出信用と組み合わせた混合借款の形をとっているのが特徴である。）、国庫特別勘定を通じて供与している。

法的根拠は1960年 8月13日付法令60-859号および1967年12月21日付法令671114号である。

出典：「J I C A在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

2. 所掌業務

国庫総局の主な役割は次の通りとなっている。

- ①国庫の管理
- ②金融システムの監督
- ③貯蓄政策、経済活動融資
- ④公共企業の国側株主としての役割
- ⑤国際経済関係舞台での役割
 - ・国際通貨財務関係の国際会議への参加
 - ・海外での大型契約への保証供与等、輸出振興
 - ・開発援助におけるフランス代表

特に開発援助に関わる任務として以下のものがある。

－融資協定（国庫援助）

F A C 対象地域以外の有償・無償資金協力を行う。

－サハラ以南アフリカ諸国

フラン圏諸国との通貨協力を担当する。

構造調整援助のための三者（国庫総局・協力省・C F D）財政評価ミッショ

- ヨンのアフリカ派遣
- 多国間援助
 - フランスの加盟している国際金融機関の活動の事後調査
- パリクラブ
 - 債務取消から生じる公債整理合意の他関連機関との交渉推進

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

3. 機構

a) 本部

国庫総局の管理機構は比較的軽量であり、金融通貨局、投融資局、国際業務局の三局から構成される。職員数は、パリ勤務 416名となっている。(1993年1月1日現在)

これに付随するものとして、専門金融機関や銀行等の下に配属された政府委員から構成される金融活動監査ミッションおよびフランス大使館、国際機関（IMF、世銀、ヨーロッパ復興開発銀行）の理事の下に配置される財政顧問ネットワーク（110名からなる20部署）がある。

これ以外に各省間機関（経済・社会開発基金、CIRI）や国際機関（パリクラブ）の事務局としての役割も担っている。

b. 海外事務所等

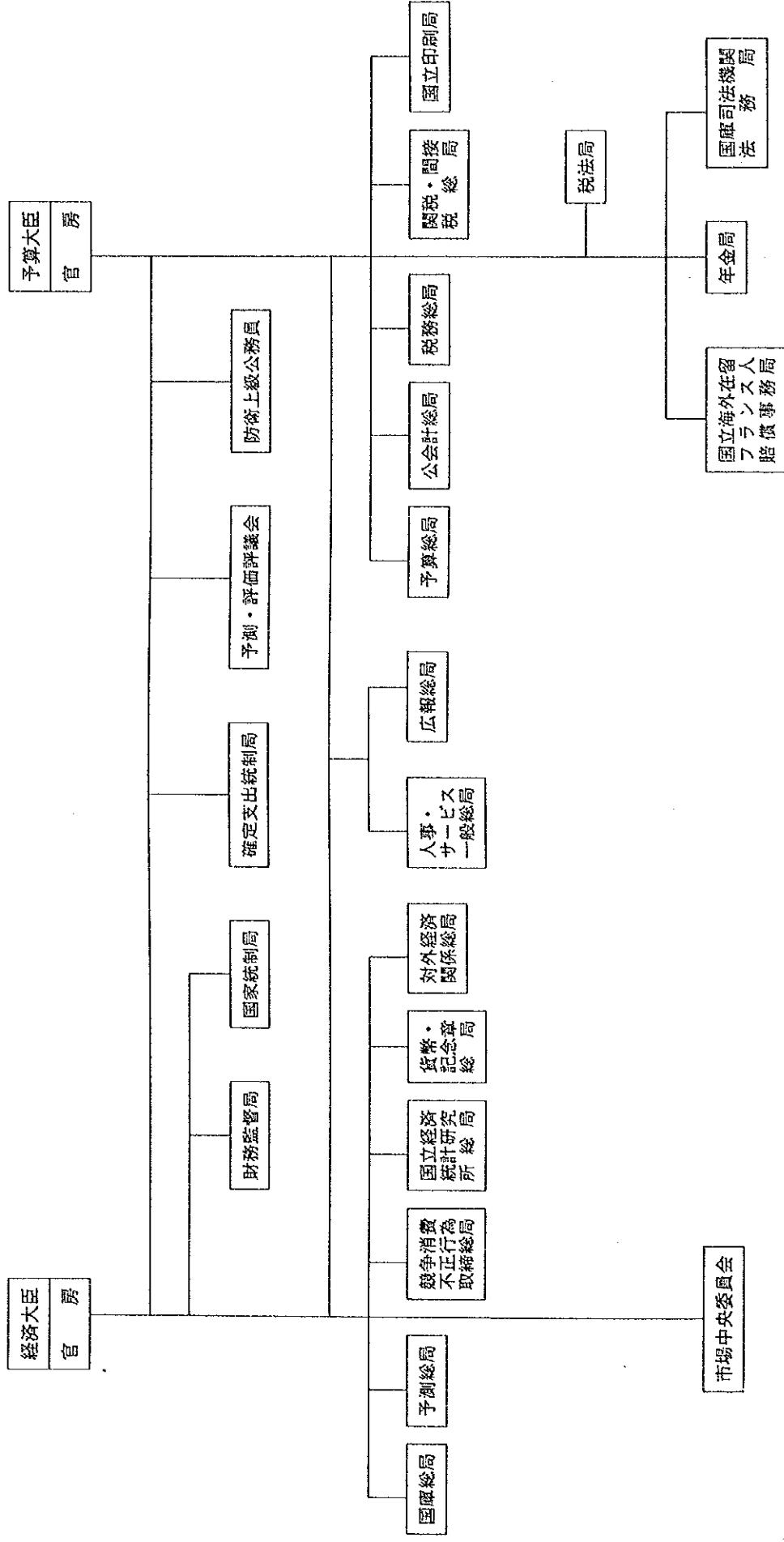
国庫総局は経済財政省の一局であり、海外事務所が存在しているかどうかは不明である（次頁の経済財政省・予算省組織図を参照のこと）。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

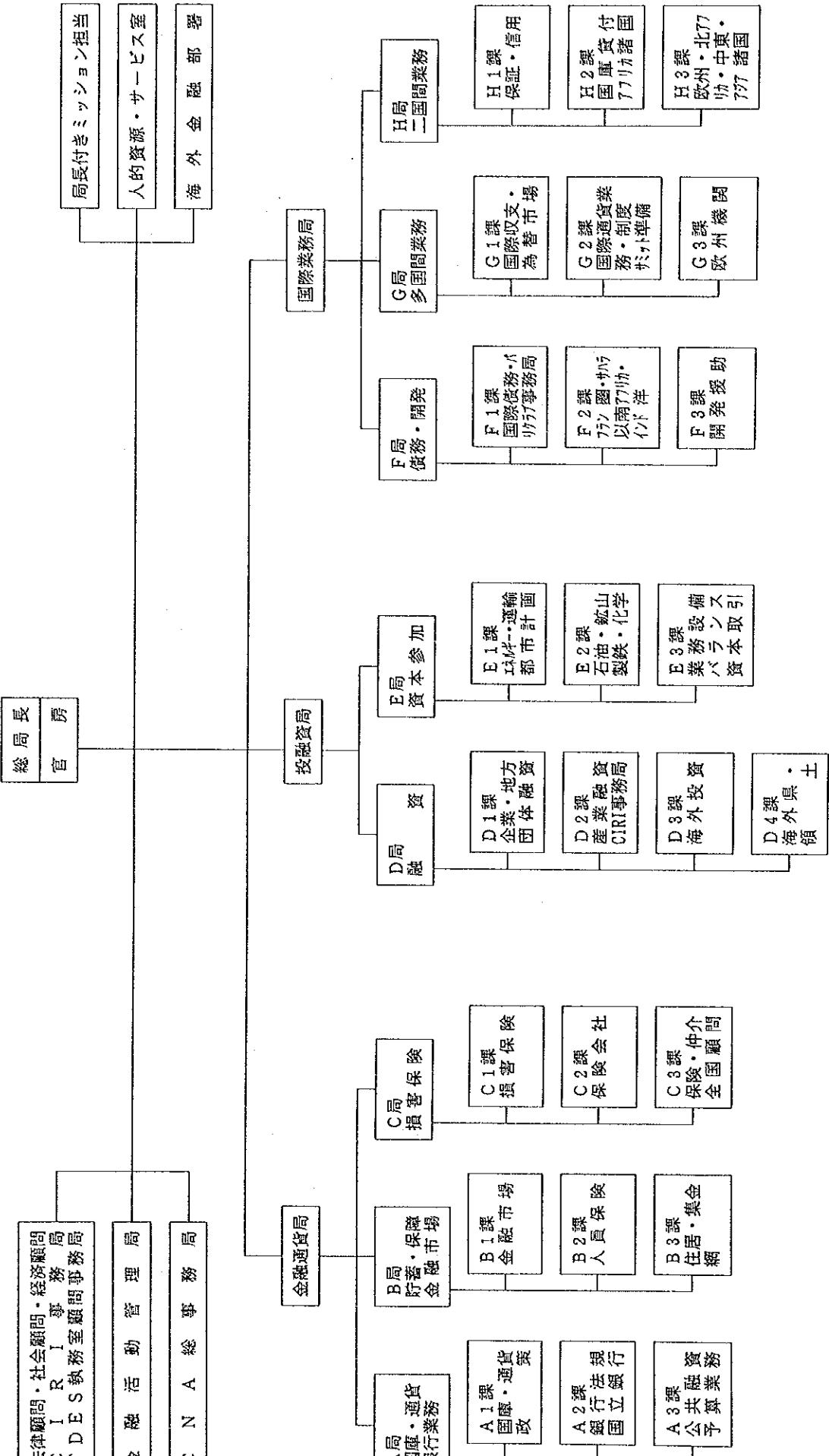
4. 方針、重点項目、実績等

未調査。

経済・財政・予算省組織図



国際企画局組織図



フランス開発金庫 (Caisse Française de Développement : C F D)

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

1958年12月30日設立。国が100%資本金を保持する金融専門機関。

前身は海外フランス中央金庫であり、1958年に経済協力中央金庫 (C C C E) に改組、1960年正式に旧植民地援助機関となり、1992年に現在のフランス開発金庫に改組となった。

協力省担当地域を中心とするプロジェクト型資金協力と構造調整支援資金協力を担当している。また、C F Dグループが形成されている。

出典：「J I C A在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

2. 所掌業務

アフリカ、インド洋、カリブ海、南太平洋、インドシナ諸国60カ国を対象に、経済社会開発のための長期貸付および助成金供与を行っている。

1992年11月C C C EからC F Dへの改名に伴い活動分野も拡大した。1993年には、エチオピア・エリトニア、東南アジア（ベトナム・ラオス・カンボジア）での貧困地域の社会開発活動にも携わった。同年にはハノイとプノンペンに新たな支店が設けられた。

中心的業務は以下の通りである。

- ①経済全分野において公共・民間を問わず生産的投資に融資
- ②構造調整プログラム支援用に政府に融資
- ③技術協力、幹部職員の再教育（C F Dは自己の幹部社員を海外の金融機関に期限付で派遣している。また、C F DグループのC E F E Bが研修を担当。その大多数はC F Dの活動対象地域諸国からの研修生である。）
- ④外務省のために、種々の開発プロジェクトに助成金供与
- ⑤経済財政省が直接合意した資金援助の管理への参加
- ⑥協力省のためのF A C等公的基金の支払い機関としての役割

C F D 援助は構造調整支援のためのプログラム援助と、プロジェクト援助の二種類がある。プロジェクト援助としての形態は以下のものがある。

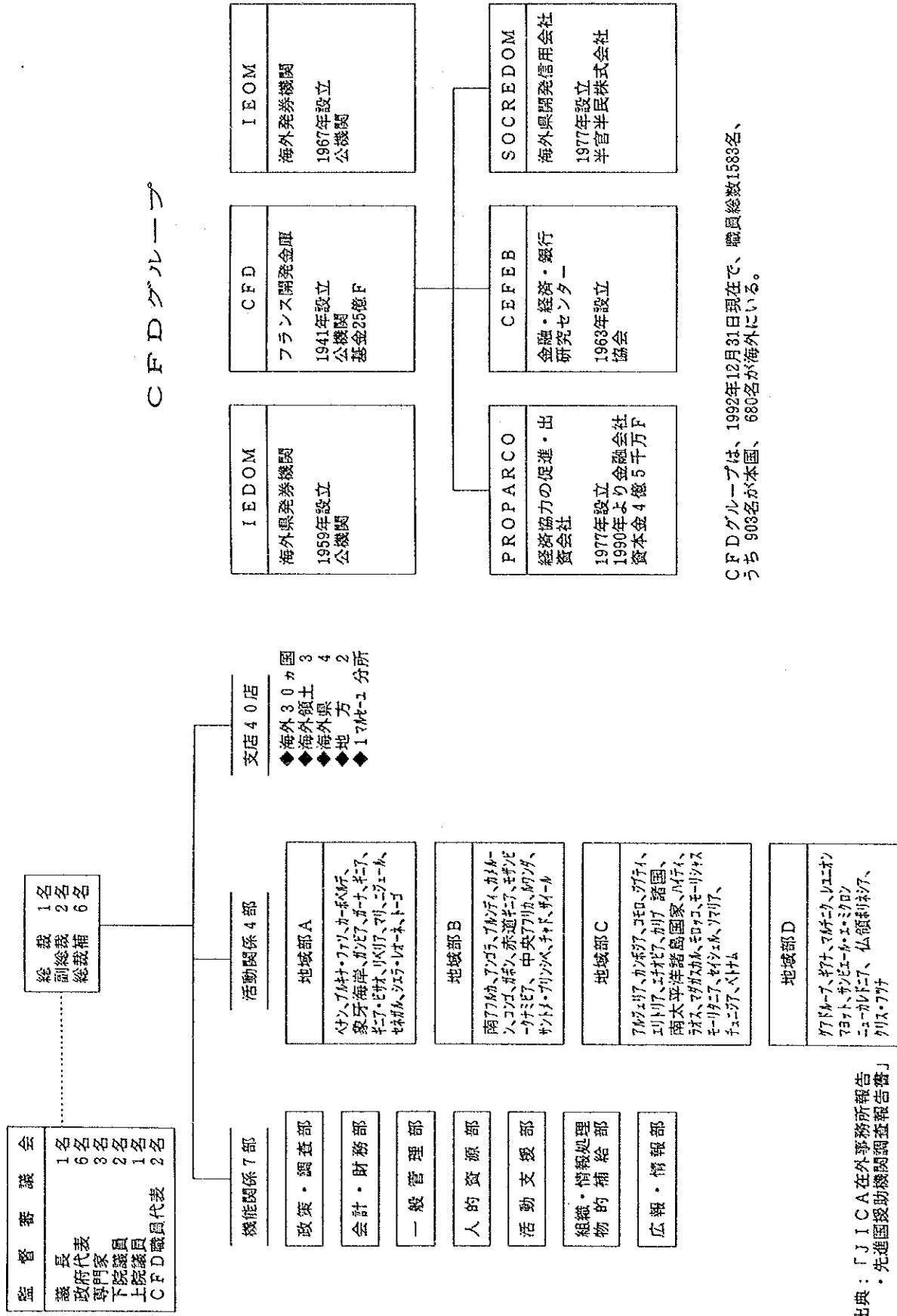
- 助成金 : 最貧国の政府が対象
- O D A 条件の貸付 : 中間所得国の公的プロジェクトが対象（政府を介して行われる）
- O D A 条件の直接貸付 : 最貧国・中間所得国の公共商業分野の企業が対象（政府を介さない）
- 一般市場条件の貸付 : C F D や P R O P A R C O によって実施された、民間分野のプロジェクトに対し（O E C D 合意の範囲尊重の上で）

1992年には海外領を含めた外国で、113億9,500万フランの新たな契約を結んだ。これは1991年度に比べて23.8%の増加である。しかしこの増加は海外領や新たに加わったマグレブ諸国等のおかげで、伝統的なサハラ以南アフリカ諸国は政治不安ゆえにむしろ減少している。

出典：「J I C A在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

3. 機本
3)

フランク開発金庫概要



b) 海外事務所等

C F D の海外支店は以下の諸地域にある。

外国

- ・南アフリカ
Poste d' Expansion Economique, P. O. Box 651 048, 2010 Benmore,
JOHANNESBURG
- ・アルジェリア
6, rue Larbi Alik, 16035 Hydra, ALGER
- ・アンゴラ
rua Dr Alfredo Troni, LUANDA
- ・ベナン
Boulevard de France, BP 38 COTONOU
- ・ブルキナ・ファソ
Avenue Nelson Mandéla, Quartier de la mairie, BP 529 QUAGADOUGOU
- ・ブルンジ
Boulevard de la Liberté, BP 2930 BUJUMBURA
- ・カメルーン
Plateau Atémengué, BP 46 YAOUNDE
rue de la messe, Quartier Bonaprisso, BP 2283 DOUALA
- ・カンボジア
35, rue 352, BP 102 PNOM PENH
- ・コモロ
Avenue du musée, BP 71 MORONI
- ・コンゴ
rue Béhagle, BP 96 BRAZZAVILLE
- ・象牙海岸
Bd F. Mitterrand, BP 1814 ABIDJAN 01
- ・ジブティ
rue Franchet d' Espérey au plateau, BP 1937 DJIBOUTI
- ・南太平洋諸国
1, rue de Barleux, BP j1 NOUMEA cedex
- ・ガボン
Boulevard de l' Indépendance, BP 64 LIBREVILLE
- ・ガーナ
72 b eighth avenue, North ridge, P. O. Box 9592 ACCRA
- ・ギニア
5ème avenue, CONAKRY
- ・ハイチ
3bis, rue St-Hugues, Quartier Turgeau, BP 1228 PORT-AU-PRINCE
- ・モロッコ
Résidence du Grand Atlas, rue Zalagh, RABAT
rue des îles Javarines, CASABLANCA
- ・マダガスカル
23, rue Razanakombana, Ambohijatovo, BP 557 ANTANANARIVO
- ・マリ
Quinzambougou, route de Sotuba, BP 32 BAMAKO
- ・モーリシャス
18, rue de l'Eglise, BP 1157 PORT LOUIS Centre
- ・モーリタニア
Quartier des Ambassades, rue Mamadou Konaté prolongé, BP 5211
NOUAKCHOTT
- ・モザンビーク
1135, avenue Ho Chi Minh, BP 2647 MAPUTO
- ・ニジェール
Avenue du Gountou-Yéna, BP 212 NIAMEY

- ・小アンティル諸国
Immeuble CFD/IBDOM, Bd général de Gaulle, BP 804-97244 FORT-DE-FRANCE
- ・中央アフリカ
rue de la Moyenne corniche, BP 817 BANGUI
- ・ルワンダ
Boulevard de l'Umuganda, BP 1014 KIGALI
- ・セネガル
15, avenue Nelson Mandéla, BP 475 DAKAR
- ・チャド
Immeuble de la Caisse de stabilisation des prix du coton, Route de Parcha, BP 478 N'DJAMBNA
- ・トーゴ
9, avenue de Sarakawa, BP 33 LOME
- ・チュニジア
17, avenue Jugurtha, 1002 TUNIS Belvédère
- ・ヴァヌアツ
Kumul highway, Immeuble Pi Iokoko house, BP 296 PORT VILA
- ・ザイール
Centre de commerce international, 11, avenue des cataractes, BP 1996 KINSHASA 1
- ・ジンバブエ
PROPARCO代表
Poste d'expansion économique, Cabs centre, Joso Moyo Avenue, P. O. Box 557 HARARE

海外県

- ・グアドループ
Boulevard Légitimus, POINTE-A-PITRE
- ・仏領ギアナ
Lotissement les Héliconias, route de Baduel, CAYENNE
- ・マルチニック
Immeuble CFD/IBDOM, Bd Général de Gaulle, FORT-DE-FRANCE
- ・マヨット
BP 500, Mamoudzou, 97600 MAYOTTE
- ・レユニオン
1, rue de Lycée - Champ Fleuri, SAINT-DENIS
- ・サン・ピエール・エ・ミクロン
22, place du Général de Gaulle, SAINT-PIERRE

海外領

- ・ニューカレドニア
1, rue de Barleux, NOUMEA
- ・仏領ポリネシア
2, rue Cook, PAPEETE
- ・ワリス・エ・フツナ
Tepa-mua-ile de Wallis, MATA-UTU

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

4. 方針、重点項目、実績等

1991年3月19日に新たなCFDの事業計画が練り上げられた。

その内容は以下の二点にまとめ上げられる。

- a. 開発政策の決定への参加
 - 調査能力の拡充
 - 自らの活動と理念を広く知らせる
- b. グループ内の機能強化・拡充
 - 業種の拡大
 - 参加運営
 - 責任体制の分散化
 - 職業的価値の向上
 - 研修の拡充

そして特に開発領域においては、以下の3つの指針が挙げられている。

- a. 現状への注視
 - 開発に対する総合的なアプローチ
 - パートナーとの対話
 - 新形態の開発援助
- b. 國際的視野に立った、優先分野への活動
 - 優先分野
 - 都市開発の結果への対処
 - 住民参加による農村開発
 - 民間分野の発展支援
 - 財政システムの再建
 - 環境保護
 - 開発への国際的アプローチ
 - 開発への地域的視野にたったアプローチ
 - 国際援助との協調
- c. 追跡調査・評価のための恒常的システムの設置

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

CFDの1991年度と1992年度の実績は次の様になっている。

		1991年		1992年	
		百万フラン	百万US\$*	百万フラン	百万US\$*
契約総額		10,555	1,870.8	12,941	2,444.5
地域別分類	外国	7,951	1,409.3	9,907	1,871.4
	プロジェクト	4,652	824.5	5,438	1,027.2
	調整	3,241	574.4	4,329	817.7
	出資	58	10.3	120	22.7
	海外県	1,307	231.7	1,546	292.0
融資方式別 分類	海外領	1,297	229.9	1,448	273.5
	プロジェクト	2,717	481.6	4,052	765.4
	助成金	1,935	343.0	1,386	261.8
	調整	2,200	389.9	3,275	618.6
	借款	1,041	184.5	1,074	202.9

* IMF 1992年平均交換レート(1US\$=5,2938フラン)を参考に算出。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

B. 意思決定と実施システム

注：これ以降の援助実施機関に関する記述は、フランスの国としての記述であり、特定の機関について述べる場合はその旨を記載することにする。

1. 意思決定システムと役割

a) 本部

フランスの援助実施諸機関は、各自自立的に活動しており、それぞれの機関はその固有の意思決定と実施のシステムを持っているため、共同融資のプロジェクトでない限り、各機関は独自に自己のプロジェクトを発掘・運営している。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

b) 海外事務所等

各援助実施機関の海外事務所については、II. Aのそれぞれの機関の概要を参照。

2. 外部機関との契約等

①調達の実施方法

一般無償の機材供与、施設建設は援助対象国の担当機関が主体となり調達を実施し、協力省は企業情報の提供と入札結果のチェックを行う。

技術協力用の機材供与は協力省が調達を実施する。

②調達の条件

FAC 援助は調達適格国をフランスおよびフラン西諸国（フランス共同体の通貨制度を有す国々）に限定する部分アントイドであるが、実際はほとんどフランス企業が受注しており、タイドに近いものとなっている。また公開調達を実施しない随意契約も多い。コンサルタント、建設などの現地企業はフランス企業のサブコンタラクトの形でプロジェクトに参加している。

出典：『主要先進国の無償援助』(1989)

C. 関係機関との連携

1. 関連機関との関係

フランスの開発援助は関係諸官庁の役割や担当地域別の分担などにより、援助全体の機能は統一されておらず、各援助機関間の連携もない。

2. N G Oとの連携

a) 協力関係にあるN G Oの種類

フランスのN G Oは一般的に、緊急のN G O、開発のN G O、ボランティアのN G Oの三種に分類されるが、そのうち開発途上国援助を目的とするN G Oだけを統計したものはない。現在、約240団体が公的な資金援助を受けている。また1990年6月14日には、活動が途上国援助に関連するフランスの250団体の間で、C L O S I (Comité de Liaison des Organisations de Solidarité Internationale:国際連帯機関連絡委員会)という組織が結成された。これはN G O間の意思疎通・協調関係を向上させるためだけでなく、政府機関との交渉の主要な窓口となるものである。

途上国で活動するボランティア団体の間では、すでに1978年にC L O N G (Comité de Liaison des Organisations Non Gouvernementales de Volontariat)が結成され、以下の団体が加盟している。

①A F V P (Association Française des Volontaires du Progrès:進歩のボランティアフランス協会)

もとは1963年協力省の発意で創出され、日本の青年海外協力隊と似た組織であったが、徐々に協力省からの自立度を増し、助成金はいまだ多いとはいえ、今日ではN G Oとなっている。30カ国にボランティアを派遣し(98%がサハラ以南アフリカ)、協力省との協調プロジェクトの中心的あるいは共同実施者としての役を担う。

②A I C F (Action Internationale Contre la Faim:飢餓に対する国際行動)

③A J A C S (Association Jeunesse d'Action de Coopération:協力活動青年協会)

④B I O F O R C E

⑤C E F O D E (Centre de Formation pour le Développement: 開発のための研修センター)

- ⑥ D C C (Délégation Catholique pour la Coopération: 協力のためのカトリック代表団)
- ⑦ D E F A P (Service Protestant de Mission et de Relations: 布教と交流のプロテスタント奉仕団)
- ⑧ Enfants Réfugiés du Monde (世界の子供難民)
- ⑨ Frères des hommes (人類の兄弟)
- ⑩ Handicap International (国際障害者)
- ⑪ Medicus Mundi (世界の医者)
- ⑫ Pharmaciens sans frontières (国境無き薬剤師団)
- ⑯ S C D (Service de Coopération au Développement: 開発協力サービス)

それ以外に長期にボランティアを派遣する団体として

- C I C D A (Centre International de Coopération pour le Développement Agricole: 農業開発協力国際センター)

また医療分野で短中期派遣するボランティア団体は

- M S F (Médecins Sans Frontières: 国境無き医師団)
- フランス赤十字

その他の分野では

- E S F (Ecoles Sans Frontières: 国境無き学校)
- I S F (Ingénieurs Sans Frontières: 国境無きエンジニア団)
- E C T I (Echanges et Consultations Techniques Internationaux: 国際技術交流・コンサルティング)
- A G I R - A B C D (Association des Intervenants Retraités pour des Actions Bénévoles de Coopération: 協力奉仕活動のための退職者協会)
- COMPAGNONS BATISSEURS (建築の仲間)
- C O N C O R D I A
- JEUNESSSB ET RECONSTRUCTION (青年と復興)

出典: 「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

b) 当該援助機関との関係

援助における民間セクター（N G O、民間企業）の活用は奨励されている。しかししながら、フランスにおけるN G O活動は比較的歴史が浅く、他の主要援助国と比べ、N G O援助実績額は小規模なものにとどまっている。

N G Oの資金は、1989年には21億 100万フラン(US\$ 330.7million: IMF 1989年平均交換レート；1US\$= 6.3801 フラン参考)であり、そのうち自己資金は79%である。その半分は現物贈与（15%にあたる）を除いて、教会関係者、一般市民等からの献金からきている。

出費の方はその三分の二が開発途上国での活動に費やされ、五分の一がフランス国内向けに、そして14%位が運営資金として使われている。

N G O関係への融資の一般会計が、省庁レベルでは存在しないため、近年増えているとはいえ、公的援助は少ない。N G Oによって実施されたO D Aの割合は、O E C D 18カ国中、フランスは15番目である。現在N G Oは非政府援助部による共同融資しか受けていない。

それ以外の小口の支援として以下のものが挙げられる。

- ①開発途上国における外交官ポストの援助機関による、介入分散融資（C D I）や、小型開発活動（P O D）の供与
- ②大臣官房による小額の運営助成金
- ③二国間援助計画のプロジェクト実施の際、公契約や指令書により、N G Oが実施者あるいは役務提供者となった場合の融資
- ④他の省庁による種々な形での支援や援助

3. 地方自治体との関係

地方自治体の協力活動は、商工会議所・手工業会議所・P M E - P M I・各種文化社会団体・研修機関・N G O等のオペレーターの支援を受けて、地方自治体が直接実施する。その内容を大きく分けると以下の3つになる。

- ①姉妹関係提携・協力：フランスの自治体と開発途上国、特にアフリカの自治体と

の間の交流・連携活動

- ②都市間技術協力：プロジェクト分野の配分を分析すると、フランスの大・中都市はその大部分が都市協力分野に集中しており、資金面だけでなく、各公共サービス部門間での技術的鑑定・研修員養成等の人的側面でも大きく力を入れている。
- ③民間企業と制度的パートナー（病院・学校・会議所等）との合同による相互発展協力：地方レベルでは、企業協力に力を入れており、ADECI・CEDRE・PROMOPICといった開発地方事務所や専門地方団体のサービスを利用して県会は企業協力・農業協力・文化社会協力の各分野に均等に活動している。

こうした活動の協議や促進のための場がいくつか設けられているが、更により総合的なものとして、この種の協力活動における協議とその促進を図る目的で1989年に協力大臣によって「開発の為の地方分権協力委員会(COMMISSION DE LA COOPERATION DECENTRALISEE POUR LE DEVELOPPEMENT)」が、創設された。この委員会は協力省の建物内に所在する。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

4. 外国機関、国際機関との連携

フランスの多国間援助の主要な部分は、EC援助に向けられており、連携面でもEC機関やその加盟国と行う事が多い。

研究機関レベルでは1992年にCIRAD（フランス）・NRI（英国）・KITE（オランダ）・IICT（ポルトガル）の4機関の間で、ECART（CONSORTIUM EUROPEEN POUR LA RECHERCHE AGRONOMIQUE TROPICALE: 热帯農学研究ヨーロッパ・コンソーシアム）が結成された。これは単に研究室内だけではなく、フィールドワークも行う4機関 2,000名以上の科学者が集まり、環境・天然資源管理と、研究活動の組織化と運営への助言を優先課題としている。

最近では、特に医療分野において、予算面で限界のあるフランスと、言語問題で専門家を派遣しにくい日本との間で、いくつかのプロジェクトにおいて協調が成功したのに踏まえ（セネガル、マダガスカル等）、今後もこうした形での日仏協力体制を望んでいる。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

III. 当該援助機関における技術協力

注：本項の記述は、フランスの国としての記述であり、特定の機関について述べる場合は、その旨を記載することにする。

A. 技術協力実績

1. 第二国研修・第三国研修

各々の機関が独自に活動するフランスでは、研修体制を相互に協力・補完しあうことはあるが、ほとんどが独自に実施されている。したがって、組織別にその実績を見ることとする。

①協力省

1992年度において、協力省は総額2億548.9万フラン[US\$ 38.82 million: IMF 1992年平均交換レート(1US\$= 5.2938 フラン)] の奨学金を、4,972名にわたる奨学生に給付している。それを分野別に分けると以下の様になる。

分 野	人 数	金額	
		百万フラン	百万US\$ *
研修	2,726名	112,997	21,344
医療	346名	13,064	2,468
文化活動	345名	20,028	3,783
研究	90名	4,728	0,893
農村開発	161名	8,041	1,519
鉱山・エネルギー	35名	1,231	0,233
中小企業・工芸	22名	0,567	0,107
第三セクター	10名	0,348	0,066
インフラ構造	245名	11,336	2,141
行政協力	532名	17,881	3,378
その他	460名	15,268	2,884

* IMF 1992 年平均交換レート(1US\$= 5.2938フラン) を参考に算出。
出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

②C F D

研修はC F Dグループ内では、C E F E Bが担当している。C E F E Bは1961年の創立以来、世界61カ国から、2,312名もの研修員を受け入れてきている。その大多数は、C F Dの活動対象地域の諸国からの研修員である。研修の種類を分類してみると以下の通りになる。

	1961年来累計	1992年度(人)
フランス国内での研修	2,312	165
－年度別研修 *	1,704	84
－短期専門研修	240	4
－企業経営者用セミナー	230	18
－専門セミナー	138	59
外国での研修	1,426	121

注：年度別研修：毎年9月から6月の10ヶ月間実施される。最初の6か月間は会計
・金融・管理一般等の基礎知識を学ぶ共通研修で、残りの4か月
がコースを選択する専門研修である。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

③ORS T O M

1992年には、全部で565名の開発途上国の研究者が、ORS T O Mからの支援
を受けている。その内訳を具体的に数字をあげて以下に見てみる。

開発途上国の現役研究者への協力・援助

－短期受入（1～6か月）	研究者40名受入れ 予算：305万フラン(58万US\$)*
－高水準科学向け滞在（平均2か月）	研究者27名対象 予算：150万フラン(28万US\$)* 協力省より交付
－研究系統／南－南協力への援助	13系統融資 予算：25万フラン(5万US\$)*

開発途上国初心研究者への支援

－協力契約	研究者 112名対象 予算：300万フラン(57万US\$)* 協力省より交付
-------	---

開発途上国の若い科学者発掘のための研修（ORS T O M－大学の関係強化）

－同化／研修契約	29名対象 予算：120万フラン(23万US\$)*
－ORS T O M研究手当	185名対象 予算：570万フラン(108万US\$)*

研修員受入

－外国人研修員	外国人 172名（研修生 356名中） うちブラック・アフリカ 123名(70%) ・自國研修 92名 ・第三国研修 16名 ・フランスでの研修 15名 予算：130万フラン(25万US\$)* うち37万が研修手当、100万が運営費
---------	---

* IMF 1992年度平均交換レート(1US\$=5.2938フラン)を参考

④ C I R A D

1992年に研修を受けた研究者は、全部で490名で、フランス人215名と他のヨーロッパ諸国14名を除いた261名を地域別に分類すると次のようになる。

北アフリカ	30名
西アフリカ	91名
中部アフリカ	42名
東アフリカ	35名
南部アフリカ・インド洋	17名
南米・カリブ海	21名
中東・アジア・オセアニア	25名

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

2. 専門家等の人員派遣

①協力省

1992年の協力省関連の、海外への派遣人員数は、全部で7,486名で、国別に見ると象牙海岸(1,261名)とセネガル(866名)の二カ国が群を抜いて多く、ガボン、カメルーン、マダガスカル、ジブティがそれに続く。以下にその内容別内訳を見る。

直接的技術援助	5,597名
技術者	1,483名
教師	3,324名
国民服務ボランティア	790名
間接的技術援助	514名
フランス在外機関の職員	1,181名
専門家ミッション	194名

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

②C F D

C F Dは自己の幹部社員を海外の金融機関に、管理者として、あるいはその顧問として期限付きで派遣している。1989年からは航空会社エール・アフリックに経営再建を目的に、上級幹部社員チームを送り込んでいる。人数的内訳とその年度別変遷を以下に示す。

	89年末	90年末	91年末	92年末
中央銀行	3名	3名	3名	3名
開発銀行	9名	7名	7名	7名
エール・アフリック	7名	7名	6名	5名

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

B. 技術協力サイクル

種々の援助機関が複雑に錯綜するフランスでは、個々の機関や状況に応じて多様に変化し、予め定まった形での技術協力サイクルといったものは存在しない。ただ一部定式化されているFAC運営委員会やCFDにおける案件採用の過程は以下の通りである。

① FACの案件採用の過程

a. 案件発掘

フランスは総合的な援助計画のための政策対話を、内政干渉に繋がるという観点から途上国とはあまり行っていない。しかし、フランスの主要援助対象国はフランスとの歴史的、経済的結びつきが深い国が多く、様々な点で開発政策につながる交流が行われているといえる。したがって、公式には協力省と相手国政府との間で構成される合同委員会（Joint Commission）で、その年度の要請案件の候補が検討、協議されるのがプロジェクト形成の始めとなる。候補案件の発掘に関しては、援助対象国政府が行うよりも、協力省の協力ミッションやフランスの民間企業によるものの方が多いのが現状である。

b. 案件の審査と選定

合同委員会で案件についての協議がなされたのち、相手国政府がその案件の要請書類を作成して協力ミッションに提出する。内政干渉を避ける意味からも要請書は不可欠である。

協力ミッションはこの要請書の内容を確認した後協力省の本部へ送付する。本部では、開発プロジェクト総局が案件の経済性と技術面の審査をし、開発政策総局のFAC融資課が供与資金についての検討を行った後に、開発政策総局長がこの案件をFAC運営委員会の分科会に提出するかどうかを決定する。分科会提出が決定されるとFAC融資課によって事前準備として運営委員会のメンバーに案件の資料が送られ意見の調整が行われる。したがって、分科会は月に1度開催され、複数のプロジェクトが審議されるが、ほとんどは採択されることになる。

こうして実施が決定された案件は大規模プロジェクトを除いて、協力省の現地駐在ミッションの責任者と相手国政府の責任者により援助協定締結の署名が行われる。

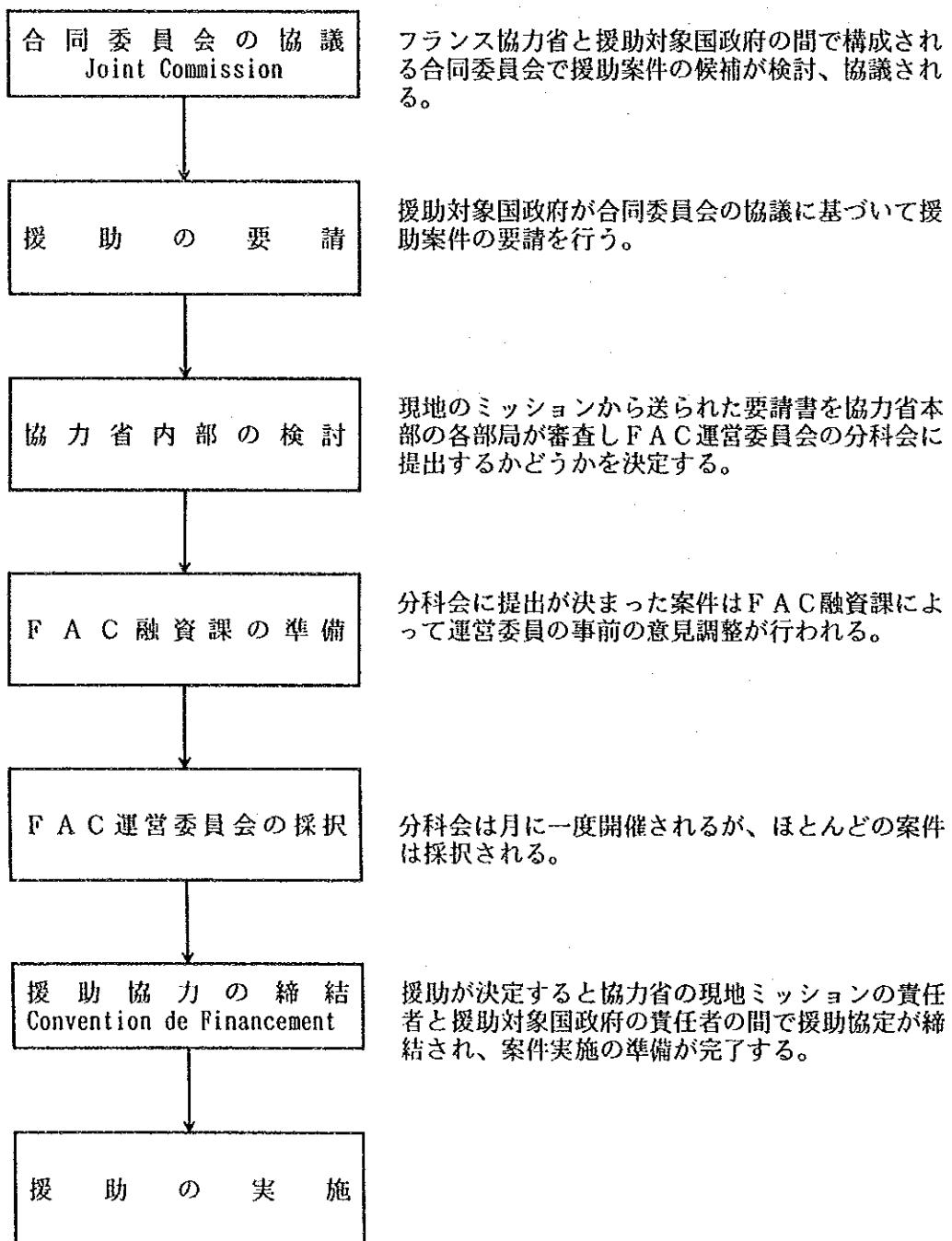
c. 協力省と援助対象国の間の協定

F A C 援助では前述のように協力開発庁協力ミッションの長と援助対象国政府機関の長が援助協定を結ぶ。この内容は、プロジェクト実施の手続き、調達条件などについて規定した一般条項と、案件の内容、供与金額、他の機関からの協調融資額などを規定した個別条項からなっている。

実施中のプロジェクトの監理は現地に駐在している協力ミッションが行い、プロジェクト完成後の評価については協力省の事後評価室が行う。評価方法は事後評価室の担当者による現地調査の結果を検討し、問題点とその解決方法をプロジェクトの責任者などと共に探る。この結果は報告書としてまとめられ、セクターごとの分析結果はその後のプロジェクト選定・実施の際に利用される。

出典：「J I C A在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」
『主要先進国の無償援助』(1989)

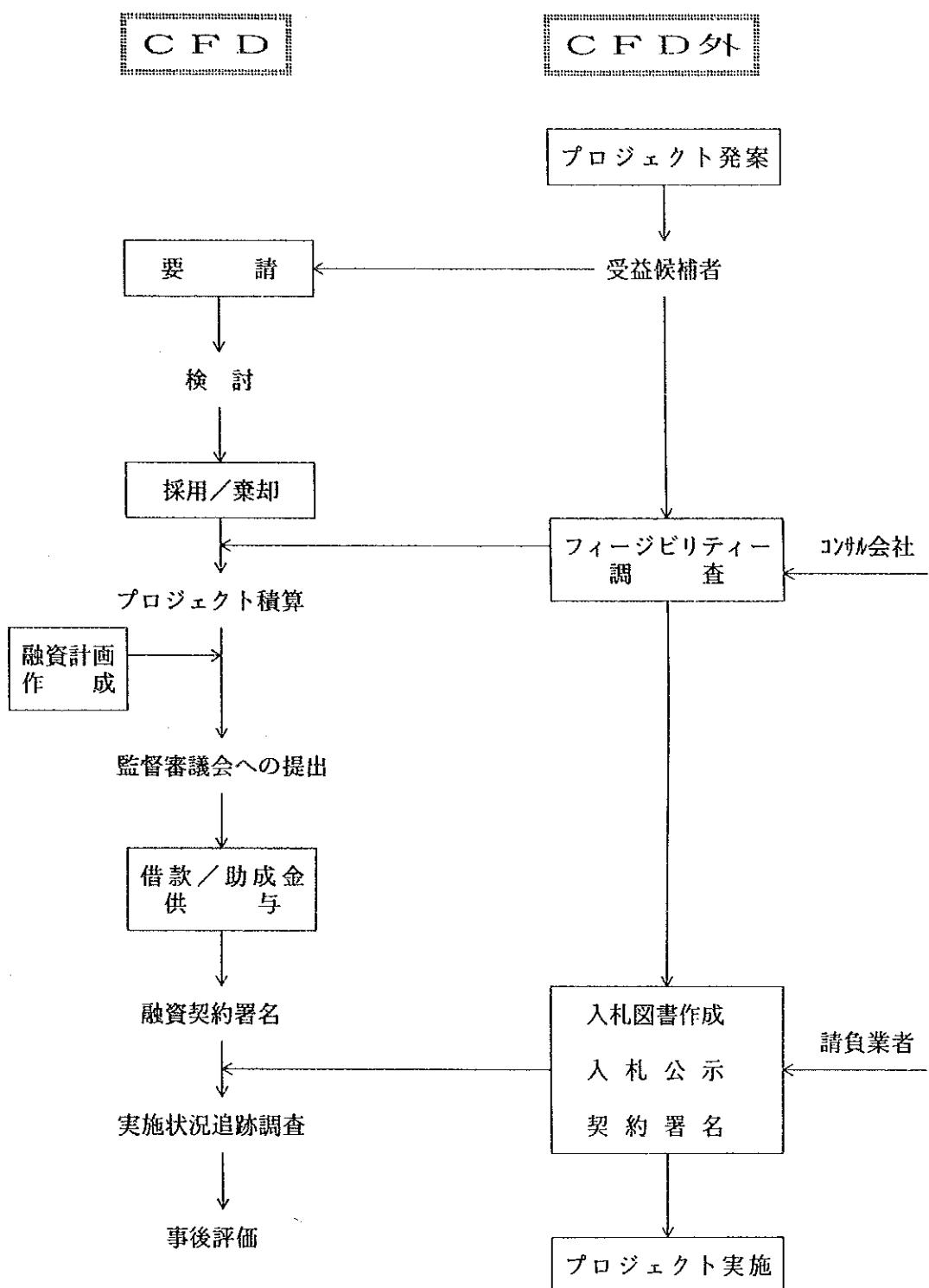
F A Cの援助案件の発掘から実施までのプロセス



出典：『主要先進国の無償援助』(1989)

② CFD

CFDにおける案件採用のフローチャート



出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

C. プロジェクト等の運営管理手法

コンサルタントの業務監督については、基本的に任命された担当官が行っており、必要に応じて本部のエンジニアの応援を受け、TORに従った業務の遂行をチェック、指示している。

コンサルタント・フィーの支払いについても現地事務所が主体でインボイス等のチェック、および契約額（予算）等のチェックも行っている。

出典：『先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する調査報告書』
(1987)

D. 専門家等の援助要員

1. 技術協力要員養成・確保

a) 養成

(1) 養成機関

養成機関は以下に示す通りである。

① C H E A M (CENTRE DES HAUTS ETUDES SUR L'AFRIQUE ET L'ASIE

MODERNB: 現代アフリカ・アジア高等教育センター)

1936年設立された高等教育の公的機関。協力省による専門家養成で一番大きな役割を果たしている。

② C I E D E L (CENTRE INTERNATIONAL D'ETUDES POUR LE DEVELOPPEMENT

LOCAL: 地方開発調査センター)

もともとは私立大学内の組織であったものが、この12年来開発援助に携わる職業人を養成する研修機関へと発展した。

協力省、外務省、E C 機関、人類進歩基金による認証を受けた。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

(2) 養成システム

協力省内部では協力員人事課（B F C）が担当している。

フランスあるいは国外における公的ないし民間機関による人材養成に関する入札公示が年間を通して行われている。サービス要請の度ごとに、この入札公示は繰り返される。公示は B O C M（広告・公的契約広報）紙上にて掲示される。

援助員は一般に最長 3 カ月間の、養成ないし再養成用研修を受けることができる。協力員の夏期休暇期間中に、フランス国内にて合同研修会が開かれ、各自の経験を交換し、協力省の政策を普及する場となっている。出発準備研修のうち、毎年 7 月に行われる大研修は（1990年に 240名、1991年に 280 名参加）は主として教育者を対象としている。現地国に到着した際、最初の週には M C A C（協力・文化活動ミッション）による、受入れ研修が行われる。また、研修期間中に少なくとも 5 回以上ミッションに参加する事を約束するなら、より長期の高度な専門家研修を受けることもできる。B F C は 1991年度にはこの種の研修に 200万 フランの予算を支給し、研修生 500名がその恩恵に預かった。

出典：「J I C A在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

b) 確保

(1) 人材状況

協力省が募集する専門家等の技術協力要員は、次の 3 種類に分けられる。

①公務員

プロジェクトの内容に従い、関連省庁（農業省、文部省、工業省等）、あるいは病院、地方自治体等から派遣される公務員。

②国民服務協力員（C S N）

良心的兵役拒否者や、高等教育機関の学生・卒業生、特殊技能所有者が、兵役の代わりとして行うナショナル・サービス。主に教員が多い。

③一般民間人

協力省と結んだ契約を通して、ミッションの期間中だけ一時的に公務員の資格を得る、契約公務員。

こうした条件からして必然的に、上記いずれの場合においても、候補者はフランス国籍の所有者でなければならない。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

(2) 確保システム

募集広告が広報（文部省、その他の省庁、地方自治体等の広報）上に掲載される。あるいはミニテル（フランス特有の新情報システム）において、募集中のポストやミッションに関する資料ファイルを閲覧できる。

採用が決定された者は、協力省との間で個人的契約を結ぶことになる。この契約期間は6か月から3年の間であり、正規の職員の場合、その派遣日をもって、それ以外の場合は搭乗日もしくは事前研修開始日をもって発効するものとする。

そしてフランス政府と相手国政府と合同で作成されたミッション・レターによって、必ず、具体的な内容を知らされることになる。このレターには、活動分野、職務、責任、ミッションの目的、供与される手段、得るべき成果が規定されている。

1992年の新たな政令によって、今後あらゆるミッションは、一時的な性格を持つ契約ベースとなり、協力ミッションと相手国政府の関与する定期的評価が必要となった。そして同一国においてなされるミッションの継続は例外的となり、いかなる場合でも6年を越えることはできなくなった。

この措置によって今後は協力活動を専門職とすることが不可能となる。これから、協力員の研修は2つの意味を持つことになる。すなわち協力ミッションに任務に適応するためのものと、ミッション終了後の社会復帰のためのものである。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

2. 専門家及び職員の安全対策及び福利厚生

a) 過去の被害状況

未調査。

b) 安全対策

未調査。

c) 保障制度

協力員の手当は、以下の4つの要素によって構成され、原則はフランス・フランによって支給されるが、その一部は現地通貨によってなされることもある。

①基本給 ②職能手当 ③技術手当（必要に応じて） ④家族追加金

職能手当は全部で10級に分けられ、協力ミッションの長が、募集前にそのポストのクラス分けを行う。これは受入国によって異なる係数によって乗数倍され、年に一度見直される。技術手当は閣僚間決議で決められる。

新たな給与体系には、従来支払われていた遠隔地手当、勤労手当、家族手当を廃止し、また勤務・休暇による月例給与の差をなくした。

住居は今まで通り、協力協定に従って受入れ先政府側が提供するものとされる。

年間行政休暇は、研修日を含む就業1か月分につき4日間である。また学校休暇の方は60日間である。他方、相手国政府の了解のある場合、協力省に対して1年間につき就業日5日間分以内の有給休暇、ないし10日間以内の無給休暇を申請することができる。

また2か月間の猶予期間をもっての事前通知で、契約を破棄することもでき、場合によっては賠償金も支払われる。また現地での政治状況の変化によって、特別帰国指令が出るときもあるが、その場合も支給手当は新政令に規定されている。協力員本人および家族の運賃、荷物の輸送費についての条件もこの政令によって決められており、一般には赴任日より12カ月につき往復旅費一回分が、協力省によって負担されることになる。

協力員ないしその家族の傷病時の帰国、あるいは死去の際の棺代、納棺、遺骸輸送費はフランス政府によって負担される。但し、葬式代はそこには含まれない。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

3. 第3国専門家等の活用状況

a) 特徴および活用システム

コンサルタントの活用状況は以下の通りである。

契約適格条件

C F D	F / S の場合ほとんどフランス国籍
グラント	フランス語圏のコンサルタント
ローン	コンサル登録が必要

契約

競争を原則とするが、契約額の大小により随意（特命）契約もある。

※コンサルタント、建設などの現地企業はフランス企業のサブコントラクトの形でプロジェクトに参加している。

なお、C F D関係者からのインタビューによる重点を以下に示す（注：インタビュー時はC C C E）。

- ①協力省およびC F Dはフランスの旧植民地を対象とする専門機関であるため、援助対象国に関しては長年にわたって蓄積されたデータと人脈を有し、コンサルタントに関しても同様にデータが蓄積されている。そのため、競争参加者の資格を定めた正式な登録制度を設けてはおらず、伝統的に実際的な方法によって契約を締結している。
- ②コンサルタント企業には、フランス企業および相手国の企業が適格である。しかし、現実的には能力のあるローカルコンサルタントが不在のため、実質的にはほぼ完全にフランススタイルである。
- ③外国人スタッフの活用については、公的機関、民間機関を問わず雇用されたフランス企業に含まれる外国人スタッフは問題ない。

出典：『先進国援助機関におけるコンサルタント契約実態調査（ヨーロッパ班）報告書』（1988）
『先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する調査報告書』（1987）

b) 実績

未調査。

E. 資金協力との連携

未調査。

IV. 開発援助調査研究

A. 主要な研究機関

1. 研究機關概要

フランスにおいて、開発援助に関わる研究機関は多数あるが、その中でも O R S T O M (海外科学技術研究局)、C I R A D (国際農業開発研究センター)、I N R A (国立農業研究所) の 3 機関はとりわけ重要な役割を果たしている。以下に各機関を個別的に見てみることとする。

① ORSTOM (OFFICE DE RECHERCHE SCIENTIFIQUE ET TECHNIQUE D'OUTRE-MER:
海外科学技術研究局)

協力省と研究関連諸省を上部責任機関とする科学技術的公的機関であるORS-TOMは50年以来、熱帯地方におけるたゆまぬ研究を重ねてきた。

現在約10億フランの予算を持ち、職員総数約2,600名で、そのうち800名は開発途上国の職員である。研究者・技師・技術者に限ると約1,500名で、うち600名が開発途上国における各種研究機関やORSTOM研究所に長期派遣されたフランス人で、500名が開発途上国出身の技術者である。それ以外に、ORSTOMの研究プログラムに契約によって参加している、100名程度の外国人研究者がいる。

現在約30カ国、40カ所(ボリビア、ブラジル、ブルキナ・ファソ、カメルーン、チリ、コロンビア、コンゴ、象牙海岸、エジプト、エーカドール、フランス、タンドラーズ、ギニア、仏領ギニア、インドネシア、ケニア、マダガスカル、マリ、マルチニク、メキシコ、ニジバル、ニューカレドニア、仏領リネア、中央アフリカ、レユニオン、セネガル、セイシェル、タイ、チュニジア、ヴァヌアツ、ベネズエラ)展開している。

② CIRAD (CENTRE DE COOPÉRATION INTERNATIONALE EN RECHERCHE AGRONOMIQUE
POUR LE DÉVELOPPEMENT: 国際農業開発研究センター)

1984年、熱帯地方における農学・獣医・森林・農産物加工に携わる各種研究機関の合併によって生まれた公的機関である C I R A D は、協力省をその上部責任機関とする熱帯・亜熱帯地方における農業を専門とする研究組織である。

予算は10億フラン近くに上り、その半分以上が公債から来ている。

職員総数1,800名でうち900名が幹部職員である。1992年末現在で365名の科学者が、アフリカ・インド洋諸国27カ国、南米・カリブ海諸国13カ国、アジア・オセアニア諸国11カ国、計51カ国において、国立研究機関・民間企業・開発会社・N G Oといった様々な機関の下に派遣されている。とりわけセネガル、象牙海岸、ブルキナ・ファソ、カメルーン、ギニア、マリ、チャド、マダガスカル、ブラジル、ヴァヌアツ、インドネシアには10名以上を派遣している。

また代表者や駐在員を22カ国(ベナン、パラグアイ、ブルキナ・ファソ、ブルンディ、カメルーン、コンゴ、エクアドル、象牙海岸、米国、ガボン、ギニア、インドネシア、マダガスカル、マリ、モロコ、フィリピン、南アフリカ、セネガル、シンガポール、チリ、タイ、ヴァヌアツ)に配置している。

③ I N R A (INSTITUT NATIONAL DE RECHERCHE AGRONOMIQUE: 国立農業研究所)

高等教育・研究省と農業・漁業省を共同責任機関とする科学技術的公的機関である。海外県(仏領ギアナ、グアドループ)を含んだフランス全土に22カ所の研究センターを持ち、職員の70%以上が首都圏パリ地方以外に分散化されている。

1993年の予算は30億2,600万フラン(US\$571.6 million)* で、そのほとんどを占める26億1,600万フラン(US\$494.1 million)* は研究省から支給され、農業省からは1,600万フラン(US\$3.0 million)*、残りの3億9,400万フラン(US\$74.4 million)が自己資金である。(* IMP 1992 年平均交換レート(1US\$=5.29387フラン)を参考に算出。)

職員数は1993年度で総数8,626名、そのうち1,760名が科学者、2,057名が研究・調査に携わる技師・技師補佐、3,988名の技術者・技術者補佐、残りが一般事務職である。

出典: 「J I C A在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

2. 研究内容

① ORSTOM

ORSTOMは開発途上国のパートナーに対し、以下の4つの主要テーマに関する研究プログラムと成果を提供している。

- 環境とマクロ生態系
- 熱帯の脆弱な環境下での農業
- 環境と保健
- 人間と変貌する社会

またフランス・外国・国際の公的ないし民間機関に対しても、自己の鑑定・判断能力を提供している。さらにフランスや外国の若い研究者たちの研修も行っている。以下の5つの多分野集合部門の下で、プログラムが作成・実施され、この部門下にある42の研究チームがそれを実行に移している。

- | | |
|-----------|------------|
| -大地・大洋・大気 | -保健 |
| -大陸水 | -社会・都市化・開発 |
| -農業環境と活動 | |

そして次の7つの科学委員会が、プログラムの進行状況と、それを遂行する研究者達の職歴について、定期的に評価を行っている。ここには40以上にわたる専門分野が集まっている。

- | | |
|---------------|------------|
| -地質学・地球物理学 | -植物界に関する科学 |
| -水利学・土壤学 | -社会科学 |
| -水生生物学・海洋学 | -工学・通信科学 |
| -生物科学・人類応用生化学 | |

これらの方針決定機関として、科学審議会があり、プログラムの方向づけだけでなく、研究成果の公表・移転・利用法や研修と価値付与も検討する。

② C I R A D

C I R A Dは農業分野における研究・試験的実践を通して、熱帯・亜熱帯地方の諸国の発展に貢献することをその主要な目的とする。その為に、C I R A D職員に対する内部研修だけでなく、パートナーたる相手側機関の研究者・技術者を対象とする研修も実施する。

また科学技術情報中央サービスにおいては、定期刊行物の発行、国際誌への発表、また研究者に対する、文書資料的な便宜を図っている。

C I R A Dは以下の7つの研究部門からなっている。

－一年生栽培	(CIRAD-CA)
－多年生栽培	(CIRAD-CP)
－果樹・園芸生産	(CIRAD-PLHOR)
－畜産・獣医	(CIRAD-EMVT)
－森林	(CIRAD-Forêt)
－農産物加工・農村システム	(CIRAD-SAR)
－管理・研究・資料収集・技術援助	(CIRAD-GERDAT)

科学研究に携わる人数を比較すると農学分野に重点が置かれていることがわかる。

－農学分野	(36%)	－技術	(10%)
－植物品種改良	(14%)	－家畜生産	(9%)
－農耕栽培保護	(11%)	－経済学・社会学	(6%)

③ I N R A

I N R Aは以下の6つの科学局と、その下にある23の研究部から構成され、それぞれが、フランス全土の地方研究所に配分・配置されている。

物理的環境と農学	：－農学、 －生物測定学	－生物気候学 －土壤科学
植物生産	：－遺伝学・植物品種改良学 －植物生理学・生化学 －森林研究	－植物病理学・雑草学 －植物薬理学・生態系汚染学 －動物学
動物生産	：－単胃動物飼育 －動物遺伝学 －動物病理学	－草食動物飼育・栄養摂取 －水生生物・野生動物学 －動物生理学

農産物加工業	：－果物・野菜及びその派生物の生物工学、 －微生物学、 －炭水化物・蛋白質工学	－栄養摂取・食糧・食品安全 －動物性産物加工
社会科学	：－農村経済・社会学	
農業開発	－農業システム・開発	

1992年度を通して、約500件の協力プロジェクトを実施し、3,729件のミッションを海外に派遣している。また同時期に海外からの研修員840名を受け入れている。1992年末時点では、1,572件の研究契約が実効中である。

1993年には特許を1,701件（うち海外申請が1,553件）と、ライセンス162件（うち68件が特許関連）を所有している。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

B. 援助機関と研究機関との関係

未調査。

V. 新しい援助課題と今後の展望

A. 地球的課題・新規課題への対応

1. 民主化への援助

1989年にラ・ポールで行われた第15回フランス・アフリカ首脳会議における、ミッテラン大統領の演説を契機に、政治制度改革への協力、すなわち民主化と複数政党主義への支持が、新たな援助の指針として浮上してきた。すなわちフランス援助は、独裁体制を維持する国に対しては「冷たく」、反対に民主化努力を行う国には「情熱的」であろうというものであった。

1993年3月に誕生したバラデュール首相率いる保守連合政権もこの基本ラインは引き継いでいるものの、1993年9月3日に外務大臣官邸にて行われた、在アフリカ諸国フランス大使の会議において、ミッシェル・ルッサン協力大臣の演説には多少のニュアンスが読み取れる。

そこでは、近年の民主化の波の中で、ザイール、トーゴー、ブルンディ等多くのアフリカ諸国において暴動が発生し、逆に政治体制が脆弱・不安定化している事に鑑みて、「安定性」ということが強調されていることである。すなわちアフリカ諸国の民主化は各国独自のリズムで行われる事が理解されず、ややもすると内政干渉気味にさえなったことへの反省から、今後は安定性を増大させる方向への政治的移行に協調していくということである。国際的な経済環境の変化、とりわけアフリカ人の高学歴・有資格者の失業の増加や、エリート層の国外流出といった新たな状況を前に、アフリカ諸国の行政機構の制度強化へと重点が移行してきている。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

2. 環境問題

1992年のUNCEDの準備段階で、フランスはあらゆる種類の開発援助を通しての長期的開発への協力を主張し、「緑の基金」等の創出により、環境と他の経済分野との分離に反対した。また二国間援助では以下の様な形で環境問題に配慮している。

- ①公式に融資されたプロジェクトに関しては、系統的に環境影響調査を実施する。
- ②水の分野においては、種々政府（イドネシア、ブルガル）と共同し、貯水池融資局を設

置して、水道料金を徴収し、その資金を技術獲得や施設建設にあてている。

- ③マクロ経済学的視点にたった環境行動国家計画により、相手国の制度上の能力を高め、開発プロジェクトの評価基準を確立する。
- ④債務調整プログラムに平行して、債務の環境とのスワッププログラム。

オゾン層破壊・温室現象等、地球的規模の環境問題に関しては、フランスはすでに1989年9月に開発途上国も参加できるよう、特殊融資機関の創出を提案した。他の多数の先進国の賛同を得て、1990年11月に世界環境基金が創出された。現在、フランスはドイツと並んで第一番目の出資国となっている。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

B. 現体制の問題点

未調査。

C. 今後の対応

前述した協力大臣の演説では「安定性」の他に、「厳格さ」と「結果の保証」という言葉が使われている。厳しい政治・経済状況の中で、アフリカ諸国に要求される厳格さ、フランス本国自体の経済危機故の、自己に対する厳格さ、すなわち援助の結果が確実なものであること、がそれである。こうした現状を踏まえて、以下の3つの基本が挙げられている。

- ①フランス協力の一体化（＝民事協力と軍事協力、外交網と民事網の協調関係）
- ②援助政策における優先分野の確立（＝教育、健康、農村開発、生産的投資、フランス語の実践）
- ③自らの努力により発展を開始し始めた中間所得国にも優先度を与える。

またIMFを始めとする国際金融機関に対してフランス語圏アフリカ諸国が取るべき調整政策として以下の7点を挙げている。

- ①国の再建に役立つ方策に関する対話と協議の強化。
- ②厳格さの要請。
- ③給与問題と予算の透明化に関する約束を守る。
- ④政治自由化は経済・財政の浄化と同時平行させる。
- ⑤フランス圏諸国と国際金融機関対話の再開の重要性。
- ⑥今後はフランス援助は開発分野に限定する。（今まででは給与支払い等の予算調整によく用いられた。）
- ⑦フランスはアフリカ大陸における援助の現水準（対アフリカ贈与国中第一位）を維持する。

同協力大臣の年頭（1月3日）の1994年度方針演説においても、上述の「厳格さ」、「安定性」、「信頼」、「結果の保証」という立場を再度確認している。その内容は以下の5点にまとめることができる。

- ①経済の実効的な再建に重点を置いての、手段の均衡。
- ②主要な分野へ努力を集中しつつFACに開発の先導的役割を与える。
- ③法治国家への変遷過程に現実対応的ではあるが一貫的な注意を払う。
- ④国内の他のODA実施機関に協力省の声を届かせ、監督・調整の責務を遂行する。
- ⑤協力省内部において、機構改革を通じ各自の任務を明確化する。

出典：「JICA在外事務所報告・先進国援助機関調査報告書」

参考文献・資料リスト（フランス）

文 献 名	発行年	著者・発行所
我が国の政府開発援助（上巻）	1993	外務省経済協力局編 ㈱国際協力推進協会発行
主要先進国の無償援助	1989	外務省経済協力局監修 ㈱国際開発ジャーナル社発行
先進国援助機関・国際機関における開発調査 実施方法に関する調査報告書	1987	国際協力事業団 国際協力総合研修所
先進国援助機関におけるコンサルタント契約 実態調査（ヨーロッパ班）報告書	1988	国際協力事業団調達部
JICA在外事務所報告 ・先進国援助機関調査報告書	1994	JICA
DONOR PROFILES	1990	UNDP